

# ドイツ民法Ⅱ (債務関係法)



2015年6月

国立国会図書館調査及び立法考査局

調査資料  
2015-1-a

現代社会はますます複雑かつ多様化し、国政審議においても広範で多角的な情報が求められております。このような状況に対応するため、国立国会図書館調査及び立法考査局は『基本情報シリーズ』を刊行いたします。このシリーズは、国政課題に関する基本的な情報をさまざまな視点から提供するものです。

# ドイツ民法Ⅱ (債務関係法)

山口 和人

(専門調査員 行政法務調査室主任)

2015年6月

国立国会図書館  
調査及び立法考査局



# 目次

はじめに	1
第2編 債務関係法	3
第1章 債務関係の内容	3
第1節 給付の義務	3
第2節 債権者遅滞	12
第2章 普通取引約款による法律行為による債務関係の形成	14
第3章 契約から生じる債務関係	20
第1節 創設、内容及び終了	20
第1款 創設	
第2款 消費者契約における原則及び特別の販売形式	
第1目 消費者契約における適用範囲及び原則	
第2目 営業所外で締結される契約及び遠隔販売契約	
第3目 電子的取引における契約	
第4目 異なる約定及び証明の負担	
第3款 契約の変更及び終了	
第4款 一方による給付決定権	
第2節 双務契約	29
第3節 第三者に対する給付の約束	31
第4節 手付、違約罰	32
第5節 解除、消費者契約における撤回権	34
第1款 解除	
第2款 消費者契約における撤回権	
第4章 債務関係の消滅	41
第1節 弁済	41
第2節 供託	43
第3節 相殺	44
第4節 免除	45
第5章 債権の譲渡	46
第6章 債務引受	47
第7章 多数の債務者及び債権者	48
第8章 個別的債務関係	50
第1節 売買、交換	50
第1款 総則	

第2款	売買の特別の方式	
第1目	見本売買	
第2目	買戻し	
第3目	先買い	
第3款	消費財売買	
第4款	交換	
第2節	タイムシェアリング住居権契約、長期休暇用商品に関する契約、仲介契約及び交換システム契約	59
第3節	金銭消費貸借契約、事業者と消費者との間の資金調達援助及び分割提供契約	61
第1款	金銭消費貸借契約	
第1目	総則	
第2目	消費者金銭消費貸借契約の特則	
第2款	事業者と消費者との間の資金調達援助	
第3款	事業者と消費者との間の分割提供契約	
第4款	強行規定、生存基盤設定者への適用	
第4節	贈与	70
第5節	使用貸借契約、用益貸借契約	73
第1款	使用貸借関係に関する総則	
第2款	住居に関する使用貸借関係	
第1目	総則	
第1a目	保存及び現代化の措置	
第2目	賃料	
第1細目	賃料に関する約定	
第2細目	賃料の額に関する規定	
第3目	使用貸借人の質権	
第4目	契約当事者の交替	
第5目	使用貸借関係の終了	
第1細目	総則	
第2細目	期間の定めのない使用貸借関係	
第3細目	期間の定めのある使用貸借関係	
第4細目	従業員用住居	
第6目	使用貸借された住居に住居所有権が形成された場合の特則	
第3款	その他の物に関する使用貸借関係	
第4款	用益貸借契約	
第5款	土地用益貸借契約	
第6節	使用貸借	107
第7節	物品消費貸借契約	108

第8節 雇用契約及び類似の契約	108
第1款 雇用契約	
第2款 治療契約	
第9節 請負契約及び類似の契約	116
第1款 請負契約	
第2款 旅行契約	
第10節 仲介契約	126
第1款 総則	
第2款 消費者金銭消費貸借契約の仲介	
第3款 婚姻仲介	
第11節 懸賞広告	128
第12節 委任、事務処理契約及び支払役務	129
第1款 委任	
第2款 事務処理契約	
第3款 支払役務	
第1目 総則	
第2目 支払役務契約	
第3目 支払役務の提供及び利用	
第1細目 支払行為の認証、支払認証手段	
第2細目 支払行為の遂行	
第3細目 責任	
第13節 委任によらない事務管理	141
第14節 寄託	143
第15節 旅店主のもとへの物の持込み	144
第16節 組合	145
第17節 共同関係	150
第18節 終身定期金	152
第19節 不完全債務	153
第20節 保証	153
第21節 和解	155
第22節 債務の約束、債務の承認	155
第23節 指図	156
第24節 無記名債券	157
第25節 物の提示	159
第26節 不当利得	160
第27節 不法行為	161





## はじめに

国立国会図書館 調査及び立法考査局  
専門調査員 行政法務調査室主任 山口 和人

ここに訳出したのは、現行ドイツ民法典（Bürgerliches Gesetzbuch. 略称 BGB）のうち、第2編 債務関係法（第241条から第853条まで）の全文である。

この翻訳は、既に刊行された『ドイツ民法I 総則』に続くものである。総則編の翻訳と併せ、現在国会に提出されている我が国の現行民法典の債権法を中心とする改正法案の審議に資することを目的としたものである。

訳出に当たっては、総則編と同様、原法文の内容の正確かつ理解しやすい訳出に努めることを第一とし、同時に法文の形式や言い回しを我が国の民法典のそれにできるだけ近付けることにも留意した。参考文献に掲げた資料及び訳注で引用した資料から貴重な情報と示唆を得たことはもちろんであるが、もとより翻訳内容の至らないところは、全て訳者の責めに帰すべきものである。

この翻訳が、総則編の翻訳と併せ、国会議員その他の国会関係者、法律実務家、研究者及び広く国民の皆様にとって、当面の民法改正問題を始めとして、我が国の民法について考える際の一助となることができれば幸いである。

2015年6月

ドイツ民法典翻訳の出典、凡例及び参考文献

以下に掲げる翻訳は、ドイツの連邦法務及び消費者保護省ウェブサイトにおける現行ドイツ民法典（2014年7月22日最終改正）のテキスト全文 <<http://www.gesetze-im-internet.de/bundesrecht/bgb/gesamt.pdf>>のうち、第2編 債務関係法の本文（目次を含む）を訳出したものである。

法文中には、「公式の注（Amtlicher Hinweis）」と「脚注（Fußnote）」があり、これらは全て、その名称を付して訳出した。また、テキストの法文中には、略称等を（ ）で表記したものがあため、これをそのまま（ ）に入れて表記又は訳出した。一方、訳者において補った語は、[ ]を用いて区別した。また、訳者が付した注は「訳注」と表記している。

参考文献（債務関係法部分の訳出に当たり参照したもの。訳注のみで引用したものを除く。）

法務省民事局参事官室（参与室）編『民法（債権関係）改正に関する比較法資料』（別冊 NBL No.146）商事法務, 2014.

山田晟・村上淳一編『ドイツ法講義』青林書院新社, 1974.

山田晟『ドイツ法律用語辞典』（改訂増補版）大学書林, 1993.（訳注では、山田『ドイツ法律用語辞典』として引用する。）

Franz Jürgen Säcker, Roland Rixecker (Hrsg.), *Münchener Kommentar zum Bürgerlichen Gesetzbuch*, 6. Aufl., Bd.2-6, München: Beck, 2012-2013.

Hanns Prütting, Gerhard Wegen, Gerd Weinreich (Hrsg.), *BGB: Kommentar*, 7., neu bearbeitete und erw. Aufl., Köln: Luchterhand, 2012.

Begründet von Carl Creifelds, herausgegeben von Klaus Weber, bearbeitet von Gunnar Cassardt et. al., *Rechtswörterbuch*, 20., neu bearbeitete Aufl., München: Beck, 2011.（訳注では、*Creifelds Rechtswörterbuch* として引用する。）

第2編 債務関係法 [Recht der Schuldverhältnisse]

第1章 債務関係の内容 [Inhalt der Schuldverhältnisse]

第1節 給付の義務 [Verpflichtung der Leistung]

第241条 債務関係から生じる義務

- (1) 債務関係の効力により、債権者は、債務者の給付を請求する権利を有する。給付は、不作為の形態でも成立することができる。
- (2) 債務関係は、その内容により、他方の当事者の権利、法益及び利益を顧慮することを、いずれの当事者にも義務付けることができる。

第241a条 発注されていない給付 [Unbestellte Leistungen]

- (1) 強制執行措置若しくはその他の裁判所の措置に基づかずに売却される動産（商品）の提供又は事業者による消費者に対するその他の給付は、消費者がその商品又はその他の給付を発注しなかったときは、消費者に対する請求権の根拠とはならない。
- (2) 給付が受領者に向けたものとして定められず、又は誤った発注の観念で行われ、かつ、受領者が、このことを認識していたか、又は取引において必要な注意を払えば認識することができたであろうときは、法律上の請求権は、排除されない。
- (3) 消費者の不利益となるように、この条の規定に反してはならない。この条の規定は、別途の形態で潜脱されるときにおいても適用する。

\*) 公式の注：この規定は、遠隔販売における契約締結に際しての消費者保護に関する1997年5月20日の欧州議会及び理事会の指令97/7/EC（EC官報L144号19頁）第9条の規定の国内法化に資するものである。

第242条 誠実及び信義に従った給付

債務者は、取引慣行に配慮した誠実及び信義 [Treu und Glauben] が要請するところに従って給付を行う義務を負う。

第243条 種類債務

- (1) 種類のみによって指定された物を給付する債務を負う者は、中等の品質を有する物を給付しなければならない。
- (2) 債務者が、前項に規定する物の給付をするために必要な行為を完了したときは、以後債務関係は、その物に限定される。

第244条 外国通貨債務

- (1) ユーロ以外の通貨で表示された金銭債務を国内で支払うべきときは、他の通貨による支払が明示的に約定されているときを除き、ユーロで支払うことができる。
- (2) 換算は、支払地において支払時に決定される市場価格に従って行う。

第245条 金種債務

金銭債務が、支払時には流通していない特定の通貨の種類で支払われるべきときは、支払は、通貨の種類が特定されていないときと同様に行うものとする。

#### 第 246 条 法定利率 [Gesetzlicher Zinssatz]

債務が法律又は法律行為により利息を伴う場合において、別段の定めがないときは、その利率は、年 4% とする。

#### 第 247 条 基礎利率 [Basiszinssatz]

(1) 基礎利率<sup>(1)</sup>は、3.62% とする。基礎利率は、毎年 1 月 1 日と 7 月 1 日に、直近の基礎利率の変更から参照数値の上昇又は減少の百分比率分だけ変化する。参照数値とは、該当する半年間の最初の日付前の最新の欧州中央銀行の主要リファイナンス運用 [Hauptrefinanzierungsoperation] のための利率をいう。

(2) ドイツ連邦銀行は、現行の基礎利率を、前項第 2 文に規定する時点の後、遅滞なく、連邦官報に公示しなければならない。

\*) 公式の注：この規定は、商取引における支払遅滞の防止に関する 2000 年 6 月 29 日の欧州議会及び理事会の指令 2000/35/EC (EC 官報 L200 号 35 頁) 第 3 条の規定の国内法化に資するものである。

#### 第 248 条 複利

(1) 弁済期の到来した利息が更に利息を生じるとの、あらかじめ行われた約定は、無効[nichtig]<sup>(2)</sup> とする。

(2) 貯蓄銀行、金融機関及び銀行事業所有者は、預金から徴収された利息が、利息を生じる新たな預金とならないようにすることをあらかじめ約定することができる。その提供した貸金の額に対して利息を生じる無記名債券を発行する権利を有する金融機関は、かかる貸金の場合に、未払利息に対する利息発生をあらかじめ約束させることができる。

#### 第 249 条 損害補填の方式及び範囲

(1) 損害補填の義務を負う者は、補填を義務付ける事情が生じなかったとすれば存在したであろう状態を回復 [herstellen] しなければならない。

(2) 人の傷害又は物の損壊により損害補填をしなければならないときは、債権者は、状態の回復に代えて、そのために必要な金額を求めることができる。物の損壊の場合には、前文の規定により必要な金額には、付加価値税が事実上課税される場合に、課税される範囲で、付加価値税を含む。

#### 第 250 条 期間設定後の金銭による損害賠償

債権者は、状態回復のための損害補填義務を負う者に対して、相当の期間を定めて、状態の回復を期間経過後は拒絶する旨の意思表示を行うことができる。債権者は、状態の回復が適時に行われなときは、期間経過後に、金銭による損害賠償を求めることができ、その場合には、状態の回復に対する請求権は、排除される。

#### 第 251 条 期間設定のない金銭による損害賠償

(1) 状態の回復が不可能又は債権者の損害補填に不十分である限りにおいて、補填義務者は、債権者に対し、金銭で損害を賠償しなければならない。

---

(1) 訳注：基礎利率とは、多くの種類の利息債務の基礎となる利率をいい、第 247 条第 1 項に規定するとおり、毎年、1 月 1 日と 7 月 1 日に欧州中央銀行のリファイナンス利率に応じて変更される。Creifelds Rechtswörterbuch, „Basiszinssatz“ 参照。基礎利率に関連した規定として、第 288 条第 1 項及び第 2 項、第 503 条第 2 項参照。

(2) 訳注：「無効」を意味する nichtig と unwirksam について、学説上は前者は絶対的無効、後者は、追認等により有効となる余地のある相対的無効と解されているが、民法典の用例は不統一であるといわれる。山田『ドイツ法律用語辞典』。このため、この翻訳では、nichtig は「無効」、unwirksam は「効力を有しない」と区別して訳した。

(2) 状態の回復が不相応な費用をもってしか可能でないときは、補填義務者は、債権者に対し、金銭で損害を賠償することができる。負傷した動物の治療から生じる費用は、それが動物の価値を著しく超えるときであっても不相応とはいえない。

#### 第 252 条 逸失利益

賠償すべき損害には、逸失した利益も含む。逸失した利益とは、通常の事態の進行又は特別の事情、特に講じられた準備及び対策によれば、蓋然性をもって期待することができるであろう利益をいう。

#### 第 253 条 非物質的損害

(1) 財産的損害でない損害を理由としては、金銭による賠償は、法律により定められた場合にのみ請求することができる。

(2) 身体、健康、自由又は性的自己決定の侵害を理由として損害賠償が行われるときは、財産的損害でない損害を理由としても、適正な金銭賠償を請求することができる。

#### 第 254 条 共同の故意・過失 [Mitverschulden]

(1) 損害の発生に被害者の故意・過失 [Verschulden]<sup>(3)</sup> が寄与しているときは、損害賠償の義務及びなされるべき損害賠償の範囲は、諸事情、特に損害がどの程度に主として一方又は他方の当事者によって引き起こされたのかに依存する。

(2) 被害者の故意・過失が、債務者が知らず、かつ、知り得べきでなかった著しく高い損害の危険性に債務者の注意を喚起する行為をしなかったこと、又は被害者が損害を回避し若しくは減少させる行為をしなかったことに限定されるときも前項と同様である。第 278 条の規定をこの項に準用する。

#### 第 255 条 損害賠償請求権の譲渡

物又は権利の喪失に対して損害賠償をしなければならない者は、物の所有権又は第三者に対する権利に基づいて賠償請求権者に帰属する請求権の譲渡に対してのみ賠償の義務を負う。

#### 第 256 条 費用の利息

費用について償還義務を負う者は、費消された額、又は、金銭以外の対象が費消されたときは、その価値の償還として支払うべき額に、費用支出の時から利息を付さなければならない。償還義務者に対して引き渡さなければならない対象に対して費用が支出されたときは、償還請求権者に対象の利用又は果実が代償を支払うことなく残存している期間については、利息を支払うことを要しない。

#### 第 257 条 免責の請求

ある目的のために支出した費用についてその償還を請求することができる者は、この目的のため債務を引き受けたときは、債務からの免責を請求することができる。債務が未だ履行期にないときは、償還義務者が、免責に代えて、償還請求権者に対して、担保を提供することができる。

#### 第 258 条 収去権

他人に引き渡した物から設備を収去する権利を有する者は、収去を行う場合において、自己

(3) 訳注：Verschulden の語は、総則編では、「責めに帰すべき事由」等と訳したが、本編では、履行補助者等の他人の有責な行為に対して「責任を負う」(verantwortlich)、「責めを負う」(vertreten) 等の表現が頻出することから、訳語の混乱を避けるため、「責めに帰すべき事由」と同義として「故意・過失」(「故意又は過失」の意味)と訳した。また、文脈上、「故意・過失」と訳すことが適切でない判断される場合(第 309 条第 7 号)には、「帰責事由」と訳した。山田『ドイツ法律用語辞典』„Verschulden“の項参照。

の費用でその物を従来の状態にしなければならない。その他人が物の占有を得ているときは、その者は、取去を許可しなければならないが、取去と結合した損害のために担保が提供されるまで、許可を拒絶することができる。

#### 第 259 条 会計報告義務の範囲

- (1) 収入又は支出と結合した管理に関して会計報告義務を負う者は、権利者に対し、収入又は支出が整序された表を含む会計報告を行わなければならないが、証拠書類を添付することが通常であるときは、これを提出しなければならない。
- (2) 会計報告に含まれる収入に関する記載事項が、必要な注意を払わずに作成されたと推認することに理由があるときは、義務者は、請求に応じて、自己が最善の知識に従い、自己にとって可能な限り完全に収入を記載した旨を、宣誓に代えて調書で保証しなければならない。
- (3) 重要性の少ない事項においては、宣誓に代えて保証する義務は、存在しない。

#### 第 260 条 対象全体の引渡し又はこれに関する情報提供に際しての義務

- (1) 対象の全体を引き渡し、又は、かかる全体の構成について情報提供を行う義務を負う者は、権利者に対し、構成物の目録を提出しなければならない。
- (2) 目録が、必要な注意を払わずに作成されたと推認することに理由があるときは、義務者は、請求に応じて、自己が最善の知識に従い、自己にとって可能な限り完全に構成物を記載した旨を、宣誓に代えて調書で保証しなければならない。
- (3) 前条第 3 項の規定は、この条に適用する。

#### 第 261 条 宣誓に代わる保証の変更、費用

- (1) 裁判所は、宣誓に代わる保証を、事情に対応して変更することを決定することができる。
- (2) 宣誓に代わる保証をさせる費用は、保証を請求した者が負担しなければならない。

#### 第 262 条 選択債務、選択権

複数の給付が、債務の対象となり、そのうちの 1 つ又はその他の給付を行わなければならない場合であって、疑いのあるときは、選択権は、債務者が有する。

#### 第 263 条 選択権の行使、効力

- (1) 選択は、相手方に対する意思表示によって行う。
- (2) 選択された給付は、当初から、そのみが債務の対象であったものとみなす。

#### 第 264 条 選択権者の遅滞

- (1) 選択権を有する債務者が、強制執行の開始前に選択を行わないときは、債権者は、その選択に従い、強制執行を、ある給付又はその他の給付に対して行うことができるが、債務者は、債権者が、選択した給付の全部又は一部を受領していない限りにおいて、残存する給付により、自己の義務を免れることができる。
- (2) 選択権を有する債権者が遅滞にあるときは、債務者は、適切な期間を定めて、債権者に対し、選択を行うよう催告することができる。債権者が適時に選択を行わないときは、その期間の満了とともに、選択権は、債務者に移転する。

#### 第 265 条 選択債務の場合の不能

給付の 1 つが当初から不能であるか、又は後に不能となったときは、債務関係は、残存する給付に限定される。選択権を有しない当事者が責めを負うべき [zu vertreten hat] 事情の結果、給付が不能となったときは、この限定は生じない。

### 第 266 条 部分給付

債務者は、部分給付を行う権利を有しない。

### 第 267 条 第三者による給付

- (1) 債務者が自身で給付を行うことを要しないときは、第三者も給付を行うことができる。この場合においては、債務者の追認を要しない。
- (2) 債務者が異議を唱えたときは、債権者は、給付を拒絶することができる。

### 第 268 条 第三者の弁済権

- (1) 債権者が、債務者に属する対象の 1 つに対して強制執行を行ったときは、強制執行によりその対象に対する権利を失う危険のあるいずれの者も、債権者を満足させる権利を有する。強制執行により、占有を喪失する危険のある物の占有者も同じ権利を有する。
- (2) 債権者を満足させることは、供託又は相殺によっても行うことができる。
- (3) 第三者が債権者を満足させた限りにおいて、債権は、第三者に移転する。債権の移転は、債権者の不利益となるように主張することはできない。

### 第 269 条 給付の場所

- (1) 給付をなすべき場所が定められず、諸事情、特に債務関係の属性からも推知できないときは、給付は、債務者が債務関係の成立時に住所を有していた場所で行わなければならない。
- (2) 債務が債務者の営業所で成立した場合において、債務者が、その営業の本拠を他の場所に有していたときは、営業の本拠の場所をもって住所に代える。
- (3) 債務者が送付の費用を引き受けたとの事情のみから、送付の目的地が給付の場所であると推認してはならない。

### 第 270 条 支払の場所

- (1) 疑いのあるときは、金銭は、債務者が、その危険及び費用において、債権者の住所地でこれを債権者に引き渡さなければならない。
- (2) 債権が、債権者の営業所で発生した場合であって、債権者が、その営業の本拠を他の場所に有するときは、営業の本拠の場所をもって住所に代える。
- (3) 債務関係の成立後に行われた債権者の住所又は営業の本拠の変更の結果、引渡しの費用又は危険が増大したときは、債権者は、前者の場合には費用の増加分を、後者の場合には危険を負担しなければならない。
- (4) この条の規定は、給付の場所に関する規定の適用を妨げない。

### 第 271 条 給付の時

- (1) 給付をなすべき時が定められず、諸事情からも推知できないときは、債権者は、直ちに給付を求めることができ、債務者は、直ちに給付を行うことができる。
- (2) 給付をなすべき時が定められている場合において、疑いのあるときは、債権者は給付をその時の前には求めることはできないが、債務者は、その時の前に給付を行うことができるものと推認する。

### 第 271a 条 支払期限、検査期限又は引取期限に関する約定

- (1) 債権者が、反対給付の受領後 60 日を超えたときに初めて代金債権の履行を請求することができるとの約定は、それが明示的になされたものであって、債権者の利益に対して著しく不公正でないときに限り、効力を有する。反対給付の受領後、債務者に対して、計算書又は同等の価値を有する支払明細書が到達したときは、これらの計算書又は支払明細書の到達の時点が、

前文にいう反対給付の受領の時点に代わるものとする。他の時点が証明されるまでは、計算書又は支払明細書の到達の時点が、反対給付の時点となることが推定され、債権者が、より遅い時点を示したときは、この時点が、反対給付受領の時点に代わるものとする。

(2) 債務者が、競争制限防止法第98条第1号から第3号までにいう、公的な委託者であるときは、前項の規定にかかわらず、次の規定を適用する。

1. 債権者が、反対給付の受領後30日を超えたときに初めて代金債権の履行を請求することができるとの約定は、それが明示的になされたものであって、債務関係の特別の性質又は特徴に基づき、客観的に正当化することができるときに限り、効力を有する。
2. 債権者が、反対給付の受領後60日を超えたときに初めて代金債権の履行を請求することができるとの約定は、効力を有しない [unwirksam]<sup>(4)</sup>。

前項第2文及び第3文の規定は、この項に準用する。

(3) 代金債権が、反対給付の検査又は引取りの後に初めて履行することができる場合において、検査又は反対給付の引取りの時が、反対給付の受領後30日を超えたときに初めて行われるとの約定は、それが明示的になされたものであって、債権者の利益に対して著しく不公正でないときに限り、効力を有する。

(4) 第1項から第3項までの規定により約定が効力を有しなくなったときは、契約は、残りの部分について効力を有する。

(5) 第1項から第3項までの規定は、次に掲げるものには適用しない。

1. 一部支払及びその他の分割払の約定
2. 消費者が代金債権の履行を債務として負う債務関係

(6) 第1項から第3項までの規定は、支払期間、検査期間又は引取期間に関する約定に対する制限が発生するその他の規定の適用を妨げない。

脚注

(第271a条：適用につき、民法典施行法 [第229条]<sup>(5)</sup> 第34パラグラフ参照)

### 第272条 中間利息

債務者が、無利息の債務を履行期前に弁済したときは、債務者は、中間利息を理由とした控除をする権利を有しない。

### 第273条 留置権

(1) 債務者が、自己の義務の基礎となっている同一の法律関係から、履行期の到来した請求権を債権者に対して有するときは、その債務関係から別段のことが生じない限り、自己に対する給付が行われるまで、自己が債務として負う給付を拒絶することができる (留置権)。

(2) ある対象の引渡義務を負う者は、対象に対する費用により、又は対象によって自己に生じた損害により、弁済期にある請求権が自己に帰属するときは、その者が対象を故意により行われた不法行為によって取得したときを除き、前項と同じ権利を有する。

(3) 債権者は、担保の提供により、留置権の行使を回避することができる。保証人による担保提供は、許されない。

### 第274条 留置権の効力

(1) 債権者の訴えに対する留置権の主張は、債務者が、自己に帰属する給付の受領と引換えに

---

(4) 訳注：前掲注(2)参照。

(5) 訳注：法文中の脚注には、条数が記載されていないが、訳者において条数を確認したため、これを記載した。



給付をなすべきこと（引換給付）の判決を受ける効力のみを有する。

(2) 前項の判決に基づき、債権者は、債務者が受領遅滞にあるときは、強制執行の方法による自己に属する給付の実現をすることなく、自己の請求権を追求することができる。

#### 第 275 条 給付義務の排除

(1) 給付請求権は、給付が債務者又はいずれの者にとっても不可能であるときは、排除される。

(2) 債務者は、給付が、債務関係の内容及び誠実及び信義の要請を考慮しても、給付に対する債権者の利益に対して不均衡となる費用を要するときは、給付を拒絶することができる。債務者に対して期待可能な努力の決定に際しては、債務者が給付障害について責めを負うべきかどうかも考慮しなければならない。

(3) 債務者は、さらに、給付を自ら行わなければならない、かつ、自己の給付を妨げる障害と債権者の給付の利益とを衡量した場合に給付を期待することができないときは、給付を拒絶することができる。

(4) 債権者の権利は、第 280 条、第 283 条から第 285 条まで、第 311a 条及び第 326 条の規定により定める。

＊）公式の注：この規定は、消費財の購入及び担保の諸点に関する 1999 年 5 月 25 日の欧州議会及び理事会の指令 1999/44/EC（EC 官報 L171 号 12 頁）の国内法化にも資するものである。

#### 第 276 条 債務者の責任

(1) 債務者は、故意 [Vorsatz] 及び過失 [Fahrlässigkeit]<sup>(6)</sup> より厳格な、又はより緩やかな責任が定められていない場合であって、かつ、それらの責任が、債務関係のその他の内容、特に、保証の引受又は調達危険の引受からも導き出すことができないときは、故意及び過失について責任を負わなければならない。第 827 条及び第 828 条の規定を、この項に準用する。

(2) 取引において必要な注意を怠った者は、過失により行為したものとする。

(3) 故意による責任は、債務者に対して事前に免じることができない。

#### 第 277 条 自己の事務における注意

自己の事務に通常適用される注意のみに責任を負う者は、重大な過失による責任を免れない。

#### 第 278 条 第三者に対する債務者の責任

債務者は、自己の法定代理人及び自己の義務の履行のため使用した者の故意・過失について、自己の故意・過失と同じ範囲で責任を負う。この場合において、第 276 条第 3 項の規定は、適用しない。

#### 第 279 条

削除

#### 第 280 条 義務違反による損害賠償

(1) 債務者が、債務関係から生じる義務に違反したときは、債権者は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。債務者が義務違反について責めを負わないときは、この限りでない。

(2) 債権者は、給付の遅延による損害賠償を、第 286 条の追加的要件の下でのみ請求することができる。

(3) 債権者は、給付に代わる損害賠償を、第 281 条、第 282 条又は第 283 条の追加的要件の下

(6) 訳注：前掲注(5)参照。

でのみ請求することができる。

#### **第 281 条 履行されなかったか又は債務に従って履行されなかった給付に代わる損害賠償**

- (1) 債務者が、履行期にある給付を履行しなかったか又は債務に従って履行しなかった場合において、債権者が債務者に対し、給付又は履行の追完のための適切な期間を定めても効果がなかったときは、債権者は、第 280 条第 1 項の要件の下に、給付に代わる損害賠償を請求することができる。債務者が部分的給付を行ったときは、債権者は、部分的給付にかなる利益も持たないときに限り、給付全体に代わる損害賠償を請求することができる。債務者が給付を債務に従って履行しなかった場合は、義務違反が著しいときを除き、債権者は、給付全体に代わる損害賠償を請求することができない。
- (2) 債務者が、真意として、かつ、最終的に給付を拒絶したとき、又は双方の利益を衡量した上で、直ちに損害賠償請求の主張をすることを正当化する特別の事情が存在するときは、期間の設定は省略することができる。
- (3) 義務違反の種類により、期間の設定が考慮の対象とならないときは、警告をもってこれに代える。
- (4) 債権者が給付に代えて損害賠償を請求したときは、直ちに、給付に対する請求権は排除される。
- (5) 債権者が給付全体に代わる損害賠償を請求したときは、債務者は、第 346 条から第 348 条までの規定により、給付した物の返還請求を行う権利を有する。

#### **第 282 条 第 241 条第 2 項に規定する義務の違反による、給付に代わる損害賠償**

債務者が、第 241 条第 2 項に規定する義務に違反した場合において、債権者に対して、債務者による給付を受けることを期待することがもはや不可能であるときは、債権者は、第 280 条第 1 項の要件の下に、給付に代わる損害賠償を請求することができる。

#### **第 283 条 給付義務が排除される場合の給付に代わる損害賠償**

債務者が、第 275 条第 1 項から第 3 項までの規定により給付を行う必要がないときは、債権者は、第 280 条第 1 項の要件の下に、給付に代わる損害賠償を請求することができる。第 281 条第 1 項第 2 文及び第 3 文並びに同条第 5 項の規定は、この場合に準用する。

#### **第 284 条 無益となった費用の賠償**

債権者は、給付に代わる損害賠償に代えて、給付の受領を期待して支出し、かつ、正当に支出することができた費用について、債務者の義務違反がなかったとしても、支出の目的を達することができなかつたであろう場合を除き、その賠償を請求することができる。

#### **第 285 条 補償の引渡し**

- (1) 債務者が、第 275 条第 1 項から第 3 項までの規定により、給付を行う必要がないことの根拠となった事情の結果、債務の対象に代えて補償又は補償請求権を取得したときは、債権者は、債務者が補償として受け取った物の引渡し又は補償請求権の譲渡を請求することができる。
- (2) 債権者が、給付に代わる損害賠償を請求することができる場合において、債権者が前項に規定する権利を行使したときは、損害賠償は、取得した補償又は補償請求権の価値分だけ減額される。

#### **第 286 条 債務者の遅滞**

- (1) 債務者が、履行期の到来後に行われた債権者の催告に対して給付を行わないときは、催告により遅滞となる。給付の訴えの提起及び支払命令の送達は、催告と同等とする。

- (2) 次に掲げる場合には、催告を要しない。
1. 給付の時が、暦に従って定められているとき。
  2. ある事象が給付に先行するものとされ、給付のための適切な時期が、その事象から暦に従って計算できるように定められているとき。
  3. 債務者が、給付を真意として、かつ、最終的に拒絶しているとき。
  4. 双方の利益を衡量した上で、特別な理由から、直ちに遅滞が発生するとすることが正当化されるとき。
- (3) 代金債権の債務者は、履行期の到来及び請求書又はこれと同価値の支払明細書の到達後遅くとも 30 日以内に給付を行わなければ遅滞となり、このことは、消費者である債務者に対しては、この結果が、請求書又は支払明細書において、特に指摘しているときに限り、効力を有する。請求書又は支払明細書の到達が不確定であるときは、消費者でない債務者は、遅くとも履行期及び反対給付の受領の後 30 日で遅滞となる。
- (4) 債務者は、自己が責めを負わない事情の結果、給付が行われない限りにおいて、遅滞となることはない。
- (5) 遅滞の発生について、第 1 項から第 3 項までの規定に反する合意については、第 271a 条第 1 項から第 5 項までの規定を準用する。

＊）公式の注：この規定は、部分的に、商取引における支払遅滞の防止に関する 2000 年 6 月 29 日の欧州議会及び理事会の指令 2000/35/EC（EC 官報 L200 号 35 頁）の国内法化にも資するものである。

脚注

（第 286 条：適用につき、民法典施行法 [第 229 条]<sup>(7)</sup> 第 34 パラグラフ参照）

### 第 287 条 遅滞中の責任

債務者は、遅滞の間、あらゆる過失の責めを負わなければならない。債務者は、適時に給付を行ったとしても損害が生じたであろう場合を除き、不慮の事故についても給付の責任を負う。

### 第 288 条 遅延利息及びその他の遅延損害

- (1) 金銭債務については、遅滞の間の利息を支払わなければならない。遅延利率は年利 5% を、基礎利率に加える。
- (2) 消費者が関与していない法律行為の場合には、料金債権の利率は、年利 9% を基礎利率に加える。
- (3) 債権者は、その他の法的根拠から、より高い利息を請求することができる。
- (4) その余の損害の主張は、妨げられない。
- (5) 代金債権の債権者は、債務者が消費者でないときは、債務者の遅滞の際に、このほかに、40 ユーロの定額支払請求権を有する。代金債権が、分割払又はその他の割賦払であるときも同様とする。第 1 文に規定する定額は、損害が権利追求の費用に根拠を有する限りにおいて、債務の対象である損害賠償に算入しなければならない。
- (6) 代金債権の債権者の遅延利息に対する請求権を排除する、事前に行われた約定は、効力を有しないものとする。この請求権を制限し、又は代金債権の債権者の前項の規定による定額請求権若しくは権利追求の費用に根拠を有する損害賠償請求権を排除若しくは制限する約定で

(7) 訳注：前掲注(5)参照。

あって、それが債権者の利益に関して著しく不公正であるときも、同様とする。前項に規定する定額請求権の排除又は権利追求の費用に根拠を有する損害賠償請求権の排除に関する約定は、疑いのあるときは、著しく不公正なものみなす。第1文から前文までの規定は、請求権が消費者に向けられているときは、適用しない。

\*) 公式の注：この規定は、部分的に、商取引における支払遅滞の防止に関する2000年6月29日の欧州議会及び理事会の指令2000/35/EC（EC官報L200号35頁）の国内法化にも資するものである。

脚注

（第288条：適用につき、民法典施行法〔第229条〕<sup>(8)</sup>第34パラグラフ参照）

### 第289条 複利の禁止

利息からは、遅延利息を生じさせてはならない。ただし、遅滞によって生じた損害の賠償に対する債権者の権利を妨げない。

### 第290条 価値賠償の利息

債務者が、遅滞中に毀滅し又は遅滞中に生じた原因から引き渡すことができなくなった対象の価値の賠償義務を負うときは、債権者は、賠償されるべき金額の利息を、価値の決定の基礎となった時点から請求することができる。債務者が、遅滞中に劣化した対象の価値の減少を賠償する義務を負うときも同様とする。

### 第291条 訴訟手続中の利息

債務者は、遅滞に陥っていないときでも、訴訟係属の開始時から金銭債務に利息を付さなければならぬが、債務が後に初めて履行期に達するときは、履行期から利息が発生するものとする。第288条第1項第2文、同条第2項及び同条第3項並びに第289条第1文の規定は、この条に準用する。

### 第292条 引渡義務の場合の責任

(1) 債務者がある特定の物を引き渡さなければならぬときは、劣化、毀滅、又はその他の理由から生じた引渡不能を理由とする債権者の損害賠償請求権は、債務関係又は債務者の遅滞から、債権者にとって有利な別段のことが生じない限り、所有者と占有者との間の関係について、所有権に基づく請求権の訴訟係属の開始時から適用される規定に従い、訴訟係属の開始時から算定する。

(2) 利益の引渡し又は補償に対する債権者の請求権及び費用の償還に対する債務者の請求権についても、同様とする。

## 第2節 債権者遅滞 [Verzug des Gläubigers]

### 第293条 受領遅滞

債権者は、提供された給付を受領しないときは、遅滞となる。

### 第294条 現実の提供

給付は、債権者に対してこれを履行することができるように、現実に提供しなければならない。

---

(8) 訳注：前掲注(5)参照。

**第 295 条 口頭の提供**

債権者が、債務者に対し、給付を受領しないことを表示したか、又は給付の履行に債権者の行為が必要であるとき、特に、債権者が債務の対象である物を引き取らなければならないときは、債務者の口頭の提供で足りる。必要な行為を行うよう債権者に催告することは、給付の提供と同等とする。

**第 296 条 提供を要しない場合**

債権者によって行われるべき行為について、暦に従って時が定められているときは、債権者が行為を適時に行ったときに限り、提供を要する。債権者の行為の前にある事象が先行しなければならないが、債権者の行為のために適切な時が、その事象から暦に従って計算することができるという方式で定められているときも、同様とする。

**第 297 条 債務者の不能**

債務者が提供の時又は前条の場合において債権者の行為のために定められた時において、給付を履行することができない状態にあるときは、債権者は、遅滞とならない。

**第 298 条 交換的給付**

債務者が、債権者の給付と引換えでのみ給付を行う義務を負うときは、債権者は、提供された給付を受領する用意をしていたとしても、請求された反対給付を提供しなければ、遅滞となる。

**第 299 条 一時的な受領障害**

給付時が定められていないか、又は債務者が一定時より前に給付を行う権利を有する場合においては、債務者が債権者に対して適切な時に給付を行うことを予告したときを除き、債権者は、提供された給付の受領を一時的に妨げられたことによっては遅滞とならない。

**第 300 条 債権者遅滞の効力**

- (1) 債務者は、債権者の遅滞の間は、故意又は重大な過失についてのみ責めを負う。
- (2) 種類によってのみ定められる物が債務の対象となっているときは、債権者が提供された物を受領しないことにより遅滞となった時点とともに危険が債権者に移転する。

**第 301 条 利息の消滅**

利息を生じる金銭債務について、債務者は、債権者の遅滞の間は、利息を支払うことを要しない。

**第 302 条 用益**

債務者が、ある対象の用益を引き渡すか、又はその補償を行わなければならないときは、債権者の遅滞の間、債務者の義務は、自己が得た用益に制限される。

**第 303 条 占有放棄の権利**

債務者が土地又は登記した船舶若しくは建造中の船舶を引き渡す義務を負うときは、債務者は、債権者の遅滞発生後、占有を放棄することができる。占有の放棄は、予告を行うことができないときを除き、債権者に対して予告しなければならない。

**第 304 条 増加費用の賠償**

債務者は、債権者の遅滞の場合に、不成功に終わった提供並びに債務の対象となった物の保管及び維持のために自己が支出し得べきであった増加費用の賠償を請求することができる。

## 第2章 普通取引約款による法律行為による債務関係の形成 [Gestaltung rechtsgeschäftlicher Schuldverhältnisse durch Allgemeine Geschäftsbedingungen]

\*) 公式の注：この章は、消費者契約における濫用条項に関する 1993 年 4 月 5 日の理事会指令 93/13/EEC (EC 官報 L95 号 29 頁) の国内法化にも資するものである。

### 第 305 条 普通取引約款の契約への編入

(1) 普通取引約款は、多数の契約のために、一方の契約当事者（利用者）が、契約締結の際に、他方の契約当事者に提示する、事前に定式化された契約条件の全てをいう。諸規定が契約の外的な特別の構成部分をなしているか、又は契約書そのものに取り入れられているか、いかなる範囲を有しているか、いかなる書式で書かれているか及び契約がいかなる方式をとっているかを問わない。契約当事者間で契約条件が個別に取り決められる限りにおいて、普通取引約款は、存在しない。

(2) 普通取引約款は、[約款の] 利用者が契約締結の際に次に掲げることを行い、他方の契約当事者が、その効力を承諾したときに限り、契約の構成部分となる。

1. 他方の契約当事者に対し、明示的に、又は明示的な表示が契約締結の種類により不相当な困難の下でのみ可能であるときは、明白に視認可能な告知板により、契約締結場所に表示すること。

2. 他方の契約当事者に対し、利用者にとって認識可能な、他方の当事者の身体的障害も適切に考慮した期待可能な方法で、その内容について知識を得ることができるようにすること。

(3) 契約当事者は、前項に掲げる必要事項を遵守した上で、一定の種類法律行為について、一定の普通取引約款の適用をあらかじめ約定することができる。

### 第 305a 条 特別の場合における編入

次に掲げる場合は、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の要件を遵守していなくても、他方の契約当事者が、その効力を承諾したときは、契約の中に編入される。

1. 所轄の運輸官庁の許可を得て、又は国際協定に基づき定められる鉄道の運賃表及びその施行規則並びに旅客運送法の基準に従って許可された、路面電車、トロリーバス及び路線交通自動車の運送条件は、運送契約に編入される。

2. 電気、ガス、テレコミュニケーション、郵便及び鉄道に関する連邦ネットワーク庁の機関紙において公表され、利用者の営業所において用意されている普通取引約款は、

a) 郵便物の郵便ポストへの投函により、営業所外において締結される運送契約に編入される。

b) 普通取引約款が、他方の契約当事者にとって、不相当な困難の下でのみ、契約締結前に入手できるときは、遠隔コミュニケーション手段の使用により、及び 1 回のテレコミュニケーションサービスの提供中に、直接提供されるテレコミュニケーションサービス、情報サービス及びその他のサービスに関する契約に編入される。

### 第 305b 条 個別合意の優先

個別の契約上の合意は、普通取引約款に優先する。

### 第 305c 条 異例の条項及び多義的な条項

(1) 普通取引約款の規定であって、諸事情、特に契約の外観に照らして、極めて異例であるた

め、利用者の契約の相手方が通常これを予期しないものは、契約の構成部分とはならない。

(2) 普通取引約款の解釈に際しての疑義は、利用者の負担に帰する。

### 第 306 条 契約への編入がなされない場合及び効力不発生の場合の法的効果

(1) 普通取引約款の全部又は一部が契約の構成部分とならないか、又は効力を有しないときは、契約は、その余の部分について効力を有する。

(2) 普通取引約款の規定が、契約の構成部分とならないか、又は効力を有しない範囲において、契約内容は、法律の規定に従って定める。

(3) 前項の規定により予定される変更を考慮してもなお、契約に拘束することが契約の相手方にとって期待不可能な過度の負担をもたらすであろうときは、契約は効力を有しない。

### 第 306a 条 潜脱の禁止

この章の規定は、それが別途の形態で潜脱されるときにおいても適用する。

### 第 307 条 内容の統制

(1) 普通取引約款の規定は、それが、利用者の契約の相手方に対し、誠実及び信義の命令に反して不適切な不利益を与えるときは、効力を有しない。不適切な不利益は、その規定が明確でなく、理解できないことから生じる可能性がある。

(2) 次に掲げるいずれかの場合において、疑いのあるときは、不適切な不利益と推認する。

1. 法律に反する規定が、法律の規律の本質的な基本思想と相容れないとき。

2. 契約の性質から生じる本質的な権利又は義務を制限しているため、契約目的の達成が危うくなっているとき。

(3) 前 2 項の規定並びに第 308 条及び第 309 条の規定は、普通取引約款の規定のうち、法令の規定に反し又は法令の規定を補充する規律が約定されているものみに適用する。その他の規定は、第 1 項第 1 文と結合した同項第 2 文の規定に従って、効力を有しないものとすることができる。

### 第 308 条 評価可能性を有する条項の禁止

普通取引約款においては、特に次に掲げる規定は、効力を有しない。

#### 1. (受領及び給付期間)

利用者が、不適切に長い期間又は十分に定められていない期間を申込みの承諾若しくは拒絶又は給付の履行のための期間として自己のために留保する規定。ただし、第 355 条第 1 項及び第 2 項の規定による撤回期間の満了後に初めて給付を行うことができるとの留保の場合を除く。

#### 1a. (支払期間)

利用者が、契約の相手方の対価債権の履行のために、不適切に長い期間を自己のために留保する規定。利用者が、消費者でない場合であって疑いのあるときは、反対給付の受領後 30 日間を超える期間、又は、債務者に対して反対給付の受領後、計算書又はこれと同等の価値を有する支払明細書が到達したときは、それらの到達後 30 日を超える期間は、不適切に長い期間と推認する。

#### 1b. (検査及び引取期間)

利用者が、反対給付の検査又は引取りのための不適切に長い期間後に初めて契約の相手方の代金債権に対して履行を行うことを自己のために留保する規定。利用者が、消費者でない場合であって、疑いのあるときは、反対給付の受領後 15 日を超える期間は、不適切

に長い期間と推認する。

2. (猶予期間)

利用者が、自己により履行されるべき給付のため、法律の規定に反して不適切に長い期間又は十分に定められていない期間を自己のために留保する規定

3. (解除権の留保)

客観的に正当化される理由及び契約に記載されている理由なく、利用者がその給付義務を免れる権利を定める約定。ただし、継続的債務関係には、適用しない。

4. (変更権の留保)

約束された給付を変更し又はこれに反する利用者の権利を定める約定であって、その変更又は違反許容の約定が、利用者の利益を考慮しており、契約の相手方にとって期待可能なものでないとき。

5. (擬制された意思表示)

一定の行為を行う場合又は行わない場合に、利用者の契約の相手方の意思表示がその者によって行われたか又は行われなかったとみなす規定。ただし、次に掲げることのいずれも満たす場合を除く。

a) 契約の相手方に、明示的意思表示を行うための適切な期間が与えられていること。

b) 利用者が、契約の相手方に対し、期間の始めに、相手方の行為に付与される予定の意味について特に指摘する義務を負うこと。

6. (到達の擬制)

特別の意味を有する利用者の意思表示が、契約の相手方に到達したとみなされることを予定する規定

7. (契約の清算)

利用者が、一方の契約当事者が契約を解除し又は契約の解約告知を行ったときのために、次のいずれかを追求することができることを定める規定

a) 物若しくは権利の利用若しくは使用又は履行された給付に対する、不適切に高額の特価

b) 不適切に高額の特価の費用償還

8. (給付の入手不能)

第3号の規定により許容される、給付の入手不能の場合に契約履行義務を免れる利用者の留保の約定であって、利用者が、次のいずれの義務も負わないとする規定

a) 契約の相手方に対して遅滞なく入手不能であることについて情報提供する義務

b) 契約の相手方の反対給付に対して遅滞なく賠償を行う義務

脚注

(第308条：適用につき、民法典施行法[第229条]<sup>(9)</sup>第34パラグラフ参照)

**第309条 評価可能性のない条項の禁止**

法律の規定に反することが許容される場合であっても、普通取引約款において、次に掲げる規定は、効力を有しない。

1. (短期間の価格引上げ)

契約締結後4月以内に引き渡され、又は履行されるべき商品又はサービスの代価の引上

---

(9) 訳注：前掲注(5)参照。



げを予定する規定。継続的債務関係の範囲内で引き渡され、又は履行される商品又はサービスについては、この限りでない。

2. (給付拒絶権)

次のいずれかを定める規定

- a) 第 320 条の規定により、利用者の契約の相手方が有する給付拒絶権を排除し、又は制限すること。
- b) 利用者の契約の相手方が有する、同一の契約関係に基づく留置権を排除し、又は制限し、特に、利用者による瑕疵 [Mängel] の承認に依存させること。

3. (相殺の禁止)

利用者の契約の相手方に対し、争いがないか、又は既判力をもって確定した債権により相殺を行う権限を剥奪する規定

4. (催告、期間設定)

契約の相手方に対して催告を行い、又は給付若しくは履行の追完のために期間を設定する利用者の法的義務を免れさせる規定

5. (損害賠償請求権の一括金化)

損害賠償又は価値減少の補償に対する利用者の一括金請求権の約定であって、次のいずれかに該当するもの

- a) 一括金が、規定された場合において、通常の経過に従うとすると予想される損害又は通常生じる価値の減少を超えるもの
- b) 契約の相手方に対し、損害若しくは価値の減少はおおよそ生じていないか、又はこれらが一括金よりも低いとの証明を行うことを明示的には許容していないもの

6. (違約罰)

給付の引取拒絶、引取遅延若しくは支払遅延の場合のため、又は、契約の相手方が契約を解約した場合のため、利用者に対して違約罰を支払うことを内容とする規定

7. (生命、身体、健康の侵害の際及び重大な帰責事由の際の責任の排除)

a) (生命、身体、健康の侵害)

利用者の過失による義務違反又は利用者の法定代理人若しくは履行補助者の故意若しくは過失による義務違反に基づく生命、身体又は健康の侵害から生じた損害に対する責任を排除し又は制限する規定

b) (重大な帰責事由)

利用者の重大な過失による義務違反又は利用者の法定代理人若しくは履行補助者の故意若しくは重大な過失による義務違反に基づくその他の損害に対する責任を排除し又は制限する規定

a 及び b は、これらの規定が、1970 年 2 月 27 日の路面電車及びトロリーバスによる輸送並びに自動車による路線運行のための一般的輸送条件に関する命令に、旅客の不利となるように違反することがない限りにおいて、旅客輸送法の基準に従い許可を受けた、路面電車、トロリーバス及び路線交通自動車の輸送条件及び料金規定における責任制限には、適用しない。b は、国によって許可された富くじ契約又は懸賞金契約に対する責任の制限には、適用しない。

8. (義務違反の際のその他の責任の排除)

a) (契約を解除する権利の排除)

購入物又は加工物の瑕疵に存在するものではない、利用者が責めを負うべき義務違反の場合に、契約の相手方の契約を解除する権利を排除し、又は制限する規定。ただし、第7号の要件の下での同号に掲げる輸送条件及び料金規定については、この限りでない。

b) (瑕疵)

新たに製造された物の引渡し及び加工に関する契約において、次のいずれかに該当する規定

aa) (請求権の排除及び第三者に対する請求権の許容)

瑕疵を理由とする利用者に対する請求権を、全体として又は個々の部分に関して排除し、第三者に対する請求権の許容に制限し、又は以前の第三者の裁判上の権利主張に依存させる規定

bb) (履行の追完への制限)

契約の相手方に対して、履行の追完が失敗した場合に代金を減額し、又は建築給付が瑕疵担保責任の対象でないときに、その選択に従い、契約を解除する権利を明示的に留保することなく、利用者に対する請求権を、全体として又は個々の部分に関して履行の追完に対する権利に制限する規定

cc) (履行の追完の費用)

履行の追完の目的のために必要な費用、特に輸送費、交通費、労賃及び材料費を負担する利用者の義務を排除し又は制限する規定

dd) (履行の追完の留保)

利用者が、履行の追完を代価全額又は瑕疵を考慮したとき不相当に高額の前払に依存させる規定

ee) (瑕疵通知の排除期間)

利用者が、契約の相手方に対し、明白でない瑕疵の通知について、ffの規定により許容される期間よりも短い排除期間を設定する規定

ff) (消滅時効の容易化)

瑕疵を理由とする利用者に対する請求権の消滅時効を、第438条第1項第2号及び第634a条第1項第2号の場合に容易化し、又はその他の場合に、法律上の消滅時効開始から1年未満の消滅時効期間を設定する規定

9. (継続的債務関係の場合の有効期間)

利用者による商品の規則的供給又はサービス若しくは加工の提供を対象とする契約関係の場合に、次に掲げるいずれかの期間を定める規定

a) 契約の相手方を2年間を超えて拘束する契約の有効期間

b) 契約の相手方を拘束する契約関係の黙示の延長であって、各々1年間を超えるもの

c) 契約の相手方の負担において、当面予定されている契約期間又は黙示に延長された契約期間の満了前3月よりも長い解約告知期間

共同のものとして売却された物の供給に関する契約、保険契約並びに著作権及び類似の保護権の行使に関する法律にいう、著作権法上の権利及び請求権を有する者と利用会社との

間の契約については、この限りでない。

#### 10. (契約の当事者の交替)

売買、金銭消費貸借、雇用又は請負の各契約の際に、第三者が、利用者に代わり、契約から生じる権利及び義務を承継し、又は承継することができるとする規定。次のいずれかの場合、この限りでない。

- a) 契約の中で第三者が特に名指しされているとき。
- b) 契約の中で契約の相手方に、契約を解除する権利が認められているとき。

#### 11. (契約締結代理人の責任)

利用者が、契約の相手方のために契約を締結する代理人に対し、次のいずれかの負担を定める規定

- a) それに向けられた明示的かつ特別な意思表示のない、自己の責任又は介入義務
- b) 無権代理の場合に、第 179 条の規定を超える責任

#### 12. (証明の負担)

利用者が、証明の負担を契約の相手方の不利益に、特に次のいずれかにより変更する規定

- a) 利用者の責任領域にある事情について、証明の負担を相手方に負わせること。
  - b) 契約の相手方に一定の事実を証明させること。
- b は、特別に署名され、又は特別に適格な電子署名を備えた受領の証言については、適用しない。

#### 13. (通知及び意思表示の方式)

利用者又は第三者に対して行われるべき通知又は意思表示が、書面の方式よりも厳格な方式又は特別なアクセスの必要性に拘束される規定

### 第 310 条 適用範囲

(1) 第 305 条第 2 項及び第 3 項、第 308 条第 1 号、同条第 2 号から同条第 8 号まで、並びに前条の規定は、事業者、公法人又は公法上の特別財産に対して用いられる普通取引約款には、適用しない。第 307 条第 1 項及び第 2 項の規定は、第 308 条第 1 号、同条第 2 号から第 8 号まで及び前条に掲げる契約規定の効力不発生をもたらす限りにおいて、前文の各場合についても適用することとし、商取引において効力を有する慣習及び慣行は、適切に考慮しなければならない。第 1 文の各場合においては、第 307 条第 1 項及び第 2 項並びに第 308 条第 1a 号及び第 1b 号を適用し、これらの契約には、工事の発注及び契約規則 B 部 (VOB/B) が、契約締結の時点における各々の文言において、内容を変更することなく全体として編入されるが、個々の規定の内容の規律に関しては、適用しない。

(2) 前 2 条の規定は、電気、ガス、地域暖房及び水の供給企業の、電気エネルギー、ガス、地域暖房及び水の供給ネットワークからの個別の引取りに関する契約について、供給条件が、電気エネルギー、ガス、地域暖房及び水の料金表による顧客のための一般条件に関する命令に、引取者の不利益になるように反していない限りにおいて、適用しない。前文の規定は、污水处理に関する契約についても準用する。

(3) 事業者と消費者との間の契約（消費者契約）の場合には、この章の規定は、次に掲げることを基準として、適用する。

- 1. 普通取引約款は、事業者が消費者によって契約に引き入れられたときを除き事業者によって提示されたものとみなす。

2. この法律の第 305c 条第 2 項、第 306 条、第 307 条から前条までの規定及び民法典施行法第 46b 条の規定は、事前に定式化された契約条件が、一回限りの適用のために定められたときであっても、消費者が、事前の定式化により契約条件の内容に影響を及ぼすことができなかつた限りにおいて、事前に定式化された契約条件に適用する。
3. 第 307 条第 1 項及び第 2 項の規定による不適切な不利益の判断に当たっては、契約締結に伴う諸事情も考慮しなければならない。
- (4) この章の規定は、相続法、家族法及び会社法の領域における諸契約並びに労働協約、経営及び勤務に関する約定には適用しない。労働契約に対する適用に際しては、労働法において効力を有する特殊性を適切に考慮しなければならない。第 305 条第 2 項及び第 3 項の規定は、適用しない。労働協約、経営及び勤務に関する約定は、第 307 条第 3 項にいう、法令の規定と同等とする。

脚注

(第 310 条：適用につき、民法典施行法 [第 229 条]<sup>(10)</sup> 第 34 パラグラフ参照)

### 第 3 章 契約から生じる債務関係 [Schuldverhältnisse aus Verträgen]

#### 第 1 節 創設、内容及び終了 [Begründung, Inhalt und Beendigung]

##### 第 1 款 創設

##### 第 311 条 法律行為又は法律行為に類する行為による債務関係

- (1) 法律行為による債務関係の創設又は債務関係の変更には、法律が別段の定めをしていない限り、当事者間の契約を要する。
- (2) 第 241 条第 2 項の規定による義務を伴う債務関係は、次に掲げる行為のいずれかによっても発生する。
  1. 契約交渉の開始
  2. 当事者の一方が、何らかの法律行為上の関係で、相手方に対して自己の権利、法益及び利益に対して影響を及ぼす可能性を与え、又は相手方に対してこれらを委託する契約の着手
  3. 同様の取引上の接触
- (3) 第 241 条第 2 項の規定による義務を伴う債務関係は、自ら契約当事者とならない者に対しても発生することが可能である。特に、第三者が、特別な程度に自己に対する信頼を要求し、それによって契約交渉又は契約締結が著しく影響を受ける場合には、かかる債務関係が発生する。

##### 第 311a 条 契約締結の際の給付障害

- (1) 債務者が、第 275 条第 1 項から第 3 項までの規定により、給付を行うことを要しないこと又は給付障害が契約締結時に既に存在することは、契約の効力を妨げるものではない。
- (2) 債権者は、その選択に従い、給付に代わる損害賠償又は第 284 条に規定する範囲で、自己が支出した費用の賠償を請求することができる。債務者が、契約締結の際に給付障害を知らず、かつ、その不知について責めを負うべきものでもないときは、この限りでない。第 281 条第 1

---

<sup>(10)</sup> 訳注：前掲注(5)参照。

項第2文及び第3文並びに同条第5項の規定は、この場合に準用する。

### 第311b条 土地、財産及び遺産に関する契約

- (1) 契約当事者の一方が、土地に対する所有権を譲渡し又は取得する義務を負う契約は、公正証書の作成を要する。この方式を遵守せずに締結された契約は、物権契約及び土地登記簿への登記が行われたときは、その全体の内容に従って有効とする。
- (2) 契約当事者の一方が、その将来の財産又は将来の財産の一部を譲渡し、又はこれらに用益権を設定する契約は、無効とする。
- (3) 契約当事者の一方が、その現在の財産又は現在の財産の一部を譲渡し、又はこれらに用益権を設定する契約は、公正証書の作成を要する。
- (4) 生存中の第三者の遺産に関する契約は、無効とする。生存中の第三者の遺産から生じる遺留分及び遺贈に関する契約についても同様とする。
- (5) 前項の規定は、将来の法定相続人の間で、これらの者のうちの1人の法定相続分又は遺留分に関して締結される契約には、適用しない。かかる契約は、公正証書の作成を要する。

脚注

(第311b条第2項:適用につき、投資法典 [Kapitalanlagegesetzbuch] (KAGB) 第184条第2文参照)

### 第311c条 従物への拡張

ある者が物の譲渡し又は負担の設定の義務を負うときは、この義務は、疑いのあるときは、物の従物にも及ぶ。

## 第2款 消費者契約における原則及び特別の販売形式

\* ) 公式の注：この款は、次に掲げる指令又はその一部の国内法化に資するものである。

1. 営業所外で締結される契約の場合における消費者保護に関する 1985 年 12 月 20 日の理事会指令 85/577/EEC (EC 官報 L372 号 31 頁)
2. 遠隔販売における契約締結に際しての消費者保護に関する 1997 年 5 月 20 日の欧州議会及び理事会の指令 97/7/EC (EC 官報 L144 号 19 頁)
3. 域内市場における情報社会のサービス、特に電子商取引の一定の法的観点に関する 2000 年 6 月 8 日の欧州議会及び理事会の指令 2000/31/EC (「電子商取引に関する指令」、EC 官報 L178 号 1 頁) 第 10 条、第 11 条及び第 18 条

### 第1目 消費者契約における適用範囲及び原則

#### 第312条 適用範囲

- (1) この款の第1目及び第2目の規定は、第310条第3項にいう消費者契約であって、事業者の有償の給付を目的とするものに限り適用する。
- (2) 次に掲げる契約には、この款の第1目及び第2目の規定のうち、第312a条第1項、第3項、第4項及び第6項のみを適用する。
  1. 公証人による認証を経た契約であって、
    - a) 営業所外で締結される金融サービスに関するもの、又は
    - b) 金融サービスに関する契約でないもの。この法律が、契約又は契約の意思表示の公証人

による認証を指示していないときは、公証人が、第 312d 条第 1 項の規定による情報提供義務及び第 312g 条第 1 項の規定による撤回権が存在しなくなることについて教示したときに限り、この規定を適用する。

2. 土地に関する所有権又はその他の権利の設定、取得又は譲渡に関する契約
  3. 新しい建物の築造又は既存の建物の著しい改修措置に関する契約
  4. 第 651a 条に規定する旅行サービスに関する契約であって、
    - a) 遠隔販売によって締結されるもの、又は
    - b) 契約締結の基礎となっている口頭の交渉が、消費者の事前の注文に応じて行われたときに、営業所外で締結されるもの
  5. 人の運送に関する契約
  6. 第 481 条から第 481b 条までに規定するタイムシェアリング住居権、長期休暇用商品、仲介及び交換システムに関する契約
  7. 第 630a 条に規定する治療契約
  8. 食糧、飲料又はその他の日常的需要を有する生活用品の供給に関する契約であって、これらの物が、消費者の住所、滞在地又は勤務場所において、事業者により、頻度を持ち、かつ、規則的な便の範囲内で供給されるもの
  9. 自動販売機及び自動化された営業場所の使用の下に締結される契約
  10. 現金又はテレホンカードによる公衆電話を用いたテレコミュニケーション手段の運用により、これを利用するために締結される契約
  11. 消費者により、個々に設置された電話、インターネット及びテレファックス回線の利用のための契約
  12. 営業所外で締結される契約であって、給付が交渉の終結の際、直ちに提供され、支払が行われ、かつ、消費者によって支払われるべき対価が 40 ユーロを超えないもの
  13. 強制執行処分又はその他の裁判所による処分に基づく、動産の売却に関する契約
- (3) 児童保育又は長期間の保護を含む継続的若しくは一時的に扶助を要する家族若しくは諸個人の支援等の社会的サービス提供に関する契約には、この款の第 1 目及び第 2 目の規定のうち、次に掲げるもののみを適用する。
1. 第 312b 条及び第 312c 条に規定する営業所外で締結される契約及び遠隔販売契約の定義
  2. 電話連絡の際の明示義務に関する第 312a 条第 1 項
  3. 主たる給付に対して約定された対価を超える支払に向けられた約定の効力に関する第 312a 条第 3 項
  4. 支払手段の利用の対価の約定の効力に関する第 312a 条第 4 項
  5. 第 312a 条第 6 項
  6. 撤回権に関する情報提供義務に関する民法典施行法第 246a 条第 1 パラグラフ第 2 項及び第 3 項の規定と結合した第 312d 条第 1 項
  7. 撤回権に関する第 312g 条
- (4) 住居の使用賃貸借契約には、この款の第 1 目及び第 2 目の規定にかかわらず、前項第 1 号から第 7 号までに掲げる規定のみを適用する。ただし、前項第 1 号、第 6 号及び第 7 号に掲げる規定は、使用賃借人が事前に住居を視察したときは、住居に関する使用賃貸借関係の設定については、適用しない。

(5) 銀行サービス並びに信用供与、保険、個人の老齢年金、資金運用又は支払と関連したサービス（金融サービス）に関する契約関係であって、最初の約定とこれに接続して継起する事象又は最初の約定に接続する別箇の、時間的関連性に立つ同種の一連の事象を包含するもの場合には、この款の第1目及び第2目の規定は、最初の約定にのみ適用する。次条第1項、第3項、第4項及び第6項の規定は、これと並び、全ての事象に適用する。第1文にいう事象が、かかる約定なく相次いで起こるときは、事業者の情報提供義務は、最初の事象に対してのみ適用する。ただし、1年を超えて同種の事象が起こらないときは、次の事象は、前文にいう新たな一連の事象の最初のものとみなす。

(6) 保険に関する契約及びその仲介に関する契約には、この款の第1目及び第2目の規定にかかわらず、次条第3項、第4項及び第6項のみを適用する。

### 第312a条 消費者契約における一般的義務及び諸原則、代金に関する約定の限界

(1) 事業者又は自己の名称により若しくは委託により取引を行う者が、契約の締結を目的として消費者に電話連絡をした場合には、その者は、通話の最初に、自己の身元、又は場合により自己がその者のために電話連絡をしている者の身元、及び電話連絡の目的を明示しなければならない。

(2) 事業者は、民法典施行法第246条の基準に従い、消費者に対して情報を提供しなければならない。事業者は、民法典施行法第246条第1項第3号の要件に従って、消費者に対し、貨物運賃、納入費又は運送費及びその他の費用について情報提供を行ったときに限り、これらの費用を消費者に請求することができる。前2文の規定は、営業所外で締結される契約、遠隔販売契約、金融サービスに関する契約のいずれにも適用しない。

(3) 事業者は、主たる給付に対する約定された代価を超えて消費者が支払を行うことを内容とする約定を、消費者との間で明示的にのみ、行うことができる。事業者と消費者とが、電子の取引により契約を締結する場合において、事業者が、かかる約定を事前に組み入れていないときに限り、かかる約定は、契約の構成部分となる。

(4) 消費者が、その契約上の義務の履行のために特定の支払手段を用いることに対して、代価を支払うことを義務付けられる約定は、次に掲げるいずれかのときは、効力を有しないものとする。

1. 消費者にとって、現に通用し、期待可能である無償の支払の可能性が存在しないとき。

2. 約定された代価が、その支払手段の利用により事業者が発生する費用を超えるとき。

(5) 消費者が、事業者との間で締結される契約についての質問又は説明のため、事業者がかかる目的のために設定している電話番号を通じて事業者に連絡することに対して、代価を支払うことを義務付けられる約定は、約定された代価がテレコミュニケーションサービスの単なる利用の料金を超えるときは、効力を有しないものとする。前文の規定により、約定が効力を有しないときは、消費者は、テレコミュニケーションサービスの提供者に対しても、電話料金を支払う義務を負わない。テレコミュニケーションサービスの提供者は、消費者との間で効力を有しない約定を締結した事業者に対し、テレコミュニケーションサービスの単なる利用の料金を請求する権利を有する。

(6) ある約定が、第3項から前項までの規定により、契約の構成部分とならないか、又は効力を有しないときは、契約は、その余の部分において効力を有するものとする。

## 第2目 営業所外で締結される契約及び遠隔販売契約

### 第312b条 営業所外で締結される契約

(1) 営業所外で締結される契約とは、次に掲げる契約をいう。

1. 消費者と事業者とが、事業者の営業所でない1つの場所に同時に居合わせて締結される契約
2. 消費者が、前号の事情の下で申込みを行った契約
3. 事業者の営業所において又は遠隔コミュニケーション手段を用いて締結される契約であつて、消費者がその直前に事業者の営業所外で、事業者と同時に居合わせて、自らかつ個別的に話を聞いていたもの
4. 消費者に対して商品を売り又はサービスを提供することを宣伝し、消費者との間でこれに応じた契約を締結するため、事業者により又はその援助により企画された旅行の途上で締結される契約

事業者の名称により又は委託により取引を行う者は、事業者と同等とする。

(2) 前項にいう営業所とは、事業者が継続的にその活動を行う不可動の営業場所及び事業者が通常その活動を行う可動の営業場所をいう。事業者の名称又は委託により取引を行う者が継続的に又は通常その活動を行う営業場所は、事業者の場所と同等とする。

### 第312c条 遠隔販売契約

(1) 遠隔販売契約とは、事業者又は事業者の名称若しくは委託により取引を行う者と、消費者とが、契約のための交渉及び契約締結のために遠隔コミュニケーション手段のみを使用する契約をいい、契約の締結が、遠隔販売のために組織された販売システム又はサービスシステムの範囲で行われなるときを除く。

(2) この法律にいう遠隔コミュニケーション手段とは、信書、カタログ、電話連絡、ファクシミリ、電子メール、移動式通信サービス（SMS）並びに放送及びテレメディア等、契約当事者が同時に同じ場所に居合わせることなく契約の端緒又は締結のために用いることのできる全てのコミュニケーション手段をいう。

### 第312d条 情報提供義務

(1) 営業所外で締結される契約及び遠隔販売契約の場合に、事業者は、消費者に対し、民法典施行法第246a条の基準に従い、情報提供を行う義務を負う。この義務の履行において行われた事業者の説明は、契約当事者が明示的に別段の約定を行ったときを除き、契約の内容となる。

(2) 金融サービスに関する営業所外で締結される契約及び遠隔販売契約の場合には、前項の規定にかかわらず事業者は、消費者に対し、民法典施行法第246b条の基準に従い、情報提供を行う義務を負う。

### 第312e条 費用に関する情報提供義務の違反

事業者は、貨物運賃、納入費又は運送費及びその他の費用について、民法典施行法第246a条第1パラグラフ第1項第1文第4号の規定と結合した前条第1項の規定の要件に従い、消費者に対し情報提供を行ったときに限り、これらの費用を消費者に請求することができる。

### 第312f条 謄本及び確認書

(1) 営業所外で締結される契約の場合において、事業者は、次に掲げるもののいずれかを、直ちに書面で消費者に提供する義務を負う。

1. 契約締結者により、その身元が認識できるように署名された契約文書の謄本



## 2. 契約内容を再現した、契約の確認書

消費者が同意したときは、契約書の謄本又は確認書のため、その他の持続的なデータ記憶装置を用いることもできる。第1文の規定による確認書は、事業者が消費者に対し、契約締結の前に、第312d条第1項の規定による自己の情報提供義務を履行するに当たり、既に民法典施行法第246a条に規定する事項を持続的なデータ記憶装置上で提供していなかったときに限り、これらの事項を含まなければならない。

(2) 遠隔販売契約の場合において、事業者は、消費者に対し、契約内容が再現されている契約の確認書を、契約締結後の適切な期間内に、ただし、遅くとも商品の提供の際又はサービスの履行が開始される前に、持続的なデータ記憶装置上で提供する義務を負う。前文の規定による確認書は、事業者が消費者に対し、契約締結の前に、第312d条第1項の規定による自己の情報提供義務を履行するに当たり、既に民法典施行法第246a条に規定する事項を持続的なデータ記憶装置上で提供したときを除き、これらの事項を含まなければならない。

(3) 有体のデータ記憶装置上に存在しないデータであって、電子形態で作成され、利用に供されるもの（デジタル・コンテンツ）の提供に関する契約の場合においては、前2項の規定による契約書の謄本又は確認書上に、必要に応じ、次に掲げることも記録しなければならない。

1. 消費者が、契約の履行前に、事業者が撤回期間の満了前に契約の履行を開始することに明示的に同意したこと。

2. 消費者が、契約の履行前に、自己がその同意により、契約の履行の開始とともにその撤回権を失うことを知っていることを確認したこと。

(4) この条の規定は、金融サービスに関する契約には、適用しない。

**第312g条 撤回権**

(1) 消費者は、営業所外で締結された契約及び遠隔販売契約に際して、第355条の規定に従って撤回権を有する。

(2) 撤回権は、契約当事者が別段の約定をしていない限り、次に掲げる契約の場合には存在しない。

1. 前もって完成されず、かつ、その製作については、消費者による個別的な選択若しくは指定が決定的である商品、又は明白に消費者の個人的需要に合わせて加工されている商品の供給に関する契約

2. 急速に腐敗する可能性があるか、又はその賞味期限が急速に渡過することとなる商品の供給に関する契約

3. 封印された商品であって、その供給後に開封されたときは、健康保護上又は衛生上の理由から、返送に適さないものの供給に関する契約

4. 商品の供給に関する契約であって、商品が、供給後に、その性状に基づき、他の物品と不可分に混合したとき。

5. 価格が契約締結時に定められたが、供給することができるのが、早くても契約締結の30日後であり、その時価が、事業者が影響を及ぼすことのない市場における変動に依存しているアルコール飲料の供給に関する契約

6. 音声若しくは映像の記録又はコンピューターソフトウェアを、封印したパッケージで供給する契約であって、供給後に開封されたとき。

7. 予約購読契約を除く新聞、雑誌又は画報の提供に関する契約

8. 商品の供給又は金融サービスを含むサービスの提供に関する契約であって、それらの商品又はサービスの価格が、事業者が影響を及ぼすことがなく、撤回期間中に生じる可能性のある金融市場における変動に依存するもの、特に株式、投資法典第1条第4項にいう公開投資資産及びその他の取引可能な有価証券、外国為替、金融派生商品又は金融市場証券に関連するサービスの提供に関する契約
9. 第2文<sup>(11)</sup>の規定の留保の下に、居住以外での目的での宿泊、商品の運送、自動車使用賃貸借、料理及び飲料の提供並びに余暇活動と関連するその余のサービスの提供に関する契約であって、特定の期日又は期間を予定するもの
10. マーケティング方式の範囲内で締結される契約であって、事業者が、自ら出席しているか、又はその機会を与えられている消費者に対して、商品及びサービスの提供を行い、しかも、競売人によって行われる、競争的な付け値に基づく透明性のある手続において、落札者が、商品又はサービスの取得義務を負うもの（公衆に開放された競売）
11. 消費者が、事業者に対して、差し迫った修理又は維持補修の作業を行うため、自己を訪問するよう明示的に要求した際の契約。ただし、訪問の際に提供された別のサービスであって、消費者が明示的に要求しなかったもの又は訪問の際に供給された商品であって、維持補修又は修理の際に、必ずしも無条件に補充交換部品として必要とされてはいないものに関しては適用しない。
12. 賭事又は富くじサービスの提供に関する契約であって、消費者が自己の契約の意思表示を電話で行ったとき又は契約が営業所外で行われたときを除くもの
13. 公証人による認証を経た契約。この規定は、公証人が第312d条第2項の規定から生じる消費者の諸権利が守られていることを確認したときに限り、金融サービスに関する遠隔販売契約に適用する。

前文第9号の規定による除外は、第651a条の規定による旅行サービスに関する契約については、契約締結の基礎となった口頭の交渉が、消費者の事前の注文に応じて行われた場合を除き、契約が営業所外で締結されたときは、適用しない。

(3) さらに、撤回権は、消費者が既に第495条、第506条から第512条までの規定に基づき、第355条の規定による撤回権を有する契約については、存在せず、営業所外で締結される契約であって、消費者が既に投資法典第305条第1項から第6号までの規定により撤回権を有するときも、存在しない。

### 第312h条 解約及び解約の代理権

事業者と消費者との間に、この款の規定により、消費者と他の事業者との間に存在している継続的債務関係に代わるべき継続的債務関係が創設され、継続的債務関係の創設を機縁として、次に掲げるいずれかのことが行われたときは、消費者の解約告知又は解約告知のための代理権は、テキスト方式によることを要する。

1. 消費者が、従来の継続的債務関係の解約告知の意思表示をし、事業者又は事業者によって委託を受けた第三者が、消費者の従来の契約の相手方に解約告知を伝達することを、消費者によって委託されたとき。

(11) 訳注：この項第13号の次の文「前文第9号の規定による除外は、第651a条の規定による旅行サービスに関する契約については、契約締結の基礎となった口頭の交渉が、消費者の事前の注文に応じて行われた場合を除き、契約が営業所外で締結されたときは、適用しない。」をいう。

2. 事業者又は事業者によって委託を受けた第三者が、消費者の従来の契約の相手方に解約告知の意思表示を行う代理権を消費者によって授与されたとき。

### 第3目 電子的取引における契約

#### 第312i条 電子的取引における一般的義務

(1) 事業者が、商品の供給又はサービスの提供に関する契約の締結の目的で、テレメディアを利用するとき（電子的取引における契約）は、事業者は、顧客に対し、次に掲げることを行わなければならない。

1. 適切、有効かつアクセス可能な技術的手段を提供し、その助けにより、顧客がその注文を出す前に入力ミスを認識し、訂正することができるようにすること。
2. 民法典施行法第246c条に規定する情報を、顧客が注文を出す前に、適時に明確かつ理解できるように提供すること。
3. 顧客の注文の到達を遅滞なく電子的方法で確認すること。
4. 普通取引約款を含む契約規定を契約締結の際に呼び出し、再現可能な形態で蓄積することができるようにすること。

前文第3号にいう注文及び受領確認は、これらの情報の当事者が通常の状態の下でこれら呼び出すことができれば、到達したものとみなす。

(2) 契約が、専ら個別的な連絡によって締結されるときは、第1項第1文第1号から第3号までの規定は、適用しない。消費者でない契約当事者間で別段のことが約定されているときは、第1項第1文第1号から第3号までの規定及び第2文の規定は、適用しない。

(3) この条の規定は、他の規定に基づく更に広範な情報提供義務を妨げない。

#### 第312j条 電子的取引における消費者に対する特別の義務

(1) 事業者は、消費者との電子的取引のためのウェブサイト上で、前条第1項に規定する事項に加え、遅くとも注文の開始時に、納入制限が存在するか否か、いかなる支払手段が受け入れられるかを、明確かつ一義的に告知しなければならない。

(2) 事業者の有償の給付を対象とする電子的取引における消費者契約に際して、事業者は消費者に対し、民法典施行法第246a条第1パラグラフ第1項第1文第1号、第4号、第5号、第11号及び第12号の規定に従った情報を、消費者が注文を出す直前に、際立たせた方法で、明確かつ理解できるように提供しなければならない。

(3) 事業者は、消費者が、支払の義務を負うことになることを注文とともに明示的に確認するよう、前項の規定による契約の際の注文環境を形成しなければならない。注文が押しボタンによって行われるときは、前文の規定による事業者の義務は、この押しボタンが「支払義務を負って注文する」との語のみ又はこれに相応する一義的な表現により、読みやすく記されているときに限り、履行されたものとする。

(4) 第2項の規定による契約は、事業者が前項の義務を履行したときに限り、成立する。

(5) 契約が、専ら個別的な連絡によって締結されるときは、第2項から前項までの規定は、適用しない。第1項及び第2項の規定から生じる義務は、金融サービスに関するウェブサイト、金融サービスに関する契約のいずれにも適用しない。

## 第4目 異なる約定及び証明の負担

### 第312k条 異なる約定及び証明の負担

- (1) 別段の定めがない限り、消費者又は顧客の不利益となるように、この款の規定に反する約定をしてはならない。この款の規定は、別段の定めがない限り、別途の形態で潜脱されるときにおいても適用する。
- (2) 事業者は、消費者に対し、この款において規定されている情報提供義務の履行について、証明の負担を負う。

## 第3款 契約の変更及び終了

### 第313条 行為の基礎の障害

- (1) 契約の基礎となった事情が、契約締結後に重大な変更を生じ、契約当事者がこの変更を予見したとすれば、契約を締結しなかったか、又は別の内容の契約を締結したであろうときは、個別的事例の全ての事情、特に契約上及び法律上の危険の分配を斟酌した上、変更されない契約に拘束することが一方の当事者に対して期待することができない限りにおいて、契約の変更を請求することができるものとする。
- (2) 契約の基礎となった基本的観念が誤りであることが明らかになったときは、事情の変更と同等とする。
- (3) 契約の変更が可能でないか、又は一方の当事者にとって期待可能でないときは、不利益を受ける当事者は、契約を解除することができる。継続的債務関係については、契約の解約告知の権利が契約解除権に代わるものとする。

#### 脚注

(第313条：不適用につき、信用供与法 (KredWG) 第10条第5項参照)

### 第314条 重大な理由による継続的債務関係の解約告知

- (1) 継続的債務関係は、いずれの当事者も、重大な理由に基づき、解約告知期間を遵守することなく解約告知を行うことができる。個別的事例の全ての事情を斟酌し、双方の利益を衡量した上で、約定された終期まで又は解約告知期間の満了まで契約を継続することが、解約告知を行う当事者に対して期待することができないときは、重大な理由が存在するものとする。
- (2) 契約から生じる義務の違反において重大な理由があるときは、弊害除去 [Abhilfe] のために定めた期間が満了しても効果がなかったとき又は催告を行っても効果がなかったときに限り、解約告知が許される。弊害除去のための期間の定めを省略できること及び催告を省略できることについては、第323条第2項第1号及び第2号の規定を準用する。弊害除去のための期間の定め及び催告は、双方の利益を衡量した上で、直ちに解約告知をすることを正当化する特別の事情が存在するときにも省略することができる。
- (3) 権利者は、自己が解約告知の理由を知った後、適切な期間内に限り、解約告知を行うことができる。
- (4) 損害賠償を請求する権利は、解約告知によって排除されない。

#### 脚注

(第314条：不適用につき信用供与法 (KredWG) 第10条第5項参照)

**第4款 一方による給付決定権****第315条 一方当事者による給付の決定**

- (1) 給付が契約当事者の一方によって決定されるべき場合であって、疑いのあるときは、その決定は、公正な裁量に従って行わなければならないものと推認する。
- (2) 決定は、他方当事者に対する意思表示によって行うものとする。
- (3) 決定を公正な裁量に従って行うべき場合には、行われた決定が公正性に合致しているときに限り、他方当事者にとっても拘束力があるものとする。決定が公正性に合致していないときは、決定は、判決により行うものとし、決定が引き延ばされているときも同様とする。

**第316条 反対給付の決定**

ある給付のために約束された反対給付の範囲が決定されていない場合であって、疑いのあるときは、反対給付を請求すべき当事者に決定権が帰属する。

**第317条 第三者による給付の決定**

- (1) 給付の決定が第三者に委ねられている場合であって、疑いのあるときは、その決定は、公正な裁量に従って行わなければならないものと推認する。
- (2) 決定が複数の第三者によって行われるべき場合であって、疑いのあるときは、全員の一致を要するものとし、ある数量が決定されるべき場合に異なる数量が決定された場合において、疑いのあるときは、平均数量を基準とする。

**第318条 決定の取消し**

- (1) 第三者に委ねられた給付の決定は、契約締結者の1人に対する意思表示をもって行うものとする。
- (2) 錯誤、強迫又は詐欺により行われた決定の取消権は、契約締結者のみが有するものとし、取消しの相手方は、契約の他方当事者とする。取消しは、取消権者が取消しの理由について知った後、遅滞なく行わなければならない。決定が行われた後、30年を経過したときは、取消しは、排除される。

**第319条 決定の効力不発生、代替**

- (1) 第三者が、給付を公正な裁量に従って決定すべき場合であって、決定が明らかに不公正であるときは、行われた決定は、契約締結者に対する拘束力を持たない。この場合においては、決定は判決により行うものとし、第三者が決定を行うことができないか若しくは決定を行うことを望まないとき又は決定を引き延ばしているときも同様とする。
- (2) 第三者が決定を自由な意向で行うべき場合であって、第三者が決定を行うことができないか若しくは決定を行うことを望まないとき又は決定を引き延ばしているときは、契約は、効力を有しない。

**第2節 双務契約 [Gegenseitiger Vertrag]****第320条 同時履行の抗弁**

- (1) 双務契約から生じる義務を負う者は、自己が先に履行する義務を負う場合を除き、反対給付が履行されるまで、その義務として負う給付の履行を拒絶することができる。給付が複数の者に対して行われるべきときは、各々の者に対して、反対給付の全部が履行されるまで、各々

に帰属する部分の給付を拒絶することができる。この場合においては、第 273 条第 3 項の規定は、適用しない。

(2) 一方の当事者から部分的に給付が行われたときは、諸事情に照らし、特に延滞している部分の割合的な軽微性のため、反対給付の拒絶が誠実及び信義に違反するであろう限りにおいて、反対給付を拒絶することはできない。

### 第 321 条 不安の抗弁

(1) 双務契約から生じる先履行義務を負う者は、反対給付に対する自己の請求権が、相手方の給付能力の欠如により危うくなることが、契約締結後に認識できるものとなったときは、自己の義務に属する給付の履行を拒絶することができる。反対給付が履行されたとき又は反対給付のために担保が提供されたときは、給付拒絶権は、消滅する。

(2) 先履行義務を負う者は、相手方が給付と引換えに、その選択に従い、反対給付を履行するか、又は担保を提供しなければならない適切な期間を定めることができる。成果なく期間が満了した後は、先履行義務者は、契約を解除することができる。この場合においては、第 323 条の規定を準用する。

### 第 322 条 引換給付判決

(1) 双務契約の一方の当事者が、自己に対する債務の目的となっている給付を求める訴えを提起したときは、反対給付が行われるまで給付を拒絶することができるという相手方の権利の主張は、相手方が引換えに履行をすべきとの判決を受けるという効力のみを有する。

(2) 訴えを提起した当事者が先に履行すべき場合において、この当事者は、相手方が受領遅滞の状態にあるときは、反対給付の受領後の給付を求めて訴えを提起することができる。

(3) 強制執行については、第 274 条第 2 項の規定を適用する。

### 第 323 条 給付が行われなかったこと又は給付が契約に従って行われなかったことによる解除

(1) 双務契約において、債務者が履行期にある給付を行わないか、又は契約に従って行わない場合において、債権者が相当の期間を定めて給付又は履行の追完を催告しても効果がなかったときは、債権者は、契約を解除することができる。

(2) 次に掲げるいずれかの場合には、期間を定めることは不要とする。

1. 債務者が、給付を真意として、かつ、最終的に拒絶しているとき。

2. 契約で定めた期日まで又は契約で定めた期間内の給付が、契約締結前に債権者に対して行った通知により又は契約締結に付随するその他の事情に基づき、債権者にとって本質的であるにもかかわらず、債務者がその期日までに又はその期間内に給付を行わないとき。

3. 給付が契約に従って履行されない場合において、契約当事者双方の利益を衡量した結果、契約の即時解除を正当化する特別の事情が存在するとき。

(3) 義務違反の種類により、期間を設定することが考慮の外に置かれるときは、これに代えて警告を行うことができる。

(4) 債権者は、解除の要件が発生するであろうことが明白であるときは、給付の履行期の到来前であっても契約を解除することができる。

(5) 債務者が部分給付を行った場合において、債権者は、部分給付が行われることに利益を有しないときに限り、契約全部を解除することができる。債務者が契約に従って給付を行わない場合において、債権者は、義務違反が重大でないときは、契約を解除することができない。

(6) 債権者が、自己が解除権を有したであろう事情について、単独で若しくははるかに大きな

比重で責任を有するとき、又は債権者が受領遅滞に陥っているときに債務者に責めを負わせることができない事情が生じたときは、解除を行うことはできない。

＊）公式の注：この規定は、消費財の購入及び担保の諸点に関する 1999 年 5 月 25 日の欧州議会及び理事会の指令 1999/44/EC（EC 官報 L171 号 12 頁）の国内法化にも資するものである。

### 第 324 条 第 241 条第 2 項に規定する義務の違反による解除

双務契約の債務者が、第 241 条第 2 項に規定する義務に違反した場合において、債権者を契約に拘束することがもはや期待不可能であるときは、債権者は、契約を解除することができる。

### 第 325 条 損害賠償及び解除

双務契約において損害賠償を請求する権利は、契約の解除によって排除されることはない。

### 第 326 条 反対給付からの解放及び給付義務が排除される場合の解除

(1) 債務者が、第 275 条第 1 項から第 3 項までの規定により、給付を行うことを要しないときは、反対給付に対する請求権は消滅するものとし、部分の給付の場合には、第 441 条第 3 項の規定を準用する。前文の規定は、債務者が、契約に従った給付を行わなかった場合において、第 275 条第 1 項から第 3 項までの規定により、履行の追完を行うことを要しないときは、適用しない。

(2) 第 275 条第 1 項から第 3 項までの規定により、債務者が給付を行うことを要しない事情について、債権者が単独で若しくははるかに大きな比重で責任を有するとき、又は債権者が受領遅滞の状態にあるときに債務者が責めを負うべきでないこの事情が生じたときは、債務者は、反対給付に対する請求権を保持する。ただし、債務者は、給付から解放された結果、節約することができたもの又はその作業能力を別途の使用により得たもの若しくは悪意の不作为により得なかったものの算入を受忍しなければならない。

(3) 債権者が、第 285 条の規定により、債務の対象に代えて得られた損害賠償の引渡し又は損害賠償請求権の譲渡を請求したときは、債権者は依然として反対給付の義務を負う。ただし、反対給付は、第 441 条第 3 項の基準に従い、損害賠償又は損害賠償請求権の価値が債務の対象となっている給付に達しない限度において、縮減する。

(4) この条の規定により債務の対象とならない反対給付が履行された限りにおいて、給付されたものは、第 346 条から第 348 条までの規定に従って、返還を請求することができる。

(5) 第 275 条第 1 項から第 3 項までの規定により、債務者が給付を行うことを要しないときは、債権者は、契約を解除することができ、契約の解除には、期間の定めは行わないことができるとの基準とともに、第 323 条の規定を準用する。

＊）公式の注：この規定は、消費財購入及び消費財のための担保の一定の諸点に関する 1999 年 5 月 25 日の欧州議会及び理事会の指令 1999/44/EC（EC 官報 L171 号 12 頁）の国内法化にも資するものである。

### 第 327 条

削除

## 第 3 節 第三者に対する給付の約束 [Versprechen der Leistung an einen Dritten]

### 第 328 条 第三者のためにする契約

(1) 契約により、第三者が給付を請求する権利を直接取得する効力を伴う、第三者に対する給

付を約定することができる。

(2) 特別の定めが存在しないときは、諸事情、特に契約の目的から、第三者が権利を取得するか否か、第三者の権利が直ちに又は一定の要件の下でのみ生じるか否か及び第三者の権利をその同意なく消滅させ又は変更する権限が契約締結者に留保されるべきか否かを推知しなければならない。

#### 第 329 条 履行の引受の場合の解釈原則

契約において、当事者の一方が、債務を承継することなく相手方の債権者の債権を満足させる義務を負った場合において、疑いのあるときは、債権者が直接この者に対して債権の満足を請求する権利を得るものと推認してはならない。

#### 第 330 条 終身年金契約の場合の解釈原則

終身年金契約において、第三者に対する終身年金の支払が約定された場合において、疑いのあるときは、第三者が給付を請求する権利を直接取得するものと推認しなければならない。無償の寄贈により、受遺者に第三者への給付を義務付けるとき、又は財産引受若しくは財貨引受において、引受人により補償の目的で第三者に対する給付が約束された場合も同様である。

#### 第 331 条 死亡の場合の後の給付

- (1) 第三者に対する給付が、約束を受けた者の死後になされるべき場合において、疑いのあるときは、第三者は、約束を受けた者の死亡に伴い給付に対する権利を取得する。
- (2) 約束を受けた者が、第三者の出生前に死亡したときは、第三者に給付を行うとの約束は、そのための権限が留保された場合に限り、破棄又は変更することができる。

#### 第 332 条 留保の場合の死因処分による変更

約束を受けた者が、約束した者の同意なく契約において指名された第三者に代えて他の者を指名する権利を留保した場合であって、疑いのあるときは、死因処分においても同様のことができるものとする。

#### 第 333 条 第三者による権利の拒絶

第三者が、契約から取得される権利を約束を行った者に対して拒絶したときは、その権利は、取得されなかったものとみなす。

#### 第 334 条 債務者の第三者に対する抗弁

約束した者は、契約から生じる抗弁をもって第三者に対しても対抗することができる。

#### 第 335 条 約束を受けた者の請求権

約束を受けた者は、契約締結者の別段の意思が推認されない限り、給付を請求する権利が第三者に帰属するときであっても、第三者に対する給付を請求することができる。

### 第 4 節 手付、違約罰 [Draufgabe, Vertragsstrafe]

#### 第 336 条 手付の解釈

- (1) 契約の締結に当たり、ある物が手付として交付されたときは、契約締結の印とみなす。
- (2) 手付は、疑いのあるときは、違約金とはみなさない。

#### 第 337 条 手付の算入又は返還

- (1) 手付は、疑いのあるときは、交付者が債務として負う給付に算入するか、又はこれを行うことができないときは、契約の履行に際して返還しなければならない。



(2) 契約が解消される時は、手付は返還しなければならない。

### 第 338 条 責めを負うべき給付不能の場合の手付

手付の交付者が債務として負う給付が、交付者が責めを負うべき事情の結果、不能となり、又は、交付者が、契約の解消の責めを負うときは、手付の受領者は、手付を保有する権利を有する。手付の受領者が、債務不履行による損害賠償を請求したときは、手付は、疑いのあるときは、損害賠償額に算入するか、又はこれを行うことができないときは、損害賠償の給付に際して返還しなければならない。

### 第 339 条 違約罰の課金

債務者が債権者に対し、自己がその義務を履行しないか、又は適切な方法で履行しない場合のために、一定額の金銭の支払を違約罰として約束した場合であって、債務者が遅滞に陥ったときは、違約罰が課せられる。債務の対象となった給付が不作為に存するときは、違反行為とともに、違約罰が課せられる。

### 第 340 条 不履行のための違約罰の約束

(1) 債務者が、自己がその義務を履行しない場合のために違約罰を約束したときは、債権者は、履行に代えて違約罰の課金を請求することができる。債権者が債務者に対し、違約罰を請求する意思表示をしたときは、履行に対する請求権は、排除される。

(2) 債権者が、債務不履行による損害賠償請求権を有するときは、債権者は、課せられる違約罰を損害の最低額として請求することができる。これを超える損害の主張は、排除されない。

### 第 341 条 不適切な履行の場合のための違約罰の約束

(1) 債務者が、自己がその義務を適切な方法で履行しない場合、特に、定められた時に履行しない場合のために違約罰を約束したときは、債権者は、課せられる違約罰を、履行とともに請求することができる。

(2) 債権者が、不適切な履行による損害賠償請求権を有するときは、前条第 2 項の規定を適用する。

(3) 債権者が、履行を受領した場合において、債権者は、受領の際に、違約罰に対する権利を自己に留保したときに限り、違約罰を請求することができる。

### 第 342 条 金銭以外の違約罰

一定金額の支払以外の給付が違約罰として約束されたときは、第 339 条から第 441 条までの規定を適用し、債権者が、違約罰を請求するときは、損害賠償に対する請求は、排除されない。

### 第 343 条 違約罰の減額

(1) 課せられる違約罰が不相当に高額であるときは、債務者の申立てにより、判決をもって適切な額に減額することができる。適切性の判断に当たっては、単に財産上の利益のみでなく、債権者の全ての正当な利益を考慮しなければならない。違約罰の支払後は、その減額は、排除される。

(2) 第 339 条及び前条の場合以外であっても、ある者が、自己がある行為をし、又はしない場合のために罰を約束するときも同様とする。

### 第 344 条 効力を有しない違約罰の約束

この法律がある給付の約束を効力を有しないものと宣言しているときは、約束の不履行の場合に備えて行われた違約罰の約定も、両当事者が約束が効力を有しないことを知っていたときでも、効力を有しないものとする。

### 第 345 条 証明の負担

債務者が、違約罰が課せられることに対して、自己が義務を履行したことを理由として争うときは、債務の対象となった給付が不作為に存するときを除き、債務者は、履行を証明しなければならない。

## 第 5 節 解除、消費者契約における撤回権 [Rücktritt; Widerrufsrecht bei Verbraucherverträgen]

### 第 1 款 解除

\*) 公式の注：この款は、消費財購入及び消費財の担保の一定の諸点に関する 1999 年 5 月 25 日の欧州議会及び理事会の指令 1999/44/EC (EC 官報 L171 号 12 頁) の国内法化にも資するものである。

### 第 346 条 解除の効力

(1) 契約当事者の一方が、解除権を留保し、又はその者に法律上の解除権が帰属するときは、解除がなされた場合において、受領した給付を返還し、引き出された用益を引き渡さなければならない。

(2) 次に掲げる場合には、債務者は、返還又は引渡しに代えて、価値の補償を行わなければならない。

1. 返還又は引渡し、得られたものの性質上、排除されているとき。
2. 債務者が受領した対象を消費し、譲渡し、担保に供し、加工し又は変形したとき。
3. 受領された対象が、劣化し又は毀滅したとき。ただし、定めに従った使用により生じた劣化は、斟酌しないものとする。

契約において、反対給付が定められているときは、反対給付は、価値補償の算定に当たり、基礎としなければならない。価値補償が金銭消費貸借の貸付金の使用利益に対して行われなければならないときは、使用利益の価値がより低かったことを証明することができる。

(3) 次に掲げる場合には、価値補償の義務は消滅する。

1. 解除を正当なものとする瑕疵が、対象の加工又は変形の際に初めて明らかになったとき。
2. 債権者が、劣化又は毀滅について責めを負うべきであり、又は債権者の下でも損害が生じたであろうとき。
3. 法律による解除権の場合において、解除権者が自己の事務において通常払われるべき注意をもって監視していたにもかかわらず、劣化又は毀滅がその下で生じたとき。

残存する利得は、引き渡さなければならない。

(4) 債権者は、第 1 項の規定から生じる義務の違反を理由として、第 280 条から第 283 条までの規定の基準に従い、損害賠償を請求することができる。

### 第 347 条 解除後の用益及び費用

(1) 債務者が、可能であったにもかかわらず、通常のエconomic原則に従って用益を得ることをしなかったときは、債務者は、債権者に対し、価値補償の義務を負う。法律による解除権の場合においては、解除権者は、用益について、自己の事務において通常払われるべき注意についてのみ責任を負う。

(2) 債務者が対象を返還し、若しくは価値補償を行い、又は債務者の価値補償の義務が、第346条第3項第1号若しくは第2号の規定により排除されるときは、債務者に対し、必要費を償還しなければならない。その他の費用は、債権者がこれによって利益を受けた限度において償還しなければならない。

#### 第348条 引換履行

解除から生じる当事者の義務は、[相手方の履行と]引換えに履行しなければならない。この場合においては、第320条及び第322条の規定を準用する。

#### 第349条 解除の意思表示

解除の意思表示は、相手方に対する意思表示によって行う。

#### 第350条 設定期間後の解除権の消滅

契約による解除権の行使について、期間が約定されていないときは、解除権者に対し、その相手方は、解除権の行使のために適切な期間を定めることができる。期間満了前に解除の意思表示がなされないときは、解除権は、消滅する。

#### 第351条 解除権の不可分性

ある契約の一方又は他方に複数の者が参加しているときは、解除権は、全ての者から及び全ての者に対してのみ、行使することができる。解除権が、解除権者の1人について消滅したときは、その他の者についても消滅する。

#### 第352条 不履行後の相殺

義務の不履行を理由とする解除は、債務者が、相殺により義務を免れることができたときであって、解除後遅滞なく相殺の意思表示を行ったときは、効力を有しない。

#### 第353条 違約金と引換えの解除

違約金の支払と引換えに解除権が留保されている場合において、違約金が解除の意思表示の前又は意思表示に際して支払われず、相手方がこの理由により、解除の意思表示を拒絶したときは、解除は、効力を有しない。

#### 第354条 失権条項

債務者が義務を履行しないときは契約から生じる権利を失うとの留保の下に契約が締結されたときは、債権者は、この場合が生じたときは、契約を解除する権利を有する。

### 第2款 消費者契約における撤回権

\*) 公式の注：この款は、次に掲げる指令の国内法化に資するものである。

1. 営業所外で締結される契約における消費者保護に関する1985年12月20日の理事会指令85/577/EEC（EC官報L372号31頁）
2. 不動産に関するタイムシェアリング利用権の取得に関する契約の諸点に関して取得者を保護することに関する1994年10月26日の欧州議会及び理事会の指令94/47/EC（EC官報L280号82頁）
3. 遠隔販売における契約締結に際しての消費者保護に関する1997年5月20日の欧州議会及び理事会の指令97/7/EC（EC官報L144号19頁）

### 第 355 条 消費者契約における撤回権

(1) 消費者に対し法律により、この規定による撤回権が認められている場合において、消費者が、期間を遵守してその意思表示を撤回したときは、消費者及び事業者は、契約の締結に向けて行われた各々の意思表示に拘束されることはない。撤回は、事業者に対する意思表示によって行う。その意思表示からは、契約の撤回に対する消費者の決断が一義的に読み取れなければならない。撤回は、理由を含むことを要しない。期間の遵守には、撤回の適時の送付で十分とする。

(2) 撤回の期間は、14 日間とする。撤回の期間は、別段の定めがない限り、契約締結時に開始する。

(3) 撤回がなされた場合には、受領した給付は、遅滞なく返還しなければならない。法律が、返還の最長期間を定めているときは、その期間は、事業者に対しては、撤回の意思表示の到達時に、消費者にとっては、撤回の意思表示の発信時に開始する。消費者は、この期間を、商品の適時の発送により遵守するものとする。事業者は、撤回の場合において、返送の危険を負担する。

### 第 356 条 営業所外で締結される契約及び遠隔販売契約の場合の撤回権

(1) 事業者は、消費者に対し、民法典施行法第 246a 条第 1 パラグラフ第 2 項第 1 文第 1 号附表 2 に従った撤回書式ひな形又はその他の一義的な撤回の意思表示について事業者のウェブサイト上で空欄記入し、これを伝達することができるようにすることができる。消費者が、この機会を利用したときは、事業者は、消費者に対し、撤回の到達を遅滞なく持続的なデータ記憶装置で確認しなければならない。

(2) 撤回期間の始期は、次のとおりとする。

1. 消費財購入の場合において、

a) b から d に該当しないときは、消費者又は消費者によって指名された第三者であって運送業者でない者が商品を受け取った直後

b) 消費者が複数の商品を単一の注文の範囲で注文し、商品が分けられて提供されるときは、消費者又は消費者によって指名された第三者であって運送業者でない者が最後の商品を受け取った直後

c) 商品が複数の部分送付又は複数個数で提供されるときは、消費者又は消費者によって指名された第三者であって運送業者でない者が最後の送付部分又は最後の 1 個を受け取った直後

d) 定められた期間を通じて定期的に商品が提供されることが予定されているときは、消費者又は消費者によって指名された第三者であって運送業者でない者が最初の商品を受け取った直後

2. 限定されない容積又は量において提供される、水、ガス若しくは電気の供給、地域暖房の供給又は有体のデータ記憶装置に存在しないデジタル・コンテンツの提供を対象とする契約は、契約締結時

(3) 事業者が、消費者に対し、民法典施行法第 246a 条第 1 パラグラフ第 2 項第 1 文第 1 号又は同法第 246b 条第 2 パラグラフ第 1 項の要件に従い、情報提供を行う前には、撤回期間は開始しない。撤回権は、遅くとも、前項に規定する時点又は前条第 2 項第 2 文に規定する時点の 12 月と 14 日の後に消滅する。前文の規定は、金融サービスに関する契約には、適用しない。

(4) 撤回権は、サービスの提供に関する契約の場合においては、事業者が、サービスを完全に提供し、かつ、消費者が、サービスの提供に明示の同意を与え、同時に、事業者による契約の完全な履行の際には、自己が撤回権を失うことを知っていることを確認した後にサービスの実施を開始したときにも、消滅する。金融サービスの提供に関する契約の場合には、前文の規定にかかわらず、消費者がその撤回権を行使する前に、消費者の明示的な希望に基づき、契約が双方の当事者により完全に履行されたときに、撤回権は、消滅する。

(5) 撤回権は、有体のデータ記憶装置に存在しないデジタル・コンテンツの提供に関する契約の場合においては、次に掲げる時の後に事業者が、契約の履行を開始したときにも、消滅する。

1. 消費者が、撤回期間の満了前に契約の履行を開始することに明示的に同意し、かつ、
2. 消費者が、自己の同意により、契約の履行開始とともに自己の撤回権を失うことを知っていることを確認した時

### 第 356a 条 タイムシェアリング住居権契約、長期休暇用商品に関する契約、仲介契約及び交換システムに関する契約の場合の撤回権

(1) 撤回期間は、契約締結又は予約締結の時点において開始する。消費者が、契約文書又は契約書の謄本を契約後に初めて受け取ったときは、撤回権は、受取りの時点とともに開始する。

(2) 消費者に対し、第 482 条第 1 項に規定する契約前の情報又は民法典施行法第 242 条第 1 パラグラフ第 2 項に規定する書式が契約前に提供されなかったとき、完全な形で提供されなかったとき、又は第 483 条第 1 項に規定する言語で提供されなかったときは、撤回期間は、前項の規定にかかわらず、契約前の情報及び書式を規定された言語で完全な形で受け取ることとともに初めて開始する。撤回権は、遅くとも前項に規定する時点の 3 月と 14 日の後に消滅する。

(3) 消費者に対し、第 482a 条に規定する撤回の教示が契約締結前に行われなかったとき、完全な形で行われなかったとき、又は第 483 条第 1 項に規定する言語で行われなかったときは、撤回期間は、第 1 項の規定にかかわらず、撤回の教示を規定された言語で完全な形で受け取ることとともに初めて開始する。撤回権は、場合により、前項第 2 文の規定にかかわらず、遅くとも第 1 項に規定する時点の 12 月間と 14 日間の後に消滅する。

(4) 消費者が、タイムシェアリング住居権契約及び交換システム契約を締結し、消費者に対し、これらの契約が、同じ時点で申し込まれたときは、両契約に関する撤回期間は、第 1 項の規定により、タイムシェアリング住居権契約に適用される時点とともに開始する。この場合においては、前 2 項の規定を準用する。

### 第 356b 条 消費者金銭消費貸借契約の場合の撤回権

(1) 撤回期間は、貸主が借主に対して、借主のために定められた契約文書、借主の書面による申込み又は契約文書若しくは借主の申込みの謄本を提供する前においても、開始しない。

(2) 前項の規定により借主に提供された文書が、第 492 条第 2 項の規定による義務的記載事項を含んでいないときは、撤回期間は、同条第 6 項の規定に従った補正とともに初めて開始する。この場合において、撤回期間は、1 月間とする。

(3) 第 494 条第 7 項の場合には、撤回期間は、借主が同項に規定する契約書の謄本を受け取ったとき初めて開始する。

### 第 356c 条 分割提供契約の場合の撤回権

(1) 遠隔販売、営業所外のいずれにもよらずに締結された分割提供契約の場合には、撤回期間は、事業者が消費者に対して、民法典施行法第 246 条第 3 項の規定に従って、消費者の撤回権

について情報提供を行う前には、開始しない。

(2) 第 356 条第 1 項の規定は、この条に準用する。撤回権は、遅くとも第 355 条第 2 項第 2 文に規定する時点の 12 月と 14 日の後に消滅する。

### 第 357 条 金融サービスに関する契約を例外とする営業所外で締結される契約及び遠隔販売契約の撤回の法的効果

(1) 受領した給付は、遅くとも 14 日後に返還しなければならない。

(2) 事業者は、提供についての消費者の何らかの支払をも返還しなければならない。消費者が、事業者によって提案された最適の標準的提供以外の提供方法を決定したため、消費者に追加的費用が発生したときは、この限りでない。

(3) 支払代金の返還については、事業者は、消費者が支払の際に使用したものと同一の支払手段を用いなければならない。前文の規定は、明示的に別段のことが約定され、これによって消費者にいかなる費用も発生しないときは、適用しない。

(4) 消費財購入の場合には、事業者は、商品の返還を受けるまで又は消費者が、商品を発送したとの証明を行うまで、支払代金の返還を拒絶することができる。事業者が、商品の引取りに赴くことを申し出たときは、この限りでない。

(5) 消費者は、事業者が、商品の引取りに赴くことを申し出たときは、受領した商品を返送する義務を負わない。

(6) 消費者は、事業者が、民法典施行法第 246a 条第 1 パラグラフ第 2 項第 1 文第 2 号の規定により、返送の義務について消費者に情報提供したときは、商品の返送の直接的費用を負担する。前文の規定は、事業者が、この費用を負担する用意があることを表示したときは、適用しない。営業所外で締結される契約において、商品が、契約締結の時点で消費者の住居に配送された場合であって、商品が郵便で返送することができない性状であるときは、事業者は、自己の費用で商品の引取りに赴かなければならない。

(7) 消費者は、次に掲げる場合には、商品の価値損失に対する価値補償を行わなければならない。

1. 価値の損失が、商品の性状、性質及び機能方法の検査にとって不可欠ではない取扱いに帰せられるとき。

2. 事業者が、民法典施行法第 246a 条第 1 パラグラフ第 2 項第 1 文第 1 号の規定により、消費者に対し、撤回権について情報提供したとき。

(8) 消費者が、サービスの提供に関する契約、限定されない量又は容積において提供される、水、ガス若しくは電気の供給に関する契約、若しくは地域暖房の供給に関する契約を撤回した場合において、事業者が撤回期間の満了前に給付を開始することを消費者が事業者に対して明示的に請求したときは、消費者は、事業者に対して、撤回までに提供された給付の価値補償を行う義務を負う。前文の規定から生じる請求権は、事業者が、民法典施行法第 246a 条第 1 パラグラフ第 2 項第 1 文第 1 号及び第 3 号の規定により適正に情報提供を行ったときに限り存在する。営業所外で締結される契約の場合には、第 1 文の規定による請求権は、消費者が、第 1 文に規定する請求を持続的なデータ記憶装置上で伝達したときに限り存在する。価値補償の算定に当たっては、約定された料金総額を基礎とする。約定された料金総額が不相当に高額であるときは、価値補償は、提供された給付の市場価値を基礎として算定しなければならない。

(9) 消費者が、有体のデータ記憶装置に存在しないデジタル・コンテンツの提供を対象とする契約を撤回したときは、消費者は、価値補償を行うことを要しない。

**第 357a 条 金融サービスに関する契約撤回の法的効果**

- (1) 受領した給付は、遅くとも 30 日後に返還しなければならない。
- (2) 営業所外で締結される契約又は遠隔販売契約であって、金融サービスに関するものの撤回については、消費者は、次に掲げる場合には、事業者により撤回までに提供されたサービスの価値補償を行う義務を負う。
1. 消費者が契約の意思表示を行う前に、上記の法的効果について指示されていたとき。
  2. 事業者が撤回期間の終了前にサービスの実施を開始することに対して、消費者が明示的な同意を与えていたとき。

第 506 条第 4 項の規定の例外に該当する有償の資金調達援助に関する契約の撤回の場合においては、第 357 条第 5 項から第 8 項までの規定も準用する。有償の資金調達援助に関する契約の対象が、有体のデータ記憶装置に存在しないデジタル・コンテンツの提供であるときは、消費者は、次に掲げる場合には、撤回までに提供されたデジタル・コンテンツの価値補償を行わなければならない。

1. 消費者が契約の意思表示を行う前に、上記の法的効果について指示されていたとき。
2. 事業者が撤回期間の終了前にデジタル・コンテンツの提供を開始することに対して、消費者が明示的な同意を与えていたとき。

契約において反対給付が定められているときは、反対給付は、価値補償の算定に当たり、基礎としなければならない。約定された代金総額が不相当に高額であるときは、価値補償は、提供された給付の市場価値を基礎として算定しなければならない。

- (3) 消費者金銭消費貸借契約の撤回の場合には、借主は、貸金の引渡しから返還までの期間について、約定された義務的利息を支払わなければならない。貸金が土地担保権により担保されているときは、貸金の使用利益の価値が約定の義務的利息より低いことを証明することができる。この場合においては、より低い額が債務の対象となる。有償の金融支援に関する契約であって、第 506 条第 4 項の例外に包含されないものの撤回の場合においては、民法典施行法第 247 条第 6 パラグラフ第 2 項と結合した同条第 12 パラグラフ第 1 項の規定による、撤回権に関する義務的記載事項が、撤回権に関する情報提供に代わるとの基準とともに、前項の規定も準用する。これを超えて、借主は、貸主に対し、貸主が公的機関に対して支出し、返還を請求することができない費用のみを償還すれば足りる。

**第 357b 条 タイムシェアリング住居権契約、長期休暇用商品に関する契約、仲介契約及び交換システム契約撤回の法的効果**

- (1) 消費者は、撤回の場合にいかなる費用も負担しない。契約の費用、契約の実施及び契約の遡及的清算の費用は、事業者が消費者に対して償還しなければならない。給付されたサービスに対する補償及び居住用建物を利用に供することに対する補償は、排除する。
- (2) 消費者は、第 481 条にいう宿泊所の価値損失に対して、その価値損失が、定めに従わない宿泊所の使用に起因する限りで、価値補償のみを行えば足りる。

**第 357c 条 遠隔販売契約、営業所外で締結される契約のいずれにも属さない分割提供契約撤回の法的効果**

受領した給付の返還については、第 357 条第 1 項から第 5 項までの規定を準用する。消費者は、事業者が、受領物の返送に直接必要な費用を負担する用意があることを表示したときを除き、これらの費用を負担する。民法典施行法第 246 条第 3 項の規定による情報提供をもって、同法

第 246a 条 1 パラグラフ第 2 項第 1 文第 1 号の規定による情報提供に代えることを基準として、第 357 条第 7 項の規定を準用する。

### 第 358 条 撤回された契約と結合した契約

(1) 消費者が、事業者による商品の提供又はその他の給付の提供に関する契約の締結に向けて行った自己の意思表示を有効に撤回したときは、消費者は、この契約と結合した金銭消費貸借契約<sup>(12)</sup>の締結に向けて行った自己の意思表示にも、もはや拘束されることはない。

(2) 消費者が、消費者金銭消費貸借契約の締結に向けて行った意思表示を、第 495 条第 1 項の規定に基づき有効に撤回したときは、消費者は、この消費者金銭消費貸借契約と結合した商品の提供又はその他の給付の提供に関する契約の締結に向けて行った自己の意思表示にも、もはや拘束されることはない。

(3) 第 1 項又は前項に規定する、商品の提供又はその他の給付の提供に関する契約と消費者金銭消費貸借契約とは、貸金の全部又は一部が、他方の契約の資金調達に資するものであり、両契約が、経済的一体性をなしているときは、結合したものとする。経済的一体性は、特に、貸主自身が、消費者の反対給付の資金調達を行うとき、又は第三者による資金調達の場合において、貸主が、金銭消費貸借契約の準備又は締結に当たり、事業者の関与を利用するときは、推認される。資金調達による土地又は土地と同等の権利の取得に際しては、経済的一体性は、貸主自身が消費者に対して土地若しくは土地と同等の権利を得させるとき、又は貸主が貸金の提供を超えて、事業者の譲渡の利益の全部若しくは一部を自己のものとし、プロジェクトの企画、広報、若しくは実施において、譲渡人の役割を引き受け、若しくは片面的に譲渡人の利益を図ることを通じて、事業者との協働により、土地若しくは土地と同等の権利の取得を促進するときに限り、推認される。

(4) 結合した契約の遡及的清算には、第 355 条第 3 項の規定による流通形態からは独立し、かつ、結合した契約の種類に応じ、第 357 条から第 357b 条までの規定を準用する。結合した契約が、有体のデータ記憶装置に存在しないデジタル・コンテンツの提供を対象とする契約であり、事業者が、消費者に対して、第 312f 条の規定による契約書の謄本又は確認書を提供したときは、消費者は第 357 条第 9 項の規定にかかわらず、第 356 条第 5 項第 2 段及び第 3 段の要件の下に<sup>(13)</sup>、撤回までの間に提供されたデジタル・コンテンツの価値補償を行わなければならない。結合した契約が、遠隔販売により又は営業所外で締結される分割提供契約であるときは、第 355 条第 3 項とともに、第 357 条の規定も準用することとし、その余の結合した分割提供契約には第 355 条第 3 項とともに、第 357c 条の規定を準用する。ただし、第 1 項の場合には、金銭消費貸借契約の遡及的清算から生じる消費者に対する利息及び費用の支払請求権は、排除する。貸主は、貸金が撤回の効力発生時に既に事業者に与えられているときは、撤回の法的効果に関し、消費者との関係において、結合した契約から生じる事業者の権利及び義務の関係に入る。

(5) 第 2 項及び前項の規定は、金融商品の取得のための資金調達に資する金銭消費貸借契約には、適用しない。

(12) 訳注：原文では、Darlehensvertrag であり、直訳すれば「消費貸借契約」となるが、目的物が金銭に限定されているため、このように訳した。以下全て、Darlehensvertrag は、「金銭消費貸借」と訳した。

(13) 訳注：「第 356 条第 5 項第 2 段及び第 3 段の要件の下に」の原文は、unter den Voraussetzungen des § 356 Absatz 5 zweiter und dritter Halbsatz である。第 356 条第 5 項が 1 文で完結しているため、「第 2 段及び第 3 段」とは、同項の第 1 号及び第 2 号を指すと思われる。



**第 359 条 結合した契約の場合の抗弁**

- (1) 消費者は、結合した契約から生じる抗弁が、結合した契約を締結した相手方の事業者に対して、自己が給付を拒絶することを正当化する限りにおいて、貸金の返還を拒絶することができる。この事業者と消費者との間で、消費者金銭消費貸借契約の締結の後に約定された契約の変更に基づく抗弁については、この限りでない。消費者が、履行の追完を請求することができるときは、履行の追完が失敗したときに初めて、消費者は、貸金の返還を拒絶することができる。
- (2) 前項の規定は、金融商品の取得のための資金調達に資する金銭消費貸借契約、又は資金調達の対価が 200 ユーロに達しないときの金銭消費貸借契約には、適用しない。

**第 360 条 関連する契約**

- (1) 消費者が、契約の締結に向けた意思表示を有効に撤回した場合において、結合した契約の要件が存在しないときは、消費者は、この契約と関連する契約の締結に向けた自己の意思表示にも拘束されることはない。関連する契約の清算には、第 358 条第 4 項第 1 文から第 3 文までの規定を準用する。消費者が、タイムシェアリング住居権契約又は長期休暇用商品契約を撤回したときは、消費者は、関連する契約についても、いかなる費用も負担することを必要とせず、この場合においては、第 357b 条第 1 項第 2 文及び第 3 文の規定を準用する。
- (2) 関連する契約は、契約が、撤回された契約に関係を有しており、第三者と撤回された契約の事業者との間の約定に基づいて、撤回された契約の事業者又は第三者により、給付が履行されるときに存在する。消費者金銭消費貸借契約は、貸金が、専ら撤回された契約の資金調達のためにのみ役立ち、撤回された契約から生じる事業者の給付が、消費者金銭消費貸借において正確に支出されているときにおいても、関連する契約である。

**第 361 条 その他の請求権、異なる約定及び証明の負担**

- (1) 撤回の結果、この款に規定することを超えた、消費者に対する請求権は、存在しない。
- (2) この款の規定については、別段の定めがない限り、これに反する約定であって、消費者の不利益となるものを締結してはならない。この款の規定は、別段の定めがない限り、それが別途の形態で潜脱されるときにおいても適用する。
- (3) 撤回権の始期について争いのあるときは、事業者が証明を負担する。

**第 4 章 債務関係の消滅 [Erlöschen der Schuldverhältnisse]****第 1 節 弁済 [Erfüllung]****第 362 条 給付による消滅**

- (1) 債務の対象となっている給付が債権者に対して行われたときは、債務関係は消滅する。
- (2) 弁済の目的で第三者に対して給付が行われたときは、第 185 条の規定を適用する。

**第 363 条 弁済としての受領の際の証明の負担**

債権者が、弁済として提供された給付を弁済として受領した場合において、給付が債務の対象となっているものとは異なるため又は給付が不完全であったため、債権者がその給付に弁済としての効力を発生させることを望まないときは、証明の負担は、債権者が負う。

**第 364 条 代物弁済の受領**

- (1) 債権者が、債務の対象となっている給付以外の給付を弁済に代えて受領したときは、債務

関係は消滅する

(2) 債務者が、債権者の満足を目的として、債権者に対して新たな債務を引き受けた場合において、疑いのあるときは、債務者がその債務を弁済に代えて引き受けたものと推認してはならない。

#### 第 365 条 代物弁済の場合の担保提供

物、第三者に対する債権その他の権利が弁済に代えて譲渡されたときは、債務者は、権利の瑕疵又は物の瑕疵について、売主と同様に担保責任を負わなければならない。

#### 第 366 条 複数の債権に対する給付の充当

(1) 債務者が債権者に対して複数の債務関係から同種の給付を行う債務を負担している場合において、債務者によって給付されたものが全債務の弁済に十分でないときは、給付の際に債務者が指定する債務の弁済に充てる。

(2) 債務者が指定を行わないときは、弁済期に達した債務を先にし、複数の弁済期に達した債務の間では、債権者にとって担保のより少ないものを先にし、担保が同等である複数の債務の間では、債務者にとって負担の重いものを先にし、負担が同等である複数の債務の間では、より古い債務を先にし、古さが同等である複数の債務の間では、全ての債務に比例して弁済を行う。

#### 第 367 条 利息及び費用への充当

(1) 債務者が、主たる給付のほか、利息及び費用を支払わなければならないときは、債務全体の弁済に足りない給付は、まず費用に、次に利息に、最後に主たる給付に充当する。

(2) 債務者が前項の規定と異なる充当を指定したときは、債権者は、給付の受領を拒絶することができる。

#### 第 368 条 受取証書

債権者は、給付の受取に対して、請求に応じ、書面による受取証明（受取証書）を交付しなければならない。債務者が、受取証明が書面以外の方式で交付されることに法的利益を有するときは、債務者は、その方式による交付を請求することができる。

#### 第 369 条 受取証書の費用

(1) 受取証書の費用は、債務者と債権者との間に存在する法律関係から別段のことが生じない限り、債務者が負担し、前払しなければならない。

(2) 債権譲渡の結果又は相続の過程で当初の債権者に代わり、複数の債権者が生じたときは、増加費用は、債権者の負担となる。

#### 第 370 条 受取証書の持参人に対する給付

受取証書の持参人は、給付を行った者の知っていた事情が、かかる授權を推認することに反しているときを除き、給付を受領する権限を授与されたものとみなす。

#### 第 371 条 債権証書の返還

債権に関して、債権証書が発行されたときは、債務者は、受取証書のほか、債権証書の返還を請求することができる。債権者が返還をすることができないことを主張したときは、債務者は、債務が消滅したとの、公正証書による承認を請求することができる。

## 第2節 供託 [Hinterlegung]

### 第372条 要件

債権者が受領遅滞にあるときは、債務者は、金銭、有価証券、その他の証書又は有価物を、供託のために定められた公の機関に、債権者のために供託することができる。債務者が、債権者のその他の一身上の理由から、又は、過失によらずに債権者を確知することができないため、債務の弁済又は債務の確実な弁済をすることができないときも、同様とする。

### 第373条 交換的給付

債務者が債権者の給付に対してのみ給付を行う義務を負うときは、債務者は、供託された物を受け取る債権者の権利を、反対給付の履行に係らせることができる。

### 第374条 供託地、通知義務

(1) 供託は、履行地の供託所において行わなければならない。債務者が、それ以外の機関に供託したときは、債権者に対し、このことから生じた損害を賠償しなければならない。

(2) 債務者は、債権者に対し、供託を遅滞なく通知しなければならない。これを怠った場合には、債務者は、損害賠償の義務を負う。通知は、行うことが不可能なときは、行わないことができる。

### 第375条 郵送の場合の遡及効

供託物が供託所に対して郵送されたときは、供託は、その物を郵送に付した時に遡って効力を生じる。

### 第376条 取戻権

(1) 債務者は、供託物を取り戻す権利を有する。

(2) 次に掲げる場合には、供託物を取り戻すことはできない。

1. 債務者が、供託所に対し、取戻権を放棄するとの意思表示を行ったとき。

2. 債権者が、供託所に対し、受領の意思表示をしたとき。

3. 供託が適法であることを宣言する、債権者と債務者との間に下された確定判決が、供託所に提示されたとき。

### 第377条 取戻権の差押えの禁止

(1) 取戻権を差し押さえることはできない。

(2) 債務者の財産に関して、破産手続が開始されたときは、破産手続中は、債務者も取戻権を行使することができない。

### 第378条 取戻しが排除される場合の供託の効力

供託物の取戻しが排除される場合において、債務者は、供託の時点で債権者に弁済したであろうときと同様に、供託によってその債務を免れる。

### 第379条 取戻しが排除されない場合の供託の効力

(1) 供託物の取戻しが排除されないときは、債務者は、債権者に対し、供託物を受け取るよう求めることができる。

(2) 物が供託されている間は、債権者が危険を負担し、債務者は、利息を支払い、又は引き出されていない用益に対する償還を行う義務を負わない。

(3) 債務者が供託された物を取り戻したときは、供託は行われなかったものとみなす。

### 第380条 受取権の証明

供託所について効力を有する定めによれば、債権者の受取権の証明のために、この権利を承

認する債務者の意思表示が必要であるか、又はそれで十分である場合において、債権者は、供託が行われなかったとすれば、給付を請求することができたであろう場合と同じ要件の下で、債務者に対し、その意思表示を行うことを請求することができる。

#### 第 381 条 供託の費用

供託の費用は、債務者が供託物を取り戻さない限り、債権者の負担とする。

#### 第 382 条 債権者の権利の消滅

供託された価額に対する債権者の権利は、債権者があらかじめ供託所に申し出ていないときは、供託の通知の受取りから 30 年間の経過とともに消滅し、債務者は、取戻権を放棄していたときであっても、取戻しの権利を有する。

#### 第 383 条 供託不能物の競売

- (1) 債務の対象である動産が供託に適さないときは、債務者は、債権者の遅滞の場合に、これを履行地において競売に付し、競売代金を供託することができる。第 372 条第 2 文の各場合であって、物の腐敗が懸念される時又は保管が不均衡な費用を伴うときも、同様である。
- (2) 履行地における競売が適切な結果をもたらすことが期待できないときは、その物を他の適切な場所で競売しなければならない。
- (3) 競売は、その競売地について選任された裁判所執行官若しくは競売の権限を有するその他の官吏又は公務被用者である競売人により、公式に行わなければならない（公の競売）。競売の時刻及び場所は、物の一般的名称の下に公告しなければならない。
- (4) 前 3 項の規定は、登記した船舶及び建造中の船舶には適用しない。

#### 第 384 条 競売の予告

- (1) 競売は、債権者に予告した後にのみ許容されるが、物が腐敗するおそれがあり、競売の遅延が危険を伴うときは、予告しないで行うことができる。
- (2) 債務者は、債権者に対して、競売について遅滞なく通知しなければならないが、これを怠った場合には、損害賠償の義務を負う。
- (3) 予告及び通知は、行うことが不可能なときは、行わないことができる。

#### 第 385 条 自由な裁量による売却

物が取引所価格又は市場価格を有するときは、債務者は、自由な裁量により、その種の売却について公的に授権された商事仲買人又は公の競売の権限を有する者を通じて、時価で売却することができる。

#### 第 386 条 競売の費用

競売又は第 385 条の規定により行われる売却の費用は、債務者が、供託物の代価を取り戻さない限り、債権者の負担とする。

### 第 3 節 相殺 [Aufrechnung]

#### 第 387 条 要件

2 人の者が、対象において同種の給付を負担する場合において、双方が、自己に帰属する給付を請求ことができ、自己の負う給付を履行することができるときは、いずれの当事者も、自己の債権を相手方の債権と相殺することができる。

**第 388 条 相殺の意思表示**

相殺は、相手方に対する意思表示によって行う。意思表示に条件又は期限が付されているときは、その意思表示は、効力を有しないものとする。

**第 389 条 相殺の効力**

相殺は、双方の債権が相互に相殺に適する状態になった時点において、対当額の範囲で消滅する効力を有する。

**第 390 条 抗弁権付債権による相殺の禁止**

抗弁権の対抗を受ける債権は、これによって相殺を行うことができない。

**第 391 条 給付の種類が異なる場合の相殺**

(1) 相殺は、各債権について異なる履行地又は引渡地が存在することによっては妨げられない。ただし、相殺を行う当事者は、相手方が相殺の結果、定められた場所で給付を受け取り、又はこれを履行することができないことによって被った損害を賠償しなければならない。

(2) 履行を一定の時に、一定の場所で行うとの約定がある場合において、疑いのあるときは、他の履行地が存在する債権による相殺は、禁止されているものと推認する。

**第 392 条 差し押さえられた債権に対する相殺**

債権の差押えにより、債務者が債権者に対して有する債権による相殺は、債務者が自己の債権を差押えの後に取得したか、又は自己の債権の履行期が差押えの後で、かつ、差し押さえられた債権の履行期より後に到来したときに限り、排除される。

**第 393 条 不法行為から生じた債権に対する相殺の禁止**

故意により行われた不法行為から生じた債権に対する相殺は、許されない。

**第 394 条 差押禁止債権に対する相殺の禁止**

ある債権の差押えが禁止されているときは、この債権に対する相殺は、行うことができない。ただし、健康保険組合、共済金庫又は葬祭費積立組合、特に鉦員共済金庫及び鉦員共済組合団体金庫から引き出されるべき増額分に対しては、債務額の相殺を行うことができる。

**第 395 条 公法人の債権に対する相殺**

連邦若しくは州の債権又は市町村その他の地方自治体の債権に対する相殺は、その会計 [Kasse] から相殺者の債権を弁済しなければならない場合において、これと同一の会計に対して給付を行わなければならないときに限り、許容される。

**第 396 条 多数の債権**

(1) 当事者の一方又は他方が、複数の相殺に適する債権を有するときは、相殺を行う者は、相互に相殺されるべき債権を指定することができる。相殺がかかる指定の意思表示なく行われたとき又は相手方が遅滞なく異議を述べたときは、第 366 条第 2 項の規定を準用する。

(2) 相殺を行う者が相手方に対して主たる債務のほか、利息及び費用を債務として負っているときは、第 367 条の規定を準用する。

**第 4 節 免除 [Erlaß]****第 397 条 免除契約、債務不存在の承認**

(1) 債権者が債務者に対し、契約によって債務を免除したときは、債務関係は、消滅する。

(2) 債権者が債務者との契約により、債務関係が存在しないことを承認したときも、同様とする。

## 第5章 債権の譲渡 [Übertragung einer Forderung]

### 第398条 譲渡

債権は、債権者が他人との契約により、この者に移転することができる（譲渡）。契約の締結とともに、新たな債権者が従来の債権者の地位を承継する。

### 第399条 内容の変更又は合意の場合の譲渡の排除

当初の債権者以外の者への給付を、その内容を変更することなく行うことができないとき又は譲渡が債務者との合意により禁止されているときは、債権は、譲渡することができない。

### 第400条 差押禁止債権の場合の排除

債権の差押えが禁止されているときは、債権は、譲渡することができない。

### 第401条 付随的権利及び優先権の移転

- (1) 譲渡された債権とともに、抵当権、船舶抵当権又は債権のために存在する質権、及び債権のために設定された保証から生じる権利は、新たな債権者に移転する。
- (2) 強制執行又は破産手続の場合のため債権に結合されている優先権は、新たな債権者も行使することができる。

### 第402条 情報提供義務、文書の交付

従来の債権者は、新たな債権者に対し、債権の行使に必要な情報を提供し、債権の証明に役立つ文書を占有しているときは、それらの文書を提供する義務を負う。

### 第403条 証書作成義務

従来の債権者は、新たな債権者に対し、その求めがあれば、譲渡に関する公正証書を交付しなければならない。費用は、新たな債権者が負担し、前払しなければならない。

### 第404条 債務者の抗弁

債務者は、債権譲渡の当時、従来の債権者に対して主張することができたであろう抗弁をもって新たな債権者に対抗することができる。

### 第405条 証書の提示下の譲渡

債務者が、債務に関する証書を交付した場合において、債権が証書の提示の下に譲渡されたときは、債務者は、新たな債権者が、譲渡に際して事情を知っていたか、又は知り得べきであったときを除き、債務関係の成立及び承認が仮装のためにのみ行われたこと、又は譲渡が原債権者との合意により排除されていたことを主張することができない。

### 第406条 新たな債権者に対する相殺

債務者は、従来の債権者に対する債権の取得に際して、債権譲渡について知っていたか、又は従来の債権者に対する債権が、債権譲渡についての債務者の知得の後に、かつ、譲渡された債権よりも遅くその履行期が到来するときを除き、債務者が従来の債権者に対して有していた債権で、新たな債権者に対しても相殺を行うことができる。

### 第407条 従来の債権者に対する法的行為

- (1) 新たな債権者は、債務者が債権譲渡の後に従来の債権者に対して行った給付及び債権譲渡の後に債務者と従来の債権者との間で譲渡債権に関して行われたあらゆる法律行為について、債務者が、給付又は法律行為を行う際に債権譲渡を知っていたときを除き、これらの効力を受忍しなければならない。
- (2) 債権譲渡の後に債務者と従来の債権者との間で訴訟係属した法的紛争に対して、債権に関

して確定判決が下されたときは、新たな債権者は、債務者が訴訟係属する際に債権譲渡を知っていたときを除き、その判決の効力を受忍しなければならない。

#### 第 408 条 多重譲渡

- (1) 譲渡された債権が、従来の債権者から更に第三者に譲渡された場合において、債務者が第三者に弁済したとき又は債務者と第三者との間に法律行為が行われたか若しくは法的紛争が訴訟係属したときは、債務者の利益のために、前条の規定を前の譲受人に対して準用する。
- (2) 既に譲渡された債権が、裁判所の決定により第三者に転付されたとき、又は従来の債権者が第三者に対して、既に譲渡された債権が、法律の効力により第三者に移転したことを承認したときも同様とする。

#### 第 409 条 債権譲渡の通知

- (1) 債権者が債務者に対して、債権を譲渡したことを通知した場合には、譲渡が行われず、又は譲渡が効力を有しないときであっても、債権者は、債務者に対して、通知した譲渡の効力を受忍しなければならない。債権者が、譲渡に関する証書を、その証書に記名された新たな債権者に交付し、新たな債権者がこれを債務者に提示したときは、通知と同等とする。
- (2) 通知は、新たな債権者として指名された者の同意があるときに限り、撤回することができる。

#### 第 410 条 譲渡証書の交付

- (1) 債務者は、新たな債権者に対し、譲渡に関して従来の債権者により発行された証書の交付と引換えにのみ弁済をする義務を負う。新たな債権者の解除又は催告は、かかる証書の提示が行われず、かつ、債務者が、この理由から遅滞なくこれらを拒絶したときは、効力を有しない。
- (2) 前項の規定は、従来の債権者が債務者に対し、債権の譲渡を書面で通知したときは、適用しない。

#### 第 411 条 俸給債権の譲渡

軍人、官吏、聖職者又は公立学校の教師が、勤務上の収入、休職中の給与又は年金の譲渡可能な部分を譲渡したときは、支払を行う金融機関には、従来の債権者により発行され、債権譲渡について公的又は職務上作成された証書の交付により、通知を行わなければならない。通知が行われるまでは、債権の譲渡は、金融機関に対して知らされていないものとみなす。

#### 第 412 条 法律による債権の移転

法律による債権の移転については、第 399 条から第 404 条まで及び第 406 条から第 410 条までの規定を準用する。

#### 第 413 条 その他の権利の移転

債権の移転に関する規定は、この法律が別段の定めをしていない限り、その他の権利の移転についても準用する。

### 第 6 章 債務引受 [Schuldübernahme]

#### 第 414 条 債権者及び引受人間の契約

債務は、債権者との契約により、第三者が従来の債務者の地位に取って代わるという方法で、第三者がその引受を行うことができる。

#### 第 415 条 債務者及び引受人間の契約

- (1) 第三者による債務引受が、債務者との間で合意されたときは、その効力は、債権者の追

認に依存する。追認は、債務者又は第三者が、債権者に対し、債務引受を報告したときに限り行うことができる。追認が行われるまでは、契約当事者は、契約を変更又は解消することができる。

(2) 追認が拒絶されたときは、債務引受は行われなかったものとみなす。債務者又は第三者が、債権者に対し、期間を定めて追認に関する意思表示を求めたときは、追認の意思表示は、その期間の満了までにのみ行うことができ、追認の意思表示が行われなかったときは、追認は拒絶されたものとみなす。

(3) 債権者が追認を行わない場合において、疑いのあるときは、債務引受人は、債務者に対し、適時に債権者を満足させる義務を負う。債権者が追認を拒絶したときも同様とする。

#### 第 416 条 抵当権付債務の引受

(1) 土地の取得者が、譲渡人との契約により、その土地に対する抵当権が付随する債務を引き受けた場合において、債権者は、譲渡人が債務引受を債権者に報告したときに限り、債務引受を追認することができる。報告を受け取った時から6月が経過した場合であって、債権者が譲渡人に対して追認をあらかじめ拒絶していないときは、追認が行われたものとみなし、第415条第2項第2文の規定は、この場合に適用しない。

(2) 譲渡人の報告は、取得者が所有権者として登記簿に登録されたときに限り行うことができる。報告は、書面で行わなければならない。債権者が6月以内に拒絶の意思表示を行わなければ、引受人が従来の債務者の地位に取って代わるとの告知を含んでいなければならない。

(3) 譲渡人は、取得者の請求があれば、債権者に対して債務引受を報告しなければならない。追認が確定的に行われたとき又は拒絶されたときは、譲渡人は直ちに、取得者に通知を行わなければならない。

#### 第 417 条 引受人の抗弁

(1) 引受人は、債権者と旧債務者との間の法律関係から生じた抗弁をもって、債権者に対抗することができる。引受人は、旧債務者に属する債権で相殺を行うことはできない。

(2) 引受人は、債務引受の基礎となっている引受人と旧債務者との間の法律関係からは、債権者に対する抗弁を導き出すことはできない。

#### 第 418 条 担保権及び優先権の消滅

(1) 債務引受の結果、債権のために設定された保証及び質権は消滅する。債権のために抵当権又は船舶抵当権が存在するときは、債権者が抵当権又は船舶抵当権を放棄したときと同様である。保証人又は債務引受の時に責任を負う対象を有していた者が、債務引受に同意したときは、この規定は適用しない。

(2) 破産手続の場合のために債権と結合した優先権は、破産手続において、引受人の財産に関して行使することはできない。

#### 第 419 条

削除

### 第 7 章 多数の債務者及び債権者 [Mehrheit von Schuldern und Gläubigern]

#### 第 420 条 可分給付

複数の者が可分の給付を負担する場合又は複数の者が可分の給付を請求することができる場



合において、疑いのあるときは、各債務者は、均等な割合でのみ義務を負い、各債権者は、均等な割合でのみ権利を有する。

#### 第 421 条 連帯債務者

各人が給付の全部を行う義務を有し、ただし債権者は、1 回限りの請求を行う権利を有するという方式で複数の者が1つの給付をする債務を負うとき（連帯債務者）は、債権者は、任意に、いずれかの債務者に、給付の全部又は一部の履行を請求することができる。全部の給付が履行されるまでは、債務者全員が義務を負う。

#### 第 422 条 弁済の効力

- (1) 1 人の連帯債務者による弁済は、その他の債務者のためにも効力を有する。代物弁済、供託及び相殺についても同様とする。
- (2) 1 人の連帯債務者に属する債権は、その他の債務者がこれによって相殺をすることはできない。

#### 第 423 条 免除の効力

債権者と1人の連帯債務者との間で合意された免除は、契約を締結した者が、全債務関係を消滅させることを意図したときは、その他の債務者のためにも効力を有する。

#### 第 424 条 債権者遅滞の効力

1 人の連帯債務者に対する債権者の遅滞は、その他の債務者のためにも効力を有する。

#### 第 425 条 その他の事実の効力

- (1) 第 422 条から第 424 条までに掲げる事実以外の事実は、その債務関係から別段のことが生じない限り、その一身に事実が発生した連帯債務者のために及びこの者に対してのみ効力を有する。
- (2) 前項の規定は、特に、解除、遅滞、故意・過失、連帯債務者の一身上の給付不能、消滅時効、消滅時効の新たな開始、消滅時効の停止及び完成停止、債権と債務との混同並びに確定力ある判決について適用する。

#### 第 426 条 清算義務、債権の移転

- (1) 連帯債務者は、別段の定めがない限り、相互に均等な割合について義務を負う。連帯債務者のある者から、その負担分が得られないときは、不足額は、その他の清算義務を負う債務者が負担しなければならない。
- (2) 連帯債務者のある者が債権者を満足させ、その他の債務者に清算を請求することができるときは、その他の債務者に対する債権者の債権は、この者に移転する。債権の移転は、債権者の不利益となるように主張をしてはならない。

#### 第 427 条 共同の契約による義務

複数の者が、契約により共同で可分の給付を行う義務を負った場合において、疑いのあるときは、連帯債務者として責任を負うものとする。

#### 第 428 条 連帯債権者

各人が給付全体を請求することができ、ただし債務者は1 回限りの給付を行う義務を負うという方式で複数の者が1つの給付を請求する権利を有するとき（連帯債権者）は、債務者は、任意に、いずれの債権者に対しても、給付を履行することができる。債権者のある者が、既に給付に対する訴えを提起しているときも同様とする。

#### 第 429 条 変更の効力

- (1) 1 人の連帯債権者の遅滞は、その他の債権者に対しても効力を有する。
- (2) 債権と債務が、1 人の連帯債権者の一身に帰属したときは、債務者に対するその他の債権者の権利は、消滅する。
- (3) このほか、第 422 条、第 423 条及び第 425 条の規定を準用する。特に、連帯債権者のある者がその権利を他人に譲渡したときは、その他の債権者の権利に影響を及ぼすことはない。

#### 第 430 条 連帯債権者の清算義務

連帯債権者は、別段の定めがない限り、相互に均等な割合について権利を有する。

#### 第 431 条 不可分給付の多数の債務者

複数の者が不可分の給付を行う義務を負うときは、これらの者は、連帯債務者としての責任を負う。

#### 第 432 条 不可分給付の多数の債権者

- (1) 複数の者が、不可分の給付を請求する権利を有する場合において、これらの者が連帯債権者でないときは、債務者は、全ての者に共同の給付のみを行うことができ、各債権者は、全ての債権者に対する給付のみを請求することができる。各債権者は、債務者が、債務の目的物を全債権者のために供託するか、又はその目的物が供託に適さないときは、裁判所によって選任された保管人に引き渡すことを請求することができる。
- (2) このほか、債権者のある者の一身にのみ発生した事実は、その他の債権者のために及びこれらの者に対して効力を有することはない。

### 第 8 章 個別的債務関係 [Einzelne Schuldverhältnisse]

#### 第 1 節 売買、交換 [Kauf, Tausch]

\*) 公式の注：この節は、消費財の購入及び担保の諸点に関する 1999 年 5 月 25 日の欧州議会及び理事会の指令 1999/44/EC (EC 官報 L171 号 12 頁) の国内法化に資するものである。

#### 第 1 款 総則

#### 第 433 条 売買契約の際の契約類型的義務

- (1) 売買契約により、物の売主は、買主に対し、その物を引き渡し、物の所有権を得させる義務を負う。売主は、買主に対して、物の瑕疵及び権利の瑕疵のない物を提供しなければならない。
- (2) 買主は、売主に対して、約定した売買代金を支払い、買った物を受領する義務を負う。

#### 第 434 条 物の瑕疵 [Sachmangel]

- (1) 物が、危険の移転の際に、約定された性状を備えているときは、その物は瑕疵のない物とする。性状に関する約定が存在しない場合には、次に掲げるいずれかの場合に、瑕疵のない物とする。
  1. 物が、契約により前提とされた使用に適しているとき。
  2. 物が、通常の使用に適しており、かつ、同種の物の場合において通常であり、買主が物の種類に従って期待することのできる性状を示しているとき。

前文第2号にいう性状には、買主が、特に物の取得における又は物の一定の性質に関する特徴の記述の際の、売主、製造者（製造物責任法第4条第1項及び第2項）又はこれらの者の補助者の公の言明に従って期待することができる性質も含むが、売主が、その言明を知らず、かつ、知り得べきでもなかったとき、契約の締結時にその言明が、それが行われた時と同等の方法で訂正されたとき、又はその言明が、その物を買うことの決定に影響を及ぼすことができなかつたときは、この限りでない。

(2) 約定された組立てが、売主又はその履行補助者により適切に行われなかったときも、物の瑕疵があるものとする。組立てを予定された物の場合に、組立ての手引に不備があるときも物の瑕疵があるものとするが、ただし、その物が過誤なく組み立てられたときは、この限りでない。

(3) 売主が別の物又は余りに少量の物を提供したときも、物の瑕疵と同等とする。

#### 第435条 権利の瑕疵 [Rechtsmangel]

第三者が、その物に関して、買主に対して権利を主張できないか、又は売買契約において引き継がれた権利しか主張することができないときは、権利の瑕疵は、ないものとする。登記簿に存在しない権利が登記されているときは、権利の瑕疵と同等とする。

#### 第436条 土地の公的負担

(1) 別段の約定がない限り、土地の売主は、契約締結の日までに建築技術的に開始された措置のための、開発分担金その他の居住者分担金を、分担金債務の成立時点にかかわらず、負担する義務を負う。

(2) 土地の買主は、登記簿への登記に適していない、その他の公租公課からの土地の自由に対する責任を負わない。

#### 第437条 瑕疵のある場合の買主の権利

買主は、物に瑕疵があるときは、次に掲げる各規定による要件が存在し、かつ、別段の定めがない限り、次に掲げることを行うことができる。

1. 第439条の規定により履行の追完を求めること。
2. 第440条、第323条及び第326条第5項の規定により契約を解除し、又は第441条の規定により売買代金を減額すること。
3. 第440条、第280条、第281条、第283条及び第311a条の規定により損害賠償を、第284条の規定により無益に支出した費用の償還を求めること。

#### 第438条 瑕疵に関する請求権の消滅時効

(1) 第437条第1号及び第3号の請求権は、次に掲げる期間をもって消滅時効が完成する。

1. 瑕疵が、
  - a) 売買の目的物の引渡しを求めることができる第三者の物的権利、又は
  - b) 登記簿に登録されているその他の権利に存するときは、30年
2. a) 建造物の場合、及び
  - b) 通常の用法に従えば建造物のために使用されるものであって、建造物の瑕疵の原因となったものについては、5年
3. その他の請求権については、2年

(2) 消滅時効は、土地については、引渡しとともに、その他については、物の交付とともに開

始する。

(3) 売主が悪意で瑕疵を告げなかったときは、第1項第2号及び第3号並びに前項の規定にかかわらず、請求権は通常の消滅時効期間をもって消滅時効が完成する。ただし、第1項第2号の場合には、消滅時効は、同号において定められた期間の満了前には、完成しない。

(4) 前条に規定する解除権については、第218条の規定を適用する。買主は、第218条第1項の規定による解除が効力を発生しないときでも、解除に基づいて売買代金の支払を拒絶することが可能となる限りにおいて売買代金の支払を拒絶することができる。買主がこの権利を行使したときは、売主は、契約を解除することができる。

(5) 前条にいう代金減額請求権には、第218条及び前項第2文の規定を準用する。

#### 第439条 履行の追完

(1) 買主は、履行の追完として、その選択に従い、瑕疵の除去又は瑕疵のない物の提供を求めることができる。

(2) 売主は、履行の追完の目的のため必要な費用、特に輸送費、通行料、労賃及び材料費を負担しなければならない。

(3) 売主は、買主により選択された履行の追完の方法が、不相当の費用によってのみ可能であるときは、第275条第2項及び第3項の規定にかかわらず、これを拒絶することができる。その際、特に、瑕疵のない状態の物の価値、瑕疵の重大性、及び買主にとって著しい不利益をもたらすことのない他の履行の追完の方法を採用することができるかどうかの問題を考慮しなければならない。この場合において、買主の請求権は、他の履行の追完の方法に制限され、第1文に規定する要件の下でこの方法をも拒絶することができる売主の権利は妨げられない。

(4) 売主が、履行の追完の目的で、瑕疵のない物を提供したときは、売主は、第346条から第348条までの規定を基準として、瑕疵のある物の返還を買主に対して求めることができる。

#### 第440条 解除及び損害賠償のための特則

第281条第2項及び第323条第2項の場合のほか、売主が前条第3項の規定による履行の追完のいずれの方法も拒絶し、又は買主に帰属する履行の追完の方法が失敗し若しくは買主に対して期待不可能であるときも、期間を定めることを要しない。瑕疵の修補は、物若しくは瑕疵の種類又はその他の事情から別段のことが生じない限り、2回目の試みの効果がなかった後に、失敗したものとみなす。

#### 第441条 代金減額

(1) 買主は、契約の解除に代えて、売主に対する意思表示により、売買代金を減額することができる。第323条第5項第2文の排除理由は、適用しない。

(2) 買主又は売主の側において複数の者が当事者となっているときは、代金減額は、全ての者から又は全ての者に対する意思表示で行わなければならない。

(3) 代金減額に当たっては、契約締結の当時において、瑕疵のない状態の物の価値が、実際の価値に対して有したことになる比率に従って、売買代金を減額しなければならない。代金減額は、必要なときは、査定により、算出しなければならない。

(4) 買主が減額された売買代金を超えて代金を支払ったときは、超過額は、売主が償還しなければならない。この場合には、第346条第1項及び第347条第1項の規定を準用する。

#### 第442条 買主の認識

(1) 買主が契約締結の際に瑕疵を知っていたときは、瑕疵を理由とする買主の権利は、排除さ

れる。買主が重大な過失により瑕疵を知らなかったときは、買主は、売主が悪意で瑕疵を告げなかったか、又は物の性状について担保責任を引き受けたときに限り、瑕疵を理由とする権利を主張することができる。

(2) 登記簿に登録されている権利は、買主がこれを知っていたときでも、売主は、これを除去しなければならない。

#### 第 443 条 担保責任 [Garantie]

(1) 売主、製造者又はその他の第三者が、売買契約締結前又は締結時に入手することができた意思表示又は関連広告において、法律上の瑕疵担保責任に加えて、その物が意思表示若しくは関連広告において記述されている性状を示さないか、又は瑕疵のないこと以外の該当する要件を満たしていない場合には、売買代金を返還し、物を交換し、瑕疵を修補し、又は物に関連するサービスを提供する義務を負うとき（担保責任・Garantie）は、担保責任の対象となる場合においては、法律上の買主の請求権を妨げることなく、担保責任を引き受けた者（担保責任引受人・Garantiegeber）に対して担保責任から生じる権利は、買主に帰属する。

(2) 担保責任引受人が、物が一定の期間に一定の性状を備えていることに対する担保責任を引き受けたとき（性状維持の担保責任・Haltbarkeitsgarantie）は、保証の有効期間中に表れた物の瑕疵は、保証から生じる権利の根拠となるものと推定する。

#### 第 444 条 責任の排除

売主は、悪意で瑕疵を告げなかったとき、又は物の性状に対する担保責任を引き受けたときは、瑕疵を理由とする買主の権利を排除し、又は制限する約定を主張することができない。

#### 第 445 条 公の競売の場合の責任の制限

物が質権に基づき質としての名称の下に公の競売で売買された場合において、売主が悪意で瑕疵を告げなかったか、又は物の性状に対する担保責任を引き受けたときに限り、瑕疵を理由とする権利は、買主に帰属する。

#### 第 446 条 危険及び負担の移転

売買された物の引渡しとともに、偶然の滅失毀損及び偶然の劣化の危険は、買主に移転する。引渡しの時から、買主には、物の使用权が帰属し、買主は、物の負担を負う。買主が受領遅滞にあるときは、引渡しと同等とする。

#### 第 447 条 送付売買における危険の移転

(1) 売主が、買主の請求により、売買された物を履行地以外の場所に送付したときは、売主が物を運送代理店、貨物運送業者若しくは送付の遂行のために定められたその他の者又は企業に引き渡した時、危険は直ちに買主に移転する。

(2) 買主が、送付の方法について特別の指示を与え、売主が重大な理由なくこの指示に反したときは、売主は、買主に対し、このことから生じた損害について責任を負う。

#### 第 448 条 引渡費用及び類似の費用

(1) 売主は、物の引渡しの費用を負担し、買主は、引取りの費用及び履行地以外の場所に物を送付する費用を負担する。

(2) 土地の買主は、売買契約及び物権契約の証書作成、登記簿への登記及び登記に必要な説明の費用を負担する。

#### 第 449 条 所有権留保

- (1) 動産の売主が、売買代金の支払まで所有権を自己に留保した場合において、疑いのあるときは、所有権は、売買代金全額の支払という停止条件の下で移転するものと推認する（所有権留保）。
- (2) 売主は、契約を解除したときに限り、所有権留保に基づき、物の返還を請求することができる。
- (3) 所有権の移転を、買主が、第三者、特に売主と結合した事業者の債権に対する弁済を行うことに依存させる限りにおいて、所有権留保の約定は、無効とする。

#### 第 450 条 一定の売買における買主の排除

- (1) 強制執行の過程で行われる売買においては、売買の実施又は指揮を委託された者及び記録作成者を含む、その者に率いられた補助者は、売買される対象を自己のために自ら若しくは他人を通じて買うこと又は他人の代理人として買うことをしてはならない。
- (2) 前項の規定は、特に質物の売買及び第 383 条から第 385 条までの規定により許容される売買の場合並びに破産財団からの売買において、対象を他人の計算で売却させる権限を委託者に与えている法律の規定に基づいて売買の委託が行われた場合には、強制執行以外の売買にも適用する。

#### 第 451 条 排除された買主による購入

- (1) 前条の規定に違反して行われた購入及び購入された対象の譲渡の効力は、売買の際に債務者、所有者又は債権者として関与した者の同意に依存する。買主が、関与者に対して追認に関する意思表示を求めたときは、第 177 条第 2 項の規定を準用する。
- (2) 追認が拒絶された結果、新たな売買が行われたときは、旧買主は、新たな売買の費用及び代金の不足分を担保しなければならない。

#### 第 452 条 船舶の売買

土地の売買に関するこの款の規定は、登記された船舶及び建造中の船舶に準用する。

#### 第 453 条 権利の売買

- (1) 物の売買に関する規定は、権利及びその他の対象の売買について準用する。
- (2) 売主は、権利の設定及び移転の費用を負担する。
- (3) ある物の占有を正当化する権利が売買されたときは、売主は、買主に対し、物の瑕疵及び権利の瑕疵のない物を引き渡す義務を負う。

### 第 2 款 売買の特別の方式

#### 第 1 目 見本売買

#### 第 454 条 売買契約の成立

- (1) 見本による売買又は検分による売買の場合には、売買の対象の承認は、買主の任意による。疑いのあるときは、売買は、承認を停止条件として締結されたものとする。
- (2) 売主は、買主に対し、対象の調査を許容する義務を負う。

#### 第 455 条 承認期間

見本又は検分により購入される対象の承認は、約定された期間内に限り、かかる約定がないときは、買主に対して売主により定められた適切な期間の満了までに限り、その意思表示を行

うことができる。物が買主に対して見本又は検分の目的で引き渡されたときは、買主の沈黙は、承認とみなす。

## 第2目 買戻し

### 第456条 買戻しの成立

(1) 売主が、売買契約において買戻しの権利を留保したときは、買戻権を行使するとの売主の買主に対する意思表示とともに、買戻しが成立する。意思表示は、売買契約のために定められた方式を要しない。

(2) 売買の代金は、疑いのあるときは、買戻しについても適用する。

### 第457条 売戻人の責任

(1) 売戻人は、買戻人に対して、買い戻された対象を従物とともに引き渡す義務を負う。

(2) 売戻人が、買戻権の行使の前に、買った対象の劣化、滅失毀損若しくはその他の理由から生じた引渡しの不能について過失があるか、又は対象を本質的に変更したときは、売戻人は、それから生じた損害を賠償する責任を負う。対象が売戻人の故意・過失なく劣化し、又は売戻人が本質的でない変更を加えたにすぎないときは、買戻人は、買戻価格の減額を請求することができない。

### 第458条 第三者の権利の除去

売戻人が、買戻権の行使の前に、買った対象を処分したときは、売戻人は、これによって設定された第三者の権利を除去する責任を負う。強制執行若しくは仮差押えの過程で又は破産管財人により行われた処分は、売戻人の処分と同等とする。

### 第459条 費用の償還

売戻人は、買った対象に対して買戻しの前に支出した費用について対象の価値がその費用によって高くなった限りにおいて、その償還を請求することができる。売戻人は、引き渡すべき物に自己が附属させた設備を収去することができる。

### 第460条 評価価値での買戻し

買戻価格として、売買された対象が買戻時に有する評価価値とすることが約定されたときは、売戻人は、対象の劣化、滅失毀損又はその他の理由から生じた引渡しの不能について責任を負わず、買戻人は、費用の償還義務を負わない。

### 第461条 複数の買戻権者

買戻権が、複数の者に共同で帰属するときは、全体としてのみ、これを行使することができる。権利者の1人について権利が消滅し、又は権利者の1人が権利を行使しないときは、その他の者が買戻権を全体として行使することができる。

### 第462条 排除期間

買戻権は、土地の場合は、留保の約定後、30年間の満了までに限り、その他の対象の場合は、3年間の満了までに限り、行使することができる。行使について期間の定めがあるときは、この定めが、法律上の期間に代わるものとする。

### 第3目 先買い

#### 第463条 行使の要件

ある対象に関して先買いの権利を有する者は、義務者が第三者との間で、その対象について売買契約を締結したときは、直ちに先買権を行使することができる。

#### 第464条 先買権の行使

- (1) 先買権の行使は、義務者に対する意思表示によって行う。この意思表示には、売買契約について定められた方式を要しない。
- (2) 先買権の行使とともに、権利者と義務者との間に、義務者が第三者と約定した定めの下に売買が成立する。

#### 第465条 効力を有しない約定

義務者が第三者との間で行った約定であって、それによって売買を先買権の不行使に依存させるもの又は義務者に対して先買権の行使の場合に解除が留保されるものは、先買権者に対して効力を有しない。

#### 第466条 付随的給付

先買権者が履行することができない付随的給付に対して、第三者が契約において義務を負ったときは、先買権者は、付随的給付に代えて、その価値を支払わなければならない。付随的給付を金銭で評価することができないときは、先買権の行使は、排除される。付随的給付の約定は、第三者との契約が、これを除いたとしても締結されたであろうときは、考慮しない。

#### 第467条 価格の全体額

第三者が、先買権の対象を、他の対象とともに、ある全体額で買ったときは、先買権者は、全体額の比例的部分を支払わなければならない。義務者は、分離することが自己にとって不利益をもたらすであろう全ての物に対して、先買が拡張されることを請求することができる。

#### 第468条 買取価格の支払猶予

- (1) 契約において、第三者に対して買取価格の支払が猶予された場合において、先買権者は、支払を猶予された額について担保を提供したときに限り、支払猶予を請求することができる。
- (2) 土地が先買いの対象である場合において、支払を猶予された買取額について、その土地に対する抵当権の設定が約定されているか、又は買取価格への算入において、その土地に対する抵当権が担保する債務が引き受けられているときは、その限りにおいて、担保の提供を要しない。登記した船舶又は建造中の船舶が先買いの対象であるときも、これに準じるものとする。

#### 第469条 通知義務、行使期間

- (1) 義務者は、先買権者に対し、第三者との間で締結した契約の内容を遅滞なく通知しなければならない。義務者の通知は、第三者の通知により代替される。
- (2) 先買権は、土地の場合には、通知の受領後2月間、その他の対象の場合には、通知の受領後1週間の期間の満了までに限り、行使することができる。先買権の行使について期間が定められたときは、この期間をもって、法律上の期間に代える。

#### 第470条 法定相続人に対する売買

先買権は、疑いのあるときは、将来の相続権を考慮して法定相続人に対して行われた売買には及ばない。



**第 471 条 強制執行又は破産の場合の売買**

売買が、強制執行の方法により又は破産財団から行われたときは、先買権は、排除される。

**第 472 条 複数の先買権者**

先買権が複数の者に共同で帰属するときは、全体としてのみこれを行行使することができる。権利者の 1 人について権利が消滅し、又は権利者の 1 人が権利を行行使しないときは、その他の者が先買権を全体として行使することができる。

**第 473 条 譲渡の不可**

別段の定めがない限り、先買権は、譲渡することができず、権利者の相続人に移転しない。権利が一定の時期に制限されている場合であって、疑いのあるときは、先買権は、相続可能である。

**第 3 款 消費財売買****第 474 条 消費財売買の概念、適用可能な規定**

(1) 消費財売買とは、消費者が事業者から動産を購入する契約をいう。動産の売買のほか、事業者によるサービスの提供をも対象とする契約も、消費財売買である。

(2) 消費財売買には、この款の以下の諸規定を補足的に適用する。消費者が個人的に参加することができる、公衆のアクセス可能な競売において売買される使用された物については、適用しない。

(3) 第 433 条の規定により提供されるべき給付の時期が定められず、諸事情からも推知することができないときは、債権者は、第 271 条第 1 項の規定にかかわらず、遅滞なく請求することのみができる。この場合において、事業者は、物を遅くとも契約締結の 30 日後に引き渡さなければならない。ただし、契約当事者は、給付を直ちに行うことができる。

(4) 第 447 条第 1 項の規定は、買主が、運送代理店、貨物運送業者又はその他の送付の遂行のために定められた者若しくは企業に送付を委託し、事業者が、買主に対し、これらの者若しくは企業をあらかじめ指名していなかったときに限り、偶然の滅失毀損又は偶然の劣化の危険が、消費者に移転することを基準として、適用する。

(5) この款において規律する売買契約には、用益は引き渡すことができないこと又は用益はその価値によって補充されなければならないことを基準として、第 439 条第 4 項の規定を適用する。第 445 条及び第 447 条第 2 項の規定は、適用しない。

**第 475 条 異なる約定**

(1) 事業者に対する瑕疵の通告前に行われた約定であって、第 433 条から第 435 条まで、第 437 条、第 439 条から第 443 条までの規定及びこの款の規定に反して消費者の不利益となるものは、事業者は、これを基礎とすることができない。前文に掲げる各規定は、これらの規定が別途の形態で潜脱されるときにおいても適用する。

(2) 第 437 条に規定する請求権の消滅時効は、消滅時効期間に関する約定により、法律上の消滅時効の開始から 2 年未満であり、使用された物の場合には 1 年未満の消滅時効期間となるときは、事業者に対する瑕疵の通告前に、法律行為によりその完成を容易にすることはできない。

(3) 前 2 項の規定は、第 307 条から第 309 条までの規定を妨げることなく、損害賠償請求権の排除又は制限については、適用しない。

#### 第 476 条 証明の負担の転換

危険の移転から 6 月以内に瑕疵が明らかになったときは、その物は危険の移転の際に既に瑕疵を帯びていたものと推定するが、この推定が物又は瑕疵の種類と相容れないときは、この限りでない。

#### 第 477 条 担保責任のための特則

(1) 担保責任の意思表示（第 443 条）は、単純かつ理解しやすく行わなければならない。担保責任の意思表示は、次に掲げる事項を含まなければならない。

1. 消費者の権利についての指摘及びその権利が担保責任により制限されないことの指摘
2. 担保責任の内容及び担保責任の主張のために必要な全ての本質的事項、特に担保責任による保護の期間及び空間的適用範囲並びに担保責任引受人の名称及び連絡先

(2) 消費者は、担保責任の意思表示が自己にテキスト方式で通告されることを請求することができる。

(3) 担保責任の義務を負う行為の効力は、前 2 項の請求の一が履行されていないことによって妨げられない。

#### 第 478 条 事業者の求償

(1) 事業者が、売買された新規の製造物を、その瑕疵の結果、引き取らなければならなかったとき、又は消費者が売買代金を減額したときは、消費者によって主張された瑕疵のために、事業者が自己にその物を売却した事業者（供給者・Lieferant）に対して有する第 437 条に規定する権利については、別途必要な期間の設定を要しない。

(2) 事業者は、新規の製造物の購入に際して、消費者によって主張された瑕疵が、既に自己への危険の移転の際に存在していたときは、その供給者に対して、第 439 条第 2 項の規定により消費者との関係で負担しなければならなかった費用の償還を請求することができる。

(3) 前 2 項の場合において、第 476 条の規定は、その期間が消費者への危険の移転とともに開始することを基準として、適用する。

(4) 供給者に対する瑕疵の通告前に行われた約定であって、第 433 条から第 435 条まで、第 437 条、第 439 条から第 443 条までの規定、前 3 項の規定及び次条の規定に反して事業者の不利益となるものは、求償権者に対しいかなる等価的な補償も認められていないときは、供給者は、これを主張することができない。前文の規定は、第 307 条の規定を妨げることなく、損害賠償請求権の排除又は制限には適用しない。第 1 文の規定は、それが別途の形態で潜脱されるときにおいても適用する。

(5) 前 4 項の規定は、債務者が事業者であるときは、供給の連鎖において、供給者及びその他の買主の、各々の売主に対する請求権に準用する。

(6) 商法典第 377 条の規定は、その適用を妨げない。

#### 第 479 条 求償権の消滅時効

(1) 前条第 2 項に規定する費用償還請求権は、物の提供から 2 年をもって消滅時効が完成する。

(2) 第 437 条及び前条第 2 項に規定する、消費者に売却された新規製造物の瑕疵を理由とする、事業者の供給者に対する請求権の消滅時効は、最も早いときは、事業者が消費者の請求権を履行した時点の 2 月後に完成する。この期間満了の停止は、遅くとも、供給者が物を事業者に供給した時点の 5 年後に終了する。

(3) 前 2 項の規定は、債務者が事業者であるときは、供給の連鎖において、供給者及びその他

の買主の、各々の売主に対する請求権に準用する。

#### 第4款 交換

##### 第480条 交換

交換には、売買に関する規定を準用する。

**第2節 タイムシェアリング住居権契約、長期休暇用商品に関する契約、仲介契約及び交換システム契約** [Teilzeit-Wohnrechtsverträge, Verträge über langfristige Urlaubsprodukte, Vermittlungsverträge und Tauschsystemverträge]

##### 第481条 タイムシェアリング住居権契約

(1) タイムシェアリング住居権契約<sup>(14)</sup>は、事業者が消費者に対して、代金総額の支払と引換えに、1年間を超える期間について、居住建物を、定められた時間又は定められるべき時間に、多数回にわたり、宿泊の目的のために使用する権利を設定し又は設定することを約する契約である。契約期間の計算に当たっては、契約において予定された延長可能性全体を考慮しなければならない。

(2) この権利は、物権又はその他の権利であることが可能であり、特に、社団における社員の地位又は組合における持分により認めることができる。この権利は、一群の居住用建物から1つの居住用建物を利用のために選択することにおいても、存在することができる。

(3) 居住用建物の一部又は宿泊を想定した可動物若しくはその一部も、居住用建物と同等とする。

##### 第481a条 長期休暇用商品に関する契約

長期休暇用商品に関する契約は、1年を超える期間についての契約であって、事業者が消費者に対して、代金総額の支払と引換えに、宿泊に関して、割引又はその他の優遇措置を入手する権利を設定し、又は設定することを約する契約である。この契約については、前条第1項第2文の規定を準用する。

##### 第481b条 仲介契約、交換システム契約

(1) 仲介契約は、事業者が、タイムシェアリング住居権契約又は長期休暇用商品に関する契約から生じる消費者の権利が取得され又は譲渡されるべき契約の締結の機会の斡旋又は契約の仲介に対して、消費者から代金の支払を受けることを約する契約である。

(2) 交換システム契約は、事業者が、タイムシェアリング住居権契約又は長期休暇用商品に関する契約から生じる消費者の個別の権利が交換され又はその他の方法で取得され若しくは譲渡されるべき契約の締結の機会の斡旋又は契約の仲介に対して、消費者から代金の支払を受けることを約する契約である。

##### 第482条 契約前の情報、広告及び金銭投資としての売買禁止

(1) 事業者は、タイムシェアリング住居権契約、長期休暇用商品に関する契約、仲介契約又は

(14) 訳注：原文は、Teilzeit-Wohnrechtevertrag である。直訳すれば、「時間限定住居権契約」となるが、「タイムシェアリング住居権契約」が訳語として定着しているようであるので、これに従った。上河内千香子「ドイツにおけるタイムシェアリング契約の法規制」『駿河台法学』25巻2号, 2012, pp.97-116 参照。

交換システム契約の締結のための消費者の意思表示が行われる前に、消費者に対し、適時に、民法典施行法第 242 条第 1 パラグラフの規定による契約前の情報をテキスト方式で提供しなければならない。この情報は、明確かつ理解しやすいものでなければならない。

(2) かかる契約の全ての広告においては、契約前の情報が受取可能であること及びどこにこれらの情報を請求することができるかを記載しなければならない。事業者は、広告又は売買のための催しを行うに際して、催しの営業的性格を明確に表示しなければならない。消費者には、かかる催しにおいて、契約前の情報が、いつでも入手可能とされなければならない。

(3) タイムシェアリング住居権又は長期休暇用商品に関する契約から生じる権利は、金銭投資として申込み、又は売買してはならない。

#### 第 482a 条 撤回の教示

事業者は、契約締結前に、消費者に対し、テキスト方式で、撤回期間を含む撤回権及び第 486 条の規定による支払禁止について指摘しなければならない。これに応じた契約の定め受領は、消費者により、書面で確認されなければならない。詳細については、民法典施行法第 242 条第 2 パラグラフで規定する。

#### 第 483 条 契約及び契約前の情報の言語

(1) タイムシェアリング住居権契約、長期休暇用商品に関する契約、仲介契約又は交換システム契約は、消費者が住所を有する欧州連合構成国又は欧州経済圏に関する協定の締約国の公用語により、又はその地域に複数の公用語があるときは、消費者が選択する公用語により作成しなければならない。消費者が、その他の構成国の国民であるときは、消費者は、自己が住所を有する国の言語に代えて、自己が属する国の公用語又は公用語の 1 つを選択することができる。前 2 文の規定は、契約前の情報及び撤回の教示についても適用する。

(2) 契約が、ドイツの公証人により文書として作成されなければならないときは、消費者には、契約書を前項の規定により消費者によって選択された言語での認証された翻訳を交付しなければならないことを基準として、証書作成法第 5 条及び第 16 条の規定を適用する。

(3) 第 1 項第 1 文及び第 2 文又は前項の規定に合致しない契約は、無効とする。

#### 第 484 条 契約の方式及び内容

(1) タイムシェアリング住居権契約、長期休暇用商品に関する契約、仲介契約又は交換システム契約は、他の規定において、より厳格な方式が定められていない限り、書面の方式によることを要する。

(2) 第 482 条第 1 項の規定により消費者に対して提供された契約前の情報は、それらが合意の上で又は一方的に事業者によって変更されることがなかった限りにおいて、契約の内容となる。事業者は、不可抗力により生じた変更により契約前の情報を適合させるためであるときに限り、この情報を一方的に変更することが許される。第 1 文の規定による変更は、契約締結前に消費者にテキスト方式で通知しなければならない。かかる変更は、それが、第 482 条第 1 項の規定により提供される契約前の情報に反しているとの表示を伴って契約文書に取り入れられるときに限り、効力を有するものとする。契約文書には、次に掲げる事項を取り入れなければならない。

1. 第 1 文の規定による効力を妨げることなく、第 482 条第 1 項の規定による契約前の情報
2. 契約当事者双方の名称及び召喚可能な連絡先
3. 契約文書に含まれる契約の意思表示が行われた日付及び場所

(3) 事業者は、消費者に対し、契約書又は契約書の謄本を引き渡さなければならない。タイム

シェアリング住居権契約の場合には、事業者は、契約書の言語と居住用建物が存在する欧州連合構成国又は欧州経済圏に関する協定の締約国の公用語とが異なるときは、居住用建物が存在する国の公用語での契約書の認証された翻訳を添付しなければならない。タイムシェアリング住居権契約が、異なる国々に存在する一群の居住用建物に関するものであるときは、認証された翻訳を添付する義務は、消滅する。

#### 第 485 条 撤回権

タイムシェアリング住居権契約、長期休暇用商品に関する契約、仲介契約又は交換システム契約の場合には、第 355 条の規定による撤回権が、消費者に帰属する。

#### 第 486 条 支払の禁止

- (1) 事業者は、撤回期間の満了前に消費者の支払を請求し又は受領してはならない。
- (2) 事業者は、仲介契約から生じる自己の義務を履行したか又はこの契約関係が消滅するまでは、仲介契約に関して、いかなる消費者の支払も要求し又は受領してはならない。

#### 第 486a 条 長期休暇用商品に関する契約のための特則

- (1) 長期休暇用商品に関する契約に際しては、民法典施行法第 242 条第 1 パラグラフ第 2 項に規定する雛形が、割賦払計画を含むものとする。事業者は、そこにおいて指定されている支払方法に反してはならない。事業者は、雛形により弁済期に達した年間の割賦払額を、自己が消費者に対してあらかじめテキスト方式でこの割賦払額を請求したときに限り、消費者に対して請求し、又は受領することが許される。支払の請求は、年間分割払額の弁済期の少なくとも 2 週間前に消費者に到達しなければならない。
- (2) 消費者は、前項の規定により、2 回目の割賦払額の支払が予定される時点以降、前項の規定による弁済期に向けた支払請求から 2 週間以内に、契約の解約告知を行うことができる。

#### 第 487 条 異なる約定

この節の規定に反する約定を消費者の不利益となるように行ってはならない。この節の規定は、別段の定めがない限り、それが別途の形態で潜脱されるときにおいても適用する。

### 第 3 節 金銭消費貸借契約、事業者と消費者との間の資金調達援助及び分割提供契約 [Darlehensvertrag; Finanzierungshilfen und Ratenlieferungsverträge zwischen einem Unternehmer und einem Verbraucher]

\*) 公式の注：この節は、消費者信用に関する構成国の法令及び行政規定の調整に関する理事会指令 87/102/EEC の改正に関する 1998 年 2 月 16 日の欧州議会及び理事会の指令 98/7/EC (EC 官報 L101 号 17 頁) により最終改正された、消費者信用に関する構成国の法令及び行政規定の調整に関する理事会指令 87/102/EEC (EC 官報 L42 号 48 頁) の国内法化に資するものである。

#### 第 1 款 金銭消費貸借契約

##### 第 1 目 総則

#### 第 488 条 金銭消費貸借契約における、契約類型的義務

- (1) 金銭消費貸借契約により、貸主は、約定した額の金銭を借主の処分に委ねる義務を負う。

借主は、自己が責任を負う利息を支払い、弁済期においては、処分を委ねられた貸金を返還する義務を負う。

(2) 約定利息は、別段の定めがない限り、各年の満了後に、貸金を1年間の満了前に返還しなければならないときは、返還の際に支払わなければならない。

(3) 貸金の返還時期が定められていないときは、弁済期は、貸主又は借主が解約告知を行うことに依存する。解約告知期間は、3月間とする。利息支払の責任がないときは、借主は、解約告知を行わなくても、返還する権利を有する。

#### 第489条 借主の通常の解約告知権

(1) 借主は、次に掲げる場合に、固定した義務的利率を伴う金銭消費貸借契約の全部又は一部の解約告知を行うことができる。

1. 義務的利息の固定が、返還のために定められた時期の前に終了し、かつ、義務的利率に関する約定が行われないうちは、1月間の解約告知期間を遵守し、最も早くて義務的利息の固定が終了する日の満了時を期限として、解約告知を行うことができ、義務的利率の調整が1年間以内の一定の期間中に約定されたときは、それぞれの場合において、義務的利息の固定が終了する日の満了時を期限としてのみ、解約告知を行うことができる。

2. 全ての場合において、全額を受領後10年間の満了後、6月間の解約告知期間を遵守したときに解約告知を行うことができ、貸金を受領後、返還の時期又は義務的利率について新たな約定が行われたときは、この約定の時点が受領の時点に代わるものとする。

(2) 借主は、変動利率を伴う金銭消費貸借契約について、3月間の解約告知期間を遵守して、いつでも解約告知を行うことができる。

(3) 借主が、返還義務を負う額を解約告知の効力発生後2週間以内に返還しないときは、借主による解約告知は、なかったものとみなす。

(4) 第1項及び第2項の規定による借主の解約告知権は、契約によって排除し、又は困難にすることはできない。前文の規定は、連邦、連邦の特別財産、州、市町村、市町村連合、欧州共同体又は外国の領域団体に対する金銭消費貸借の場合には適用しない。

(5) 義務的利率は、請求される貸金について1年ごとに適用される、固定制又は変動制の定期的な百分率である。全契約期間について、1つの義務的利率又は確定した百分率として表現される複数の義務的利率が約定されたときは、義務的利率は固定されている。全契約期間について、義務的利息の固定が約定されていないときは、義務的利率は、それが確定した百分率によって定められている期間についてのみ、固定されたものとみなす。

脚注

(第489条：不適用につき、信用供与法 (Kreditwesengesetz・KredWG) 第10条第5項参照)

#### 第490条 通常でない解約告知権

(1) 借主の財産関係において、又は貸金のために提供された担保の価値持続性において、貸金の返還が、担保を用いても危殆に瀕する本質的な悪化が生じたか、又は悪化が生じるおそれがある場合において、貸主は、貸金の支払前で疑いのあるときは常に、貸金の支払後は原則としてのみ、期間を置かず、金銭消費貸借契約の解約告知を行うことができる。

(2) 借主は、義務的利率が固定されており、貸金が不動産担保権又は船舶担保権により担保されている金銭消費貸借契約について、借主の正当な利益によって必要であり、貸金全額を受領から6月が経過したときは、第488条第3項第2文の期間を遵守して、約定の時期より前に解

約告知を行うことができる。前文にいう利益は、特に、借主が貸金の担保に供された物の別途の利用を要するときに存在するものとする。借主は、貸主に対して、約定の時期前の解約告知により貸主が被った損害を賠償しなければならない（弁済期前の損害賠償）。

(3) この条の規定は、第 313 条及び第 314 条の規定の適用を妨げない。

脚注

（第 490 条：不適用につき、信用供与法（Kreditwesengesetz・KredWG）第 10 条第 5 項参照）

## 第 2 目 消費者金銭消費貸借契約の特則

### 第 491 条 消費者金銭消費貸借契約

(1) この目の規定は、この条の第 2 項若しくは第 3 項又は第 503 条から第 505 条までに別段の定めがない限り、貸主としての事業者と、借主としての消費者との間の有償の金銭消費貸借契約（消費者金銭消費貸借契約）に適用する。

(2) 次に掲げる契約は、消費者金銭消費貸借契約に属さない。

1. 貸金実額（民法典施行法第 247 条第 3 パラグラフ第 2 項）が 200 ユーロ未満である契約
2. 借主の責任が、貸主に対して質のために引き渡した物に限定される契約
3. 借主が貸金を 3 月以内に返還しなければならない、少額の費用のみが約定されている契約
4. 雇用主が、その被用者と、労働契約の付随的給付として、市場の通常の実効年間利率（代価表示令第 6 条）を下回る年間利率で締結する契約であって、他の者には提供されないもの
5. 法令に基づき、公益のため限定された人的範囲の者とのみ締結される契約であって、契約において借主にとって市場の通常条件よりも有利な条件で、かつ、最高でも市場の通常義務的利率が約定されているとき。

(3) 第 358 条第 2 項及び第 4 項並びに次条から第 495 条までの規定は、民事訴訟法の規定により作成された裁判調書に記録されたか、又は当事者間で締結された和解の成立及び内容に関する裁判所の決定により確認された金銭消費貸借契約については、契約締結に際して計算に入れられた金銭消費貸借の費用、及び義務的利率又は費用を調整することができる条件が、裁判調書又は裁判所の決定に記録されているときは、適用しない。

### 第 491a 条 消費者金銭消費貸借契約における契約前の情報提供義務

(1) 貸主は、消費者金銭消費貸借契約の際、借主に対し、民法典施行法第 247 条の規定から生じる個別の諸点について、同規定において定める方式で、情報を提供しなければならない。

(2) 借主は、貸主に対し、消費者金銭消費貸借契約の文案を請求することができる。貸主が契約締結の時点でその準備ができていないときは、この限りでない。

(3) 貸主は、消費者金銭消費貸借契約の締結に先立って、契約が、自己の追求する目的及び自己の財産関係にとって適正なものであるかどうかを借主が判断することができる状態になるようにするため、借主に対して、適切な説明を行う義務を負う。この目的のため、場合により、第 1 項の規定による契約前の情報、貸主が申し込んだ契約の主な特徴、及び、支払遅滞の際の結果を含む、契約が借主に及ぼす契約類型的影響について説明を行わなければならない。

### 第 492 条 書面の方式、契約内容

(1) 消費者金銭消費貸借契約は、より厳格な方式が指示されていない限り、書面により締結し

なければならない。書面の方式は、契約当事者による申込み及び承諾が、それぞれ別個に書面に表示されていれば十分とする。貸主の意思表示は、自動的装置の補助により作成されているときは、署名を要しない。

(2) 契約は、民法典施行法第 247 条第 6 パラグラフから第 13 パラグラフまでの規定により、消費者金銭消費貸借契約のために指示された事項を含んでいなければならない。

(3) 契約締結の後、貸主は、借主に対し、契約書の謄本を交付する。貸金返還の時期が定められているときは、借主は、貸主に対し、いつでも、民法典施行法第 247 条第 14 パラグラフの規定による弁済計画を請求することができる。

(4) 第 1 項及び第 2 項の規定は、借主が消費者金銭消費貸借契約の締結のために授与した代理権についても適用する。前文の規定は、訴訟代理権及び公証人により認証された代理権には適用しない。

(5) 契約の締結後、借主に対して行われるべき貸主の意思表示は、持続的なデータ記憶装置上で行わなければならない。

(6) 契約が、第 2 項に規定する事項を含まないか、又は完全には含まないときは、これらの事項は、有効な契約締結の後、又は、第 494 条第 2 項第 1 文の場合においては、契約の効力発生後に、持続的なデータ記憶装置上で補正することができる。第 2 項に規定する事項の欠如が、第 494 条第 2 項第 2 文から第 6 項までの規定による契約条件の変更に至るときは、これらの事項の補正は、借主が第 494 条第 7 項の規定による契約書の謄本を受け取ることによってのみ行うことができる。その他の場合においては、借主は、遅くとも第 2 項に規定する事項の補正の時点において、第 356b 条第 1 項に規定する記録を受け取っていないなければならない。第 2 項に規定する事項の補正とともに、借主に対しては、持続的なデータ記憶装置上で、補正された事項を受け取った 1 月後から、撤回期間が開始することを示さなければならない。

#### 第 493 条 契約関係期間中の情報

(1) 消費者金銭消費貸借契約において、義務的利率が固定されており、義務的利息の固定が返還のために定められた時の前に終了するときは、貸主は、借主に対して、遅くとも義務的利息の固定終了の 3 月前に、自己が新たな義務的利息固定の取決めを行う用意ができていないか否かについて、情報提供を行うものとする。貸主が、この用意ができていないことを表示したときは、情報提供は、これを行った時点において貸主によって提案された義務的利率を含むものでなければならない。

(2) 貸主は、借主に対して、遅くとも消費者金銭消費貸借契約終了の 3 月前に、自己が金銭消費貸借関係を継続する用意ができていないか否かについて、情報提供を行うものとする。貸主が、継続する用意ができていないことを表示したときは、情報提供は、これを行った時点において、第 491a 条第 1 項の規定に従い適用される義務的事項を含むものでなければならない。

(3) 消費者金銭消費貸借契約の義務的利率を変動制の義務的利率に合わせることは、貸主が、借主に対して、民法典施行法第 247 条第 15 パラグラフの規定から生じる個々の事項について情報提供を行った後に初めて効力を発生する。効力発生についての、前文の規定に反する約定は、民法典施行法第 247 条第 15 パラグラフ第 2 項の規定の範囲内で許容する。

(4) 金銭消費貸借から生じた債権が譲渡された場合において、旧貸主が新債権者と、借主との間では、引き続き、旧貸主のみが行動するとの約定を行わなかったときは、前 3 項に規定する義務は、新債権者も負うものとする。



**第 494 条 方式不備の法的効果**

- (1) 消費者金銭消費貸借契約及び、かかる契約の締結に向けて消費者によって授与された代理権は、書面による方式が全体として遵守されていないか、又は民法典施行法第 247 条第 6 パラグラフ及び第 9 パラグラフから第 13 パラグラフまでにおいて、消費者金銭消費貸借契約のために規定された記載事項の一が欠けているときは、無効とする。
- (2) 前項の規定による瑕疵にかかわらず、借主が、貸金を受領し又は請求したときは、消費者金銭消費貸借契約は、有効とする。ただし、義務的利率、実効年間利息又は総額の記載が欠けているときは、消費者金銭消費貸借契約の基礎となった義務的利率は、法定利率に軽減する。
- (3) 実効年間利息が著しく低く設定されているときは、消費者金銭消費貸借契約の基礎となった義務的利率は、実効年間利息が著しく低く設定されている分に相当する百分率の分だけ軽減する。
- (4) 記載されていない費用については、借主は負担する責任を負わない。いかなる要件の下に費用又は利息が調整されるかについて、契約書に記載されていないときは、これらの費用又は利息を借主にとって不利益に調整する可能性は、消滅する。
- (5) 分割払が約定されたときは、その額は、軽減された利息又は費用を考慮して、貸主が新たに計算しなければならない。
- (6) 契約書に、有効期間又は解約告知権に関する記載がないときは、借主は、いつでも、解約告知をする権利を有する。担保に関する記載がないときは、これを要求することはできない。前文の規定は、純貸金総額が 75,000 ユーロを超えるときは、適用しない。
- (7) 貸主は、借主に対し、第 2 項から前項までの規定から生じる契約の変更が考慮された契約書の謄本を交付するものとする。

**第 495 条 撤回権**

- (1) 消費者金銭消費貸借契約において、借主には、第 355 条の規定による撤回権が帰属する。
- (2) 撤回権は、次に掲げるいずれかの金銭消費貸借契約においては、存在しない。
1. 貸主が、借主の支払遅滞を理由として解約告知権を有する金銭消費貸借契約を返還の約定によって補充し、又は原契約に代わる契約であって、これによって裁判手続が回避され、かつ、総額（民法典施行法第 247 条第 3 パラグラフ）が当初の契約の残存債務よりも少なくなるとき。
  2. 公正証書を作成すべき契約であって、公証人が、第 491a 条及び第 492 条の規定から生じる借主の権利が守られていることを公証したとき。
  3. 第 504 条第 2 項又は第 505 条の規定に準ずる契約

**第 496 条 抗弁権の放棄、手形及び小切手の禁止**

- (1) 借主が、貸主に対して自己に帰属する抗弁権、第 404 条の規定に従い、債権譲渡を受けた債権者に対して主張することができる抗弁権又は第 406 条の規定に従い、貸主に対して自己に帰属する債権をもって、債権譲渡を受けた債権者に対しても相殺することができる抗弁権を放棄する約定は、効力を有しない。
- (2) 金銭消費貸借契約から生じた貸主の債権が第三者に譲渡され、又は貸主が交替したときは、借主に対しては、遅滞なく、このこと及び民法典施行法第 246b 条第 1 パラグラフ第 1 項第 1 号、第 3 号及び第 4 号の規定による、新債権者の連絡先データについての情報提供を行わなければならない。旧貸主が新債権者と、借主との間では、引き続き旧貸主のみが行動することを約定

したときは、債権譲渡の際の情報提供は、省略することができる。前文の条件が失われたときは、報告を遅滞なく行わなければならない。

(3) 借主は、消費者金銭消費貸借契約から生じた貸主の請求権のために、手形債務を負うことを義務付けられてはならない。貸主は、消費者金銭消費貸借契約から生じた自己の請求権の担保のために、借主から小切手を受け取ってはならない。借主は、貸主に対して、いつでも、前2文の規定に反して発行された手形又は小切手の引渡しを請求することができる。貸主は、かかる手形又は小切手の発行により借主に生じた全ての損害について責任を負う。

#### 第497条 借主の遅滞

(1) 借主は、消費者金銭消費貸借契約に基づき債務として負う支払を遅滞したときは、第288条第1項の規定により、債務額に利息を付さなければならない。個別の場合において、貸主は、これより高額な損害を、借主は、これより低額の損害を証明することができる。

(2) 借主が遅滞に陥った後に発生した利息は、別勘定に記録しなければならない。債務額又は貸主のその他の債権とともに1つの当座勘定に組み入れてはならない。この利息については、貸主が、法定利率（第246条）を上限としてのみ損害賠償を請求することができることを基準として、第289条第2項の規定を適用する。

(3) 履行期にある全ての債務を弁済するに至らない借主の支払は、第367条第1項の規定にかかわらず、まず、権利追求の費用に充当し、次いでその他の債務の額（第1項）に充当し、最後に利息（前項）に充当する。貸主は、部分的支払を拒絶することはできない。貸金返還請求権及び利息請求権の消滅時効は、第1項に規定する遅滞の発生以降、第197条第1項第3号から第5号までに掲げる方式による請求権の確定まで停止するが、請求権の成立から10年を超えて停止することはない。利息請求権については、第197条第2項の規定は適用しない。支払が、主債権を利息とする強制執行名義に対して行われたときは、第1文から前文までの規定は、適用しない。

(4) 削除

#### 第498条 部分支払貸金の場合の全債務の履行期到来

貸主は、分割払で弁済すべき貸金の場合には、次の場合に限り、借主の支払遅滞を理由として、消費者金銭消費貸借契約の解約告知を行うことができる。

1. 借主が、少なくとも2期連続して分割払の全部又は一部を遅滞し、額面の少なくとも10%、期間3年を超える消費者金銭消費貸借契約の場合には、額面の少なくとも5%の支払を遅滞しているときであって、
2. 貸主が、借主に対し、不払の場合には、期間内に残債務の全額を請求するとの意思表示とともに、不払額の支払のため2週間の期間を設定しても効果がなかったとき。

貸主は、借主に対し、遅くとも期間の設定とともに、合意に基づく規律の可能性に関する協議を提案しなければならない。

#### 第499条 貸主の解約告知権、給付の拒絶

(1) 消費者金銭消費貸借契約において、一定の契約期間が約定されたとき又は解約告知期間が2月を下回るときは、貸主の解約告知権に関する約定は、効力を有しないものとする。

(2) 貸主は、相応する内容の約定があるときは、返還の時期の定めのない貸金の支払を客観的な理由から拒絶することができる。貸主がこの権利を行使しようとするときは、貸主は、このことを借主に遅滞なく通知し、借主に対し、その理由について、可能な限り権利行使の前に、

ただし遅くとも権利行使の後遅滞なく、報告しなければならない。理由についての報告は、これによって公共の安全又は秩序が危険にさらされるであろうときは、行うことを要しない。

#### 第 500 条 借主の解約告知権、期限前の返還

(1) 借主は、返還の時期の定めのない消費者金銭消費貸借契約の全部又は一部を、解約告知期間を遵守することなく解約することができる。1 月を超える解約告知期間に関する約定は、効力を有しない。

(2) 借主は、消費者金銭消費貸借契約から生じる義務の全部又は一部を、いつでも、期限前に履行することができる。

#### 第 501 条 費用の軽減

借主が、その義務を期限前に履行し、又は残余債務が約定の時より前に解約により弁済期となったときは、費用総額（価格申告令第 6 条第 3 項）は、弁済期又は履行後の時に対する段階別の計算に際して消滅する利息及びその他の契約存続期間に依存する費用の分だけ減少する。

#### 第 502 条 弁済期前の補償

(1) 貸主は、期限前の返還の場合において、借主が返還の時点において、契約締結の際に約定された拘束力ある義務的利率での利息の支払義務を負うときは、期限前の返還と直接の関連を有する損害について、適切な弁済期前の補償を請求することができる。弁済期前の補償は、次に掲げる額をそれぞれ超えてはならない。

1. 期限前に返還された額の 1%、ないし期限前の返還と約定時の返還との間の期間が 1 年を超えないときは、その 0.5%
2. 借主が、期限前の返還と約定時の返還との間の期間において支払ったであろう義務的利息の額

(2) 弁済期前の補償に対する請求権は、次に掲げるいずれかの場合には排除される。

1. 返還が、金銭消費貸借における相応する義務に基づき、返還を担保するために締結された保証契約の資金から行われたとき。
2. 契約において、契約の存続期間、借主の解約権又は弁済期前の補償の算定に関する記載事項が不十分であるとき。

#### 第 503 条 不動産金銭消費貸借契約

(1) 第 497 条第 2 項、同条第 3 項第 1 文、第 2 文、第 4 文及び第 5 文、第 499 条、第 500 条並びに前条の規定は、貸金の提供が、土地担保権による担保に依存することとされ、土地担保権により担保された契約及びその短期的金融が通常である条件で行われる契約には適用しないこととし、住宅金融公庫に関する法律第 7 条第 3 項から第 5 項までの規定により、かかる担保が除外されているときは、土地担保権による担保と同等とする。

(2) 遅延利息は、第 497 条第 1 項の規定にかかわらず、基礎利率を百分率で年間 2.5 ポイント上回るものとする。

(3) 第 498 条第 1 項第 1 号の規定は、借主が少なくとも 2 期連続で分割払の全部又は一部、及び貸金の額面の少なくとも 2.5% について遅滞に陥っていなければならないことを基準として適用する。

#### 第 504 条 許容される貸越可能性

(1) 消費者金銭消費貸借の貸金が、貸主が開設中の口座に関する契約関係において、借主に対し、借主の口座勘定を一定の額まで増額すること（貸越可能性）という方法で提供されるとき

は、貸主は、借主に対し、規則的な時間的間隔を置いて、民法典施行法第 247 条第 16 パラグラフから生じる記載事項について報告を行わなければならない。第 502 条の規定から生じる弁済期前の補償に対する請求権は、排除される。第 493 条第 3 項の規定は、義務的利率の引上げの場合にのみ適用し、約定されたその他の費用の増額の場合に準用する。第 499 条第 1 項の規定は、適用しない。

(2) 貸越可能性において、支払後に契約期間を最高 3 月とし、又は貸主が期間を遵守することなく解約することができることが約定されたときは、第 491a 条第 3 項、第 495 条、第 499 条第 2 項及び第 500 条第 1 項第 2 文の規定は、適用しない。義務的利息のほか、それ以上のいかなる契約継続中の費用も約定されず、義務的利息は、3 月よりも短い期間には弁済期が到来せず、貸主が借主に対し、契約内容を遅くとも契約締結後遅滞なく、持続的なデータ記憶装置上で通知するときは、第 492 条第 1 項の規定は、適用しない。

### 第 505 条 受忍される貸越し

(1) 事業者が、許容される貸越可能性のない開設中の口座に関する消費者との契約において、口座勘定の貸越しを受忍する場合のための対価を約定したときは、この契約の中に、民法典施行法第 247 条第 17 パラグラフ第 1 項の規定による記載事項がテキスト方式で含まれていなければならない。かつ、これを消費者に対し、定期的に、持続的なデータ記憶装置上で報告しなければならない。前文の規定は、貸主が、許容される貸越可能性のある開設中の口座に関する借主との契約において、契約で定められた額を口座勘定で超過することを受忍する場合のために対価を約定したときに準用する。

(2) 前項の場合において、1 月を超えて著しい貸越しが生じたときは、貸主は、借主に対して、遅滞なく持続的なデータ記憶装置上で、民法典施行法第 247 条第 17 パラグラフ第 2 項の規定から生じる個別の点について、報告を行わなければならない。

(3) 事業者が前 2 項の規定に違反したときは、貸主は、貸金の返還を超えて、費用及び利息を請求することができない。

(4) 第 491a 条から第 496 条まで及び第 499 条から第 502 条までの規定は、第 1 項に掲げる要件の下に成立する消費者金銭消費貸借契約には、適用しない。

## 第 2 款 事業者と消費者との間の資金調達援助

### 第 506 条 支払猶予、その他の資金調達援助

(1) 第 358 条から第 360 条まで及び第 491a 条から第 502 条までの規定は、第 492 条第 4 項の規定を例外とし、この条の第 3 項及び第 4 項の規定を留保して、事業者が消費者に対して、有償の支払猶予又はその他の有償の資金調達援助を供与する契約に準用する。

(2) 対象の有償での利用に関する事業者と消費者との間の契約は、次に掲げる事項のいずれかが約定されたときは、有償の資金調達援助とみなす。

1. 消費者が、対象の取得義務を負うこと。
2. 事業者が、消費者に対して、対象の取得を請求することができること。
3. 消費者が、契約の終了に際して、対象の一定の価値について責任を負うこと。

前文第 3 号による契約には、第 500 条第 2 項及び第 502 条の規定は、適用しない。

(3) 一定の物の提供又はその他の一定の給付の提供を割賦払と引換えに行う契約(割賦払取引)

については、次項の規定を留保して、更に次条及び第 508 条の規定において定められた特則を適用する。

(4) この款の規定は、第 491 条第 2 項及び第 3 項において規定された範囲には適用しない。契約の種類により、金銭消費貸借の実額（第 491 条第 2 項第 1 号）が存在しないときは、現金払価格、又は事業者が消費者のために対象を取得したときは、調達価格がこれに代わるものとする。

#### 第 507 条 割賦払取引

(1) 第 494 条第 1 項から第 3 項まで及び第 6 項第 3 文の規定は、割賦払取引には適用しない。模範的な総額に基づく、現金払価格、義務的利率、実効年間利息、返済計画並びに提供すべき担保及び保証が可視化されている売買内容説明書又はこれに類する電子的媒体に基づき、消費者が契約締結の申込みを遠隔販売において行った場合において、事業者が、消費者に対し、遅くとも契約締結の後遅滞なく持続的なデータ記憶装置上で報告を行ったときは、第 492 条第 1 項の規定も適用しない。

(2) 第 492 条第 1 項に規定する書面の方式が遵守されていないか、又は民法典施行法第 247 条第 6 パラグラフ、第 12 パラグラフ及び第 13 パラグラフに規定された記載事項の一が欠けているときは、割賦払取引は、無効とする。前文の規定による瑕疵にかかわらず、消費者に物が引き渡され、又は給付が提供されたときは、割賦払取引は、有効とする。ただし、総額又は実効年間利息の記載が欠けているときは、支払価格は、最高でも法定利率で利息を付するものとする。現金払価格が指定されていない場合において、疑いのあるときは、市場価格を現金払価格とする。実効年間利息が余りに低く記載されているときは、これに相当する百分率だけ、総額を引き下げる。

(3) 事業者が、割賦払に対してのみ物の供給又はサービスの提供を行うときは、この法律の第 491a 条及び第 492 条第 2 項並びに民法典施行法第 247 条第 3 パラグラフ、第 6 パラグラフ及び第 12 パラグラフの規定にかかわらず、契約前の情報及び契約には、現金払価格及び実効年間利息を記載することを要しない。第 501 条の場合においては、費用軽減の計算は、法定利率（第 246 条）を基礎とする。弁済期前の損害補償請求権は、排除される。

#### 第 508 条 割賦払取引の場合の解除

事業者は、第 498 条第 1 文に規定する要件の下においてのみ、割賦払取引を解除することができる。額面は、総額と読み替える。消費者は、事業者に対し、契約の結果支出された費用も賠償しなければならない。返還されるべき物の利用の対価の算定に当たっては、その間に生じた価値の減少を斟酌するものとする。事業者が割賦払取引に基づき供給された物を再び受領したときは、事業者が消費者に対し取去の時点における物の通常の対価を支払うことを消費者と合意したときを除き、これを解除権の行使とみなす。前文の規定は、物の供給に関する契約が消費者金銭消費貸借契約と結合しているとき（第 358 条第 3 項）で、貸主が物を受領したときに準用し、解除の場合には、貸主と消費者との関係は、第 3 文及び第 4 文の規定により定まるものとする。

#### 第 509 条 信用能力の審査

事業者は、有償の資金調達援助に関する契約の締結前に、消費者の信用能力を評価しなければならない。評価の基礎は、消費者からの情報、及び必要な場合には、職務上消費者の信用能力の評価に利用することが許される個人関係データを伝達のために収集し、蓄積し又は変更す

る機関の情報であることが可能である。この場合において、個人関係データの保護のための規定の適用を妨げない。

### 第3款 事業者と消費者との間の分割提供契約

#### 第510条 分割提供契約

(1) 消費者と事業者との間で、次に掲げるいずれかの契約が締結されるときは、書面の方式によることを要する。

1. 一括して売買された複数の物の提供を分割して行うことを対象とする契約であって、物の全体に対する代金が、分割して支払われるべきもの
2. 同種の物の規則的な提供を対象とする契約
3. 物の反復継続的な取得又は取寄せの義務を対象とする契約

契約締結に際して、消費者が、普通取引約款を含む契約諸規定を呼び出し、再現可能な方式で蓄積することが可能とされているときは、この限りでない。事業者は、消費者に対し、契約の内容をテキスト方式で通知しなければならない。

(2) 消費者は、前項の規定による契約であって、遠隔販売において締結される契約、営業所外で締結される契約のいずれにも属さないもの場合に、次項の規定の留保の下に、第355条の規定による撤回権を有する。

(3) 前項の規定による撤回権は、第491条第2項及び第3項に規定する範囲には、適用しない。第491条第2項第1号に規定する貸金実額は、消費者により可能な限り最も早い解約時点までに支払われるべき全ての分割払の総額と読み替える。

### 第4款 強行規定、生存基盤設定者への適用

#### 第511条 異なる約定

第491条から前条までの規定に反する約定は、別段の規定がない限り、消費者の不利益となるように行ってはならない。これらの規定は、それが別途の形態で潜脱されるときにおいても適用する。

#### 第512条 生存基盤設定者への適用

第491条から前条までの規定は、別段の規定がない限り、貸金実額又は現金支払価格が75,000ユーロを超えるときを除き、貸金、支払猶予又はその他の資金調達援助を営業上又は独立職業上の活動を開始するために供与され、又はこの目的のために分割提供契約を締結する自然人にも適用する。

#### 第513条から第515条まで

削除

### 第4節 贈与 [Schenkung]

#### 第516条 贈与の概念

(1) いずれかの者が自己の財産から行う出捐であって、他人を利得させるものは、出捐が無償

で行われることに双方が合意しているときは、これを贈与とする。

(2) 出捐が相手方の意思を伴わずに行われたときは、出捐者は、相手方に対し、適切な期間を定めて、承諾に関する意思表示を行うことを請求することができる。相手方があらかじめ贈与を拒絶していないときは、期間の満了後に贈与が承諾されたものとみなす。拒絶の場合には、出捐されたものの返還は、不当利得の返還に関する規定に従って請求することができる。

#### 第 517 条 財産取得の中止

ある者が、他人の利益のために財産の取得を行わず、生じているが未だ最終的に取得していない権利を放棄し、又は相続若しくは遺贈を放棄したときは、贈与は存在しないものとする。

#### 第 518 条 贈与の約定の方式

(1) ある給付が贈与として約束される契約が有効であるためには、約束の公正証書による作成を要する。第 780 条及び第 781 条に規定する種類の債務を負う約束又は債務の承認が贈与として行われるときは、その約束又は承認の意思の意思表示についても同様とする。

(2) 方式の瑕疵は、約束された給付の履行により治癒される。

#### 第 519 条 急迫の必要性の抗弁

(1) 贈与者は、自己のその他の義務を斟酌した上で、自己の適切な生計又は法律の効力により自己に属する扶養義務の履行が危うくされることなく約束を履行することができない限りにおいて、贈与として行った約束の履行を拒絶することができる。

(2) 複数の受贈者の請求権が重なるときは、先に成立した請求権が優先する。

#### 第 520 条 定期金約束の消滅

贈与者が、反復継続される給付に存する援助を約束したときは、約束から別段のことが生じない限り、贈与者の死亡とともに義務は消滅する。

#### 第 521 条 贈与者の責任

贈与者は、故意又は重大な過失についてのみ責めを負う。

#### 第 522 条 遅延利息の不発生

贈与者は、遅延利息の支払の義務を負わない。

#### 第 523 条 権利の瑕疵に対する責任

(1) 贈与者が権利の瑕疵を悪意で告げなかったときは、贈与者は、受贈者に対し、これから生じた損害を賠償する義務を負う。

(2) 贈与者が、自己がまず取得しなければならないある対象の給付を約束していた場合において、受贈者は、贈与者が物の取得時に権利の瑕疵を知っていたとき又は重大な過失によってこれを知らなかったときは、権利の瑕疵を理由として、不履行による損害賠償を請求することができる。権利の瑕疵に対する売主の責任について適用される第 433 条第 1 項、第 435 条、第 436 条、第 444 条、第 452 条及び第 453 条の規定を準用する。

#### 第 524 条 物の瑕疵に対する責任

(1) 贈与者が贈与した物の欠陥 [Fehler] を悪意で告げなかったときは、贈与者は、受贈者に対し、これから生じた損害を賠償する義務を負う。

(2) 贈与者が、種類に従ってのみ定められる物であって自己がまず取得しなければならないものの給付を約束した場合において、給付された物に欠陥があり、贈与者がその物の取得時に瑕疵 [Mangel] を知っていたか、又は重大な過失により瑕疵を知らなかったときは、受贈者は、欠陥のある物に代えて欠陥のない物を自己に提供することを請求することができる。贈与者が

悪意で欠陥を告げなかったときは、受贈者は、欠陥のない物の提供に代えて、不履行による損害賠償を請求することができる。この請求権には、売買された物の欠陥を理由とする担保供与について適用される規定を準用する。

#### 第 525 条 負担付贈与

- (1) 贈与を負担の下に行う者は、自己の給付を行ったときは、負担の履行を請求することができる。
- (2) 負担の履行が公共の利益に存するときは、贈与者の死後に所轄の官庁も、履行を請求することができる。

#### 第 526 条 負担の履行の拒絶

贈与された物の権利の瑕疵又はその物の瑕疵の結果、出捐の価値が、負担の履行のために必要な費用の額に達しないときは、受贈者は、瑕疵により生じた欠損の回復が行われるまで、負担の履行を拒絶する権利を有する。受贈者が、瑕疵を知らずに負担を履行したときは、受贈者は、贈与者に対し、履行により生じた費用が、瑕疵の結果、出捐の価値を上回る範囲において、その賠償を請求することができる。

#### 第 527 条 負担の不履行

- (1) 負担が履行されないときは、贈与者は、双務契約の解除権について定められた要件の下で、不当利得の返還に関する規定に従い、贈与物が負担の履行のために用いられなければならなかったであろう限りにおいて、贈与物の返還を請求することができる。
- (2) 第三者が負担の履行を請求する権利を有するときは、前項の請求権は、排除される。

#### 第 528 条 贈与者の窮乏による返還請求

- (1) 贈与者が、贈与の履行後に、自己の適切な生計の費用を賄い、かつ、自己の親族、配偶者、生活パートナー又は以前の配偶者若しくは生活パートナーに対して法律上負う扶養義務を履行することができない状態にある限りにおいて、贈与者は、受贈者に対し、不当利得の返還に関する規定に従い、贈与した物を返還することを請求することができる。受贈者は、生計の維持に必要な額を支払うことにより、返還を回避することができる。受贈者の義務については、第 760 条の規定及び親族の扶養義務に適用される第 1613 条の規定並びに贈与者の死亡の場合においては、第 1615 条の規定も準用する。
- (2) 複数の受贈者の間では、先の受贈者が、後の受贈者が義務を負わない限りにおいて、責任を負う。

#### 第 529 条 返還請求権の排除

- (1) 贈与者が、自己の困窮を故意又は重大な過失により生じさせたとき、又はその困窮の発生時に、贈与された対象の給付から 10 年間が経過していたときは、贈与物の返還請求権は、排除される。
- (2) 受贈者が、自己のその他の義務を斟酌した上で、自己の社会的地位にふさわしい生計又は法律の効力により自己に属する扶養義務の履行が危うくされることなく贈与物を返還することができない状態にあるときも同様とする。

#### 第 530 条 贈与の撤回

- (1) 受贈者が、贈与者又は贈与者のいずれかの近親者に対する重大な非違行為により、重大な忘恩の責めを負うべきときは、贈与を撤回することができる。
- (2) 贈与者の相続人には、受贈者が故意をもって及び違法に贈与者を殺害し、又は撤回を妨害



したときに限り、撤回権が属する。

#### 第 531 条 撤回の意思表示

- (1) 撤回は、受贈者に対する意思表示によって行う。
- (2) 贈与が撤回されたときは、贈与された物の返還は、不当利得の返還に関する規定により請求することができる。

#### 第 532 条 撤回の排除

贈与者が、受贈者に対して履行を躊躇し、又は撤回権者が自己の権利の要件の発生について知った時点から 1 年間が経過したときは、撤回は、排除される。受贈者の死後は、もはや撤回は許されない。

#### 第 533 条 撤回権の放棄

撤回権は、忘恩行為が撤回権者に知られたときに初めて放棄することができる。

#### 第 534 条 義務及び礼儀として行われる贈与

良俗上の義務又は礼儀に対して払われるべき考慮に応じて行われる贈与は、返還請求及び撤回に服さない。

### 第 5 節 使用賃貸借契約 [Mietvertrag]、用益賃貸借契約 [Pachtvertrag]

#### 第 1 款 使用賃貸借関係に関する総則

#### 第 535 条 使用賃貸借契約の内容及び基本的義務

- (1) 使用賃貸借契約<sup>(15)</sup>により、使用賃貸人は、使用賃借人に対し、使用賃貸借期間中、使用賃貸物を使用させる義務を負う。使用賃貸人は、使用賃貸物を契約に従った使用に適した状態で使用賃借人に引き渡し、使用賃貸借期間中、その状態を維持しなければならない。使用賃貸人は、使用賃貸物に付随する負担を負わなければならない。
- (2) 使用賃借人は、使用賃貸人に対し、約定された賃料 [Miete] を支払う義務を負う。

#### 第 536 条 物及び権利の瑕疵の場合における賃料減額

- (1) 使用賃貸物が使用賃借人に対する引渡しの時点で、契約に従った使用のための有用性を失わせる瑕疵を有しているか、又は使用賃貸借期間中にかかる瑕疵が発生したときは、使用賃借人は、有用性が失われている期間について賃料の支払を免れる。有用性が減少している期間については、使用賃借人は、相当に減額された賃料を支払うことで足りる。有用性の減少が軽微であるときは、これを考慮しない。
  - (1a) 有用性の減少が、第 555b 条第 1 号の規定によるエネルギー節約のための現代化に資する措置を原因として発生したときは、3 月間はこれを考慮しない。
- (2) 第 1 項第 1 文及び第 2 文の規定は、確約された属性が欠けているとき又は後に欠けたときにも適用する。
- (3) 使用賃借人が、第三者の権利により、契約に従った使用賃借物の使用を全面的又は部分的に止められたときは、第 1 項及び前項の規定を準用する。

(15) 訳注：使用賃貸借 (Miete) は、物を使用させ、賃料の支払を受ける債権契約であるが、後出 (第 4 款) の用益賃貸借 (Pacht) は、物又は権利を使用、かつ、収益させ、用益賃料の支払を受ける債権契約である。山田『ドイツ法律用語辞典』„Miete“ „Pacht“の項目参照。

(4) 住居に関する使用賃貸借関係の場合には、この節の規定に反する約定であって、使用賃借人に不利となるものは、効力を有しない。

#### **第 536a 条 瑕疵による使用賃借人の損害賠償及び費用償還請求権**

(1) 前条にいう瑕疵が契約締結時に存在したとき、使用賃貸人が責めを負うべき事情により、かかる瑕疵が生じたとき、又は使用賃貸人が瑕疵の除去について遅滞にあるときは、使用賃借人は、前条の規定から生じる権利を妨げられることなく、損害賠償を求めることができる。

(2) 使用賃借人は、次に掲げるいずれかの場合には、瑕疵を自ら除去し、必要な費用の償還を請求することができる。

1. 使用賃貸人が瑕疵の除去について遅滞にあるとき。
2. 使用賃借物の存立の維持又は再建のため、瑕疵を直ちに除去することが不可欠であるとき。

#### **第 536b 条 契約締結又は受領の際の、使用賃借人の瑕疵の認識**

使用賃借人が契約締結時に使用賃借物の瑕疵を知っているときは、使用賃借人は、前 2 条による権利を有しない。使用賃借人が重大な過失により瑕疵を知らなかった場合には、使用賃貸人がその瑕疵を悪意で告げなかったときに限り、使用賃借人はこれらの権利を有する。使用賃借人が瑕疵を知りながら、瑕疵ある使用賃借物を受領した場合には、使用賃借人は、受領の際に自己の権利を留保したときに限り、前 2 条による権利を行使することができる。

#### **第 536c 条 使用賃貸借期間中に明らかになった瑕疵、使用賃借人による瑕疵の報告**

(1) 使用賃貸借期間中に賃借物の瑕疵が明らかになり、又は予見されなかった危険に対して使用賃借物を保護するための措置が必要となったときは、使用賃借人はこのことを遅滞なく使用賃貸人に報告しなければならない。第三者が、使用賃借物に関して権利を有するような外観を示すときも同様である。

(2) 使用賃借人が報告を行わないときは、使用賃借人は、使用賃貸人に対し、報告を行わなかったことから生じた損害を賠償する義務を負う。報告が行われなかったことにより、使用賃貸人が弊害除去対策を講じることができなかつたときは、使用賃借人は、次に掲げることを行うことができない。

1. 第 536 条に規定する権利を行使すること。
2. 第 536a 条第 1 項の規定により損害賠償を求めること。
3. 第 543 条第 3 項第 1 文の規定により弊害除去対策を講じるための相当の期間を定めることなく、解約告知を行うこと。

#### **第 536d 条 瑕疵を理由とする使用賃借人の諸権利の契約による排除**

使用賃借物の瑕疵を理由とする使用賃借人の諸権利を排除し又は制限する約定は、使用賃貸人がその瑕疵を悪意で告げなかったときは、使用賃貸人はこれを主張することができない。

#### **第 537 条 使用賃借人の個人的理由に基づく障害の場合の賃料の支払**

(1) 使用賃借人は、その個人的理由に基づいて使用権の行使が妨げられていることにより、賃料の支払を免れることはできない。ただし、使用賃貸人は、節約された費用及び使用賃貸人が別途の利用により得た利益の価値を差し引かれることを受忍しなければならない。

(2) 使用賃貸人が第三者に目的物の使用を許容している結果、使用賃借人に対して目的物を使用させることができないときは、使用賃借人は、賃料を支払う義務を負わない。

#### **第 538 条 契約に従った使用による目的物の損耗**

契約に従った使用によりもたらされる目的物の変化及び劣化に対して、使用賃借人は責任を

負わない。

#### 第 539 条 その他の費用の償還及び使用賃借人の収去権

(1) 使用賃借人は、使用賃貸人が第 536a 条第 2 項の規定によれば使用賃借人に対して償還することを要しない賃借物に対する費用について、委任によらない事務管理に関する規定に従い、その償還を使用賃貸人に請求することができる。

(2) 使用賃借人は、賃借物に附属させた設備を収去することができる。

#### 第 540 条 第三者に対する使用の許容

(1) 使用賃借人は、使用賃貸人の承諾がなければ、賃借物の使用を第三者に対して許容することができず、特にこれを転貸することができない。使用賃貸人が承諾を拒んだときは、使用賃借人は、第三者の一身に重大な理由が存在しない限り、法律で定める期間を置いて使用賃貸借契約を特別に解約することができる。

(2) 使用賃借人が第三者に使用を許容した場合において、使用賃借人は、使用賃貸人が使用の許容を承諾したときでも、使用に際して第三者に帰すべき故意・過失について責めを負わなければならない。

#### 第 541 条 契約に違反して使用した場合の差止訴訟

使用賃借人が、使用賃貸人の警告にもかかわらず、契約に違反する賃借物の使用を継続したときは、使用賃貸人は、使用の差止めの訴えを提起することができる。

#### 第 542 条 使用賃貸借関係の終了

(1) 使用賃貸借期間の定めがないときは、使用賃貸借関係のいずれの契約当事者も、法律の規定に従って解約告知を行うことができる。

(2) 期間の定めのある使用賃貸借関係は、次に掲げるいずれかの場合を除き、定められた期間の経過によって終了する。

1. 法律で許容された場合に特別に解約告知が行われるとき。
2. 使用賃貸借関係が延長されたとき。

#### 第 543 条 期間を置かない重大な理由による特別の解約告知

(1) いずれの契約当事者も、重大な理由により、使用賃貸借関係を特別に期間を置かずに解約告知することができる。個別の場合の全ての事情、特に契約当事者の故意・過失を考慮し、双方の利益を衡量した上で、解約告知期間の満了まで又は使用賃貸借関係のその他の終了まで使用賃貸借契約を継続することが、解約告知を行う者に対して期待することができないときは、重大な理由があるものとする。

(2) 特に、次に掲げるいずれかの場合には、重大な理由があるものとする。

1. 使用賃借人に対して、契約に従った賃借物の使用の全部又は一部が提供されず、又は取り去られたとき。
2. 使用賃借人が、自己が負う義務の懈怠により、賃借物を著しく危険な状態にし、又は無権限でこれを第三者に委ねることにより、使用賃貸人の権利を著しい程度に侵害したとき。
3. 使用賃借人が、
  - a) 2 つの連続した期日に、賃料又はその軽微でない部分の支払を遅滞したとき。
  - b) 2 つの期日を超える期間内に、2 月分の賃料に相当する額の賃料の支払を遅滞したとき。

前文第 3 号の場合においては、使用賃貸人が事前に債権の満足を得たときは、解約告知は排除される。使用賃借人が相殺によって、その債務から解放され、解約告知の後、遅滞なく相殺の

意思表示をしたときは、解約告知は、効力を有しない。

(3) 使用賃貸借から生じる義務の違反において重大な理由があるときは、弊害除去のために定められた適切な期間が成果なく経過した後又は催告の成果がなかった後に初めて解約告知が許容される。ただし、次に掲げるいずれかの場合は、この限りでない。

1. 期間又は催告が、いかなる成果もないことが明らかであるとき。
2. 双方の利益を衡量した上で、特別な理由から直ちに解約告知を行うことが正当化されるとき。
3. 使用賃借人が前項第3号にいう賃料支払の遅滞にあるとき。

(4) 第2項第1号の規定により使用賃借人に認められる解約告知権には、第536b条及び第536d条の規定を準用する。使用賃貸人が賃借物の使用を適時に提供したか否か、又は弊害除去がそのために定められた期間の満了前に行われたか否かについて争いのあるときは、使用賃貸人が証明の負担を負う。

#### 第544条 30年間を超える契約

使用賃貸借契約が30年間を超える期間について締結されたときは、各当事者は、賃借物が引き渡された後30年の経過後に、法律で定める期間を置いて、特別に解約告知をすることができる。契約が使用賃貸人又は使用賃借人の終身にわたり締結されたときは、解約告知は許されない。

#### 第545条 使用賃貸借関係の黙示の延長

使用賃借人が使用賃貸借期間の満了後、賃借物の使用を継続しているときには、一方の契約当事者が2週間以内に異なる意思を相手方に表示しない限り、使用賃貸借関係は無期限に延長される。2週間の期間は、次に掲げる時点で開始する。

1. 使用賃借人については、使用を継続した時点
2. 使用賃貸人については、使用の継続を知った時点

#### 第546条 使用賃借人の返還義務

(1) 使用賃借人は、使用賃貸借関係の終了後、賃借物を返還する義務を負う。

(2) 使用賃借人が、第三者に対し、賃借物を使用させているときは、使用賃貸人は、使用賃貸借関係の終了後、その第三者に対しても目的物の返還を請求することができる。

#### 第546a条 返還が遅れた場合の使用賃貸人に対する補償

(1) 使用賃借人が使用賃貸借関係の終了後、賃借物を返還しない場合には、使用賃貸人は、引渡しが行われなかった期間について、補償として、約定の賃料又は同様の物について土地の慣行となっている賃料を求めることができる。

(2) 前項の規定は、拡大した損害の主張を妨げない。

#### 第547条 あらかじめ支払われた賃料の償還

(1) 賃料が使用賃貸借関係の終了後の時期のためにあらかじめ支払われたときは、使用賃貸人は、受領時からの利息を付して、これを償還しなければならない。使用賃貸人が、使用賃貸借関係の終了に責めを負わないときは、使用賃貸人は、不当利得の返還に関する規定に従い、取得した賃料を償還しなければならない。

(2) 住居に関する使用賃貸借関係においては、使用賃借人に不利となる約定は効力を有しないものとする。

#### 第548条 損害賠償請求権及び収去権の消滅時効

(1) 使用賃借物の変化又は劣化による使用賃貸人の損害賠償請求権の消滅時効期間は、6月と

する。消滅時効は、使用賃貸人が賃借物の返還を受けた時点において開始する。使用賃貸人の賃借物返還請求権の消滅時効とともに、その損害賠償請求権も消滅時効が完成する。

(2) 使用賃借人の費用償還又は設備の取去許容に対する請求権は、使用賃貸借関係の終了後6月で消滅時効が完成する。

(3) 廃止

## 第2款 住居に関する使用賃貸借関係

### 第1目 総則

#### 第549条 住居使用賃貸借関係に適用される規定

(1) 住居に関する使用賃貸借関係については、この条から第577a条までの規定から別段のことが生じない限り、第535条から前条までの規定を適用する。

(2) 賃料の増額に関する規定（第557条から第561条まで）及び使用賃貸借関係終了の際又は住居所有権設定の際の使用賃借人保護に関する規定（第568条第2項、第573条、第573a条、第573d条第1項、第574条から第575条まで、第575a条第1項、第577条及び第577a条）は、次に掲げる住居に関する使用賃貸借関係には適用しない。

1. 一時的な使用のためにのみ賃貸された住居

2. 使用賃貸人自身が居住する住居の一部であって、使用賃貸人が主として設備を整えたものであり、使用賃借人がその家族又は継続的に設定された共同の生計を営む者とともに継続的に使用するために賃貸されたものではない住居

3. 公法上の法人又は福祉事業の承認された運営者が、差し迫って住居を要する者に使用させるために借り上げた住居であって、契約締結時に、使用賃借人に対し、住居の目的の指定及び上記諸規定の例外であることを表示したもの

(3) 学生用宿舎又は青少年用宿舎については、第557条から第561条まで、第573条、第573a条、第573d条第1項、第575条、第575a条第1項、第577条及び第577a条の規定は、適用しない。

#### 第550条 使用賃貸借契約の方式

1年間を超える使用賃貸借契約が書面の方式によらずに締結されたときは、期間を定めない契約とする。ただし、解約告知は、住居の引渡しの後1年を経過した時点から許容される。

#### 第551条 使用賃貸借の担保の制限及び貯蓄

(1) 使用賃借人が、使用賃貸人に対し、自己の義務の履行のために担保を提供しなければならないときは、担保は、第3項第4文の留保の下に、一括金又は前払金として指定された管理費用を除く1月当たりの賃料の3倍を最高額とすることで足りる。

(2) 使用賃借人が担保として一定の金額を提供しなければならないときは、使用賃借人は、毎月同額で3回の分割払をする権利を有する。最初の分割払は、使用賃貸借関係開始時を弁済期とする。その余の分割払は、直接続く賃料支払とともに弁済期となる。

(3) 使用賃貸人は、担保として引き渡された金銭を、信用機関に、3月間の解約告知期間の預金について通例である利率で預け入れなければならない。契約当事者は、別途の貯蓄方式を約定することができる。前2文の場合において、貯蓄は、使用賃貸人の財産から分離され、収益は、使用賃借人に帰属する。収益は担保を強化するものとする。学生用宿舎又は青少年用宿舎

については、使用賃貸人には、担保の提供に利息を付する義務は存在しない。

(4) この条の規定に反する約定であって、使用賃借人に不利となるものは、効力を有しないものとする。

#### 第 552 条 使用賃借人の収去権の排除

(1) 使用賃貸人は、使用賃借人が収去について正当な利益を有していないときは、相当の補償額を支払うことにより、収去権の行使（第 539 条第 2 項）を排除することができる。

(2) 収去権を排除する特約は、相当の代償が予定されているときに限り、有効とする。

#### 第 553 条 第三者に使用させることの許可

(1) 使用賃貸借契約の締結後に、住居の一部を第三者に使用させる正当な利益が使用賃借人に生じたときは、使用賃借人は、これに対する許可を使用賃貸人に請求することができる。第三者の一身に重大な理由があるとき、住居が過度に多くの住人によって占められるおそれがあるとき、又はその他の理由から使用賃貸人が許可を与えることが期待できないときは、この限りでない。

(2) 使用賃貸人にとって、前項の使用をさせることが、賃料の適切な増額の場合にのみ期待できるときは、使用賃貸人は、使用賃借人が、かかる増額に同意する意思表示をすることを許可の条件とすることができる。

(3) この条の規定に反する約定であって、使用賃借人に不利となるものは、効力を有しないものとする。

#### 第 554 条

削除

#### 第 554a 条 バリアフリー化

(1) 使用賃借人は、正当な利益を有するときは、障害者に適した賃借物の利用又は賃借物へのアクセスに必要な建物の変更又はその他の設備に対する同意を使用賃貸人に対して請求することができる。使用賃貸人は、賃借物又は建物を変更せずに維持することについて有する自己の利益が、障害者に適した賃借物の利用についての使用賃借人の利益を上回るときは、同意を拒絶することができる。この場合において、建物内におけるその他の使用賃借人の正当な利益も斟酌しなければならない。

(2) 使用賃貸人は、原状回復のための適切な追加的担保の提供を、その同意の条件とすることができる。この場合においては、第 551 条第 3 項及び第 4 項の規定を準用する。

(3) 第 1 項の規定に反する約定であって、使用賃借人に不利となるものは、効力を有しないものとする。

#### 第 555 条 違約罰の効力不発生

使用賃貸人が使用賃借人に違約罰を約束させる約定は、効力を有しないものとする。

### 第 1a 目 保存及び現代化の措置

#### 第 555a 条 保存措置

(1) 使用使用賃借人は、賃借物の保全又は修繕のために必要な措置（保存措置）を受忍しなければならない。

(2) 保存措置は、それが賃借物に軽微な影響しか与えない場合又は直ちに実施することが必須

でない場合は、使用賃借人に対して適時に通告しなければならない。

(3) 使用賃借人が保存措置の結果支出しなければならない費用は、使用賃貸人が相当の範囲で償還しなければならない。使用賃貸人は求めがあるときは、前払をしなければならない。

(4) 第2項及び前項の規定に反する約定であって、使用賃借人に不利となるものは、効力を有しないものとする。

#### 第 555b 条 現代化の措置

現代化の措置は、次に掲げるいずれかの建築上の変更をいう。

1. 賃借物に関する最終エネルギーが、これによって持続可能性をもって節約されるもの（エネルギー節約的な現代化）
2. 前号の規定によるエネルギー節約的な現代化が既に存在しているものではない限りにおいて、再生可能でない一次エネルギーが、これによって持続可能性をもって節約され、又はこれによって気候が持続可能性をもって保全されるもの
3. 水の消費がこれによって持続可能性をもって減少するもの
4. 賃借物の使用価値がこれによって持続可能性をもって高められるもの
5. 全般的な居住関係がこれによって継続して改善されるもの
6. 使用賃貸人が責めを負わない諸事情に基づき実施されるものであって、前条に規定するいかなる保存措置でもないもの
7. 新たな居住空間がこれによって創出されるもの

#### 第 555c 条 現代化の措置の通告

(1) 使用賃貸人は、使用賃借人に対し、現代化の措置の開始の遅くとも3月前に、テキスト方式で、この措置を行うことを通告しなければならない（現代化の措置の通告）。現代化の措置の通告は、次に掲げる事項を含まなければならない。

1. 現代化の措置の基本的特徴における種類及び予定される範囲
2. 現代化の措置の予定される始期及び期間
3. 第559条の規定により賃料の増額が請求されるべき場合の、予想される賃料の増額分及び予定される将来の管理費用

(2) 使用賃貸人は、現代化の措置の通告の中で、使用賃借人に対し、次条第3項第1文の規定による過度の負担の抗弁の方式及び期間を表示しなければならない。

(3) 使用賃貸人は、前条第1号及び第2号の規定による現代化措置のための現代化の通告において、特に建築部分のエネルギー節約的な質に関して、一般的に承認された価値に言及することができる。

(4) 前3項の規定は、賃借物に軽微な影響しか与えず、軽微な賃料増額しかもたらさない現代化の措置には、適用しない。

(5) この条の規定に反する約定であって、使用賃借人に不利となるものは、効力を有しないものとする。

#### 第 555d 条 現代化の措置の受忍、排除期間

(1) 使用賃借人は、現代化の措置を受忍しなければならない。

(2) 前項の規定による受忍義務は、現代化の措置が、使用賃借人、その家族及び使用賃借人の生計に属する者にとって、使用賃貸人及び建物内のその他の使用賃借人の正当な利益並びにエネルギー節約及び気候保全の利益を斟酌したとしても、正当化することのできない過度の負担

を意味することとなるときは、存在しない。予想される賃料の増額及び予定される将来の管理費用は、受忍義務の範囲内での衡量の際には、考慮の外に置くものとし、これらは、第 559 条第 4 項及び第 5 項の規定により、賃料増額の際に考慮すべきものとする。

(3) 使用賃借人は、使用賃貸人に対し、受忍又は賃料増額に関して、過度の負担の根拠となる事情を、現代化の措置の通告の到達の翌月の終わりまでに、テキスト方式で通知しなければならない。期間の進行は、現代化の措置の通告が、前条の規定に合致しているときに限り、開始する。

(4) 期間の終了後は、受忍又は賃料増額に関して、過度の負担の根拠となる事情は、使用賃借人が故意・過失なく、期間の遵守を妨げられ、かつ、使用賃貸人に対して、当該の事情及び遅延の理由を遅滞なくテキスト方式で通知したときは、なお考慮しなければならない。賃料増額に関して過度の負担の根拠となる事情は、それが遅くとも現代化の措置の開始までに通知されたときに限り、考慮しなければならない。

(5) 使用賃貸人が、現代化の措置の通告において、過度の負担の抗弁の方式及び期間を表示しなかったとき（前条第 2 項）は、第 3 項第 1 文の規定による使用賃借人の通知は、同規定に定められた方式及び期間によることを要しない。この場合には、前項第 2 文の規定を準用する。

(6) 第 555a 条第 3 項の規定は、この条に準用する。

(7) この条の規定に反する約定であって、使用賃借人に不利となるものは、効力を有しないものとする。

#### **第 555e 条 現代化の措置の際の使用賃借人の特別解約権**

(1) 現代化の措置の通告の到達後、使用賃借人は、翌々月の満了をもって、使用賃貸借関係を特別に解約することができる。解約告知は、現代化の措置の通告の到達の翌月末までに行わなければならない。

(2) 第 555c 条第 4 項の規定を準用する。

(3) この条の規定に反する約定であって、使用賃借人に不利となるものは、効力を有しないものとする。

#### **第 555f 条 保存及び現代化の措置に関する合意**

契約当事者は、使用賃貸借契約の締結後、保存措置又は現代化の措置のため、特に次に掲げる事項に関する約定を締結することができる。

1. 各措置の時期的及び技術的实施
2. 使用賃借人の瑕疵担保請求権及び費用償還請求権
3. 将来の賃料の額

## **第 2 目 賃料**

### **第 1 細目 賃料に関する約定**

#### **第 556 条 管理費用に関する約定**

(1) 契約当事者は、使用賃借人が管理費用を負担することを約定することができる。管理費用とは、土地に対する所有権若しくは地上権により、又は建物、附属建物、施設、設備及び土地の定められた用法による使用により、所有者又は地上権者に対して継続的に発生する費用をい



う。管理費用の計算については、2003年11月25日の管理費用令（連邦法律公報第I部2346, 2347頁）を引き続き適用する。連邦政府は、連邦参議院の同意を要しない法規命令により、管理費用の計算に関する規定を設ける権限を与えられる。

(2) 契約当事者は、別段の規定の留保の下に、管理費用が一括金として又は前払として指定されることを約定することができる。管理費用の前払は、適切な額においてのみ約定することが許される。

(3) 管理費用の前払については、年間で清算しなければならない。その場合において、経済性の原則を尊重しなければならない。清算は、遅くとも清算期間の終了後12月が経過するまでに使用賃借人に対して報告しなければならない。この期間の経過後は、使用賃貸人による追加請求権の行使は、使用賃貸人が請求権行使の遅延について責めを負わないときを除き、排除される。使用賃貸人は、部分清算の義務を負わない。使用賃借人は、清算に対する異議を、使用賃貸人に対して、遅くとも清算通知の到達後12月が経過するまでに通告しなければならない。この期間の経過後は、使用賃借人は、異議の主張が遅延したことについて責めを負わないときを除き、異議を主張することができない。

(4) 第1項、第2項第2文、又は前項の規定に反する約定であって、使用賃借人に不利となるものは、効力を有しないものとする。

#### 第556a条 管理費用の清算基準

(1) 契約当事者が別段の約定をしていないときは、管理費用は、別段の規定の留保の下に、居住面積の割合に従って、割り当てなければならない。使用賃借人による把握された使用量又は把握された発生量に依存する管理費用は、異なる使用量及び異なる発生量を計算に入れて配分しなければならない。

(2) 契約当事者が別段のことを約定していたときは、使用賃貸人は、テキスト方式の意思表示により、行われた約定にかかわらず、管理費用が、今後、その全部又は一部を、把握された異なる使用量又は把握された異なる発生量を考慮した基準に従って割り当てることが許されることを定めることができる。この意思表示は、清算期間の開始前に限り、許容される。管理費用がそれまで賃料に含まれていたときは、賃料は、第1文の規定に応じて減額しなければならない。

(3) 前項の規定に反する約定であって、使用賃借人に不利となるものは、効力を有しないものとする。

#### 第556b条 賃料の弁済期、相殺権及び留置権

(1) 賃料は、それが量定されている個々の支払期間の冒頭に、遅くともその期間の第3営業日までに支払わなければならない。

(2) 使用賃借人は、契約の規定に反して、賃料債権に対し、第536a条若しくは第539条の規定に基づく債権、若しくは過払賃料を理由とする不当利得から生じる債権をもって相殺を行い、又は、使用賃借人が、自己の意図を使用賃貸人に対し、少なくとも賃料の弁済期の1月前にテキスト方式で告げたときは、かかる債権を理由として、留置権を行使することができる。この規定に反する約定であって、使用賃借人に不利となるものは、効力を有しないものとする。

#### 第556c条 管理費用としての熱供給費用、命令への委任

(1) 使用賃借人が熱及び温水のための管理費用を負担すべき場合であって、使用賃貸人が、供給を自己調達から、熱供給者による独立営業上の供給（熱供給）に切り替えた場合において、

使用賃借人は、次に掲げるときは、熱供給の費用を管理費用として負担しなければならない。

1. 改善された効率を有する熱が、熱供給者により設置された新たな設備又は熱のネットワークから供給され、かつ、
2. 熱供給の費用が、従来の熱又は温水の管理費用を上回らないとき。

切替え前の既存の設備の年間利用度が少なくとも 80% に達するときは、熱供給者は、第 1 号による措置に代えて、設備の管理遂行の改善に活動を限定することができる。

- (2) 使用賃貸人は、切替えを遅くとも 3 月前にテキスト方式で通告しなければならない（切替通告）。
- (3) 連邦政府は、連邦参議院の同意を要しない法規命令により、第 1 項の規定による切替えの際に締結される熱供給契約並びに前 2 項の規定による請求のための規定を設ける権限を与えられる。この場合において、使用賃貸人、使用賃借人及び熱供給者の利益を適切に考慮しなければならない。
- (4) この条の規定に反する約定であって、使用賃借人に不利となるものは、効力を有しないものとする。

## 第 2 細目 賃料の額に関する規定

### 第 557 条 約定又は法律による賃料の増額

- (1) 当事者は、使用賃貸借契約の期間中は、賃料の増額を約定することができる。
- (2) 当事者は、賃料の額の将来の変更を、次条の段階別賃料又は第 557b 条の指数賃料として約定することができる。
- (3) このほか、使用賃貸人は、賃料の増額が約定によって排除されていない場合であって、諸般の事情からそれが排除されないときに限り、第 558 条から第 560 条の基準に従い、賃料の増額を請求することができる。
- (4) この条の規定に反する約定であって、使用賃借人に不利となるものは、効力を有しないものとする。

### 第 557a 条 段階別賃料

- (1) 賃料は、一定の期間について、異なる額とすることを書面で約定することができ、その場合、約定には、各々の賃料又はある金額を各々増額することを指定しなければならない（段階別賃料）。
- (2) 賃料は、少なくとも 1 年間については、不変としなければならない。段階別賃料の適用期間中は、第 558 条から第 559b 条までの規定による増額は、排除される。
- (3) 使用賃借人の解約権は、段階別賃料の約定締結から最高 4 年間について、排除することができる。解約は、最も早い時で、この期間の満了時に許容される。
- (4) この条の規定に反する約定であって、使用賃借人に不利となるものは、効力を有しないものとする。

### 第 557b 条 指数賃料

- (1) 契約当事者は、賃料が、連邦統計庁により算出された、ドイツにおける全ての私的世帯の生計費の価格指数によって定められることを書面で約定することができる（指数賃料）。
- (2) 指数賃料の適用中は、第 559 条から第 560 条までの規定による増額を除き、賃料は、少な

くとも各々1年間は、不変としなければならない。第559条の規定による増額は、使用賃貸人が、自己が責めを負うべきでない事情に基づき、建築上の措置を行った限りでのみ請求することができる。次条の規定による増額は、排除される。

(3) 第1項の規定による賃料の変更は、テキスト方式による意思表示により主張しなければならない。その場合において、生じた価格指数の変動並びに金額によるその都度の賃料又は増額分を表示しなければならない。変更された賃料は、意思表示の到達の翌々月の最初に支払わなければならない。

(4) この条の規定に反する約定であって、使用賃借人に不利となるものは、効力を有しないものとする。

#### 第558条 地域における通常の参考賃料までの賃料の増額

(1) 使用賃貸人は、賃料の増額が行われるべき時点において、既に15月間賃料が不変であるときは、地域における通常の参考賃料までの賃料増額に対する同意を請求することができる。賃料増額の請求は、最も早い時で直近の賃料増額の1年後に主張することができる。第559条から第560条までの規定による増額は、考慮しない。

(2) 地域における通常の参考賃料は、その市町村又は類似の市町村において、エネルギー節約的な設備及び性状を含む、類似する種類、規模、設備、性状及び状態の住居について、過去4年間に約定され、又は第560条の規定による増額を除いて変更された通常の対価から算定される。賃料額が法律又は助成の約束により決定された住居は除く。

(3) 第1項に規定する増額に際しては、第559条から第560条までの規定による増額を除き、賃料は、3年以内に20%を超えて増額することはできない（上制限）。前文の規定による百分率は、ある市町村又は市町村の一部において、住民に対する賃貸住宅の十分な提供が、特に危険にさらされており、かつ、これらの地域が次文の規定により定められているときは、15%とする。州政府は、これらの地域を法規命令により、各々最高5年間について定める権限を与えられる。

(4) 上制限は、次に掲げる場合には、適用しない。

1. 住宅制度における損失補助の廃止に関する規定による使用賃借人の清算金支払義務が、公の拘束力の消失により、消滅したときであって、
2. 増額分が、最後に支払われるべき清算金支払額を超えないとき。

使用賃貸人は、使用賃借人に対し、最も早い時で公の拘束力の消失の4月前に、自己に対し1月以内に清算金支払義務及びその額に関して情報を提供するよう請求することができる。第1文の規定は、住居助成法第34条から第37条までの規定及びこれに対応して定められた州法の規定による使用賃借人の清算金支払給付義務が、賃料拘束の消失により、消滅したときに準用する。

(5) 地域における通常の参考賃料への増額に当たって生ずべき年額から、第559a条にいう第三者の資金を差し引くべきものとし、第559a条第1項の場合には、この額は、補助金の11%と共に差し引くべきものとする。

(6) この条の規定に反する約定であって、使用賃借人に不利となるものは、効力を有しないものとする。

#### 第558a条 賃料増額の方式及び理由

(1) 前条の規定による賃料増額請求は、使用賃借人に対して、テキスト方式で意思表示し、理

由を説明しなければならない。

(2) 理由の説明には、特に次の各号に掲げる事項に言及することができる。

1. 賃料一覧表（第 558c 条、第 558d 条）
2. 賃料データバンクからの情報（第 558e 条）
3. 公的に選任され、宣誓した鑑定人の理由を伴う鑑定
4. 個別の参照可能な住居に対する相当する対価。この場合においては、3 戸の住居を挙げれば足りる。

(3) 第 558d 条第 2 項の規定が遵守されている適格な賃料一覧表（同条第 1 項）が、住居のための記載事項を含むときは、使用賃貸人は、前項の規定による別の理由から賃料増額を根拠付けているときであっても、その賃料増額請求において、これらの記載事項を通知しなければならない。

(4) 較差を含む賃料一覧表に言及するに当たっては、請求した賃料が、較差の範囲内にあることをもって足りる。使用賃貸人がその意思表示を行う時点において、第 558c 条第 3 項又は第 558d 条第 2 項の規定が遵守されているいかなる賃料一覧表も存在しないときは、別の賃料一覧表、特に過去のもの又は参照可能な市町村の賃料一覧表を使用することができる。

(5) この条の規定に反する約定であって、使用賃借人に不利となるものは、効力を有しないものとする。

#### 第 558b 条 賃料増額に対する同意

(1) 使用賃借人が賃料の増額に同意したときは、使用賃借人は、増額請求の到達後の第 3 暦月の開始とともに増額された賃料を支払う義務を負う。

(2) 使用賃借人が、増額請求の到達後の第 2 暦月の満了まで、賃料の増額に同意しないときは、使用賃貸人は、同意の付与を求める訴えを提起することができる。訴えは、増額請求の到達後の第 2 暦月の満了から 3 月以内に提起しなければならない。

(3) 訴え提起の前に、前条の要件に合致しない増額請求が行われたときは、使用賃貸人は、訴訟において増額請求を追完し、又は増額請求の瑕疵を除去することができる。使用賃借人には、この場合においても、前項第 1 文の規定による同意期間が与えられる。

(4) この条の規定に反する約定であって、使用賃借人に不利となるものは、効力を有しないものとする。

#### 第 558c 条 賃料一覧表

(1) 賃料一覧表は、地域における通常の参考賃料の一覧であり、それが市町村により又は使用賃貸人及び使用賃借人の利益代表者により作成又は承認される場合をいう。

(2) 賃料一覧表は、市町村若しくは複数の市町村の領域又は市町村の一部について作成することができる。

(3) 賃料一覧表は、2 年の間隔を置いて、市場の動向に適合させなければならない。

(4) 市町村は、賃料一覧表を作成する必要性があり、作成が許容される費用で可能であるときは、これを作成しなければならない。賃料一覧表とその変更は、公開しなければならない。

(5) 連邦政府は、連邦参議院の同意を要する法規命令により、賃料一覧表の詳細な内容並びに作成及び変更のための手続に関する規定を設ける権限を付与される。

#### 第 558d 条 適格な賃料一覧表

(1) 適格な賃料一覧表は、承認された科学的原則に従って作成され、市町村により又は使用賃貸人及び使用賃借人の利益代表者により承認された賃料一覧表をいう。

(2) 適格な賃料一覧表は、2年の間隔を置いて、市場の動向に適合させなければならない。この場合において、抽出調査又は連邦統計庁により確認されたドイツにおける全ての私的世帯の価格指数の動向を基礎とすることができる。4年後に適格な賃料一覧表を新たに作成しなければならない。

(3) 前項の規定が遵守されたときは、適格な賃料一覧表に表示された対価が、地域における通常の参考賃料を再現しているものと推定する。

#### 第 558e 条 賃料データバンク

賃料データバンクは、地域における通常の参考賃料の確認のため、市町村により又は使用賃貸人及び使用賃借人の利益代表者により、共同して運営又は承認され、個々の住居のために、地域における通常の参考賃料の決定を行うことができるようにする情報から提供される、継続的に実施されている賃料の集積をいう。

#### 第 559 条 現代化の措置後の賃料の増額

(1) 使用賃貸人が、第 555b 条第 1 号又は第 3 号から第 6 号までの規定にいう現代化の措置を行ったときは、使用賃貸人は、年間の賃料を、住居に支出される費用の 11% 分だけ増額することができる。

(2) 維持措置に必要となったであろう費用は、前項の規定による住居に支出される費用に属さず、必要な限り、評価により確認しなければならない。

(3) 現代化の措置が、複数の住居について行われたときは、費用は、各住居に適切に配分しなければならない。

(4) 賃料の増額が、将来に予定される管理費を考慮に入れた場合においても、使用賃貸人の正当な利益を斟酌しても正当化することができない使用賃借人にとっての過度の負担を意味するであろうときは、賃料の増額は、排除される。次に掲げるいずれかの場合には、前文の規定による衡量は、行わない。

1. 賃借物が、一般に通常である状態に単に置かれているだけであるとき。

2. 現代化の措置が、使用賃貸人が責めを負うべきでない事情に基づいて遂行されたとき。

(5) 前項第 1 文の規定による過度の負担を根拠付ける事情は、それが第 555d 条第 3 項から第 5 項までの規定により、適時に通告されたときに限り考慮する。前文の規定による排除期間に関する規定は、事実上の賃料増額が、通告された増額の 10% を超えて上回っているときは、適用しない。

(6) この条の規定に反する約定であって、使用賃借人に不利となるものは、効力を有しないものとする。

#### 第 559a 条 第三者の資金の算入

(1) 使用賃借人により若しくは使用賃借人のために第三者により引き受けられ、又は公の予算からの補助金により賄われる費用は、前条の規定にいう支出される費用に属さない。

(2) 現代化の措置の費用の全部又は一部が、公の予算からの低利息又は無利息の貸付金により賄われたときは、前条の規定による増額分は、利息軽減の年間分だけ減額する。年間の減額分は、貸付金の当初額に対する軽減された利率と、市場における通常の利率との差から算定する。[この場合においては、] 現代化措置終了の時点における一番抵当権に対する市場における通常の利率を基準とする。補助金又は貸付金が、現在進行中の支出を賄うために供与されるときは、増額分は、補助金又は貸付金の年額分だけ減額する。

- (3) 現代化の措置のための、使用賃借人貸付金、賃料前払又は第三者によって使用賃借人のために提供される給付は、公の予算からの貸付金と同等とする。連邦又は州の金融機関の資金は、公の予算からの資金とみなす。
- (4) 個別の住居に対していかなる額の補助金又は貸付金が供与されたか確定できないときは、これらの額は、個別の住居に対して支出された費用に比例して、配分する。
- (5) この条の規定に反する約定であって、使用賃借人に不利となるものは、効力を有しないものとする。

#### 第 559b 条 賃料増額の主張、増額の意味表示の効力

- (1) 第 559 条の規定による賃料増額は、使用賃借人に対し、テキスト方式で意思表示を行わなければならない。意思表示は、その中で、発生した費用に基づく増額の算定が行われ、かつ、第 559 条及び前条の要件に従った説明が行われているときに限り、効力を有する。第 555c 条第 3 項の規定を準用する。
- (2) 使用賃借人は、意思表示の到達後の第 3 暦月の初めに増額された賃料を支払う債務を負う。次に掲げるいずれかの場合には、支払のための期間は 6 月間延長する。
  1. 使用賃借人が使用賃借人に対し、現代化の措置を第 555c 条第 1 項及び同条第 3 項から第 5 項までの規定に従って通告していなかったとき。
  2. 事実上の賃料増額が、通告された増額を 10% を超えて上回っているとき。
- (3) この条の規定に反する約定であって、使用賃借人に不利となるものは、効力を有しないものとする。

#### 第 560 条 管理費用の変更

- (1) 管理費用一括金の場合において、使用賃借人は、使用賃借契約において約定されているときに限り、管理費用の増額を、テキスト方式での意思表示により、使用賃借人に対して按分して課金する権利を有する。意思表示は、その中で、課金の理由が挙げられ、かつ、説明されているときに限り、効力を有する。
- (2) 使用賃借人は、意思表示の翌々月の初めに課金の自己に帰属する部分を支払う債務を負う。意思表示が、管理費用を遡って増額することを基礎としている場合において、使用賃借人が、増額について知った後 3 月以内に意思表示を行ったときに限り、意思表示は、管理費用増額の時点に向けて効力を有するが、最高でも意思表示に先立つ暦年の初めに遡るものとする。
- (3) 管理費用が軽減される時は、管理費用一括金は、軽減の時点以降、軽減に応じて引き下げなければならない。管理費用の軽減は、使用賃借人に対して遅滞なく通知しなければならない。
- (4) 管理費用の前払が約定されたときは、いずれの契約当事者も、計算の後、テキスト方式による意思表示により、管理費用を適切な額に合わせることができる。
- (5) 管理費用の変更にあたっては、経済性の原則を尊重しなければならない。
- (6) この条の規定に反する約定であって、使用賃借人に不利となるものは、効力を有しないものとする。

#### 第 561 条 賃料増額後の使用賃借人の特別解約権

- (1) 使用賃借人が、第 558 条又は第 559 条の規定により賃料の増額を主張したときは、使用賃借人は、使用賃借人の意思表示の到達後の第 2 月の満了までに、使用賃借関係を翌々月の満了日を期限として特別に解約することができる。使用賃借人が解約告知を行ったときは、賃料の増額は、効力を生じない。

(2) この条の規定に反する約定であって、使用賃借人に不利となるものは、効力を有しないものとする。

### 第3目 使用賃貸人の質権

#### 第562条 使用賃貸人の質権の範囲

(1) 使用賃貸人は、使用賃貸借関係から生じる自己の債権のため、使用賃借人から提供された物に対する質権を有する。この権利は、質権に服さない物には、及ばない。

(2) 質権は、将来の損害補償請求権のため又は現在の賃料年次若しくは次の賃料年次より後の時期についての賃料のために主張することはできない。

#### 第562a条 使用賃貸人の質権の消滅

使用賃貸人の質権は、使用賃貸人が知らなかったとき又は異議を唱えたときを除き、物が土地から取去されることにより消滅する。使用賃貸人は、この取去が、通常的生活関係に合致しているとき又は残存する物が使用賃貸人の保護に明らかに十分であるときは、異議を述べることができない。

#### 第562b条 自力救済権、引渡請求権

(1) 使用賃貸人は、自己の質権に服する物の取去を、これに対して異議を唱える権利を有する限りにおいて、裁判所に訴えることなく阻止することが許される。使用賃借人が転居したときは、使用賃貸人は、これらの物を自己の占有に置くことが許される。

(2) 物が、使用賃貸人が知らなかった場合又は異議を唱えた場合に取去されたときは、使用賃貸人は、土地への引戻しの目的で、その引渡しを請求することができ、使用賃借人が転居したときは、占有を自己に委ねることを請求することができる。質権は、使用賃貸人がこの請求権をあらかじめ裁判所で主張していなかったときは、使用賃貸人が物の取去について知った後1月の満了とともに消滅する。

#### 第562c条 担保提供による質権の回避

使用賃借人は、担保の提供により、使用賃貸人の質権の主張を回避することができる。使用賃借人は、全ての個別の物を、その価値の額の担保を提供することにより、質権から解放することができる。

#### 第562d条 第三者による差押え

使用賃貸人の質権に服する物が、他の債権者のために差し押さえられたときは、この債権者に対しては、差押えの前年より前の賃料を理由として質権を主張することができない。

### 第4目 契約当事者の交替

#### 第563条 使用賃借人死亡の場合に使用賃貸借関係に入る権利

(1) 使用賃借人と共同の世帯を営む配偶者は、使用賃借人の死亡とともに、使用賃貸借関係に入る。生活パートナーについても同様である。

(2) 使用賃借人と共同の世帯において生活している使用賃借人の子は、配偶者が使用賃貸借関係に入らないときは、使用賃借人の死亡とともに、使用賃貸借関係に入る。使用賃借人の子が使用賃貸借関係に入ることは、生活パートナーが使用賃貸借関係に入ることを妨げない。使用

賃借人と共同の世帯を営むその他の家族構成員は、配偶者又は生活パートナーが使用賃貸借関係に入らないときに、使用賃貸借関係に入る。使用賃借人と継続的な共同の世帯を営む者についても同様である。

(3) 第1項又は前項の規定にいう、使用賃貸借関係に入った者が、使用賃借人の死亡について知った後、1月以内に、使用賃借人に対して、使用賃貸借関係を継続することを望まないとの意思表示を行ったときは、その者は、使用賃貸借関係に入らなかったものとみなす。行為無能力者又は制限行為能力者については、第210条の規定を準用する。複数の者が使用賃貸借関係に入っているときは、いずれの者も、自己についてこの条の意思表示を行うことができる。

(4) 使用賃借人は、使用賃貸借関係に入った者の一身に重大な理由があるときは、使用賃貸借関係に最終的に入ったことを知った後1月以内に、法律で定める期間を置いて、特別に使用賃貸借関係を解約することができる。

(5) この条の規定に反する約定であって、使用賃借人又は第1項若しくは第2項の規定により使用賃貸借関係に入る権利を有する者に不利となるものは、効力を有しないものとする。

#### **第563a条 生存使用賃借人による継続**

(1) 前条の規定にいう複数の者が共同して使用賃借人である場合であって、1人の使用賃借人の死亡のときは、生存する使用賃借人との間で使用賃貸借関係が継続する。

(2) 生存使用賃借人は、使用賃借人の死亡について知った後1月以内に、法律で定める期間を置いて、特別に使用賃貸借関係を解約することができる。

(3) この条の規定に反する約定であって、使用賃借人に不利となるものは、効力を有しないものとする。

#### **第563b条 使用賃貸借関係に入った場合又は継続の場合の責任**

(1) 第563条の規定により使用賃貸借関係に入った者又は前条の規定により使用賃貸借関係を共同して継続する者は、相続人とともに、使用賃借人の死亡までに生じた義務について、連帯債務者としての責任を負う。これらの者との関係では、別段の定めがない限り、相続人のみが責任を負う。

(2) 使用賃借人が、賃料を自己の死後の期間についてあらかじめ支払っていたときは、第563条の規定により使用賃貸借関係に入った者又は前条の規定により使用賃貸借関係を共同して継続する者は、相続人に対し、賃料の前払により節約することができ、又は取得することができたものを引き渡す義務を負う。

(3) 使用賃借人は、死亡した使用賃借人が担保を提供していなかったときは、第563条の規定により使用賃貸借関係に入った者又は前条の規定により使用賃貸借関係を共同して継続する者に対して、第551条の規定を基準として、担保の提供を請求することができる。

#### **第564条 相続人との使用賃貸借関係の継続、特別の解約告知**

使用賃借人の死亡の場合に第563条の規定にいう者が使用賃貸借関係に入らず、又はそれらの者によって、第563a条の規定により使用賃貸借関係が継続されなかったときは、使用賃貸借関係は、相続人との間で継続される。この場合においては、相続人及び使用賃借人のいずれも、使用賃借人の死亡について知り、使用賃貸借関係に入る者がいないこと又は使用賃貸借関係が継続されなかったことを知った後、1月以内に、法律で定める期間を置いて、特別に使用賃貸借関係を解約することができる。



**第 565 条 営業上の転貸**

(1) 使用賃借人が、賃借した住居を営業のため、第三者に対し、その居住目的のために転貸したときは、使用賃貸人は、使用賃貸借契約終了に際し、使用賃借人と第三者との使用賃貸借関係から生じた権利義務関係に入る。使用賃貸人が新たに営業上の転貸のための使用賃貸借契約を締結したときは、使用賃借人は従来契約当事者に代わり、第三者との使用賃貸借契約から生じる権利義務関係に入る。

(2) 第 566a 条から第 566e 条の規定を準用する。

(3) この条の規定に反する約定であって、第三者に不利となるものは、効力を有しないものとする。

**第 566 条 売買は使用賃貸借を破らず**

(1) 賃貸された住居が、使用賃借人に引き渡された後、使用賃貸人によって第三者に譲渡されたときは、取得者は、使用賃貸人に代わり、自己の所有権の存続期間中に使用賃貸借関係から生じる権利及び義務を有する。

(2) 取得者がその義務を履行しないときは、使用賃貸人は、取得者によって賠償されるべき損害について、先訴の抗弁権を放棄した保証人と同様の責任を負う。使用賃借人が使用賃貸人の通知により所有権の移転を知るに至ったときは、使用賃貸人は、使用賃借人が、解約告知が許される最初の期日に使用賃貸借関係を解消する告知を行わない限り、その責任を免れる。

**第 566a 条 賃借の担保**

譲渡された住居の使用賃借人が、使用賃貸人に対し、自己の義務の履行のため、担保を提供していたときは、取得者は、このことによって設定された権利及び義務の関係に入る。使用賃貸借関係の終了に当たり、使用賃借人が、取得者から担保の返還を受けられないときは、使用賃貸人は、引き続き、返還の義務を負う。

**第 566b 条 賃料に関する事前の処分**

(1) 使用賃貸人が、所有権の移転の前に取得者が権利を有するときに弁済期となる賃料を処分した場合であって、その処分が、所有権移転時に進行中の暦月のための賃料に関するものであったときは、処分は効力を有する。所有権が、月の第 15 日の後に移転した場合であって、処分が翌暦月の賃料に関するものであるときも、処分は効力を有する。

(2) 前項に規定するよりも遅い時期に対する賃料の処分は、取得者が所有権の移転の時点でこれを知っていたときは、取得者は、これを受忍しなければならない。

**第 566c 条 賃料に関する使用賃借人、使用賃貸人間の約定**

賃料債権、特に賃料の支払に関して使用賃借人と使用賃貸人との間で行われた法律行為は、それが、使用賃借人が所有権の移転について知った暦月より後の賃料に関するものでない限り、取得者に対して効力を有する。使用賃借人が、その月の 15 日より後に所有権の移転について知ったときも、法律行為は、それが翌暦月の賃料に関するものである限り、効力を有する。ただし、所有権の移転後に行われた法律行為は、使用賃借人が法律行為を行うに当たり所有権の移転について知っていたときは、効力を有しない。

**第 566d 条 使用賃借人による相殺**

前条の規定により、使用賃貸人に対する賃料の支払が取得者に対して効力を有する限りにおいて、使用賃借人は、取得者の賃料債権に対して、使用賃貸人に対する自己の債権をもって相殺をすることができる。使用賃借人が、所有権の移転について知った後に、反対債権を取得し

たとき又は使用賃貸人が所有権の移転について知った後であって、賃料の弁済期よりも後に反対債権の弁済期が到来したときは、相殺は、排除される。

#### 第 566e 条 使用賃貸人による所有権移転の通知

- (1) 使用賃貸人が、使用賃借人に対して、賃貸住居の所有権を第三者に移転したことを通知した場合は、使用賃貸人は、賃料債権に関して、使用賃借人に対して通知した譲渡を、それが行われず又は効力を有しなかったときでも、受忍しなければならない。
- (2) 通知は、新たな所有者として指名された者の同意を得たときにのみ、取り消すことができる。

#### 第 567 条 使用賃貸人による住居に対する負担の設定

賃貸された住居が、使用賃借人に引き渡された後に、使用賃貸人により、第三者の権利による負担を設定された場合において、使用賃借人が、[第三者の] 権利の行使により、契約に従った使用ができなくなったときは、第 566 条から前条までの規定を準用する。使用賃借人が、[第三者の] 権利の行使により、契約に従った使用を制限されたときは、第三者は、権利の行使が契約に従った使用を妨げることとなる限りにおいて、使用賃借人に対し、権利の行使を中止する義務を負う。

#### 第 567a 条 住居の引渡前の譲渡又は負担の設定

賃貸された住居の使用賃借人に対する引渡しの前に、使用賃貸人が、住居を第三者に譲渡し、又はその行使により使用賃借人の契約に従った使用ができなくなり若しくは制限される権利による負担を設定した場合において、取得者が、使用賃貸人に対して使用賃貸借関係から生じる義務の履行を引き受けたときは、第 566 条第 1 項及び前条の場合と同様とする。

#### 第 567b 条 取得者による再譲渡又は負担の設定

賃貸された住居が、取得者により更に譲渡され又は負担を設定されたときは、第 566 条第 1 項及び第 566a 条から前条までの規定を準用する。新たな取得者が、使用賃貸借関係から生じる義務を履行しないときは、使用賃貸人は、使用賃借人に対して、第 566 条第 2 項の規定による責任を負う。

### 第 5 目 使用賃貸借関係の終了

#### 第 1 細目 総則

#### 第 568 条 解約告知の方式及び内容

- (1) 使用賃貸借関係の解約告知は、書面の方式によることを要する。
- (2) 使用賃貸人は、使用賃借人に対し、第 574 条から第 574b 条までの規定による異議が可能であること、異議の方式及び異議申入れの期間を適時に教示しなければならない。

#### 第 569 条 重大な理由による、特別の、期間を設けない解約告知

- (1) 第 543 条第 1 項にいう重大な理由は、使用賃借人にとっては、賃借した住居の性状のため、その利用が、著しい健康上の危険と結びついているときにも存在する。使用賃借人が、契約締結時に危険をもたらす性状を知っていたとき又はこの性状に基づいて自己に与えられる権利を主張することを断念したときも同様である。
- (2) さらに、第 543 条第 1 項にいう重大な理由は、一方の契約当事者が住居の平穩を継続的に侵害し、このため個別の事例の全ての諸事情、特に契約当事者の故意・過失を考慮し、双方の

利益を衡量した上で、使用賃貸借関係の解約期間の満了まで又はその他の終了までの継続が、解約告知を行おうとする者に対して期待することができないときにも存在する。

(2a) さらに、第 543 条第 1 項にいう重大な理由は、使用賃借人が第 551 条の規定による担保の提供を、賃料月額が 2 倍に相当する額について遅滞しているときにも存在する。一括金として又は前払として支払われた管理費は、前文の規定による賃料月額の算定に当たっては、考慮しない。第 543 条第 3 項第 1 文の規定による弊害除去期間又は催告は要しない。次項第 2 号第 1 文及び第 543 条第 2 項第 2 文の規定を準用する。

(3) 第 543 条第 2 項第 1 文第 3 号の規定を次の各号に掲げるとおり補充する。

1. 第 543 条第 2 項第 1 文第 3 号 a の場合において、賃料の滞納部分は、それが 1 月分の賃料を超えるときに限り、軽微でないものとみなす。住居が一時的使用のためにのみ賃貸されているときは、この限りでない。
2. 解約告知は、使用賃借人が遅くとも明渡請求権の訴訟係属後 2 月間の満了までに、弁済期にある賃料及び弁済期にある第 546a 条第 1 項の規定による補償について満足を受け又は公的機関が [使用賃借人を] 満足させる義務を負っているときも効力を有しないものとする。解約告知が、前文の規定により効力不発生となった解約告知の前 2 年未満に既に行われているときは、この限りでない。
3. 使用賃借人が、第 558 条から第 560 条までの規定による増額された賃料を支払うことを確定判決をもって命じられた場合において、特別の、期間を設けない解約告知の要件が、既に従来債務の対象であった賃料のために満たされていないときは、使用賃借人は、使用賃借人の支払遅滞を理由として、確定判決後 2 月間の満了前に使用賃貸借関係の解約告知を行うことができる。

(4) 解約告知に至る重大な理由は、解約告知書に記載しなければならない。

(5) この条の第 1 項から第 3 項までの規定又は第 543 条の規定に反する約定であって、使用賃借人にとって不利となるものは、効力を有しないものとする。さらに、この法律において許容された理由以外の理由から、使用賃借人が、特別の、期間を設けない解約告知を行う権利を有することとなる約定は、効力を有しないものとする。

#### 第 570 条 留置権の排除

使用賃借人は、使用賃借人の返還請求に対して留置権を主張することができない。

#### 第 571 条 住居の返還が遅延した場合の拡大した損害の賠償

(1) 使用賃借人が賃借した住居を使用賃貸借関係が終了した後に返還しない場合において、使用賃借人は、使用賃借人が責めを負うべき事情の結果、返還が行われないときに限り、第 546a 条第 2 項にいう、拡大した損害を主張することができる。損害は、衡平性が損害の補償を要求する限りにおいてのみ賠償しなければならない。使用賃借人が解約告知を行ったときは、この限りでない。

(2) 民事訴訟法第 721 条又は第 794a 条の規定により、使用賃借人に明渡期間が与えられたときは、使用賃借人は、使用賃貸借関係の終了から明渡期間の満了までの期間について、拡大した損害を賠償する義務を負わない。

(3) この条の規定に反する約定であって、使用賃借人に不利となるものは、効力を有しないものとする。

### 第 572 条 合意による解約権、解除条件の下の使用賃貸借関係

- (1) 使用賃貸人は、住居を使用賃借人に引き渡した後に使用賃貸人が契約を解除することができるとの合意を主張することができない。
- (2) 使用賃貸人は、使用賃貸借関係が使用賃借人に不利となる解除条件を付した合意を主張することができない。

### 第 2 細目 期間の定めのない使用賃貸借関係

#### 第 573 条 使用賃貸人による通常の解約告知

- (1) 使用賃貸人は、使用賃貸借関係の終了について正当な利益を有するときに限り、解約告知を行うことができる。賃料の引上げを目的とする解約告知は、してはならない。
- (2) 使用賃貸借関係の終了について正当な利益は、特に次に掲げるいずれかの場合に存在するものとする。
  1. 使用賃借人が、有責に [schuldhaf], 契約上の義務に軽微な程度でなく違反したとき。
  2. 使用賃貸人が、居住空間を、自己、自己の家族又は自己の家計に属する者の住居として必要としているとき。
  3. 使用賃貸人が、使用賃貸借関係の継続により、土地の適切な経済的評価を妨げられ、これによって著しい不利益を被るおそれがあるとき。住居としての別途の賃貸により、より高額賃料が得られるとの可能性は考慮しない。使用賃貸人は、自己が賃借空間を、意図された又は使用賃借人に対する引渡し後に行われた住宅所有権の設定に関連して、譲渡しようとすることも根拠として主張することができない。
- (3) 使用賃貸人の正当な利益の理由は、解約告知書に記載しなければならない。その他の理由は、それらが事後的に発生した場合に限り考慮する。
- (4) この条に反する約定であって、使用賃借人の不利益となるものは、効力を有しないものとする。

#### 第 573a 条 容易化された使用賃貸人の解約告知

- (1) 使用賃貸人は、自身が居住する建物で、2 戸を超える住宅を持たないものにおける住宅に関する使用賃貸借関係を、前条にいう正当な利益がなくても解約告知することができる。この場合において、解約告知期間は、3 月間延長される。
- (2) 前項の規定は、使用賃貸人自身が居住する住宅の内部の住居について、その住居が第 549 条第 2 項第 2 号の規定により、使用賃借人保護から排除されていない限りにおいて準用する。
- (3) 解約告知書には、解約告知が第 1 項又は前項の要件に基づくことを記載しなければならない。
- (4) この条の規定に反する約定であって、使用賃借人の不利益となるものは、効力を有しないものとする。

#### 第 573b 条 使用賃貸人の部分的解約告知

- (1) 使用賃貸人は、住居に指定されていない附属の部屋又は土地の一部について、その解約告知をこれらの部屋又は土地部分に限定し、かつ、それらを次に掲げる目的のいずれかのために用いようとするときは、第 573 条にいう正当な利益がなくても、解約告知を行うことができる。
  1. 賃貸目的の居室を作ること。
  2. 造られるべき居室又は現存する居室に附属の部屋又は土地部分を備えること。

- (2) 解約告知は、遅くとも、暦月の第3平日に、翌々月の満了日を期限として行うことが許容される。
- (3) 建築作業の開始が遅延しているときは、使用賃借人は、これに相応した期間の使用賃貸借関係の延長を請求することができる。
- (4) 使用賃借人は、賃料の適切な減額を請求することができる。
- (5) この条の規定に反する約定であって、使用賃借人の不利益となるものは、効力を有しないものとする。

#### 第 573c 条 通常の解約告知の期間

- (1) 解約告知は、遅くとも、暦月の第3平日に、翌々月の満了日を期限として行うことが許容される。使用賃貸人のための解約告知期間は、住居の引渡しから5年後及び8年後は、各々3月間延長する。
- (2) 一時的な使用のためにのみ賃貸された住居の場合には、これより短い解約告知期間を約定することができる。
- (3) 第549条第2項第2号の規定による住居の場合には、解約告知は、遅くとも月の第15日に、この月の満了日を期限として行うことが許容される。
- (4) 第1項又は前項の規定に反する約定であって、使用賃借人の不利益となるものは、効力を有しないものとする。

#### 第 573d 条 法定期間による特別の解約告知

- (1) 使用賃貸借関係が法定期間をもって特別に解約告知することができるときは、第564条の規定による相続人に対する解約告知を例外として、第573条及び第573a条の規定を準用する。
- (2) 解約告知は、遅くとも、暦月の第3平日に、翌々月の満了日を期限として行うことが許容され、第549条第2項第2号の規定による住居の場合には、解約告知は、遅くとも月の第15日に、この月の満了日を期限として行うことが許容される（法定期間）。第573a条第1項第2文の規定は、適用しない。
- (3) この条の規定に反する約定であって、使用賃借人の不利益となるものは、効力を有しないものとする。

#### 第 574 条 解約告知に対する使用賃借人の異議

- (1) 使用賃貸借関係の終了が、使用賃借人、その家族又は使用賃借人の家計に属するその他の者にとって、使用賃貸人の正当な利益を斟酌しても正当化することができない過度の負担を意味することとなるときは、使用賃借人は、使用賃貸人の解約告知に対して異議を述べ、使用賃貸人に対し、使用賃貸借関係の継続を請求することができる。使用賃貸人が特別の、期間を設けない解約告知を行う権利を有するときは、この限りでない。
- (2) 期待可能な条件を備えた適切な代替住居を入手することができないときも、過度の負担が存在するものとする。
- (3) 使用賃貸人の正当な利益を斟酌するに当たり、その理由が事後的に発生した場合を除き、第573条第3項の規定により、解約告知書に記載された理由のみを考慮する。
- (4) この条の規定に反する約定であって、使用賃借人の不利益となるものは、効力を有しないものとする。

#### 第 574a 条 異議申入後の使用賃貸借関係の継続

- (1) 前条の場合において、使用賃借人は、使用賃貸借関係が、全ての事情を考慮して適切であ

る長さにわたり継続されることを請求することができる。使用貸借関係を従来の契約条件で継続することが使用貸借人にとって期待不可能であるときは、使用貸借人は、使用貸借関係が条件の適切な変更の下に継続されることのみを請求することができる。

(2) いかなる合意も成立しないときは、使用貸借関係の継続、継続の期間及び継続の場合の条件は、判決によって定める。使用貸借関係の終了が過度の負担を意味することを理由付ける事情が、将来いつ消滅するかが不確定であるときは、使用貸借関係が期間を定めずに継続することを定めることができる。

(3) この条の規定に反する約定であって、使用貸借人の不利益となるものは、効力を有しないものとする。

#### **第 574b 条 異議の方式及び期間**

(1) 解約告知に対する使用貸借人の異議は、書面で意思表示しなければならない。使用貸借人は、使用貸借人の請求により、異議の理由について遅滞なく情報を提供しなければならない。

(2) 使用貸借人は、使用貸借人が使用貸借人に対して使用貸借関係終了の遅くとも 2 月前に異議を表示しなかったときは、使用貸借関係の継続を拒絶することができる。使用貸借人が異議申立期間の満了前に適時に異議の可能性並びにその方式及び期間を指摘しなかったときは、使用貸借人は、明渡訴訟の最初の期日において、なお異議を表示することができる。

(3) この条の規定に反する約定で、使用貸借人の不利益となるものは、効力を有しないものとする。

#### **第 574c 条 予見されない事情における使用貸借関係の新たな継続**

(1) 第 574 条から前条までの規定に基づき、合意又は判決により、使用貸借関係が期間を定めて継続されることが定められたときは、使用貸借人は事情の本質的な変更により正当化されるか、又は継続の期間にとって、その予見された発生が決定的であったはずの事情が発生しなかったときに限り、使用貸借関係を更に継続することを請求することができる。

(2) 期間を定めない継続を判決で定められた使用貸借関係を使用貸借人が解約告知したときは、使用貸借人は解約告知に異議を申し入れ、使用貸借人に対し、使用貸借関係を期間の定めなく継続することを請求することができる。使用貸借関係の継続にとって決定的であった事情が変化したときは、使用貸借人は、使用貸借関係の継続を第 574 条の規定に従ってのみ請求することができることとし、軽微な変化は、考慮しない。

(3) この条の規定に反する約定であって、使用貸借人の不利益となるものは、効力を有しないものとする。

### **第 3 細目 期間の定めのある使用貸借関係**

#### **第 575 条 定期使用貸借契約**

(1) 使用貸借人が、使用貸借期間の満了後、次に掲げるいずれかのことを意図し、かつ、使用貸借人が、使用貸借人に対し、期間を定める理由を、契約締結の際に書面で通知したときは、使用貸借関係は、期間の定めのあるものとして成立する。それ以外の場合には、使用貸借関係は、期間を定めることなく締結される。

1. 部屋を住居として自己、自己の家族又は自己の家計に属する者のために利用すること。
2. 許容される方法で、部屋を除去し、又は使用貸借関係の継続により、当該措置が著しく

困難となる程度に部屋を本質的に変更し若しくは修復すること。

3. 部屋を役務提供の義務がある者に対して賃貸すること。

(2) 使用賃借人は、最も早い場合で期間満了の4月前に、使用賃貸人に対し、使用賃貸人が期間を定める理由がなお存在するか否かを1月以内に使用賃借人に通知することを請求することができる。通知が遅延したときは、使用賃借人は、遅延した期間の長さだけ、使用賃貸借関係の延長を請求することができる。

(3) 期間を定める理由が、後になって初めて生じたときは、使用賃借人は、これに相当する期間だけ、使用賃貸借関係の延長を請求することができる。期間を定める理由が消滅したときは、使用賃借人は、無期限の延長を請求することができる。期間を定める理由の発生及び遅延の期間についての証明の負担は、使用賃貸人が負う。

(4) この条の規定に反する約定であって、使用賃借人の不利益となるものは、効力を有しないものとする。

#### 第575a条 法定期間による特別の解約告知

(1) 期間を定めて成立した使用賃貸借関係を、特別に法定期間をもって解約告知することができるときは、第564条の規定による使用賃借人の相続人に対する解約告知を例外として、第573条及び第573a条の規定を準用する。

(2) 第574条から第574c条までの規定は、使用賃貸借関係の継続を、最長で契約で定めた終了の時点までに請求することができることを基準として準用する。

(3) 解約告知は、遅くとも、暦月の第3平日に、翌々月の満了日を期限として行うことが許容され、第549条第2項第2号に規定する住居の場合には、遅くとも、暦月の15日に、この月の満了日を期限として行うことが許容される（法定期間）。第573a条第1項第2文の規定は、適用しない。

(4) この条の規定に反する約定で、使用賃借人の不利益となるものは、効力を有しないものとする。

#### 第4細目 従業員用住居

##### 第576条 従業員用使用賃借住居の通常解約告知期間

(1) 住居が、勤務関係の存在を考慮して賃貸されているときは、使用賃貸人は、勤務関係の終了後、第573c条第1項第2文の規定にかかわらず、次に掲げる期間を置いて解約告知を行うことができる。

1. 使用賃借人に使用させている期間が10年未満である住居の場合において、その住居が、勤務の義務を負う他人のために必要とされているときは、遅くとも、暦月の第3平日に、翌々月の満了までの期間

2. 勤務関係が、その性質上、職場と直接つながっているか、又は職場の近辺にある住居を使用させることを要するものであり、その住居が、同じ理由から勤務の義務を負う他人のために必要とされているときは、遅くとも、暦月の第3平日に、その月の満了までの期間

(2) この条の規定に反する約定であって、使用賃借人の不利益となるものは、効力を有しないものとする。

### 第 576a 条 従業員用使用賃借住居における異議権の特殊性

- (1) 従業員用使用賃借住居に対する第 574 条から第 574c 条までの規定の適用に当たっては、雇用権利者の利益も斟酌しなければならない。
- (2) 次のいずれかに該当する場合には、第 574 条から第 574c 条までの規定は、適用しない。
  1. 使用賃貸人が前条第 1 項第 2 号の規定により解約告知を行ったとき。
  2. 使用賃借人が、勤務関係を解消した場合であって、使用賃借人に対し、雇用権利者により法律上根拠のある雇用関係解消の原因が与えられることがなく、使用賃借人が自己の行為により雇用権利者に対して法律上根拠のある雇用関係解消の原因を与えることもなかったとき。
- (3) この条の規定に反する約定であって、使用賃借人の不利益となるものは、効力を有しないものとする。

### 第 576b 条 従業員勤務用住居における使用賃借権の準用

- (1) 勤務関係の範囲内において住居が引き渡された場合において、勤務の義務を負う者が、住居のほとんどに家具を設置したとき、又は住居に自己の家族若しくは継続的に設定された共同の家計を営む者とともに生活するときは、住居に関する法的関係の終了には、使用賃貸借関係に関する規定を準用する。
- (2) この条の規定に反する約定であって、使用賃借人の不利益となるものは、効力を有しないものとする。

## 第 6 目 使用賃貸された住居に住居所有権が形成された場合の特則

### 第 577 条 使用賃借人の先買権

- (1) 使用賃借人に引き渡された後に住居所有権が設定され又は設定されることとなっている賃貸された住居が、第三者に売却されたときは、使用賃借人は、先買権を有する。使用賃貸人が、住居をその家族又は自己の家計に属する者に売却するときは、この限りでない。次項以下の各項から別段のことが生じない限り、先買権には、先買いに関する規定を適用する。
- (2) 売買契約の内容に関する売主又は第三者の通知は、使用賃借人に対してその先買権について通告することと結びついていなければならない。
- (3) 先買権の行使は、使用賃借人の売主に対する書面による意思表示をもって行う。
- (4) 使用賃借人が死亡したときは、先買権は、第 563 条第 1 項又は第 2 項の規定により使用賃貸借関係に入った者に移転する。
- (5) この条に反する約定であって、使用賃借人の不利益となるものは、効力を有しないものとする。

### 第 577a 条 住居に変更が加えられた場合の解約告知の制限

- (1) 賃貸された住居が使用賃借人に引き渡された後に、その住居に所有権が設定され、その住居所有権が譲渡されたときは、取得者は、譲渡から 3 年を経過した後に初めて、第 573 条第 2 項第 2 号又は第 3 号の場合の正当な利益を主張することができる。
  - (1a) 前項の規定による解約告知の制限は、賃貸住居が、使用賃借人に引き渡された後、次に掲げるいずれかの場合に準用する。
    1. 人的会社又は複数の取得者に対して譲渡されたとき。
    2. 人的会社又は複数の取得者のために、その行使により使用賃借人が契約に従った使用がで



きなくなる権利が設定されたとき。

前文の規定は、社員若しくは取得者が同一の家族若しくは同一の家計に属するか、又は使用賃借人に対する住居の引渡しの前に住居所有権が設定されたときは、適用しない。

(2) 第1項又は前項に規定する期間は、市町村又は市町村の一部において、住民に対する適切な条件での賃貸住宅の十分な供給がなされないおそれがあり、かかる地域が次文の規定により定められているときは、10年までとする。州政府は、かかる地域及び前文に規定する期間を、法規命令により、各々最長10年までの期間について定める権限を与えられる。

(2a) 第1a項にいう譲渡又は負担の設定の後に住居所有権が設定されたときは、第573条第2項第2号又は第3号の規定による解約告知が排除される期間は、第1a項の規定による譲渡又は負担の設定とともに開始する。

(3) この条の規定に反する約定であって、使用賃借人の不利益となるものは、効力を有しないものとする。

### 第3款 その他の物に関する使用賃貸借関係

#### 第578条 土地及び部屋に関する使用賃貸借関係

(1) 土地に関する使用賃貸借関係には、第550条、第562条から第562d条まで、第566条から第567b条まで及び第570条の規定を準用する。

(2) 住居ではない部屋に関する使用賃貸借関係には、前項に掲げる規定に加え、第552条第1項、第555a条第1項から第3項まで、第555b条、第555c条第1項から第4項まで、第555d条第1項から第6項まで、第555e条第1項及び第2項、第555f条並びに第569条第2項の規定を準用する。第556c条第1項及び第2項並びに第556c条第3項の規定に基づいて制定された法規命令を準用するが、これに反する約定を妨げない。部屋が人の滞在のためのものであるときは、以上に加え第569条第1項の規定を準用する。

#### 第578a条 登記された船舶に関する使用賃貸借関係

(1) 第566条、第566a条、第566e条から第567b条までの規定は、船舶登記簿に登記された船舶の譲渡又は負担の設定の場合に準用する。

(2) 使用賃借人が、取得者が権利を有する期間に属する賃料に関して、所有権の移転前に行った処分は、取得者に対して効力を有する。使用賃借人と使用賃借人との間で賃料債権に関して行われた法律行為、特に賃料の支払に関して行われたものについても同様とするが、所有権の移転後に行われた法律行為は、使用賃借人が法律行為時に所有権の移転を知っていたときは、効力を有しない。第566d条の規定は、この条に準用する。

#### 第579条 賃料の弁済期限

(1) 土地及び動産に対する賃料は、賃借期間の終わりに支払わなければならない。賃料が、一定期間により算定されているときは、賃料は、個々の期間の終わりに支払わなければならない。土地に対する賃料は、それがより短い期間によって算定されている場合でない限り、各々、暦上の四半期の満了後、翌月の最初の平日に支払わなければならない。

(2) 部屋に関する使用賃貸借関係については、第556b条第1項の規定を準用する。

#### 第580条 使用賃借人死亡の場合の特別の解約告知

使用賃借人が死亡したときは、相続人だけでなく使用賃借人も、使用賃借人の死亡を知った

後1月以内に、使用賃貸借関係を法定期間により特別に解約告知することができる。

#### 第580a条 解約告知期間

(1) 土地及び業務用の部屋でない部屋に関する使用賃貸借関係においては、次に掲げる規定に従って、通常の解約告知が許容される。

1. 賃料が日単位で定められているときは、いずれの日においても翌日の満了時を期限として
2. 賃料が週単位で定められているときは、遅くとも週の最初の平日に、次の土曜日の満了時を期限として
3. 賃料が月単位又はより長い期間を単位として定められているときは、遅くとも暦月の第3平日に、翌々月の満了時を期限として解約告知を行うことが許容されるが、事業用に利用される、建物のない土地の場合には、暦上の四半期の満了日を期限として

(2) 業務用の部屋の使用賃貸借関係の場合には、通常の解約告知は、遅くとも暦上の四半期の第3平日に、次の暦上の四半期の満了日を期限として許容される。

(3) 動産に関する使用賃貸借関係の場合には、次に掲げる規定に従って、通常の解約告知が許容される。

1. 賃料が日単位で定められているときは、いずれの日においても翌日の満了時を期限として
2. 賃料が日より長い期間を単位として定められているときは、遅くとも、その満了をもって使用賃貸借関係が終了すべき日の3日前に

(4) 第1項第3号、第2項及び前項第2号の規定は、使用賃貸借関係を法定期間により特別に解約告知することができるときにも適用する。

#### 第4款 用益賃貸借契約

##### 第581条 用益賃貸借契約の場合の契約類型的義務

(1) 用益賃貸借契約<sup>(16)</sup>により、用益賃貸人は、用益賃借人に対し、用益賃貸借存続期間中、目的物の使用、及び通常の経営[Wirtschaft]<sup>(17)</sup>の原則により収益とみなされる限りにおいて、果実の収取を認める義務を負う。用益賃借人は、用益賃貸人に対し、約定された賃料[Pacht]を支払う義務を負う。

(2) 土地用益賃貸借契約を除く用益賃貸借契約には、次条から第584b条までの規定から別段のことが生じない限り、使用賃貸借契約に関する規定を準用する。

##### 第582条 属具[Inventar]の維持

(1) 属具<sup>(18)</sup>を伴う土地が、用益賃貸借の目的となったときは、個別属具部分の維持は、用益賃借人の義務とする。

(2) 用益賃貸人は、用益賃借人が責めを負うべきでない事情の結果、使用できなくなった属具部分を補充する義務を負う。ただし、用益賃借人は、属具に属する動物の通常の使用不能について、それが通常の経営に合致している限りにおいて、これを補充しなければならない。

---

(16) 訳注：用益賃貸借契約の意義について、前掲注(15)参照。

(17) 訳注：他の箇所では、「経済」と訳したが、この款では、「農業経営(Landwirtschaft)」「林業経営(Forstwirtschaft)」の訳語と合わせ、「経営」と訳した。

(18) 訳注：属具(Inventar)とは、用益賃貸借又は用益権の目的物(特に農地)の用に供される動産の全体をいう。山田『ドイツ法律用語辞典』„Inventar“の項目参照。

**第 582a 条 属具の評価価値での引受**

(1) 土地の用益賃借人が、用益賃貸借関係の終了の際に、属具を評価価値で返還する義務とともに、土地の属具をその評価価値で引き受けたときは、用益賃借人は、属具の偶然の滅失毀損及び偶然の劣化の危険を負担する。用益賃借人は、通常の経営の範囲内において、個々の属具部分を処分することができる。

(2) 用益賃借人は、属具を現状で維持し、通常の経営の原則に合致する範囲において随時補充しなければならない。用益賃借人によって調達された部分は、属具への組入れとともに用益賃貸人の所有となる。

(3) 用益賃貸借関係の終了の際に、用益賃借人は、現存の属具を用益賃貸人に返還しなければならない。用益賃貸人は、用益賃借人によって調達された属具部分のうち、通常の経営の原則に照らし、土地にとって過剰な、又は過度に高価なものの引取りを拒絶することができ、拒絶とともに、拒絶された部分に対する所有権は、用益賃借人に移転する。引き取られた属具の全体評価価値と返還すべき属具のそれとの間に差が存在するときは、この差は、金銭によって清算しなければならない。評価価値は、用益賃貸借関係の終了時点における価格を基礎としなければならない。

**第 583 条 属具に関する用益賃借人の質権**

(1) 土地の用益賃借人は、土地とともに用益賃貸借の対象となった属具に関連して用益賃貸人に対して有する債権のために、自己が占有するに至った属具部分に対する質権を有する。

(2) 用益賃貸人は、担保を提供することにより、用益賃借人の質権の主張を回避することができる。用益賃貸人は、価値相当額の担保を提供することにより、全ての個別の属具部分を質権から解放することができる。

**第 583a 条 属具における処分の制限**

ある経営体 [Betrieb] の用益賃借人に対して、属具部分を処分してはならないか若しくは用益賃貸人の同意がなければ処分してはならないこと又は属具を用益賃貸人に譲渡することを義務付ける契約の定めは、用益賃貸人が、用益賃貸借関係の終了の際に属具を評価価値で取得する義務を負うときに限り、効力を有する。

**第 584 条 解約告知期間**

(1) 土地又は権利に関する用益賃貸借関係において、用益賃貸借期間が定められていないときは、解約告知は、用益賃貸借の年の終わりを期限としてのみ許容され、解約告知は、遅くとも、その満了によって用益賃貸借が終了すべき半年の第 3 平日に行わなければならない。

(2) 用益賃貸借関係が、特別に法律で定める期間によって解約告知することができることも同様である。

**第 584a 条 特定の賃貸借法上の解約告知権の排除**

(1) 用益賃借人は、第 540 条第 1 項で定める解約告知権を有しない。

(2) 用益賃貸人は、第 580 条の規定により用益賃貸借関係の解約告知を行う権利を有しない。

**第 584b 条 返還の遅延**

用益賃借人が、用益賃貸借関係の終了後に対象を返還しないときは、用益賃貸人は、引渡しが行われなかった期間について、賠償として、約定された賃料を、用益賃借人がこの期間中に取得したか又は取得することができたこととなる用益が用益賃貸借の 1 年間全体の用益に対して有する比率に応じて、請求することができる。この場合において、それ以上の損害の主張は

排除されない。

## 第5款 土地用益賃貸借契約

### 第585条 土地用益賃貸借契約の概念

(1) 土地用益賃貸借契約により、土地の収益に資する居住用建物若しくは事業用建物（経営体・Betrieb）を伴う土地又はかかる建物が存在せず、主として農業経営 [Landwirtschaft] のために用いられる土地が賃貸借される。農業経営とは、農作物及び動物の生産物を得るための土地の管理、及び土地利用と結合した動物飼育並びに園芸栽培をいう。

(2) 土地用益賃貸借契約には、第581条第1項及び第582条から第583a条までの規定並びに下記の特則を適用する。

(3) 土地用益賃貸借契約に関する規定は、土地が主として農業経営における用益のために賃貸されるときは、林業用地に関する用益賃貸借関係についても適用する。

### 第585a条 土地用益賃貸借契約の方式

土地用益賃貸借契約が、2年を超える期間について書面の方式でない方式で締結されたときは、期間を定めないとみなす。

### 第585b条 用益賃貸借物の覚書

(1) 土地用益賃貸人及び土地用益賃借人は、用益賃貸借関係の開始に際し、共同で、用益賃貸借物の範囲及びこれらの物の引渡時の状態が確認されている覚書を作成しなければならない。前文の規定は、用益賃貸借関係の終了について準用する。覚書には、作成日を記載し、両当事者が署名しなければならない。

(2) 契約当事者の一方が覚書の作成に協力することを拒絶したとき又は作成に際して事実に関する種類の見解の相違が生じたときは、いずれの当事者も、用益賃貸借物の引渡しから9月を超える期間又は用益賃貸借関係の終了から3月を超える期間が経過していない限り、覚書が鑑定人によって作成されることを請求することができ、鑑定人は、申立てにより、農業裁判所 [Landwirtschaftsgericht]<sup>(19)</sup> が任命する。この場合において生じる費用は、各当事者が折半して負担する。

(3) 前2項の規定にいう覚書が作成されたときは、契約当事者相互間の関係においては、覚書は正確なものと推定する。

### 第586条 土地用益賃貸借契約における契約類型的義務

(1) 用益賃貸人は、用益賃借人に対し、用益賃貸借物を契約に従った利用のために適切な状態で引き渡さなければならない。ただし、用益賃借人は、用益賃貸借物、特に住居用及び管理用建物、道、溝、排水施設並びに囲いの通常の改良を自己の費用で行わなければならない。用益賃借人は、用益賃貸借物を秩序に従って管理する義務を負う。

(2) 用益賃貸借物の物の瑕疵及び権利の瑕疵に対する用益賃貸人の責任並びにかかる瑕疵による用益賃借人の権利及び義務については、第536条第1項から第3項まで及び第536a条から第536d条までの規定を準用する。

---

(19) 記注：農業裁判所は、ここでは、農業事件を取り扱う第1審の裁判所をいうと解される。1953年7月21日の「農業事件裁判手続法」(Gesetz über das gerichtliche Verfahren in Landwirtsachen) 第2条参照。

**第 586a 条 用益賃貸借物の負担**

用益賃貸人は、用益賃貸借物に課せられる負担を負わなければならない。

**第 587 条 賃料の弁済期、用益賃借人の個人的障害の場合の賃料の支払**

(1) 賃料は、用益賃貸借期間の終わりに支払わなければならない。賃料が期間によって定められているときは、各々の期間の満了後の最初の平日に支払わなければならない。

(2) 用益賃借人は、自己の一身上の理由により、自己に帰属する利用権の行使を妨げられていることによって、賃料の支払を免れない。この場合においては、第 537 条第 1 項第 2 文及び同条第 2 項の規定を準用する。

**第 588 条 維持又は改良のための措置**

(1) 用益賃借人は、用益賃貸借物の維持に必要な、これに対する介入を受忍しなければならない。

(2) 用益賃借人は、用益賃貸借物の改良のための措置が、用益賃貸人の正当な利益を斟酌しても正当化することができない過度の負担を用益賃借人にとって意味することとなるときを除き、かかる措置を受忍しなければならない。用益賃貸人は、改良措置により生じた費用及び逸失した収益を、事情により適切な範囲において、用益賃借人に対し、償還しなければならない。用益賃貸人は、請求があれば、前払をしなければならない。

(3) 前項第 1 文に規定する措置の結果、用益賃借人が、より高い収益を得たか、又は正常な管理を行えばより高い収益を得られることとなる場合において、用益賃貸人は、賃料の増額が、経営の諸関係に照らし期待することができないときを除き、用益賃借人が賃料の適切な増額に同意することを請求することができる。

(4) 第 1 項及び第 2 項の規定による紛争については、申立てにより、農業裁判所が裁判を行う。用益賃借人が、前項の場合において同意を拒絶したときは、農業裁判所は、用益賃貸人の申立てにより、同意に代わる裁判をすることができる。

**第 589 条 第三者に対する利用の許容**

(1) 用益賃借人は、用益賃貸人の許可がなければ、次に掲げることを行うことができない。

1. 用益賃貸借物の利用を第三者に委ねること、特に用益賃貸借物を転貸すること。
2. 用益賃貸借物の全部又は一部を、共同利用の目的で、農業上の連合体に委ねること。

(2) 用益賃借人が、用益賃貸借物の利用を第三者に委ねた場合において、用益賃貸人がこれに対する許可を与えたときであっても、用益賃借人は、利用に当たり、第三者に帰すべき故意・過失について責めを負わなければならない。

**第 590 条 農業経営上の定め又は従来の利用の変更**

(1) 用益賃借人は、用益賃貸人の事前の許可を得たときに限り、用益賃貸借物の農業経営上の定めを変更することが許される。

(2) 用益賃貸借物の従来の利用の変更には、変更により、利用の方式が用益賃貸借期間を超えて影響を受けるときに限り、用益賃貸人の事前の許可を要する。用益賃借人は、用益賃貸人の事前の許可を得たときに限り、建物を設置することができる。用益賃貸人が許可を拒絶した場合において、かかる変更が、営業の採算性の維持又は持続的な改良に適していると認められ、用益賃貸人に対して、その正当な利益を考慮した場合に期待可能であるときは、農業裁判所は、用益賃借人の申立てにより、許可に代わる裁判を行うことができる。用益賃貸借契約が解約告知されているか、又は用益賃貸借関係が 3 年未満で終了するときは、この限りでない。農業裁判所は、許可に代わる裁判を、条件又は負担の下に行うことができ、特に担保の提供を命じ、

担保の方法及び範囲を定めることができる。担保提供の必要性が消滅したときは、農業裁判所は、申立てにより、担保の返還に関する裁判を行うことができ、この場合においては、民事訴訟法第109条の規定を準用する。

(3) 用益賃借人が、第582a条の規定により、評価価値で引き受けられた属具を、用益賃貸借物の利用の変更に関連して、本質的に減少させたときは、用益賃貸人は、譲渡された属具部分の代価が、その代価の額と適切な関係に立つ、第591条の規定による用益賃貸借物の改良のために支出されたときを除き、用益賃貸借の間においても、第582a条第3項の規定の準用による、金銭による清算を請求することができる。

#### 第590a条 契約に違反する使用

用益賃借人が、契約に反する用法で用益賃貸借物を使用し、用益賃貸人の警告にもかかわらずその使用を継続したときは、用益賃貸人は、中止を求める訴えを提起することができる。

#### 第590b条 必要な費用

用益賃貸人は、用益賃借人に対し、用益賃貸借物に投じられた必要費を償還する義務を負う。

#### 第591条 価値を向上させる費用

(1) 必要費以外の費用であって、用益賃貸人が支出に同意したものは、それが用益賃貸借物の価値を用益賃貸借期間を超えて増加させる（増加価値・Mehrwert）限りにおいて、用益賃貸人が、用益賃貸借関係の終了時に用益賃借人に対して償還しなければならない。

(2) 用益賃貸人が支出に同意することを拒絶した場合において、支出が、営業の採算性の維持又は持続的な改良に適しており、用益賃貸人に対して、その正当な利益を考慮した場合に期待可能であるときは、用益賃借人の申立てにより、農業裁判所が同意に代わる裁判を行うことができる。用益賃貸借の解約告知が行われているとき又は用益賃貸借関係が3年未満で終了するときは、この限りでない。農業裁判所は、条件及び負担を付して、同意に代わる裁判を行うことができる。

(3) 農業裁判所は、申立てにより、増加価値に関しても規定し、増加価値を確定することができる。農業裁判所は、用益賃貸人が、増加価値を分割した額で償還すれば足りることを定め、かかる分割払の承諾のための条件を確定することができる。用益賃貸借関係の終了に際して増加価値の償還を行うことが、分割した額であっても用益賃貸人に対して期待することができないときは、用益賃借人は、用益賃貸借関係が、従来の条件で、用益賃貸借物の増加価値が清算されるまでの間継続されることのみを請求することができる。いかなる合意も成立しないときは、農業裁判所が、申立てにより、用益賃貸借関係の継続についての裁判を行う。

#### 第591a条 設備の収去

用益賃借人は、自己が用益賃貸借物に備え付けた設備を収去する権利を有する。用益賃貸人は、用益賃借人が撤去について正当な利益を有するときを除き、適切な補償を支払うことにより、収去権の行使を回避することができる。用益賃借人の収去権を排除する約定は、適切な清算が予定されているときに限り、効力を有する。

#### 第591b条 補償請求権の消滅時効

(1) 用益賃貸借物の変更又は劣化を理由とする用益賃貸人の損害賠償請求権及び費用の償還又は設備収去の許容を求める用益賃借人の請求権は、6月で消滅時効が完成する。

(2) 用益賃貸人の損害賠償請求権の消滅時効は、用益賃貸人が用益賃貸借物の返還を受けた時点とともに開始する。用益賃借人の請求権の消滅時効は、用益賃貸借関係の終了とともに開始

する。

(3) 用益賃貸人の用益賃貸借物返還請求権の消滅時効の完成とともに、用益賃貸人の損害賠償請求権の消滅時効も完成する。

#### 第 592 条 用益賃貸人の質権

用益賃貸人は、用益賃貸借関係から生じる自己の債権のために、用益賃借人が提供した物及び用益賃貸借物の果実に対する質権を有する。質権は、将来の損害賠償債権のために主張することはできない。民事訴訟法第 811 条第 1 項第 4 号に規定する物を除き、質権は、差押えに服さない物には及ばない。第 562a 条から第 562c 条までの規定を準用する。

#### 第 593 条 土地用益賃貸借契約の変更

(1) 用益賃貸借契約の締結後、契約上の給付の確定にとって基準となっていた諸関係が、継続的に変化し、双方の義務が重大な不均衡に至ったときは、いずれの契約当事者も、用益賃貸借期間の変更を除き、契約の変更を請求することができる。用益賃借人による用益賃貸借物の管理の結果、用益賃借人の収益が改善又は悪化したときは、別段の約定がない限り、賃料の変更を請求することはできない。

(2) 契約の変更は、最も早い場合で、用益賃貸借の開始又は契約上の給付の直近の変更の 2 年後に請求することができる。保険による保護が通常行われな破壊的な自然現象が、契約上の給付の関係を根本的に、かつ、持続的に変更したときは、この限りでない。

(3) 契約の変更は、変更の請求が行われた用益賃貸借の年より前の時期について請求することはできない。

(4) 契約当事者の一方が契約変更への同意を拒絶したときは、相手方は、農業裁判所の裁判を申し立てることができる。

(5) 前 4 項の規定により契約の変更を請求する権利は、放棄することができない。一方の契約当事者が、前 4 項の規定による権利を行使するか又は行使しないときに、その者に特別な不利益又は利益が生じることとなる約定は、効力を有しない。

#### 第 593a 条 営業の譲渡

先行する相続の方法で営業が譲渡された場合において、用益賃貸借の対象とされていた、農業経営に資する土地がともに引き渡されたときは、営業の譲受人が用益賃借人に代わり、用益賃貸借契約の当事者となる。ただし、用益賃貸人に対しては、営業譲渡について、遅滞なく通知しなければならない。営業の譲受人による用益賃貸借物の正常な管理が確保されていないときは、用益賃貸人は、法律で定める期間を置いて特別に用益賃貸借関係の解約告知を行うことができる。

#### 第 593b 条 土地用益賃貸借契約の目的となった土地の譲渡又は負担設定

用益賃貸借の対象となった土地が譲渡され、又は第三者の権利による負担を設定されたときは、第 566 条から第 567b 条の規定を準用する。

#### 第 594 条 土地用益賃貸借関係の終了及び延長

土地用益賃貸借関係は、この関係が設定されている期間の満了とともに終了する。3 年以上の期間について締結された土地用益賃貸借契約の場合において、契約の一方当事者が、相手方が用益賃貸借関係の継続の意思があるか否かを質問し、相手方がこの質問に対して 3 月以内に継続を拒絶しなかったときは、用益賃貸借関係は、期間の定めなく延長される。質問及び拒絶は、書面の方式によることを要する。質問中に、これを無視した場合の効果が明示的に指摘さ

れず、及び質問が用益賃貸借の最終年から3番目の年内に行われなかったときは、質問は、効力を有しない。

#### 第594a条 解約告知期間

(1) 用益賃貸借期間が定められていないときは、いずれの契約当事者も、遅くとも、ある用益賃貸借の年の第3平日に、次の用益賃貸借の年の終了時を期限として、用益賃貸借関係の解約告知を行うことができる。疑いのあるときは、暦年を用益賃貸借の年とみなす。これより短い解約告知期間の約定は、書面の方式によることを要する。

(2) 用益賃貸借関係が、法律で定める期間により、特別に早期に解約告知を行うことができる場合については、解約告知は、ある用益賃貸借の年の終了時を期限としてのみ許容され、解約告知は、遅くとも、その期間の満了とともに用益賃貸借が終了することとなる半年間の第3平日に行わなければならない。

#### 第594b条 30年を超えての契約

用益賃貸借契約が30年より長い期間について締結されたときは、30年経過後、いずれの当事者も、遅くとも、ある用益賃貸借の年の第3平日に、次の用益賃貸借の年の終了時を期限として、用益賃貸借関係の解約告知を行うことができる。契約が、用益賃貸人又は用益賃借人の終身について締結されたときは、解約告知は許されない。

#### 第594c条 土地用益賃借人の職業無能力の際の解約告知

土地用益賃借人が、法律上の年金保険の諸規定にいう職業無能力となった場合において、土地用益賃借人が、正常な管理を保証する第三者に用益賃貸借物の利用を委ねることに異議を述べたときは、土地用益賃借人は、法律で定める期間により、特別に用益賃貸借関係の解約告知を行うことができる。これに反する約定は、効力を有しない。

#### 第594d条 土地用益賃借人の死亡

(1) 土地用益賃借人が死亡したときは、その相続人に加え、土地用益賃貸人も、土地用益賃借人の死亡を知った後1月以内に、6月の期間を置いて、暦年の四半期の終わりを期限として、用益賃貸借関係の解約告知を行うことができる。

(2) 相続人は、用益賃貸借物の正常な管理が、相続人により又は相続人の委託を受けた共同相続人若しくは第三者により保証されていると認められるときは、用益賃貸人の解約告知に対して異議を述べ、かつ、用益賃貸借関係の継続を請求することができる。用益賃貸人は、相続人が、遅くとも、用益賃貸借関係の満了の3月前に異議を述べず、用益賃貸借物の以後の正常な管理を保証すると認められる事情を通告しなかったときは、用益賃貸借関係の継続を拒絶することができる。異議の意思表示及び通告は、書面の方式によることを要する。いかなる合意も成立しなかったときは、農業裁判所が申立てにより裁判を行う。

(3) 第1項の規定による用益賃貸人の解約告知に対しては、第595条の規定による相続人の継続請求は、排除される。

#### 第594e条 重大な理由による期間を置かない特別の解約告知

(1) 用益賃貸借関係の、期間を置かない特別の解約告知は、第543条並びに第569条第1項及び第2項の規定の準用により許容される。

(2) 特に、用益賃借人が、賃料又は賃料の軽微でない部分の支払を3月を超えて遅滞しているときは、第543条第2項第3号a及びbの規定にかかわらず、重大な理由があるものとする。賃料が、1年未満の期間について定められているときは、解約告知は、用益賃借人が連続する



2 期分の支払期日に賃料又は賃料の軽微でない部分の支払を遅滞したとき初めて許容される。

#### 第 594f 条 解約告知の書面による方式

解約告知は、書面による方式で行うことを要する。

#### 第 595 条 用益賃貸借関係の継続

(1) 用益賃借人は、次に掲げる場合であって、契約に従った用益賃貸借関係の終了が、用益賃借人又はその家族にとって、用益賃貸人の正当な利益を斟酌しても、正当化することができない過度の負担を意味することとなるときは、用益賃貸人に対し、用益賃貸借関係の継続を請求することができる。

1. 営業の用益賃貸借関係においては、営業が用益賃借人の経済的な生存の基盤を形成しているとき。
2. 土地に関する用益賃貸借関係においては、用益賃借人が、自己の経済的な生存の基盤を形成している営業を維持するため、この土地に依存しているとき。

用益賃貸借関係の継続は、この要件の下で、繰り返し請求することができる。

(2) 前項の場合において、用益賃借人は、全ての事情を考慮した上で適切である期間について、用益賃貸借関係が継続されることを請求することができる。用益賃貸借関係を従前に効力を有した条件に従って継続することを用益賃貸人に対して期待することができないときは、用益賃借人は、用益賃貸借関係が、条件の適切な変更の下で継続されることのみを請求することができる。

(3) 用益賃借人は、次に掲げる場合には、用益賃貸借関係の継続を請求することができない。

1. 用益賃借人が用益賃貸借関係の解約告知を行ったとき。
2. 用益賃貸人が、特別の、期間のない解約告知又は第 593a 条の場合において法律で定める期間による特別の解約告知を行う権利を有するとき。
3. 契約の期間が、営業に関する用益賃貸借関係の場合、営業を成立させている土地の用益賃貸借の場合又は用益賃借人によって耕作された泥炭地及び荒地の用益賃貸借関係の場合には最短で 18 年間、その他の土地については最短で 12 年間とする旨の約定が行われているとき。
4. 用益賃貸人が、一時的にのみ用益賃貸借物とした物を自己の利用のために用い、又は法律上若しくはその他の公的な任務の履行のために使用することを意図しているとき。

(4) 用益賃貸借関係の継続を請求する用益賃借人の意思表示は、書面の方式によることを要する。用益賃借人は、用益賃貸人の請求により、継続請求の理由について、遅滞なく情報を提供しなければならない。

(5) 用益賃貸人は、用益賃借人が、用益賃貸借関係終了の少なくとも 1 年前に継続を用益賃貸人に対して請求しなかったとき又は第 594 条の規定による用益賃貸人の質問に対して継続を拒絶したときは、用益賃貸借関係の継続を拒絶することができる。12 月又はより短い解約告知期間が約定されているときは、請求は、解約告知の後 1 月以内に表示されれば足りる。

(6) いかなる合意も成立しないときは、農業裁判所が、申立てにより、用益賃貸借関係の継続について及びその期間について、並びに用益賃貸借関係が継続されるための条件について裁判を行う。ただし、農業裁判所は、存続中の用益賃貸借関係の始めから起算して、第 3 項第 3 号にいう期間を超えない時点までに限り、用益賃貸借関係の継続を命じることができる。継続は、用益賃貸借物の一部に制限することもできる。

(7) 用益賃借人は、裁判所の裁判を求める申立てを、遅くとも、用益賃貸借関係終了の 9 月前

に、12月又はこれより短い解約告知期間の場合には、解約告知の到達後2月後に、農業裁判所に対して行わなければならない。裁判所は、不当な過度の負担を回避するために要請されると認める場合であって、用益賃貸借契約が終了していないときは、申立てを事後的に許容することができる。

(8) 前7項の規定により用益賃貸借関係の延長を請求する権利の放棄は、用益賃貸借に関する紛争の解決のため、権利の放棄が、裁判所の面前又は職能身分的な用益賃貸借調停委員会の面前で意思表示されたときに限り、行うことができる。一方の契約当事者が、前7項の規定による権利を行使するか又は行使しないときに、その者に特別な不利益又は利益が生じることとなる約定は、効力を有しない。

#### 第595a条 土地用益賃貸借契約の期間満了前の解約告知

(1) 契約当事者に、土地用益賃貸借関係の法律上の期間を伴った特別の解約告知を行う権利が認められているときは、土地用益賃貸借関係の延長又は土地用益賃貸借契約の変更の後においても、この権利は、契約当事者に帰属する。

(2) 農業裁判所は、一方当事者の申立てにより、期間満了前に終了したか、又は部分的に終了した土地用益賃貸借契約の清算に関する命令を行うことができる。土地用益賃貸借関係の延長が、用益賃貸借物の一部に制限されたときは、農業裁判所は、この部分について賃料を定めることができる。

(3) 農業裁判所の命令の内容は、契約当事者間において、契約内容としての効力を有する。かかる契約内容に関する紛争については、申立てにより、農業裁判所が裁判を行う。

#### 第596条 用益賃貸借物の返還

(1) 用益賃借人は、用益賃貸借関係の終了後、用益賃貸借物を、返還までに継続される正常な管理に合致する状態で返還する義務を負う。

(2) 用益賃借人は、用益賃貸人に対する請求権を理由とする、土地に対する留置権を有しない。

(3) 用益賃借人が用益賃貸借物の利用を第三者に委ねたときは、用益賃貸人は、用益賃貸借関係終了後、第三者に対しても、目的物の返還を請求することができる。

#### 第596a条 期間満了前の用益賃貸借終了の償還義務

(1) 用益賃貸借関係が用益賃貸借の年の途中で終了したときは、用益賃貸人は、用益賃借人に対し、未だ分離されていないが、正常な管理の原則によれば、用益賃貸借の年の終了前に分離することができる果実の価値を償還しなければならない。この場合においては、収穫の危険度を適切に考慮しなければならない。

(2) 前項に規定する価値が年次的な条件による理由から確定することができないときは、用益賃貸人は、用益賃借人に対し、通常な管理に合致する限りにおいて、これらの果実に対して支出された費用を償還しなければならない。

(3) 第1項の規定は、伐採が予定されているが、未だ伐採されていない樹木にも適用する。用益賃借人が、正常な利用の場合に許容されるものよりも多くの樹木を伐採したときは、用益賃借人は、用益賃貸人に対し、通常の利用を超過した量の樹木の価値を償還しなければならない。これを超える損害の主張は、排除されない。

#### 第596b条 存置義務

(1) 営業の用益賃借人は、用益賃貸借関係の終了の際に存在する農業経営上の生産物を、自己が用益賃貸借関係の開始時にかかる生産物を承継しなかったときであっても、次の収穫期まで

の経営の継続にとって必要である限りにおいて存置しなければならない。

(2) 前項の規定により、用益賃借人が、用益賃貸借関係の開始時に承継した生産物よりも多量の又はより良質の生産物を存置する義務を負うときは、用益賃借人は、用益賃貸人に対して、価値の償還を請求することができる。

#### 第 597 条 遅延した返還

用益賃借人が用益賃貸借関係の終了後に用益賃貸借物を返還しないときは、用益賃貸人は、返還が行われなかった期間について、損害賠償として約定の賃料を請求することができる。これを超える損害の主張は排除されない。

### 第 6 節 使用貸借 [Leihe]

#### 第 598 条 使用貸借の場合の契約類型的義務

使用貸借契約により、物の貸主は、借主に対して、その物を無償で使用することを許容する義務を負う。

#### 第 599 条 貸主の責任

貸主は、故意又は重大な過失についてのみ、その責めを負う。

#### 第 600 条 瑕疵担保責任

貸主が悪意で権利の瑕疵又は目的物の瑕疵を告げなかったときは、貸主は、借主に対して、瑕疵から生じた損害を賠償する義務を負う。

#### 第 601 条 使用の費用補償

(1) 借主は、目的物の通常の維持費を負担しなければならないが、動物の使用貸借の場合には特に飼料代を負担しなければならない。

(2) その他の費用の補償に関する貸主の義務は、委任によらない事務管理に関する規定により決する。借主は、物に附属させた設備を収去することができる。

#### 第 602 条 物の損耗

契約に従った使用により生じた目的物の変化又は劣化に対して、借主は責任を負わない。

#### 第 603 条 契約に従った使用

借主は、目的物を、契約に従った用法以外の方法で使用してはならない。借主は、貸主の許可なく、物を第三者に使用させる権利を有しない。

#### 第 604 条 返還義務

(1) 借主は、使用貸借のために定められた期間の満了後に目的物を返還する義務を負う。

(2) 期間の定めがないときは、借主は、使用貸借の目的から生じる使用を行った後に、目的物を返還しなければならない。貸主は、借主が使用を行うのに足りる期間が経過したときは、借主が使用を終了する前であっても返還を請求することができる。

(3) 使用貸借の期間が定められず、目的からも期間を推知することができないときは、貸主は、いつでも物の返還を請求することができる。

(4) 借主が物の使用を第三者に委ねたときは、貸主は、使用貸借の終了後、第三者に対しても、物の返還を請求することができる。

(5) 物の返還請求権の消滅時効は、使用貸借の終了とともに開始する。

### 第 605 条 解約告知権

貸主は、次に掲げる場合には、解約告知を行うことができる。

1. 予見されなかった事情により、自己が使用貸借の目的物を要するとき。
2. 借主が、契約に違反した目的物の使用を行ったとき、特に、無権限で目的物の使用を第三者に委ねたとき、又は自己の義務として負う注意の懈怠により、目的物を著しく危険な状態にしたとき。
3. 借主が死亡したとき。

### 第 606 条 短期消滅時効

目的物の変更又は劣化を理由とする貸主の損害賠償請求権及び費用の償還又は設備の取去の許容に対する借主の請求権は、6 月で消滅時効が完成する。第 548 条第 1 項第 2 文及び第 3 文並びに同条第 2 項の規定は、この条に準用する。

## 第 7 節 物品消費貸借契約 [Sachdarlehensvertrag]

### 第 607 条 物品消費貸借契約の契約類型的義務

- (1) 物品消費貸借契約により、貸主は、借主に対して、約定した代替物を提供する義務を負う。借主は、借料の支払及び弁済期には、同種、同品質及び同量の物を返還する義務を負う。
- (2) この節の規定は、金銭の提供には適用しない。

### 第 608 条 解約告知

- (1) 提供された物の返還時の定めがないときは、弁済期は貸主又は借主が解約告知を行うことに依存する。
- (2) 期間の定めなく締結された物品消費貸借契約は、別段の約定がない限り、貸主又は借主により、その全部又は一部について、いつでも解約告知を行うことができる。

### 第 609 条 借料

借主は、借料を、遅くとも提供された物の返還時に支払わなければならない。

### 第 610 条

削除

## 第 8 節 雇用契約及び類似の契約 [Dienstvertrag und ähnliche Verträge]

\*) 公式の注：この節は、

1. 職業、職業教育及び職業上の昇進への参入並びに労働条件に関する男性と女性との平等待遇の原則の実現のための 1976 年 2 月 9 日の理事会指令 76/207/EEC (EC 官報 L39 号 40 頁) 及び
2. 被用者が企業、事業体又は事業所を移動する場合の請求権の保全に関する構成国の法令の調整のための 1977 年 2 月 14 日の理事会指令 77/187/EEC (EC 官報 L61 号 26 頁) の国内法化に資するものである。

## 第1款 雇用契約

### 第611条 雇用契約の契約類型的義務

- (1) 雇用契約により、労務に従事することを約した者は、約束した労務に従事する義務を負い、相手方は、約定の報酬を与える義務を負う。
- (2) 雇用契約は、あらゆる種類の労務への従事を対象とすることができる。

### 第611a条及び第611b条

削除

### 第612条 報酬

- (1) 労務に従事することが、諸事情から、報酬を対価としてのみ行われることが期待されるときは、報酬は、黙示で約定されたものとみなす。
- (2) 報酬の額が定められていない場合において、公定価額が定められているときは、それによる報酬が、それが存在しないときは、通常の報酬が約定されたものとみなす。
- (3) 削除

### 第612a条 不利益処分の禁止

雇用主は、被用者が許容される方法でその権利を行使することを理由として、個別の約定又は措置において被用者に不利益を与えてはならない。

### 第613条 譲渡の不可

労務に従事する義務を負う者は、疑いのあるときは、自身が労務に従事しなければならない。労務に対する請求権は、疑いのあるときは、譲渡することができない。

### 第613a条 営業譲渡の場合の権利及び義務

- (1) 営業又はその一部が法律行為により、他の持主に移転したときは、この持主は、移転の時点で存在する労働関係から生じる権利及び義務を有する。これらの権利義務が、団体協約の法規範又は経営協定により規律されているときは、これらは、新たな持主と被用者との間の労働関係の内容となり、営業譲渡の時点の後1年間の満了前に被用者の不利となるように変更してはならない。新たな持主の下で権利及び義務が、他の団体協約の法規範又は他の経営協定により規律されているときは、この限りでない。団体協約若しくは経営協定がもはや効力を持たないとき、又はその他の団体協約の適用領域において、双方に対する協約の拘束力が存在しない場合であって、新たな持主と被用者との間でその適用が合意されたときは、第2文に規定する期間の満了前に権利及び義務は、変更することができる。
- (2) 従来の雇用主は、前項に規定する義務が、営業譲渡の前に発生し、営業譲渡の時点の後1年間の満了前に弁済期となるときは、新たな持主とともに連帯債務者としての責任を負う。ただし、かかる義務が、営業譲渡の時点の後に弁済期となるときは、従来の雇用主は、営業譲渡の時点において、その量定期間の満了していた部分に相当する範囲においてのみ、責任を負う。
- (3) 前項の規定は、法人又は人的商事会社が、組織変更により消滅したときは、適用しない。
- (4) 営業の譲渡を理由とする従来の雇用主又は新たな持主による被用者の労働関係の解約告知は、効力を有しない。他の理由による労働関係の解約告知の権利を妨げない。
- (5) 従来の雇用主又は新たな持主は、営業譲渡の影響を受ける被用者に対し、営業譲渡の前にテキスト方式で、次の各号に掲げる事項について報告を行わなければならない。

1. 営業譲渡の時期又は予定時期

2. 営業譲渡の理由

3. 被用者に対する営業譲渡の法的、経済的及び社会的結果

4. 被用者に関して想定されている措置

(6) 被用者は、前項の規定による報告の到達後1月以内に、労働関係の譲渡に書面で異議を述べることができる。異議は、従来の雇用主に対して又は新たな営業主のいずれに対しても表示することができる。

脚注

(第613a条：新規加入地域〔旧東独地域〕に対する適用について、民法典施行法第232条第5パラグラフ参照)

#### 第614条 報酬の弁済期

報酬は、労務に従事した後に支払わなければならない。報酬が期間に従って定められているときは、報酬は、個別の期間の満了後に支払わなければならない。

#### 第615条 受領遅滞及び経営危機の場合の報酬

雇用主〔雇用権利者〕が、労務の受領に関し遅滞にあるときは、被用者〔雇用義務者〕は、遅滞により従事しなかった労務に対して、事後に従事する義務を負うことなく、約定された報酬を請求することができる。ただし、被用者は、労務の従事を行わなかった結果、節約し、又は自己の労務の別途の使用により取得し若しくは悪意で取得しなかったものの価値が算入されることを受忍しなければならない。前2文の規定は、雇用主が作業休止の危険を負担する場合に準用する。

#### 第616条 一時的障害

労務に従事する義務を負う者は、自己の故意・過失によらない一身上の理由により、比較的軽微でない期間について労務に従事することを妨げられたことによっては、報酬請求権を失わない。ただし、障害期間について、法律上の義務に基づき存在する疾病保険又は事故保険から自己に帰属するに至った額が算入されることを受忍しなければならない。

#### 第617条 疾病配慮義務

(1) 義務者の職業活動を完全に又は主として要求する継続的雇用関係の場合において、義務者が家内共同体に受け入れられているときは、雇用主は、義務者の故意又は重大な過失によって疾病がもたらされたものでない限り、疾病の場合に必要な保護及び医者による治療を6週間までの期間について提供する義務を負うが、雇用関係の終了を超えてこれを行うことを要しない。保護及び医者による治療は、義務者を医療施設に収容することによっても提供することができる。費用は、疾病の期間について債務の対象となる報酬に算入することができる。雇用関係が、疾病を理由として第626条の規定により雇用主により解約告知されたときは、これによって生じた雇用関係の終了は、考慮しない。

(2) 保護及び医者による治療のため、保険又は公共の療養施設により、配慮が行われているときは、雇用主の義務は、生じない。

#### 第618条 保護措置に関する義務

(1) 雇用主は、役務の性質が許す限りにおいて、義務者が生命及び健康の危険に対して保護されるよう、自己が勤務の遂行のため用意しなければならない部屋、設備及び機器を、設置し、かつ、維持するとともに、自己の命令又は指導の下に実施される役務を規律しなければならない。

(2) 義務者が家内共同体に受け入れられているときは、雇用主は、居住及び就寝空間、保護並

びに労働時間及び休息时间に関し、義務者の健康、習慣及び宗教に関して必要な設備設置及び命令を行わなければならない。

(3) 雇用主が、義務者の生命及び健康に関して自己に帰属する義務を履行しないときは、その義務に対する損害賠償につき、許可を得ない行為に対して適用される第 842 条から第 846 条までの規定を準用する。

#### 第 619 条 配慮義務の強行法規性

前 2 条の規定により雇用主に帰属する義務は、あらかじめ契約により排除し、又は制限することができない。

#### 第 619a 条 被用者の責任の証明の負担

第 280 条第 1 項の規定にかかわらず、被用者は、雇用主に対し、労働関係から生じる義務の違反による損害について、自己が義務違反の責めを負うときに限り、賠償を行わなければならない。

#### 第 620 条 雇用関係の終了

- (1) 雇用関係は、予定された期間の満了とともに終了する。
- (2) 雇用関係の期間が定められず、雇用の性質又は目的からも期間を推知することができないときは、いずれの当事者も、次条から第 623 条までの規定を基準として、雇用関係の解約告知を行うことができる。
- (3) 期間を定めて締結された労働契約には、期間限定及び期限付労働契約法を適用する。

#### 第 621 条 雇用関係の場合の解約告知期間

次条にいう労働関係ではない雇用関係においては、解約告知は、次に掲げる規定に従って許容される。

1. 報酬が日単位で定められているときは、いずれの日においても、翌日の満了時を期限として
2. 報酬が週単位で定められているときは、遅くとも週の第 1 平日に、翌週の土曜日の満了時を期限として
3. 報酬が月単位で定められているときは、遅くとも月の 15 日に、その暦月末日を期限として
4. 報酬が年の四半期又はこれより長い期間を単位として定められているときは、6 週間の解約告知期間を遵守した上で、暦年の四半期末日を期限として
5. 報酬が期間を単位として定められていないときは、いつでも解約告知を行うことが許容されるが、義務者の業務活動を完全に又は主として要求する雇用関係においては、2 週間の解約告知期間を遵守しなければならない。

#### 第 622 条 労働関係の場合の解約告知期間

- (1) 労務者又は職員（被用者）の労働関係は、4 週間を置いて、暦月の 15 日又は月末を期限として解約告知を行うことができる。
- (2) 雇用主による解約告知のためには、解約告知期間は、営業又は企業における労働関係が
  1. 2 年間存続しているときは、暦月の末日を期限として 1 月間
  2. 5 年間存続しているときは、暦月の末日を期限として 2 月間
  3. 8 年間存続しているときは、暦月の末日を期限として 3 月間
  4. 10 年間存続しているときは、暦月の末日を期限として 4 月間
  5. 12 年間存続しているときは、暦月の末日を期限として 5 月間
  6. 15 年間存続しているときは、暦月の末日を期限として 6 月間

7. 20年間存続しているときは、暦月の末日を期限として7月間とする。従業期間の算定に当たっては、被用者が満25歳に達する前の期間は、考慮しない。
- (3) 最長6月間の約定された試用期間内においては、労働関係は、2週間を置いて解約告知を行うことができる。
- (4) 前3項の規定と異なる規律は、団体協約により約定することができる。かかる団体協約の適用範囲において、異なる団体協約の規定は、団体協約に拘束されない雇用主及び被用者の間で、その適用が約定されたときは、両者の間に適用される。
- (5) 次に掲げるときに限り、第1項に規定する解約告知期間よりも短いものを個別契約で約定することができる。

1. 被用者が、一時的な補助のため配置されている場合であるが、労働関係が3月を超えて継続されるときは、この限りでない。
2. 雇用主が、職業教育のために雇用している者を除き、20人以下の者を雇用し、解約告知期間が4週間を下回らないとき。

被用者の数の確定に際しては、通常の週間労働時間が20時間未満のパートタイム勤務者は、0.5、30時間未満のものは、0.75として考慮しなければならない。第1項から第3項までの規定に掲げる解約告知期間を定める個別契約的協約は、これにより適用を妨げられない。

- (6) 被用者による労働関係の解約告知については、雇用主による解約告知についての期間より長い期間を約定してはならない。

#### 第623条 解約告知の書面による方式

労働関係の解約告知又は解消契約による終了は、その効力発生のため、書面の方式によることを要し、電子的方式は、排除される。

#### 第624条 5年を超える契約の場合の解約告知期間

雇用関係がある者の終身について又は5年を超える期間について設定されているときは、義務者は、5年間の満了とともに雇用関係は解約告知を行うことができる。解約告知期間は、6月間とする。

#### 第625条 黙示の延長

雇用関係が、雇用期間の満了後、相手方の認識のある場合に、義務者によって継続されるときは、相手方が遅滞なく異議を唱えない限り、雇用関係が期限の定めなく延長されたものとみなす。

#### 第626条 重大な理由による期間のない解約告知

- (1) 雇用関係は、個々の場合の全ての事情を考慮し、双方の契約当事者の利益を衡量した上で、雇用関係を解約告知期間の満了まで又は約定された雇用関係の終了まで継続することを解約告知を行う者に対して期待することができないことを根拠付ける事実が存在するときは、いずれの契約当事者によっても、重大な理由により、解約告知期間を遵守することなく解約告知を行うことができる。
- (2) 解約告知は、2週間以内に限り行うことができる。この期間は、解約告知権を有する者が、解約告知にとって決定的な事実を知るに至った時点とともに開始する。解約告知を行う者は、請求があれば、相手方に対し、解約告知の理由を遅滞なく書面で通知しなければならない。

#### 第627条 信頼関係的地位にある者の期間のない解約告知

- (1) 第622条にいう労働関係でない雇用関係の場合において、勤務提供の義務を負う者が、固



定した給与を伴う継続的雇用関係になく、特別の信頼に基づき移転されることを常とする高度な種類の勤務を提供しなければならないときは、解約告知は、前条に規定する要件がなくても許容される。

(2) 勤務提供の義務を負う者は、時宜を得ない解約告知を行うための重大な理由が存在するときを除き、勤務に対する権利を有する者が、雇用を別途調達できるような方法においてのみ解約告知を行うことが許される。義務者がかかる理由なく時宜を得ないで解約告知を行ったときは、権利者に対し、このことから生じた損害を賠償しなければならない。

#### 第 628 条 期間のない解約告知の場合の部分報酬及び損害賠償

(1) 勤務の開始後、雇用関係が前 2 条の規定により解約告知されたときは、義務者は、それまでに行った自己の給付に相応する部分の報酬を請求することができる。義務者が、相手方の契約に違反する行為によらずに解約告知に至ったとき又は義務者が自己の契約に違反する行為により相手方の解約告知を招いたときは、義務者のそれまでの給付が、解約告知の結果、相手方にいかなる利益ももたらしていない限りにおいて、義務者は、報酬に対する請求権を有しない。報酬が後の時期のためあらかじめ支払われていたときは、義務者は、第 346 条の規定を基準として、又は自己が責めを負わない事情により解約告知が行われたときは、不当利得の返還に関する規定により、報酬を返還しなければならない。

(2) 解約告知が相手方の契約に違反する行為により招来されたときは、相手方は、雇用関係の廃棄により生じた損害を賠償する義務を負う。

#### 第 629 条 職探しのための休暇

継続的雇用関係の解約告知の後、雇用主は、義務者に対し、その請求があれば、他の雇用関係を探するため、適切な期間を与えなければならない。

#### 第 630 条 証明付与の義務

継続的雇用関係の終了に際して、義務者は相手方に対し、雇用関係及びその期間に関する書面による証明を請求することができる。証明は、請求があれば、勤務における成績及び勤務の遂行にも及ぶものでなければならない。電子的方式での証明の付与は、排除される。義務者が被用者であるときは、営業法 [Gewerbeordnung] 第 109 条の規定を適用する。

## 第 2 款 治療契約

#### 第 630a 条 治療契約に際しての契約類型的義務

(1) 治療契約により、患者の医学的治療を約束する者（治療者）は、約束した治療の給付の義務を負い、相手方（患者）は、第三者が支払の義務を負わない限り、約定した報酬の支払義務を負う。

(2) 治療は、別段の約定が行われない限り、治療の時点で存在する、一般的に承認された専門的水準に従って行わなければならない。

#### 第 630b 条 適用される規定

治療関係には、この款に別段の定めがない限り、第 622 条にいう労働関係でない雇用関係に関する規定を適用する。

#### 第 630c 条 契約当事者の協力；情報提供義務

(1) 治療者と患者とは、治療の遂行のために協力しなければならない。

- (2) 治療者は、患者に対し、理解しやすい方法で、治療開始時、及び必要な場合には治療の過程において、治療にとって本質的な全ての事情について、特に、診断、予見される健康上の推移、治療法並びに治療時に及び治療後に採るべき処置について説明しなければならない。治療者にとって、治療の過誤の推認を根拠付ける事情が認識されるときは、治療者は、患者に対し、この事情について、質問に応じ、又は健康上の危険回避のため、情報提供しなければならない。治療者又は刑事訴訟法第52条第1項に規定する、治療者に属する者に、治療の過誤が発生したときは、前文の規定による情報は、治療者の同意があるときに限り、治療者又は治療者に属する者に対して行われる刑事手続又は過料手続における証明目的に使用することが許される。
- (3) 治療者が、第三者による治療費の完全な引受が確保されていることを知っているとき又は諸事情からこのことに関する十分な根拠が生じるときは、治療者は、治療の前に患者に対し、予想される治療の費用をテキスト方式で通知しなければならない。他の規定から生じるこれを超える方式の要件を妨げない。
- (4) 患者に対する通知は、それが特別の事情に基づいて例外的に省略できるとき、特に治療が延期不可能であるか、又は患者が通知を明示的に断ったときは、行うことを要しない。

#### 第630d条 同意

- (1) 治療者は、医療処置の遂行、特に身体又は健康に対する手術の前に、患者の同意を得る義務を負う。患者が同意能力を有しないときは、第1901a条第1項第1文の規定による患者の指示が、その処置を許容することも、拒絶することもしていない限りにおいて、これについて同意権を有する者の同意を得なければならない。他の規定から生じる、これを超える同意の要件を妨げない。延期することができない処置について、同意が適時に得られない場合において、その処置が患者の推定的意思に合致しているときは、同意なくこれを行うことができる。
- (2) 同意の有効性は、患者、又は前項第2文の場合には、同意権を有する者が、同意の前に、次条第1項から第4項までの規定を基準として説明を受けたことを要件とする。
- (3) 同意は、いつでも、理由を示すことなく、無方式で撤回することができる。

#### 第630e条 説明義務

- (1) 治療者は、患者に対し、同意のために本質的な全ての事情を説明する義務を負う。かかる事情には、処置の種類、範囲、遂行、予期される結果及び危険度並びに診断又は治療法に照らしての処置の必要性、緊急性、適合性及び成功の見込みを含む。医学上、同程度に症状に適応し、通例となっている複数の方法が、本質的に異なる負担、危険度又は治療の機会をもたらす可能性があるときは、説明に際して、処置に対する代替策についても指摘しなければならない。
- (2) 説明は、次に掲げるものでなければならない。
1. 治療者又は処置の遂行について必要な教育を有している者により口頭で行われる説明であるが、補足的に患者がテキスト方式で受け取る文書にも言及することができる。
  2. 患者が同意についての自己の決定を熟慮して行うことができるよう、適時に行われること。
  3. 患者にとって理解しやすいものであること。

患者に対しては、本人が説明又は同意に関連して署名した文書の謄本を交付しなければならない。

- (3) 患者に対する説明は、それが例外的に、特別な事情に基づき、省略することができるとき、特に、処置が延期不可能であるか、又は患者が明示的に説明を受けることを放棄したときは、行うことを要しない。
- (4) 前条第1項第2文の規定により、同意権者の同意を得なければならないときは、同意権者

には、第1項から前項までの規定により、説明を行わなければならない。

(5) 前条第1項第2文の場合には、第1項に規定する本質的の事情は、患者が、その発達段階及びその理解能力に基づき、説明を受け入れることができる状態にあり、かつ、それが患者の利益に反しないときは、患者の理解に応じ、患者に対しても説明しなければならない。第3項の規定は、この場合に準用する。

#### 第630f条 治療の記録

(1) 治療者は、記録の目的で、治療との直接的な時間的関連において、文書の方式 [Papier form] において又は電子的に患者記録を作成する義務を負う。患者記録の記載の訂正又は変更は、訂正又は変更がいつ行われたのかが、当初の内容とともに認識可能な状態にとどめられているときに限り、許容される。電子的に作成された患者記録についても同様とする。

(2) 治療者は、専門的見地から見て現時点及びその後の治療にとって本質的な全ての処置及び処置の結果、特に、既往症、診断、検査、検査結果、所見、治療法及びその効果、手術及びその効果、同意並びに説明を患者記録に記載する義務を負う。医師の手紙は、患者記録に取り入れなければならない。

(3) 治療者は、他の法令で別段の保管期間が定められていない限り、患者記録を、治療の終了後10年間にわたり保管しなければならない。

#### 第630g条 患者記録の閲覧

(1) 患者に対しては、その請求により、完全な、患者記録の閲覧を、それが重大な治療上の理由又はその他の重大な第三者の権利に反しない限り、遅滞なく認めなければならない。閲覧の拒絶には理由を付さなければならない。第811条の規定を準用する。

(2) 患者は、患者記録の電子的謄本も請求することができる。患者は、治療者に対し、発生した費用を償還しなければならない。

(3) 患者が死亡した場合には、前2項の規定から生じる、財産法上の利益を主張する権利は、相続人に帰属する。患者に最も近い親族についても、非物質的利益を主張する限りにおいて、同様である。閲覧が、患者の明示の又は推定的な意思に反するときは、これらの権利は、排除される。

#### 第630h条 治療及び説明の欠陥に対する責任の証明の負担

(1) 治療者が十分に統御することができた一般的な治療の危険度が現実化し、患者の生命、身体又は健康の侵害をもたらしたときは、治療者の過誤があったものと推定する。

(2) 治療者は、自己が第630d条の規定に従って同意を得たこと及び第630e条の要件に従って説明を行ったことを証明しなければならない。説明が、第630e条の要件を満たさないときは、治療者は、患者が、正常な説明が行われた場合においても、処置に対して同意したであろうことを主張することができる。

(3) 治療者が、医学上命じられている本質的の処置及びその結果を、第630f条第1項又は第2項の規定に反して患者記録に記載しなかったか、又は患者記録を同条第3項の規定に反して保管しなかったときは、治療者がこれらの処置を行わなかったものと推定する。

(4) 治療者が、自己が行った治療を行う能力がなかったときは、能力の欠如が、生命、身体又は健康の侵害の発生の原因となったものと推定する。

(5) 重大な治療の過誤が生じ、この過誤が、事実において生じた種類の生命、身体又は健康の侵害を招来するおそれの大きいものであったときは、治療の過誤が、この侵害の原因となった

ものと推定する。治療者が、医学上命じられている所見を適時に作成せず、又は入手しなかった場合であって、その所見が、十分な蓋然性をもって、より進んだ処置に対する契機を与えることとなる結果をもたらしたであろうとき、及びかかる処置を行わないことが重大な過誤となったであろうときも同様である。

## 第9節 請負契約及び類似の契約 [Werkvertrag und ähnliche Verträge]

### 第1款 請負契約

#### 第631条 請負契約における契約類型的義務

- (1) 請負契約により、請負人は、約束された仕事の完成の義務を負い、注文者は、約定された報酬支払の義務を負う。
- (2) 請負契約の対象は、物の製作若しくは変更又は労働若しくは役務によりもたらされるその他の仕事とすることができる。

#### 第632条 報酬

- (1) 成果の完成が、諸事情に照らし、報酬を対価としてのみ期待されるときは、報酬は、黙示で約定されたものとみなす。
- (2) 報酬の額が定められていない場合において、公定報酬額が存在するときは、これによる報酬が、それが存在しないときは、通常の報酬が約定されたものとみなす。
- (3) 費用総額の見積りについて、疑いのあるときは、報酬は支払われないものとする。

#### 第632a条 賦払金の支払

- (1) 請負人は、契約に従って行った給付について、注文者がその給付により得た価値の増大分の額の賦払を注文者に対して請求することができる。本質的でない瑕疵を理由として、賦払金の支払を拒絶することはできない。第641条第3項の規定を準用する。給付は、これを迅速かつ確実に判断することを可能とすべき提示により、証明しなければならない。前4文の規定は、注文者の選択に従って材料若しくは建築部分に対する所有権が注文者に譲渡されるか、若しくはこれに相応する担保が注文者に提供されるときに提供されたか、又は独自に完成されて用意された必要な材料又は建築部分についても適用する。
- (2) 契約が、家屋又は類似の建造物の建築又は改築を対象としており、同時に注文者に対して土地の所有権を移転し又は地上権を設定し若しくは移転する請負人の義務を含むときは、賦払金の支払は、それが、民法典施行法第244条の規定に基づく命令に従って約定されたときに限り、請求することができる。
- (3) 注文者が消費者であり、契約が家屋又は類似の建造物の建築又は改築を対象とするときは、注文者に対しては、最初の賦払金の支払に際して、仕事の目的物を本質的な瑕疵なく適時に完成させるため、報酬請求権の5%の額の担保を提供しなければならない。報酬請求権が、契約の変更又は補充により、10%を超えて増加したときは、注文者に対しては、次の賦払金の支払に際して、追加された報酬請求権の5%の額の担保を更に提供しなければならない。請負人の請求があれば、担保の提供は、注文者が債務の対象となっている担保の総額まで賦払金の支払を保留する形での留保により行わなければならない。
- (4) この条の規定による担保は、この法律の適用範囲において営業を行う権限を有する信用機

関又は信用保険者の保証又は支払約束によっても提供することができる。

### 第 633 条 物及び権利の瑕疵

- (1) 請負人は、注文者に対し、物及び権利の瑕疵のない成果を提供しなければならない。
- (2) 成果が約定された性状を備えているときは、物の瑕疵のないものとする。性状が約定されていないときは、次に掲げるいずれかの場合に、成果は物の瑕疵のないものとする。

1. 契約により前提とされた性状を示しているとき。
2. 通常の使用に適しており、同種の成果の場合において通常であり、注文者が成果の種類に応じて期待することができる性状を示しているとき。

事業者が、注文された成果とは異なるもの又は余りに少ない量の成果を完成したときは、物の瑕疵と同等とする。

- (3) 成果は、第三者がその成果に関していかなる権利も注文者に対して主張することができな  
いか、又は契約において承継した権利を主張することができるに過ぎないときは、権利の瑕疵  
がないものとする。

### 第 634 条 瑕疵の場合の注文者の権利

成果に瑕疵がある場合において、次の各条に掲げる要件が存在し、かつ、別段の定めがないときは、注文者は、次に掲げることを行うことができる。

1. 第 635 条の規定により、履行の追完を請求すること。
2. 第 637 条の規定により、瑕疵を自ら除去し、必要な費用の賠償を請求すること。
3. 第 636 条、第 323 条及び第 326 条第 5 項の規定により契約を解除するか、又は第 638 条の  
規定により、報酬を減額すること。
4. 第 636 条、第 280 条、第 281 条、第 283 条及び第 311a 条の規定により損害賠償を請求し、  
又は第 284 条の規定により無益となった支出の賠償を請求すること。

### 第 634a 条 瑕疵担保請求権の消滅時効

- (1) 前条第 1 号、第 2 号及び第 4 号に規定する請求権は、次に掲げる期間で消滅時効が完成する。
  1. 次号の規定の留保の下に、その結果が物の製造、整備、又は変更が存在するか、又はこれ  
らのための設計役務又は監視役務の提供に存する場合は、2 年
  2. 建造物及びその結果が建造物のための設計役務及び監視役務の提供に存する場合は、5 年
  3. その他の場合には、通常消滅時効期間
- (2) 消滅時効は、前項第 1 号及び第 2 号の場合には、引取りとともに開始する。
- (3) 請負人が瑕疵を悪意で告げなかったときは、第 1 項第 1 号及び第 2 号並びに前項の規定に  
かかわらず、請求権は、通常消滅時効期間で消滅時効が完成する。ただし、第 1 項第 2 号の場合には、  
消滅時効は、同号に規定する期間の満了前には、完成しない。
- (4) 前条に規定する契約解除権については、第 218 条の規定を適用する。注文者は、第 218 条  
第 1 項の規定による、解除の効力不発生にかかわらず、解除に基づいて報酬の支払を拒絶する  
権利を有したであろう限りにおいて、報酬の支払を拒絶することができる。注文者がこの権利  
を行使したときは、請負人は、契約を解除することができる。
- (5) 前条に規定する報酬減額請求権については、第 218 条及び前項第 2 文の規定を準用する。

### 第 635 条 履行の追完

- (1) 注文者が履行の追完を請求したときは、請負人は、その選択に従い、瑕疵を除去するか、  
又は新たな成果を完成させることができる。

- (2) 請負人は、履行の追完の目的のために必要な費用、特に輸送費、通行料、労賃及び材料費を負担しなければならない。
- (3) 請負人は、履行の追完が不相当な費用によってのみ可能であるときは、第 275 条第 2 項及び同条第 3 項の規定の適用を妨げることなく、履行の追完を拒絶することができる。
- (4) 請負人は、新たな成果を完成したときは、第 346 条から第 348 条までの規定により、瑕疵のある成果の返還を注文者に対して請求することができる。

#### 第 636 条 解除及び損害賠償のための特則

第 281 条第 2 項及び第 323 条第 2 項の場合のほか、請負人が前条第 3 項の規定により、履行の追完を拒絶し、又は履行の追完が失敗し若しくは注文者にとって期待不可能であるときにおいても、期間の定めを要しない。

#### 第 637 条 自力執行

- (1) 注文者は、自己が履行の追完のために定めた適切な期間が成果なく満了した後は、成果の瑕疵を理由として、自ら瑕疵を除去することができ、請負人が、履行の追完を拒絶したことに正当な理由がないときは、必要な費用の賠償を請求することができる。
- (2) 第 323 条第 2 項の規定を準用する。履行の追完が失敗し又は注文者にとって期待不可能であるときも、期間を定めることを要しない。
- (3) 注文者は、瑕疵の除去に必要な費用について、請負人に対し、その前払を請求することができる。

#### 第 638 条 報酬の減額

- (1) 注文者は、契約の解除に代えて、請負人に対する意思表示により、報酬を減額することができる。第 323 条第 5 項第 2 文の排除理由は、適用しない。
- (2) 注文者の側又は請負人の側に複数の者が参加しているときは、報酬の減額は、全ての者から全ての者に対する意思表示によってのみ行うことができる。
- (3) 報酬減額の際には、報酬は、契約締結時に、瑕疵のない状態の仕事の価値が、実際の価値に対して有することとなる割合に応じて減額する。報酬の減額は、必要ときは、査定により調査することができる。
- (4) 注文者が、減額された報酬よりも多くの額を支払ったときは、超過額は、請負人が償還しなければならない。第 346 条第 1 項及び第 347 条第 1 項の規定を準用する。

#### 第 639 条 責任の排除

瑕疵を理由とする注文者の権利を排除し又は制限する約定は、請負人が悪意で瑕疵を告げなかったとき又は成果の性状について保証を引き受けたときは、請負人はこれを主張することができない。

#### 第 640 条 受領

- (1) 注文者は、仕事の目的物の性状次第で受領が排除されているときを除き、契約に従って製造された目的物を受領する義務を負う。本質的でない瑕疵のため受領を拒絶することはできない。注文者が、受領の義務を負うにもかかわらず、請負人が注文者に対して定めた適切な期間内に目的物を受領しないときは、受領が行われたものと同等とする。
- (2) 注文者が、前項第 1 文の規定により、瑕疵のある仕事の目的物を受領した場合において、注文者が瑕疵の存在を知っていたときでも、注文者が受領の際に瑕疵による自己の権利を留保したときに限り、第 634 条第 1 号から第 3 号までに規定する権利が注文者に帰属する。

**第 641 条 報酬の弁済期**

(1) 報酬は、仕事の目的物の受領の際に支払わなければならない。仕事の目的物を、部分に分けて受領しなければならない場合であって、報酬が、個々の部分について定められているときは、報酬は、各部分について、それぞれの受領時に支払わなければならない。

(2) 仕事の目的物の完成を注文者が第三者に対して約束していたときの請負人の報酬は、遅くとも、次に掲げるいずれかの時期に弁済期となる。

1. 注文者が、約束した仕事の目的物について、その完成を理由として第三者から報酬又はその一部を受領した時
2. 注文者の仕事の目的物が、第三者により受領されたか、又は受領されたものとみなされる時
3. 請負人が、前 2 号に掲げる事情について、注文者に対し適切な期間を定めて情報を求めたが、成果がなかった時

注文者が、第三者に対し、仕事の目的物に瑕疵のある可能性があることを理由として担保を提供したときは、前文の規定は、請負人が注文者に対して、これに相当する担保を提供したときに限り適用する。

(3) 注文者が、瑕疵の除去を請求することができるときは、注文者は、弁済期の後、報酬の適切な部分の支払を拒絶することができ、この場合において適切とは、通常、瑕疵の除去に必要な費用の 2 倍をいう。

(4) 注文者は、金銭で確定した報酬に対して、報酬の支払が猶予されていない限り、仕事の目的物の受領の時から利息を付さなければならない。

**第 641a 条**

削除

**第 642 条 注文者の協力**

(1) 仕事の完成に際して、注文者の行為が必要である場合において、注文者がその行為を行わないことにより、受領遅滞となったときは、請負人は、適切な損害賠償を請求することができる。

(2) 損害賠償の額は、遅滞の期間及び約定の報酬額に従うほか、請負人が遅滞の結果節約することができ、又は自己の労働力をその他の方法で使用したことにより得ることができたものに従って決する。

**第 643 条 協力が行われな場合の解約**

請負人は、前条の場合に、注文者に対し、行為の回復のため、適切な期間を定めて、期間の満了までに行われなければ、契約の解約告知を行うとの意思表示を行うことができる。回復行為が期間の満了までに行われなときは、契約は、廃棄されたものとみなす。

**第 644 条 危険負担**

(1) 請負人は、仕事の目的物の受領まで、危険を負担する。注文者が受領遅滞に至ったときは、危険は、注文者に移転する。注文者が提供した材料の偶然の滅失毀損又は偶然の劣化について、請負人は、責任を負わない。

(2) 請負人が仕事の目的物を注文者の請求により履行地以外の場所に送付したときは、売買に適用される第 447 条の規定を準用する。

**第 645 条 注文者の責任**

(1) 仕事の目的物が、受領の前に、請負人が責めを負うべき事情が関与することなく、注文者

によって提供された材料の瑕疵のため又は注文者によって履行のため行われた指示により滅失毀損し、劣化し又は履行不能となったときは、請負人は、給付した労働に相応する部分の報酬及び報酬に含まれない支出の賠償を請求することができる。契約が第 643 条の規定に従って廃棄されたときも同様である。

(2) [前項の規定は、] 注文者が故意・過失により、更に責任を負うことを妨げない。

#### 第 646 条 引取りに代わる完成

仕事の目的物の性状により、引取りが排除されている場合において、第 634a 条第 2 項、第 641 条、第 644 条及び前条に該当するときは、仕事の目的物の完成をもって引取りに代える。

#### 第 647 条 請負人の質権

請負人は、契約から生じる自己の債権のために、自己が完成し又は改良した注文者の動産が、完成時において又は改良目的のために自己の占有に帰しているときは、これに対する質権を有する。

#### 第 648 条 建築請負人の保全抵当権

(1) 建造物又は建築物の個々の部分の請負人は、その契約から生じた債権のため、注文者の建物敷地に対する保全抵当権の認容を請求することができる。仕事の目的物が未だ完成していないときは、請負人は、給付された作業に相当する報酬の部分及び報酬に含まれない支出について、保全抵当権の認容を請求することができる。

(2) 造船所の所有者は、船舶の建造又は改良から生じた債権のため、建造中の船舶又は注文者の船舶に対する保全抵当権の認容を請求ことができ、[この場合においては、] 前項第 2 文の規定を準用する。前条の規定は、適用しない。

#### 第 648a 条 建築職人の担保

(1) 建築物、外構設備又はそれらの一部の請負人は、注文者に対し、担保されるべき報酬請求権の 10% に設定されるべき、これらに含まれる付随的債権を含む、追加的委託において約定され、未だ支払われていない報酬に対する担保を請求することができる。前文の規定は、同一の範囲で、報酬に代わる請求権についても適用する。請負人の担保請求権は、注文者が履行を請求することができること又は仕事を受領したことによっては排除されない。注文者が、請負人の報酬請求権に対して相殺をもって対抗することができる請求権は、それについて争いがないか、又は確定判決をもって確認されたときを除き、報酬の算定に当たっては、考慮しないものとする。担保提供者が、自己の約束を、注文者の財産関係の本質的悪化の場合に、建築給付から生じる報酬請求権のための効力をもって撤回する権利を留保したときも、担保は十分であるとみなす。

(2) 担保は、この法律の適用領域において、営業活動の権限を有する信用機関又は信用保険者の保証又はその他の支払約束によっても提供することができる。信用機関又は信用保険者は、注文者が請負人の報酬請求権を承認し又は仮執行可能な判決により報酬の支払を命じられた場合であって、強制執行を開始することが許される要件が存在しているときに限り、請負人に対する支払を行うことが許される。

(3) 請負人は、注文者に対し、担保提供の通常のコストを、年率最高 2% まで償還しなければならない。担保が、請負人の報酬請求権に対する注文者の抗弁のため維持されなければならないとき及びその抗弁が理由がないことが明らかになったときは、この限りでない。

(4) 請負人が自己の報酬請求権のために第 1 項又は第 2 項の規定により担保を取得したときは、



前条第1項の規定による保全抵当権の認容に対する請求権は、排除される。

(5) 請負人が、注文者に対し、第1項の規定による担保提供のため、適切な期間を定めても成果がなかったときは、請負人は、給付を拒絶し、又は契約の解約告知を行うことができる。請負人が契約の解約告知を行ったときは、請負人は、約定された報酬を請求することができるが、自己が契約の廃棄の結果、支出を節約し、又は自己の労働力の別途の使用により取得し若しくは悪意で取得しなかったものを差し引かれることを受忍しなければならない。これにより、請負人には、未提供の仕事の部分に相当する約定報酬の5%が帰属するものと推定する。

(6) 前5項の規定は、次に掲げるいずれかの場合には、適用しない。

1. 注文者が公法上の法人又は公法上の特別財産であって、これらの財産について破産手続が許容されないとき。
2. 注文者が自然人であって、建築作業が附属建物を伴うか又は伴わない一戸建家屋の建設又は修復の遂行に至るとき。

前文第2号の規定は、注文者の調達資金に関する処分を委託された建設管理者による建設計画の管理の場合には、適用しない。

(7) 第1項から第5項までの規定に反する約定は、効力を有しないものとする。

#### 第649条 注文者の解約告知権

注文者は、仕事の完了までは、いつでも契約の解約告知を行うことができる。注文者が解約告知を行ったときは、請負人は、約定の報酬を請求することができるが、自己が契約の廃棄の結果、支出を節約し、又は自己の労働力の別途の使用により取得し若しくは悪意で取得することをしなかったものを差し引かれることを受忍しなければならない。これにより、請負人には、未提供の仕事の部分に相当する約定報酬の5%が帰属するものと推定する。

#### 第650条 費用の評価

(1) 請負人が費用評価の正しさについて保証を引き受けることなく、ある費用評価が契約の基礎とされ、評価の本質的な超過がなければ、仕事を遂行することができないことが明らかになった場合において、注文者が、この理由から契約の解約告知を行ったときは、請負人には、第645条第1項に規定する請求権のみが帰属する。

(2) かかる費用評価の超過を予期すべきときは、請負人は、注文者に対し、遅滞なく通知を行わなければならない。

#### 第651条 売買法の適用

完成されるべき又は製造されるべき動産の提供を対象とする契約には、売買に関する規定を適用する。かかる契約の場合に、第442条第1項第1文の規定は、瑕疵が注文者によって提供された材料に起因するときにおいても適用する。完成されるべき又は製造されるべき動産の場合に、それが代替可能なものでないときは、第642条、第643条、第645条、第649条及び前条の規定を、第446条及び第447条の規定により基準となる時点が引取りに代わることを基準として、適用する。

\*) 公式の注：この規定は、消費財購入及び消費財の担保の諸点に関する1999年5月25日の欧州議会及び理事会の指令1999/44/EC (EC官報L171号12頁) の国内法化に資するものである。

## 第2款 旅行契約

\*) 公式の注：この款は、団体旅行に関する1990年6月13日の欧州議会及び理事会の指令90/314/EEC（EC官報L158号59頁）の国内法化に資するものである。

### 第651a条 旅行契約の場合の契約類型的義務

- (1) 旅行契約により、旅行主催者は、旅行者に対し、旅行サービスの全体（旅行）を提供する義務を負う。旅行者は、旅行主催者に対し、約定された旅行代金を支払う義務を負う。
- (2) 個別の旅行サービスを実施すべき者（サービス運営者）との契約のみを仲介するとの意思表示は、その他の事情に照らし、表意者が契約上予定された旅行サービスを自己の責任で提供すると外観が作出されたときは、考慮しないものとする。
- (3) 旅行主催者は、旅行者に対し、契約締結の際又は契約締結後遅滞なく、旅行契約に関する文書（旅行確認書）を提供しなければならない。旅行確認書及び旅行主催者が提供する説明書は、民法典施行法第238条の規定による法規命令において定められた事項を含むものでなければならない。
- (4) 旅行主催者は、旅行代金の増額が正確に記載されて、新たな代金の算定のため、契約中に予定され、それとともに募集費用、港湾使用料若しくは空港使用料等の一定の給付に対する公課、又はその旅行に適用される為替相場の変動が考慮に入れられているときに限り、旅行代金を増額することができる。約定された旅行出発日の20日前以降に請求された代金増額は、効力を有しない。第309条第1号の規定は、その適用を妨げない。
- (5) 旅行主催者は、前項の規定による旅行代金の変更、許容される本質的な旅行サービスの変更、又は許容される旅行の取消しを、変更理由又は取消理由を知った後、遅滞なく旅行者に対し意思表示しなければならない。5%を超える旅行代金の増額又は本質的な旅行サービスの著しい変更の場合には、旅行者は、契約を解除することができる。旅行者は、旅行主催者が、少なくとも同価値の他の旅行を増加代金なく自己の提供物から提供することができるときは、旅行主催者による旅行の取消しの場合と同様、契約の解除に代えて、かかる旅行に参加することを請求することができる。旅行者は、これらの権利を、旅行主催者による意思表示の後遅滞なく、旅行主催者に対して主張しなければならない。

### 第651b条 契約の移転

- (1) 旅行者は、旅行開始までに、自己の代わりに第三者が旅行契約から生じる権利義務関係に入ることを請求することができる。旅行主催者は、第三者が特別の旅行の要件を満たしていないとき、又はその参加が法律の規定若しくは官庁の命令に反するときは、第三者の参加に異議を述べることができる。
- (2) 第三者が契約に加入したときは、第三者及び旅行者は、旅行代金及び第三者の参加により生じた増加費用について、旅行主催者に対し、連帯債務者としての責任を負う。

### 第651c条 弊害除去対策 [Abhilfe]

- (1) 旅行主催者は、旅行が保証された性質を備え、通常の若しくは契約に従い要件とされた利用の価値若しくは有用性を失わせ、又は減少させる欠陥を帯びることのないよう、これを提供する義務を負う。
- (2) 旅行が前項に規定する性状を備えていないときは、旅行者は、弊害除去対策を請求するこ

とができる。旅行主催者は、弊害除去対策が不相当な費用を要するときは、これを拒絶することができる。

(3) 旅行主催者が、旅行者の定めた適切な期間内に弊害除去対策を講じないときは、旅行者自身が弊害除去対策を行い、必要な支出の償還を請求することができる。弊害除去対策が旅行主催者によって拒絶されたとき、又は旅行者の特別の利益により、直ちに弊害除去対策を講じることが要請されるときは、期間を定めることを要しない。

#### 第 651d 条 代金減額

(1) 前条第 1 項にいう旅行の瑕疵があるときは、旅行代金は、瑕疵の期間について、第 638 条第 3 項の規定を基準として減額される。[この場合においては、] 同条第 4 項の規定を準用する。

(2) 旅行者が、有責に [schuldhaft]、瑕疵を通知しなかったときは、代金の減額は行わない。

#### 第 651e 条 瑕疵を理由とする解約告知

(1) 旅行が、第 651c 条に規定する種類の瑕疵の結果、著しく損なわれたときは、旅行者は、契約の解約告知を行うことができる。旅行が、かかる瑕疵のため、重大かつ旅行主催者に認識可能な理由から、旅行者に対して期待することができないときも同様である。

(2) 解約告知は、旅行主催者が、自己に対し旅行者により定められた適切な期間を、弊害除去対策を講じることなく徒過したときに初めて許される。弊害除去対策が不可能であるか若しくは旅行主催者により拒絶されたとき、又は契約を直ちに解約告知することが、旅行者の特別の利益により正当化されるときは、期間を定めることを要しない。

(3) 契約の解約告知が行われたときは、旅行主催者は、約定された旅行代金に対する請求権を失う。ただし、旅行主催者は、既に提供し又は旅行の終了のため提供すべき旅行サービスについて、第 638 条第 3 項の規定に従って算定されるべき損害の賠償を請求することができる。これらのサービスが、契約の廃棄により、旅行者にとっていかなる利益も持たないときは、この限りでない。

(4) 旅行主催者は、契約の廃棄の結果、必要な措置を講じる義務、特に契約が帰路の輸送を含むときは、旅行者を送り返す義務を負う。増加費用は、旅行主催者が負担する。

#### 第 651f 条 損害賠償

(1) 旅行者は、旅行の瑕疵が旅行主催者が責めを負うべきでない事情によるときを除き、代金減額又は解約告知を妨げることなく、債務不履行による損害賠償を請求することができる。

(2) 旅行が無に帰するか又は著しく損なわれたときは、旅行者は、無益に費やされた休暇期間を理由としても、金銭による適切な損害賠償を請求することができる。

#### 第 651g 条 排除期間、消滅時効

(1) 旅行者は、第 651c 条から前条までの規定による請求権を、契約上予定された旅行の終了時の後、1 月以内に旅行主催者に対して主張しなければならない。第 174 条の規定は適用しない。期間の満了後は、旅行者は、自己が故意・過失なく期間の遵守を妨げられたときに限り、請求権を主張することができる。

(2) 第 651c 条から前条までの規定による旅行者の請求権は、2 年で消滅時効が完成する。消滅事項は、契約によれば旅行が終了すべき日とともに開始する。

#### 第 651h 条 許容される責任の制限

(1) 旅行主催者は、旅行者との間の約定により、自己の責任を、人身損害でない損害について、次に掲げるいずれかの場合に、旅行代金の 3 倍に制限することができる。

1. 旅行者の損害が、故意によっても、重大な過失によってももたらされたものでないとき。
  2. 旅行主催者が、旅行者に生じた損害のうち、サービス運営者の故意・過失によるものについてのみ責任を負うとき。
- (2) サービス運営者によって提供されるべき旅行サービスに、損害賠償請求権が一定の要件若しくは制限の下でのみ成立し若しくは主張することができ、又は一定の要件の下では排除されることを定める国際条約又はかかる条約に基づく法律の規定が適用される場合は、旅行主催者も、旅行者に対し、これらの規定の適用を主張することができる。

#### 第 651i 条 旅行開始前の解除

- (1) 旅行開始前には、旅行者はいつでも契約を解除することができる。
- (2) 旅行者が契約を解除したときは、旅行主催者は、約定した旅行代金に対する請求権を失う。ただし、旅行主催者は、適切な補償を請求することができる。補償の額は、旅行代金から、旅行主催者により節約される支出及び旅行主催者が旅行サービスの別途の運用により収益とすることができるものの価値を控除して決定する。
- (3) 契約において、全ての旅行の種類について、通常節約される支出及び旅行サービスの別途の運用により通常可能な収益を考慮して、旅行代金の一定の百分率を補償として定めることができる。

#### 第 651j 条 不可抗力による解約

- (1) 旅行が、契約締結の際には予見できなかった不可抗力により著しく困難となり、危殆に瀕し又は損なわれるときは、旅行主催者及び旅行者のいずれも、この条の規定の基準に従ってのみ契約の解約告知を行うことができる。
- (2) 契約が前項の規定により解約告知されたときは、第 651e 条第 3 項第 1 文及び第 2 文並びに同条第 4 項第 1 文の規定を適用する。帰路の輸送のための増加費用は、両当事者が折半して負担する。その他の場合は、増加費用は、旅行者の負担とする。

#### 第 651k 条 保証、支払

- (1) 旅行主催者は、旅行者に対し、次に掲げるものが償還されることを保証しなければならない。
  1. 旅行サービスが、旅行主催者の支払不能又は旅行主催者の財産に対する破産手続の開始の結果、提供されなかった限りにおいて、支払われた旅行代金
  2. 旅行主催者の支払不能又は旅行主催者の財産に対する破産手続の開始の結果、旅行者の帰還のために生じる必要な費用

旅行主催者は、前文の規定による義務を、次に掲げることのいずれかによってのみ履行することができる。

1. この法律の適用範囲において営業活動を行う権限を有する保険企業の下での保険
  2. この法律の適用範囲において営業活動を行う権限を有する信用機関の支払約束
- (2) 保険者又は信用機関（顧客金銭保全者）は、1 年間に、この法律により償還しなければならない金銭の総額についての事故の責任を、1 億 1000 万ユーロに限定することができる。1 年間に顧客金銭保全者が、この法律の規定により償還しなければならない総額が、前文に規定する最高額を超えるときは、個別の償還請求権は、総額の最高額に対する割合に応じて、減額される。
- (3) 旅行主催者は、第 1 項の規定による自己の義務の履行のため、旅行者に対し、顧客金銭保

全者に対する直接の請求権を設定し、この者により、又はその発意により発行された確認書（保証票）の交付により、この請求権を証明しなければならない。顧客金銭保全者は、保証票の交付を受けた旅行者に対し、顧客金銭保全契約から生じる抗弁も、保証票が、顧客金銭保全契約の終了後初めて交付されたことのいずれも主張することができない。前文の場合においては、旅行主催者に対する旅行者の請求権は、顧客金銭保全者が、旅行者の債権を満足させた限りにおいて、顧客金銭保全者に移転する。旅行仲介者は、自己が保証票を旅行者に交付したときは、保証票の有効性を検証する義務を旅行者に対して負う。

(4) 旅行主催者及び旅行仲介者は、旅行者に対して保証票が交付されたときに限り、旅行の終了前に旅行者による旅行代金の支払を請求し又は受領することが許される。旅行主催者が、保証票を譲渡し、又はその他旅行仲介者が旅行契約を旅行主催者のために仲介することを旅行主催者により委託されているとの旅行主催者の計算に帰すべき事情が生じているときは、旅行仲介者は、旅行主催者により、旅行代金の支払の受領を授権されたものとみなす。旅行仲介者による支払の受領が、明示的な方式で、旅行者に対して排除されているときは、この限りでない。

(5) 契約締結の時点において、旅行主催者が、その主たる営業所を欧州共同体の他の構成国又は欧州経済圏に関する条約の他の締約国の国内に有するときは、旅行主催者は、自己が、旅行者に対し、他国の法令に従った担保を提供し、担保が第1項第1文の要件に合致するときにおいても、第1項の規定による義務を充足するものとする。前項の規定は、旅行者に対し、担保の提供が証明されなければならないことを基準として適用する。

(6) 前5項の規定は次に掲げる場合には、適用しない。

1. 旅行主催者が、臨時に、自己の営業活動の範囲外でのみ、旅行を主催したとき。
2. 旅行が、24時間を超えて継続せず、宿泊を伴わず、かつ、旅行代金が75ユーロを超えないとき。
3. 旅行主催者が、公法上の法人であって、その財産に対して破産手続が許容されていないとき。

#### 第651I条 留学滞在

(1) 最低3月間継続して学校に規則的に通うことと結合した、他国（受入国）における留学生受入家族の下での留学生の滞在を対象とする契約においては、以下の規定を適用する。比較的短期の留学滞在（前文）又は規則的な実習の遂行と結合した、受入国における留学生受入家族の下での滞在を対象とする旅行契約については、約定があるときに限り、以下の規定を適用する。

(2) 旅行主催者は、次に掲げることを行う義務を負う。

1. 留学生と協力し、受入国の諸事情に従い、受入家族における留学生の適切な宿泊、監督及び世話を提供すること。
2. 受入国における留学生の規則的通学のための条件を創出すること。

(3) 旅行者が旅行開始前に契約を解除した場合であって、旅行主催者がいかなるときでも旅行開始の遅くとも2週間前に、次に掲げることに関して旅行者に情報提供をせず、又は滞在のための適切な準備をしていなかったときは、第651I条第2項第2文及び第3文並びに同条第3項の規定は適用しない。

1. 留学生のため、その到着後に、指定された受入家族の名称及び連絡先
2. 受入国における相談相手であって、弊害除去対策を請求することができる者の名称及び連絡可能性

(4) 旅行者は、旅行の終了までに、契約をいつでも解約告知することができる。旅行者が契約

を解約告知したときは、旅行主催者は、約定した旅行代金を、節約された費用を控除した上で請求する権利を有する。旅行主催者は、解約告知の結果必要となった措置を講じる義務、特に、契約が帰路の輸送を含んでいたときは、留学生を送り返す義務を負う。増加費用は、旅行者の負担とする。この項各文の規定は、旅行者が、第 651e 条又は第 651j 条の規定により解約告知を行うことができるときは、適用しない。

#### 第 651m 条 異なる約定

第 651a 条から前条までの規定に反する約定は、この条の第 2 文の規定を留保して、旅行者の不利益となるものであってはならない。第 651g 条第 2 項に規定する消滅時効は、その完成を容易にすることができるが、消滅時効に関する約定が、第 651g 条第 2 項第 2 文に規定する消滅時効の開始から 1 年未満の期間を定めるものであって、旅行主催者に対する瑕疵の通知前には、許容されない。

### 第 10 節 仲介契約 [Mäklervertrag]

#### 第 1 款 総則

#### 第 652 条 手数料請求権の発生

- (1) 契約締結の機会の斡旋又は契約の仲介に対して仲介手数料を約束した者は、契約がその斡旋の結果又は仲介者の仲介の結果成立したときに限り、手数料の支払義務を負う。契約が停止条件付で締結されたときは、仲介手数料は、条件が成就したとき初めて請求することができる。
- (2) 費用は、償還の約定があったときに限り、仲介人に対して償還しなければならない。契約が成立しなかったときも同様である。

#### 第 653 条 仲介手数料

- (1) 仲介人に対して委ねられた給付が、諸事情から、報酬を対価としてのみ行われることが予期されるときは、仲介手数料が黙示で約定されたものとみなす。
- (2) 報酬の額が定められていない場合において、報酬表が存在するときは、これに従った手数料が、報酬表が存在しないときは、通例の手数料が約定されたものとみなす。

#### 第 654 条 手数料請求権の失効

仲介手数料及び費用の償還に対する請求権は、仲介人が、契約の内容に反して、相手方のためにも活動したときは、排除される。

#### 第 655 条 仲介手数料の減額

雇用契約の機会の斡旋につき又はかかる契約の仲介につき不相当に高額の手数料が約定されたときは、仲介手数料は、債務者の申立てにより、判決をもって適切な額に減額することができる。手数料の支払後は、減額は排除される。

#### 第 2 款 消費者金銭消費貸借契約の仲介

#### 第 655a 条 金銭消費貸借仲介契約

- (1) 事業者が、消費者に対し、消費者又は第三者によって給付される対価と引換えに、消費者

金銭消費貸借若しくは有償の資金調達援助を仲介し、又はかかる契約の締結の機会を消費者に斡旋することを企てる契約については、次文の規定を留保して、以下の規定を適用する。第 491 条第 2 項に定める範囲においては、この限りでない。

(2) 金銭消費貸借の仲介人は、消費者に対し、民法典施行法第 247 条第 13 パラグラフ第 2 項の規定から生じる諸点について、同規定において予定されている方式で、報告を行わなければならない。金銭消費貸借の仲介人は、さらに、消費者に対し、第 491a 条の規定に従い、貸主と同様の義務を負う。前文の規定は、例えば、付随的給付として、結合した消費者金銭消費貸借契約の締結を仲介することにより、単に、金銭消費貸借の仲介人よりも下位の役割をもって活動する商品供給者又はサービス提供者には、適用しない。

#### 第 655b 条 消費者との契約に際しての書面方式

(1) 消費者との間の金銭消費貸借仲介契約は、書面の方式によることを要する。契約は、貸付金の引渡請求申込みと結合したものであってはならない。金銭消費貸借の仲介人は、消費者に対し、契約内容をテキスト方式で通知しなければならない。

(2) 消費者との間の金銭消費貸借仲介契約であって、前項第 1 文及び第 2 文の要件を充足せず、又は契約締結の前に民法典施行法第 247 条第 13 パラグラフ第 2 項の規定から生じる義務が履行されていないものは、無効とする。

#### 第 655c 条 報酬

消費者は、金銭消費貸借の仲介人の仲介又は斡旋の結果、貸金が消費者に給付され、第 355 条の規定により消費者の撤回が不可能となったときに限り、報酬の支払義務を負う。消費者金銭消費貸借契約が、他の貸金の弁済期前の弁済（借換え・Umschuldung）に資するものであることを金銭消費貸借の仲介人が知っているときは、報酬に対する請求権は、実効年間利息が増額されないときに限り成立し、弁済されるべき貸金の実効年間利息の算定に当たっては、仲介費用は、考慮の外に置くものとする。

#### 第 655d 条 付随的対価

金銭消費貸借仲介人は、消費者金銭消費貸借契約の仲介又は消費者金銭消費貸借契約と関連する給付につき、前条第 1 文の規定による報酬を除き、対価を約定してはならない。ただし、金銭消費貸借仲介人に生じた必要な支出が償還されるべきことを約定することができる。この請求権は、金銭消費貸借仲介人が、消費者に対し、民法典施行法第 247 条第 13 パラグラフ第 2 項第 1 文第 4 号の規定により通知した額又は最高額を超えることができない。

#### 第 655e 条 異なる約定、生存基盤設定者への適用

(1) この款の規定に反する約定は、消費者の不利益となるものであってはならない。この款の規定は、それが、別途の形態で潜脱されるときにおいても適用する。

(2) 第 512 条の規定にいう生存基盤設定者は、この款における消費者と同等とする。

### 第 3 款 婚姻仲介

#### 第 656 条 婚姻の仲介

(1) 婚姻関係に入る機会を斡旋すること又は婚姻の成立を仲介することについての報酬の約束によっては、拘束力は生じない。約束に基づき給付されたものは、拘束力がなかったことを理由としては、その返還を請求することができない。

(2) 前項の規定は、相手方が約束の履行の目的で仲介人に対し、拘束力を伴う関係に入る約定、特に債務の承認についても適用する。

## 第 11 節 懸賞広告 [Auslobung]

### 第 657 条 拘束力のある約定

広告することにより、ある行為の実行、特にある成果の達成に対する報償を提示する者は、その行為を実行した者が、報償を考慮せずに行われたときであっても、この者に対し報償を与える義務を負う。

### 第 658 条 撤回

- (1) 懸賞広告は、行為が実行されるまでは、撤回することができる。撤回は、懸賞広告と同じ方法により周知されるか、又は特別の通知により行われたときに限り、効力を有する。
- (2) 懸賞広告においては、撤回可能性を放棄することができ、放棄は、疑いのあるときは、行為の実行に関する期間の定めによる。

### 第 659 条 複数の実行

- (1) 報償が提示された行為が複数回にわたり行われたときは、報償は、その行為を最初に行った者に与えられる。
- (2) 行為が複数の者により同時に行われたときは、各人に報償の均等な部分が与えられる。報償が、その性状のため分割することができないか、又は懸賞広告の内容上、1人の者にのみ報償が与えられるべきときは、くじで決定する。

### 第 660 条 複数人の関与

- (1) 複数の者が報償が提示された成果に関与したときは、懸賞広告を行った者は、成果に対する各自の寄与を考慮した上で、公正な裁量により、報償を各人に配分しなければならない。配分が明白に不公正であるときは、配分には拘束力がなく、かかる場合には、配分は、判決をもって行う。
- (2) 懸賞広告を行った者の配分が、関係者の一から拘束力がないと認められたときは、懸賞広告を行った者は、関係者が各自の権利に関する紛争を、関係者間で解決するまで履行を拒絶することができるが、各関係者は、報償を全ての者のために供託すべきことを請求することができる。
- (3) 前条第 2 項第 2 文の規定を適用する。

### 第 661 条 優等懸賞広告

- (1) 賞の応募を対象とする懸賞広告は、広告において、応募期間が定められているときに限り効力を有する。
- (2) 期間内に行われた応募が懸賞広告に合致しているか否か、又は複数の応募のうちいずれが優先権を得るかについての決定は、懸賞広告において指名された者により、かかる者が存在しないときは、懸賞広告を行った者が行う。決定は、関係者に対して拘束力を有する。
- (3) 同様の価値を備えた応募が行われたときは、賞の配分について、第 659 条第 2 項の規定を適用する。
- (4) 懸賞広告を行った者は、広告において、作品に対する所有権の移転が行われることを定めたときに限り、作品に対する所有権の移転を請求することができる。



**第 661a 条 賞品の約束**

消費者に対して賞品の約束又は類似の通知を送付し、かつ、これらの送付物の作成により、消費者が賞品を獲得したとの印象を喚起した事業者は、消費者に対してこの賞品を給付しなければならない。

**第 12 節 委任、事務処理契約及び支払役務 [Auftrag, Geschäftsbesorgungsdienste und Zahlungsdienste]****第 1 款 委任****第 662 条 委任の場合の契約類型的義務**

委任の承諾により、受任者は、委任者によって自己に移転された事務を、委任者のために無償で処理する義務を負う。

**第 663 条 拒絶の場合の通知義務**

一定の事務の処理のため、公的に選任された者又は公的に引受を申し出た者は、かかる事務に向けられた委任を承諾しないときは、拒絶の意思を委任者に遅滞なく表示する義務を負う。いずれかの者が、委任者に対し、一定の事務の処理の引受を申し出たときも同様である。

**第 664 条 委譲の不可、補助者についての責任**

- (1) 受任者は、疑いのあるときは、委任の遂行を第三者に委譲してはならない。委譲が許容されているときは、受任者は、委譲の際に自己の負担に帰する故意・過失についてのみ責めを負う。補助者の故意・過失については、受任者は、第 278 条の規定により、責任を負う。
- (2) 委任の遂行に対する請求権は、疑いのあるときは、譲渡することができない。

**第 665 条 指示からの逸脱**

受任者は、諸事情に照らして、委任者が事態を知れば、委任者の指示に反することを承認するであろうことを推認することが許されるときは、委任者の指示に反して行為する権利を有する。受任者は、延期が危険につながる場合でないときは、指示に反する行為に先立って、委任者に対して通知を行い、その決定を待たなければならない。

**第 666 条 情報提供及び会計報告義務**

受任者は、委任者に対して、必要な報告を行い、請求により、事務の現状について情報を提供し、委任の遂行の後、会計報告を行わなければならない。

**第 667 条 引渡義務**

受任者は、委任者に対して、自己が委任の遂行のために受領したもの及び事務処理から得たものの全てを引き渡す義務を負う。

**第 668 条 費消された金銭の利息**

受任者が、委任者に引き渡すべきか、又は委任者のために支出すべき金銭を自己のために費消したときは、受任者は、費消の時から利息を支払う義務を負う。

**第 669 条 前払義務**

委任の遂行のため必要な費用は、委任者が受任者に対し、その請求により前払をしなければならない。

### 第 670 条 費用の償還

受任者が、委任の遂行の目的のため、諸事情に照らし、必要であるとみなすことが許される費用を支出したときは、委任者は、その償還の義務を負う。

### 第 671 条 撤回、解約

(1) 委任は、委任者によっていつでも撤回することができ、受任者によっていつでも解約告知することができる。

(2) 受任者は、時宜を得ない解約告知のための重大な理由があるときを除き、委任者が事務の処理を別途の方法で配慮することができるような方法でのみ、解約告知を行うことが許される。受任者がかかる理由なく時宜を得ずに解約告知を行ったときは、受任者は、委任者に対し、このことから生じた損害を賠償しなければならない。

(3) 重大な理由があるときは、受任者は、自己が解約告知権を放棄していたときであっても、解約告知を行う権利を有する。

### 第 672 条 委任者の死亡又は行為無能力

委任は、疑いのあるときは、委任者の死亡又は行為無能力の発生によっては消滅しない。受任者は、委任が消滅した場合において、延期が危険につながるときは、相続人又は委任者の法定代理人が事務の処理を別途の方法で配慮することができるようになるまで、委譲された事務の処理を継続しなければならない。その限りにおいて、委任は継続するものとみなす。

### 第 673 条 受任者の死亡

委任は、疑いのあるときは、受任者の死亡により消滅する。委任が消滅したときは、受任者の相続人は、受任者の死亡を遅滞なく委任者に通知し、延期が危険につながるときは、相続人又は委任者の法定代理人が事務の処理を別途の方法で配慮することができるようになるまで、委譲された事務の処理を継続しなければならない。その限りにおいて、委任は継続するものとみなす。

### 第 674 条 存続の擬制

委任が撤回以外の方法で消滅したときは、受任者が委任の消滅を知り又は知り得べきである時まで、委任は、受任者の利益のため、依然として存続するものとみなす。

## 第 2 款 事務処理契約

\*) 公式の注：この款は、

1. 国境を越える送金に関する 1997 年 1 月 27 日の欧州議会及び理事会の指令 97/5/EC (EC 官報 L43 号 25 頁) 及び
2. 支払決済システム並びに有価証券の供給及び決済システムにおける決済の効力に関する 1998 年 5 月 19 日の欧州議会及び理事会の指令 98/26/EC (EC 官報 L166 号 45 頁) 第 3 条から第 5 条までの国内法化に資するものである。

### 第 675 条 有償の事務処理

(1) 事務の処理を対象とする雇用契約又は請負契約に対しては、この款に別段の異なる定めがない限り、第 663 条、第 665 条から第 670 条まで、及び第 672 条から前条までの規定を適用し、義務者に、解約告知期間を遵守することなく解約告知を行う権利が帰属するときは、第 671 条

第2項の規定も準用する。

(2) 他人に対して助言又は勧告を与える者は、契約関係、不法行為又はその他の法律の規定から生じる責任を妨げることなく、助言又は勧告に従ったことから生じる損害を賠償する義務を負わない。

(3) 一方の当事者が、相手方が第三者の主催する懸賞競技 [Gewinnspielen] に参加するための申請又は登録を行う義務を負う契約は、テキスト方式によることを要する。

#### 第 675a 条 情報提供義務

事務の処理のため公的に選任され、又は事務の処理を公的に申し出た者は、規則的に生じる標準化された事務行為（標準的事務）について、第 315 条の規定による価格の確定が行われず又は報酬及び支出が法律上の拘束力をもって定められていない限りにおいて、書面で、適切な場合には電子的にも、事務処理のための報酬及び支出に関する情報を無償で提供するものとする。

#### 第 675b 条 システムにおける有価証券の移転の委任

有価証券の供給及び決済システムに参加する者は、有価証券又は有価証券引渡請求権の移転を記帳又はその他の方法で対象とする委任を、システムの規約において定められた時点以降は、撤回することができない。

### 第 3 款 支払役務

#### 第 1 目 総則

#### 第 675c 条 支払役務及び電子マネー

(1) 支払役務の提供をその対象とする事務処理契約には、この款に異なる定めがない限り、第 663 条、第 665 条から第 670 条まで、及び第 672 条から第 674 条までの規定を準用する。

(2) この款の規定は、電子マネーの支出及び利用に関する契約にも適用する。

(3) 信用制度法及び支払役務監督法の概念の定義を適用する。

#### 第 675d 条 支払役務の際の報告

(1) 支払役務提供者は、支払役務利用者に対し、支払役務の提供に際し、民法典施行法第 248 条第 1 パラグラフから第 16 パラグラフまでに規定する事情を、所定の方式で報告しなければならない。欧州経済圏外の国の通貨での支払役務の提供又は支払者若しくは支払受領者の支払役務提供者が、欧州経済圏外にあるときは、この限りでない。

(2) 規定に従った報告がなされたか否かについて争いがあるときは、証明の負担は、支払役務提供者が負う。

(3) 支払役務提供者は、支払役務利用者の請求により情報が提供される場合であって、次に掲げるいずれかの場合に限り、支払役務利用者との間で情報提供に対する報酬を約定することができる。

1. 支払役務提供者が、民法典施行法第 248 条第 1 パラグラフから第 16 パラグラフまでに規定されているよりも多い頻度で、この情報を提供するとき。
2. 支払役務提供者が、民法典施行法第 248 条第 1 パラグラフから第 16 パラグラフまでに規定されている範囲を超える情報を提供するとき。

3. 支払役務提供者が、支払役務大綱契約において約定されたコミュニケーション手段以外のものを用いてこの情報を提供するとき。

報酬は、適切で、かつ、支払役務提供者の実際の費用に準拠するものでなければならない。

- (4) 支払役務受領者及び第三者は、民法典施行法第 248 条第 17 パラグラフ及び第 18 パラグラフに規定する事情について、報告を行うものとする。

#### 第 675e 条 異なる約定

- (1) 別段の定めがない限り、この款の規定に反する約定であって、支払役務利用者の不利となるものは、してはならない。
- (2) 前条第 1 項第 2 文にいう支払役務については、第 675q 条第 1 項及び第 3 項、第 675s 条第 1 項、第 675t 条第 2 項、第 675x 条第 1 項、第 675y 条第 1 項及び第 2 項並びに第 675z 条第 3 文の規定は適用しないこととし、かかる支払役務が欧州経済圏外の国の通貨により提供される限りにおいて、第 675t 条第 1 項の規定も適用しない。さらに、前条第 1 項第 2 文にいう支払役務については、支払役務利用者の不利益となるような、この款の規定に反することも許されるが、かかる支払役務がユーロ又は欧州連合構成国若しくは欧州経済圏に関する条約のその他の締約国の通貨によって提供されるときは、第 675t 条第 1 項第 1 文及び第 2 文並びに同条第 3 項については、この限りでない。
- (3) ユーロ以外で行われる支払行為については、支払役務利用者及びその支払役務提供者は、第 675t 条第 1 項第 3 文及び第 2 項の規定を全面的に又は部分的に適用しないことを約定することができる。
- (4) 支払役務利用者が消費者でないときは、契約当事者は、前条第 1 項第 1 文、第 2 項から第 4 項まで、次条第 4 項第 2 文、第 675g 条、第 675h 条、第 675j 条第 2 項及び第 675p 条並びに第 675v 条から第 676 条までの規定を全面的に又は部分的に適用しないことを約定することができ、第 676b 条に規定する期間以外の期間を約定することもできる。

## 第 2 目 支払役務契約

### 第 675f 条 支払役務契約

- (1) 支払役務提供者は、個別の支払契約により、支払者若しくは支払受領者として又は両方の性格において支払役務を請求する者（支払役務利用者）のために、支払行為を遂行する義務を負う。
- (2) 支払役務提供者は、支払役務大綱契約により、支払役務利用者のため、個別の、相互に連続する支払行為を遂行し、及び場合により、支払役務利用者のため、その名で又は複数の支払役務利用者の名で開設されている支払口座を運用する義務を負う。支払役務大綱契約は、他の契約の構成部分であることも、他の契約と関連したものであることもできる。
- (3) 支払行為は、支払者と支払受領者との間の基礎となる法律関係からは独立した、ある金額のあらゆる調達、引渡し又は引出しをいう。支払委任は、支払者が自己の支払役務提供者に対して、支払行為を直接又は間接に支払受領者を通じて付与する、あらゆる委任をいう。
- (4) 支払役務利用者は、支払役務提供者に対し、支払役務の提供のために約定された報酬を支払う義務を負う。この款の規定による付随的義務の履行については、支払役務提供者は、報酬が許容されており、支払役務利用者と支払役務提供者との間で報酬が約定されているときに限り、報酬請求権を有し、報酬は、適切で、かつ、支払役務提供者の実際の費用に準拠するもの

でなければならない。

(5) 支払受領者とその支払役務提供者との間の支払役務大綱契約においては、支払者に対して一定の支払認証手段 [Zahlungsauthentifizierungsinstruments] の利用について軽減を申し出る支払受領者の権利は、排除してはならない。

#### 第 675g 条 支払役務大綱契約の変更

(1) 支払役務大綱契約の変更は、支払役務提供者が、意図した変更を、遅くとも変更が効力を生じる日として提案した日の 2 月前に、民法典施行法第 248 条第 2 パラグラフ又は第 3 パラグラフに規定する方式により申し出ることを要件とする。

(2) 支払役務提供者と支払役務利用者とは、支払役務利用者が支払役務提供者に対して、自己の拒絶を、提案された変更の効力発生時点の前に通知しなかったときは、前項の規定による変更に対する支払役務利用者の同意が与えられたものとみなすことを約定することができる。かかる約定の場合には、支払役務利用者は、支払役務大綱契約を提案された変更の効力発生時点の前に、期間を置かずに解約告知する権利をも有する。支払役務提供者は、支払役務利用者に対し、契約変更の申し出とともに、支払役務利用者の沈黙の効果並びに無償かつ期間を置かない解約告知の権利を指摘する義務を負う。

(3) 利率及び為替レートの変更は、支払役務大綱契約で約定され、かつ、変更が、この契約において約定された参考利率又は参考為替レートに基づく限りにおいて、直接かつ事前の通知なく効力を生じる。参考利率は、利息計算に当たり、その基礎となり、かつ、公的にアクセス可能で、支払役務契約の両当事者にとって検証可能な情報源から生じた利率をいう。参考為替レートは、あらゆる通貨の交換において基礎となり、かつ、支払役務提供者によりアクセス可能とされたか、又は公的にアクセス可能な情報源から生じた為替レートをいう。

(4) 支払役務利用者は、前項の規定による計算のための約定によって不利益を受けてはならない。

#### 第 675h 条 支払役務大綱契約の通常解約告知

(1) 支払役務利用者は、支払役務大綱契約が、一定の期間について締結されたときであっても、解約告知期間が約定されなかった限り、いつでも、解約告知期間を遵守することなく、支払役務大綱契約の解約告知を行うことができる。1 月を超える解約告知期間の約定は、効力を有しないものとする。

(2) 支払役務提供者は、支払役務大綱契約が期間の定めなく締結され、解約告知権が約定されたときに限り、支払役務大綱契約の解約告知をすることができる。解約告知期間は、2 月を下回ってはならない。解約告知は、民法典施行法第 248 条第 2 パラグラフ及び第 3 パラグラフにおいて予定された方式で意思表示しなければならない。

(3) 解約告知の場合において、定期的に徴収される報酬は、契約終了の時点まで、按分してのみ支払わなければならない。あらかじめ支払われた報酬であって、契約終了後の期間に該当するものは、按分して償還しなければならない。

#### 第 675i 条 少額支払手段及び電子マネーの例外

(1) 支払役務契約は、少額支払手段を支払役務利用者に委ねることを予定することができる。少額支払手段は、次に掲げるいずれかの手段をいう。

1. 個別の支払行為により、最高 30 ユーロまでを引き出すことができる手段
2. 支出上限を 150 ユーロとする手段
3. いかなるときにも 150 ユーロを超えない金額を蓄えている手段

第2号及び第3号の場合において、少額支払手段が国内の支払行為についてのみ利用可能であるときは、上限額は200ユーロに増額する。

- (2) 前項の場合において、契約当事者は、次に掲げるいずれかの事項を約定することができる。
1. 支払役務提供者が、契約変更の提案を、第675g条第1項に規定された方式で行うことを要しないこと。
  2. 少額支払手段が閉鎖されず、又は更にこれを利用することが妨げられないときは、第675l条第2文、第675m条第1項第1文第3号、第4号、同項第2文及び第675v条第3項の規定を適用しないこととする。
  3. 少額支払手段の利用が、いかなる支払役務利用者にも割り当てられないことができないか、又は支払役務提供者が、少額支払手段それ自体に存在するその他の理由から、支払行為が認証されていた [autorisiert war] ことを証明することができないときは、第675u条、第675v条第1項及び第2項、第675w条及び第676条の規定を適用しないこととする。
  4. 支払役務提供者は、支払役務を遂行しないことが前後の関連性から明らかであるときは、第675o条第1項の規定にかかわらず、支払委託の拒絶について、支払役務利用者に対して通知する義務を負わないこと。
  5. 支払者は、第675p条の規定にかかわらず、支払委託を、その伝達後又は支払者が支払受領者に対して支払委託に対する同意を与えた後は撤回することができないこと。
  6. 第675s条に規定する遂行期間以外の期間を適用すること。
- (3) 第675u条及び第675v条の規定は、支払者の支払役務提供者が、支払口座又は少額支払手段を閉鎖する可能性を有しないときは、電子マネーには適用しない。前文の規定は、最高額200ユーロの支払口座又は少額支払手段についてのみ適用する。

### 第3目 支払役務の提供及び利用

#### 第1細目 支払行為の認証、支払認証手段

##### 第675j条 同意及び同意の撤回

- (1) 支払行為は、支払者が支払行為に同意（認証）したときに限り、支払者に対して効力を有する。同意は、事前の同意としても、又は支払者と支払役務提供者との間であらかじめ約定しているときは、追認としても与えることができる。同意の種類及び方法は、支払者とその支払役務提供者との間で約定しなければならない。特に、同意を一定の支払認証手段により与えることができることを約定することができる。
- (2) 同意は、支払の委任を撤回することができる間は（第675p条）、支払者による支払役務提供者に対する意思表示により、撤回することができる。複数の支払行為の遂行に対する同意も、いずれの支払行為ももはや認証されていないとの効果を伴って、撤回することができる。

##### 第675k条 利用の限界

- (1) 支払認証手段を用いて同意が与えられた場合においては、支払者及び支払役務提供者は、この支払認証手段の利用について、上限額の約定をすることができる。
- (2) 支払者及び支払役務提供者は、支払役務提供者が、次に掲げるいずれかの場合に、支払認証手段を停止する権利を有することを約定することができる。

1. 支払認証手段の安全性に関連して、停止を正当化する客観的理由があるとき。
2. 支払認証手段の無権限又は詐欺による使用の疑いが存在するとき。
3. 信用保証を伴う支払認証手段の場合において、支払者がその支払義務を履行することができない実質的に高度の危険が存在するとき。

この場合においては、支払役務提供者は、支払者に対し、支払認証手段の停止について、可能な限り停止の前に、ただし、遅くとも、停止後遅滞なく、通知する義務を負う。通知においては、停止の理由を表示しなければならない。通知の理由の表示は、支払役務提供者が、これにより、法律上の義務に違反することとなるときは、これを行わないことができる。支払役務提供者は、停止の理由がもはや存在しなくなったときは、支払認証手段の停止を解除し又は新たな支払認証手段をもって従来の支払認証手段に代える義務を負う。支払役務利用者に対しては、停止の解除について遅滞なく通知しなければならない。

#### 第 675l 条 支払認証手段に関する支払者の義務

支払者は、支払認証手段の受領後直ちに、個人化されたセキュリティー記号 [die personalisierten Sicherheitsmerkmale] を無権限のアクセスから守るため、全ての期待可能な対策を講じる義務を負う。支払者は、支払役務提供者又はこの者により指定された機関に対し、支払認証手段の紛失、盗難、濫用又はその他の無権限の利用を、これらについて知った後、遅滞なく通知しなければならない。

#### 第 675m 条 支払認証手段に関する支払役務提供者の義務、送付の危険

- (1) 支払認証手段を発行した支払役務提供者は、次に掲げる義務を負う。
  1. 支払役務利用者の義務を妨げることなく、前条の規定に従って、支払認証手段の個人化されたセキュリティー記号が、利用の権利を有する者にのみアクセス可能であることを保証すること。
  2. 既に支払役務利用者に対して発行された支払認証手段を補充しなければならないときを除き、支払役務利用者に対する支払認証手段の要求されていない送付を中止すること。
  3. 支払役務利用者が、適切な手段でいつでも前条第 2 文の規定による通知を行うことができるようにし、又は第 675k 条第 2 項第 5 文の規定に従って閉鎖の解除を請求することができるようにすること。
  4. 前条第 2 文の規定による通知が行われたときは、直ちに、支払認証手段の一切の利用を阻止すること。

支払役務利用者が、支払認証手段の紛失、盗難、濫用又はその他の無権限の利用を通知したときは、その支払役務提供者は、照会に応じ、支払役務利用者に対し、少なくとも通知の 18 月後までに、支払役務利用者が、通知が行われたことを証明することができる手段を提供するものとする。

- (2) 支払認証手段及び支払認証手段の個人化されたセキュリティー記号の支払者に対する送付の危険は、支払役務提供者が負担する。

## 第 2 細目 支払行為の遂行

#### 第 675n 条 支払委託の到達

- (1) 支払委託は、それが支払者の支払役務提供者に到達した時に効力を発生する。到達の時点

が、支払者の支払役務提供者の営業日でないときは、支払委託は、この時点に次ぐ営業日に到達したものとみなす。支払役務提供者は、ある営業日の終了近くの一定の時点後に到達した支払委託が、第 675s 条第 1 項の目的のため、次の営業日に到達したものとみなされることを定めることができる。営業日とは、支払行為の遂行に参与する支払役務提供者が、支払行為の遂行のため必要な営業活動を営む全ての日をいう。

(2) 支払行為を発生させ、又は支払行為がこの者を通じて発生する支払役務利用者と、その者の支払役務提供者とが、支払委託の遂行が、特定の日、特定の期間の最後又は支払者が支払役務提供者に対して、役務の遂行に必要な金額を提供した日に開始すべきことを約定したときは、約定された期日は、第 675s 条第 1 項の目的に関して、到達の時点とみなす。約定された期日が、支払者の支払役務提供者の営業日でないときは、この日の次の営業日を第 675s 条第 1 項の目的に関して、到達の時点とみなす。

#### 第 675o 条 支払委託の拒絶

(1) 支払役務提供者が、支払委託の遂行を拒絶したときは、支払役務提供者は、支払役務利用者に対し、このことについて遅滞なく、ただし全ての場合において第 675s 条第 1 項の規定による期間内に通知しなければならない。通知には、可能な限りにおいて、拒絶の理由及び拒絶に至った誤りが、いかにすれば是正されるかの可能性を表示しなければならない。理由の表示は、それが、他の法令の規定に違反することとなるときは、行わないことができる。支払役務提供者は、支払役務利用者と、支払役務大綱契約の中で、正当な拒絶に関する通知のために対価を約定することができる。

(2) 支払者の支払役務提供者は、支払役務大綱契約において定められた支払委託の遂行の条件が満たされており、その遂行が、他の法令の規定に違反するものでないときは、認証された支払委託の遂行を拒絶することができない。

(3) 第 675s 条、第 675y 条及び第 675z 条の目的に関しては、正当な権利をもって遂行が拒絶された支払委託は、到達しなかったものとみなす。

#### 第 675p 条 支払委託の撤回不可能性

(1) 支払役務利用者は、次項から第 4 項までの規定を留保して、支払委託が支払者の支払役務提供者の下に到達した後は、支払委託をもはや撤回することはできない。

(2) 支払行為が、支払受領者により又は支払受領者を通じて発生したときは、支払者は、自己が生かす支払委託、又は支払行為の遂行に対する自己の同意を支払受領者に対して伝達した後は、支払委託をもはや撤回することはできない。ただし、借方記入の場合には、支払者は、第 675x 条の規定による自己の権利を妨げることなく、約定された弁済日の前の営業日の終了までに、支払委託を撤回することができる。

(3) 支払役務利用者と、その者の支払役務提供者との間で、支払委託の遂行について特定の期日（第 675n 条第 2 項）が約定されたときは、支払役務利用者は、約定された日の前の営業日の終了までに、支払委託を撤回することができる。

(4) 前 3 項に規定する時点の後は、支払委託は、支払役務利用者及びその者の支払役務提供者が撤回の約定をしたときに限り、撤回することができる。第 2 項の場合には、加えて、撤回に対する支払受領者の同意を要する。支払役務提供者は、支払役務利用者と、支払役務大綱契約において、かかる撤回の処理に関して、報酬を約定することが許される。

(5) 支払取引システムに参加する者は、他の参加者に有利となる委託を、システムの規約にお



いて定められた時点以降は、もはや撤回することができない。

#### 第 675q 条 支払行為の際の報酬

- (1) 支払者の支払役務提供者及び支払行為に関与する全ての仲介的機関は、支払行為の対象である金額(支払金額)を、減額することなく支払受領者の支払役務提供者に引き渡す義務を負う。
- (2) 支払受領者の支払役務提供者は、支払受領者と約定したときに限り、自己に帰属する報酬を、貸方記入が行われる前に、引き渡された金額から控除することが許される。この場合においては、支払行為の総額及び報酬を、民法典施行法第 248 条第 8 パラグラフ及び第 15 パラグラフの規定に従った情報の中において、支払受領者のため、区分して証明しなければならない。
- (3) いかなる通貨換算も伴わない支払行為の場合には、支払受領者及び支払者が、それぞれの支払役務提供者によって請求された報酬を負担する。

#### 第 675r 条 顧客識別標識を用いた支払行為の遂行

- (1) 関係する支払役務提供者は、支払役務利用者により付与された顧客識別標識のみによって支払行為を遂行する権利を有する。支払委託が、この顧客識別標識に合致して遂行されたときは、その支払委託は、顧客識別標識により指定された支払受領者に関して、正常に遂行されたものとみなす。
- (2) 顧客識別標識は、文字、数字又は記号の連続したものであって、支払役務提供者により、支払役務利用者に通知され、支払役務利用者は、支払行為に関与する他の支払役務利用者又はその者の支払口座が疑いなく伝達されることができるようにするため、顧客識別標識を申告しなければならない。
- (3) 支払者により申告された顧客識別標識が、支払者の支払役務提供者にとって、いかなる支払受領者又は支払口座にも帰属させることができないことが認識可能であるときは、支払受領者は、支払者に対して、遅滞なくこのことについて通知し、場合により支払額を再び引き渡さなければならない。

#### 第 675s 条 支払行為のための実施期間

- (1) 支払者の支払役務提供者は、支払金額が、遅くとも支払委託の到達時点の次の営業日の終わりに支払受領者の支払役務提供者の下に入金されることを確保する義務を負い、2012 年 1 月 1 日までは、支払者及びその支払役務提供者は、3 営業日までの期間を約定することができる。欧州経済圏内部における支払行為であって、ユーロを用いないものについては、支払者及びその支払役務提供者は、最長 4 営業日を約定することができる。文書方式 [Papierform] で行われる支払行為については、第 1 文に規定する期間は、更に 1 日延長することができる。
- (2) 支払受領者により、又は支払受領者を通じて発生した支払行為に際して、支払受領者の支払役務提供者は、支払委託を支払者の支払役務提供者に対して、支払受領者とその者の支払役務提供者との間で約定した期間内に、伝達する義務を負う。借方記入の場合においては、支払委託は、支払受領者により通知された弁済日における決済が可能となるよう、適時に伝達しなければならない。

#### 第 675t 条 利息起算日の決定及び金額の提供

- (1) 支払受領者の支払役務提供者は、支払金額が支払役務提供者の口座に入金された後、遅滞なくこれを支払受領者の処分可能な状態に置く義務を負う。支払金額が、支払受領者の支払口座の貸方に記入しなければならない限りにおいて、貸方記入は、それが事後的に行われるときであっても、支払役務提供者が、支払口座における貸方記入又は借方記入をするに当たっての

利息の計算のため基礎とする時点（利息起算日）は、遅くとも支払金額が支払受領者の支払役務提供者の口座に入金された営業日となるように行わなければならない。第1文の規定は、支払受領者がいかなる支払口座を開設していないときであっても適用する。

(2) 消費者が、支払役務提供者の支払口座に当該口座の通貨で現金を振り込んだときは、この支払役務提供者は、その金額が受領後遅滞なく、支払受領者に対して提供され、決済されることを保証するものとする。支払役務利用者が消費者でないときは、支払受領者に対して、その金額が遅くとも受領の日の次の営業日に提供され、決済されなければならない。

(3) 支払者の支払口座上の借方記入は、決済日が、最も早いときで、この支払口座に支払金額の借方記入が行われた時点となるように行わなければならない。

### 第3細目 責任

#### 第675u条 認証されていない支払行為に対する支払役務提供者の責任

認証されていない支払行為の場合において、支払者の支払役務提供者は、この行為に対して、自己の支出の償還に対するいかなる請求権も有しない。支払者の支払役務提供者は、支払者に対して、遅滞なく支払金額を償還し、その金額が、支払口座の借方に記入されたときは、この支払口座を、認証されていない支払行為による借方記入がなかったときの状態を回復させる義務を負う。

#### 第675v条 支払認証手段の濫用の場合の支払者の責任

(1) 認証されていない支払行為が、逸失し、盗取され又はその他の紛失した支払認証手段を利用して行われたときは、支払者の支払役務提供者は、支払者に対し、これによって生じた損害のうち、150ユーロまでの金額の賠償を請求することができる。損害が、支払認証手段のその他の濫用から生じ、支払者が、個人化されたセキュリティー記号を確実に保管していなかったときも同様である。

(2) 支払者が、無権限の支払行為を欺罔の意図で可能にし、又は、次に掲げるいずれかの行為により生じさせたときは、支払者は、自己の支払役務提供者に対し、無権限の支払行為の結果生じた全ての損害を賠償する義務を負う。

1. 第675l条の規定による一又は複数の義務の故意又は重大な過失による違反

2. 支払認証手段の発行及び利用についての一又は複数の約定された条件に対する故意又は重大な過失による違反

(3) 前2項の規定にかかわらず、支払者は、第675l条第2文の規定に従った通知の後に使用された支払認証手段の利用から生じた損害を賠償する義務を負わない。支払者は、支払役務提供者が、第675m条第1項第3号の規定による義務に従わなかったときも、第1項にいう損害を賠償する義務を負わない。前2文の規定は、支払者が欺罔の意図で行為したときは適用しない。

#### 第675w条 認証の証明

遂行された支払行為の認証が争われているときは、支払役務提供者は、認証が行われたこと、支払行為が正常に記録され及び記入されたこと、並びに障害によって損なわれることがなかったことを証明しなければならない。支払役務提供者が、自己の個人化されたセキュリティー記号を含む一定の支払認証手段の利用を、ある手順の助力を得て検証したときは、認証が行われたものとする。支払行為が、支払認証手段を用いて発生したときは、支払役務提供者による認

証を含む支払認証手段の利用の記録は、これのみでは、支払者が次に掲げるいずれかの行為を行ったことを証明するためには、必ずしも十分ではない。

1. 支払行為の認証を行ったこと。
2. 欺罔の意図で行動したこと。
3. 第 675I 条の規定による一又は複数の義務に違反したこと。
4. 故意又は重大な過失により、支払認証手段の発行及び利用のための一又は複数の条件に違反したこと。

#### 第 675x 条 支払受領者により又は支払受領者を通じて解除された認証された支払行為の場合における払戻請求権

(1) 支払者は、次のいずれにも該当する場合は、自己の支払役務提供者に対し、認証され、支払受領者によって又は支払受領者を通じて発生した支払行為に基づく、借方記入された支払金額の償還を求める請求権を有する。

1. 認証の際に正確な金額が記載されなかったとき。
2. 支払額が、支払者が自己の従来支出行動、支払役務大綱契約の諸条件及び個別の場合のそれぞれの事情に従って予期することができたはずの金額を超過したときであるが、当事者間において約定された参考為替レートが基礎となっているときは、何らかの通貨交換と関連する理由は、考慮しないものとする。

支払者は、自己の支払役務提供者の請求により、自己の償還請求権を導いた諸事情を説明する義務を負う。

(2) 借方記入の場合には、支払者とその者の支払役務提供者は、前項の規定による償還のための要件が充足されていないときであっても、支払者が、自己の支払役務提供者に対し、償還請求権を有することを約定することができる。

(3) 支払者は、自己の支払役務提供者との間で、支払者が支払行為の遂行に対する自己の同意を直接自己の支払役務提供者に対して与えた場合であって、約定がある限りにおいて、自己が弁済期の少なくとも 4 週間前に支払役務提供者又は支払受領者から行うべき支払行為について通知を受けたときは、支払者は、自己の支払役務提供者に対し、償還請求権を有しないことを約定することができる。

(4) 支払者の償還請求権は、支払者が当該支払額の借方記入の時点から 8 週間以内に、請求権を自己の支払役務提供者に対して主張しないときは、排除される。

(5) 支払役務提供者は、償還請求の到達後 10 営業日以内に、支払行為の全額を償還するか、又は支払者に対して、償還を拒絶する理由を通知する義務を負う。拒絶の場合には、支払役務提供者は、支払役務監督法 [Zahlungsdiensteaufsichtsgesetz] 第 28 条の規定による異議の可能性及び消費者法違反行為の差止請求訴訟法 [Unterlassungsklagengesetz] 第 14 条の規定による調停委員会に連絡を取る可能性を指摘しなければならない。前項に規定する期間内に主張された償還を拒絶する支払役務提供者の権利は、第 2 項に規定する場合には及ばない。

(6) 第 1 項の規定は、借方記入が、支払者による、自己の支払役務提供者に対する直接の追認により認証されたときは、直ちに借方記入には適用しないこととする。

#### 第 675y 条 支払委託が遂行されなかったか又は欠陥のあった場合における支払役務提供者の責任、事後的検証義務

(1) 支払行為が支払者によって行われた場合であって、支払委託が遂行されず又は遂行に欠陥

があったときは、支払者は、自己の支払役務提供者に対し、支払金額を遅滞なく、かつ、減額することなく償還することを請求することができる。金額が、支払者の支払口座上に借方記入されたときは、この支払口座は、欠陥をもって遂行された支払行為がなかった状態を回復するようにしなければならない。第 675q 条第 1 項の規定に反して、支払金額から報酬が控除された限りにおいて、支払者の支払役務提供者は、控除した額を支払受領者に遅滞なく引き渡さなければならない。支払者の支払役務提供者が、支払金額が適時に、かつ、減額されることなく支払受領者の支払役務提供者のもとに入金したことを証明したときは、この項の規定による責任は、消滅する。

(2) 支払行為が支払受領者により又は支払受領者を通じて発生した場合において、支払委託が遂行されず又は遂行に欠陥があったときは、支払受領者は、自己の支払役務提供者が、この支払委託を遅滞なく、場合により改めて、支払者の支払役務提供者に対して伝達することを請求することができる。支払受領者の支払役務提供者が、支払行為の遂行に当たり、自己に属する義務を履行したことを証明したときは、支払者の支払役務提供者は、支払者に対し、場合により遅滞なく、減額されていない支払額を、前項第 1 文及び第 2 文の規定に従い、償還しなければならない。第 675q 条第 1 項及び第 2 項の規定に反して、支払金額から報酬が控除された限りにおいて、支払受領者の支払役務提供者は、控除された額を支払受領者に対し、遅滞なく提供しなければならない。

(3) 第 1 項第 1 文及び第 2 文並びに前項第 2 文の規定による、支払役務利用者の、自己の支払役務提供者に対する請求権は、支払委託が、支払役務利用者により指示された欠陥のある顧客識別標識に合致して遂行されたときは、存在しない。ただし、この場合において支払者は、自己の支払役務提供者に対し、支払役務提供者が、自己の可能性の範囲において、支払額を取り戻すよう努めることを請求することができる。支払役務提供者は、支払役務利用者との間で、支払役務大綱契約において、この再調達に対する報酬を約定することができる。

(4) 支払役務利用者は、自己の支払役務提供者に対して、第 1 項及び第 2 項の規定による請求権を超えて、支払役務提供者が、支払行為の遂行がなかったか、又は支払行為に欠陥があったことと関連して、支払役務利用者の勘定に帰属させ、又は支払役務利用者の支払口座に借方記入した報酬及び利息の償還を請求することができる。

(5) 支払委託が遂行されず又は遂行に欠陥があったときは、支払行為を発生させたか又はその者を通じて支払行為が発生した支払役務利用者の支払役務提供者は、自己の支払役務利用者の請求により、支払行為の履行を追完し、その結果について、自己の支払役務利用者に報告しなければならない。

#### **第 675z 条 支払委託が遂行されなかったか若しくは欠陥のあった場合又は認証なく行われた支払行為の場合におけるその他の請求権**

第 675u 条及び前条の規定は、両条で規定する支払役務利用者の請求権に関しては、最終的なものとする。支払委託が遂行されず又は遂行に欠陥があったことにより生じた損害であって、前条の規定に含まれないものについて、支払役務提供者が自己の支払役務利用者に対して負う責任は、12,500 ユーロに制限することができるが、故意又は重大な過失、利息の損害、及び支払役務提供者が特別に引き受けた危険については、この限りでない。この場合において、支払役務提供者は、仲介的機関の故意・過失についても、本質的な原因が、支払役務利用者が指定した仲介的機関に存するときを除き、自己の故意・過失に対するのと同様の責めを負わなければ

ばならない。前文後段の場合<sup>(20)</sup>においては、支払役務利用者によって指定された仲介的機関が、支払役務利用者の支払役務提供者に代わり、責任を負う。前条第3項第1文の規定は、[前条]第2項から第4項までの規定による支払役務提供者の責任について準用する。

#### 第676条 支払行為の実施の証明

支払役務利用者と、その支払役務利用者との間で、支払行為が実施されたか否かについて争いがあるときは、支払役務提供者は、支払行為が正常に記録され及び記帳されたこと、並びに障害により損なわれることがなかったことを証明しなければならない。

#### 第676a条 清算請求権

第675y条及び第675z条の規定による支払役務提供者の責任の原因が、他の支払役務提供者又は仲介的機関の責任領域にあるときは、支払役務提供者は、他の支払役務提供者又は仲介的機関に対し、第675y条及び第675z条の規定による支払役務利用者の請求権に対する弁済から自己に生じた損害の賠償を請求することができる。

#### 第676b条 認証なく又は欠陥をもって遂行された支払行為の通知

- (1) 支払役務利用者は、認証なく又は欠陥をもって遂行された支払行為の確認後、遅滞なく、自己の支払役務提供者に対して通知を行わなければならない。
- (2) この細目の規定による支払役務利用者の支払役務提供者に対する請求権及び抗弁は、支払役務利用者が自己の支払役務提供者に対し、認証なく又は欠陥をもって遂行された支払行為による借方記入の日の遅くとも13月後に、これらの請求権及び抗弁を通知しなかったときは、排除される。期間の進行は、支払役務提供者が、支払役務利用者に対し、民法典施行法第248条第7パラグラフ、第10パラグラフ又は第14パラグラフの規定に従い、支払行為に関する事項を報告したときに限り開始し、それ以外の場合には、報告の日を期間の開始の基準とする。
- (3) 認証なく又は欠陥をもって遂行された支払行為を理由として支払役務利用者が自己の支払役務提供者に対して有する請求権であって、第675z条第1文に規定する請求権以外のものについては、支払役務利用者が、故意・過失なく期間の遵守を妨げられたときは、支払役務利用者は、期間の満了後もこれらの請求権を主張することができることを基準として、前項の規定を適用する。

#### 第676c条 責任の排除

この目の規定による請求権は、次に掲げるいずれかの場合には、排除される。

1. 請求権を根拠付ける事情が、通常でなく、かつ、予見することができない事象に基づいており、この事象を根拠として主張する当事者が、この事象に対して影響力を持たず、かつ、この事象の結果が、要求されている注意を払っても避けることができなかつたであろうとき。
2. 請求権を根拠付ける事情が、支払役務提供者により、法律上の義務に基づいてもたらされたとき。

### 第13節 委任によらない事務管理 [Geschäftsführung ohne Auftrag]

#### 第677条 事務管理者の義務

他人により委任を受けることなく、又は他人に対してその他権利を有することなく他人のた

<sup>20</sup> 訳注：「本質的な原因が、支払役務利用者が指定した仲介的機関に存するとき」を指す。

めに事務を処理する者は、事務主体の現実の又は推定的な意思を考慮して、事務主体の利益が要するところに従って、その事務を行わなければならない。

#### 第 678 条 事務主体の意思に反する事務管理

事務管理の引受が、事務主体の現実の又は推定的な意思に反しており、かつ、事務管理者がこのことを認識し得べきであった場合において、事務管理者は、自己にその他の故意・過失がなかったときでも、事務管理から生じた損害を賠償する義務を負う。

#### 第 679 条 事務主体の対立する意思を考慮しないこと

事務管理に對立する事務主体の意思は、その事務管理を行わなければ、それを履行することが公益に適っている事務主体の義務又は事務主体の法律上の扶養義務が適時に履行されないこととなるときは、考慮しない。

#### 第 680 条 危険回避のための事務管理

事務管理が、事務主体を脅かす急迫の危険の回避を目的とするときは、事務管理者は、故意又は重大な過失についてのみ責任を負う。

#### 第 681 条 事務管理者の付随義務

事務管理者は、実行可能となり次第、事務主体に通知し、延期が危険につながるときでない限り、事務主体の決定を待たなければならない。その他、事務管理者の義務については、第 666 条から第 668 条までの受任者に適用される規定を準用する。

#### 第 682 条 事務管理者に行為能力が欠けている場合

事務管理者が行為無能力であるか、行為能力を制限されているときは、事務管理者は、不法行為による損害賠償及び不当利得の返還に関する規定によってのみ責任を負う。

#### 第 683 条 費用の償還

事務管理の引受が、事務主体の利益及びその現実の又は推定的な意思に合致しているときは、事務管理者は、受任者と同様に、その支出費用の償還を請求することができる。第 679 条の場合においては、事務管理の引受が、事務主体の意思に反するときであっても、この請求権は、事務管理者に帰属する。

#### 第 684 条 利得の返還

前条の要件が存在しないときは、事務主体は、事務管理者に対し、事務主体が事務管理により得た全てのものを、不当利得の返還に関する規定に従って返還する義務を負う。事務主体が事務管理を追認したときは、事務管理者には、前条に規定する請求権が帰属する。

#### 第 685 条 贈与の意図

- (1) 事務管理者が、事務主体に対して、費用の償還を請求する意図を持っていなかったときは、事務管理者には、請求権は帰属しない。
- (2) 両親又は祖父母等が、その子孫を扶養し、又は子孫が両親又は祖父母等を扶養する場合であって、疑いのあるときは、受益者に対して費用の償還を請求する意図はないものと推定する。

#### 第 686 条 事務主体の人物に関する錯誤

事務管理者が事務主体の人物について錯誤にあるときは、現実の事務主体が、事務管理から生じる権利を有し、義務を負う。

#### 第 687 条 不真正な事務管理

- (1) 第 677 条から前条までの規定は、いずれかの者が、他人の事務を、自己の事務であるとの見解で処理したときは、適用しない。

(2) いずれかの者が、自己に権限がないことを知っているにもかかわらず、他人の事務を自己の事務として取り扱うときは、事務主体は、第 677 条、第 678 条、第 681 条及び第 682 条の規定から生じる請求権を主張することができる。事務主体がこれらの権利を主張したときは、事務主体は、事務管理者に対して、第 684 条第 1 文の規定により義務を負う。

## 第 14 節 寄託 [Verwahrung]

### 第 688 条 寄託の場合の契約類型的義務

寄託契約により、受寄者は、寄託者から引き渡された動産を保管する義務を負う。

### 第 689 条 報酬

保管が、諸事情に照らし、報酬を対価としてのみ行われることが予期されるときは、保管に対する報酬が、黙示で約定されたものとみなす。

### 第 690 条 無償寄託の場合の責任

保管が無償で引き受けられたときは、受寄者は、自己の事務において通常払われる注意についてのみ責任を負う。

### 第 691 条 第三者に対する寄託

受寄者は、疑いのあるときは、寄託された物を第三者に寄託する権利を有しない。第三者に対する寄託が許容されているときは、受寄者は、この寄託に際しての、自己の故意・過失についてのみ責任を負う。補助者の故意・過失については、受寄者は第 278 条の規定により責任を負う。

### 第 692 条 保管の変更

受寄者は、諸事情に照らし、寄託者が事情を知れば変更を承認するであろうと推認することが許されるときは、約定された保管の方法を変更する権利を有する。受寄者は、延期することが危険につながるものでないときは、変更の前に、寄託者に対して通知を行い、その決定を待たなければならない。

### 第 693 条 費用の償還

受寄者が、諸事情に照らし、必要と考えることが許される費用を保管のために支出したときは、寄託者は、費用償還の義務を負う。

### 第 694 条 寄託者の損害賠償義務

寄託者は、寄託の際に、危険をもたらすおそれのある物の性状を知らず、かつ、知る義務もなかったとき、寄託者が物の性状を受寄者に通知したとき、又は受寄者が物の性状を通知がなくても知っていたときを除き、寄託した物の性状により受寄者に生じた損害を賠償しなければならない。

### 第 695 条 寄託者の返還請求権

寄託者は、保管の期間が定められているときであっても、いつでも、寄託した物の返還を請求することができる。物の返還請求権の消滅時効は、返還請求とともに開始する。

### 第 696 条 受寄者の引取請求権

受寄者は、保管の期間が定められていないときは、いつでも、寄託された物の引取りを請求することができる。保管の期間が定められているときは、重大な理由が存在するときに限り、受寄者は、期限前の引取りを請求することができる。請求権の消滅時効は、引取請求とともに開始する。

#### 第 697 条 返還場所

寄託された物の返還は、物が保管されることとされていた場所において行われなければならない。受寄者は、物を寄託者の下に届ける義務を負わない。

#### 第 698 条 費消された金銭の利息

受寄者が、寄託された金銭を自己のために費消したときは、受寄者は、費消の時点から金銭に利息を付さなければならない。

#### 第 699 条 報酬の弁済期

(1) 寄託者は、約定された報酬を、保管の終了に際して支払わなければならない。報酬が、期間に従って定められているときは、報酬は、個別の期間の満了後に支払わなければならない。

(2) 保管が、そのために定められた期間の満了前に終了したときは、受寄者は、報酬に関する約定から別段のことが生じない限り、自己がそれまでに行った給付に応じた報酬部分を請求することができる。

#### 第 700 条 通常でない寄託契約

(1) 代替物が、その所有権が受寄者に移転し、受寄者が同種、同品質及び同量の物を返還する義務を負うとの方法で寄託されたときは、金銭については金銭消費貸借に関する規定、その他の物については、物品消費貸借契約に関する規定を適用する。寄託者が、受寄者に対し、寄託した代替物を消費することを許容したときは、金銭については金銭消費貸借に関する規定、その他の物については、物品消費貸借契約に関する規定を、受寄者が寄託物を自己の物とした時点から適用する。ただし、いずれの場合においても、返還の時期及び場所は、疑いのあるときは、寄託契約に関する規定による。

(2) 有価証券の寄託については、前項に規定する方法による約定は、それが明示的に行われたときに限り、有効とする。

### 第 15 節 旅店主のもとへの物の持込み [Einbringung von Sachen bei Gastwirten]

#### 第 701 条 旅店主の責任

(1) 営業上、他人を宿泊のために受け入れる者は、この営業の活動中に受け入れられた客が持ち込んだ物の紛失、破壊又は毀損により生じた損害を賠償しなければならない。

(2) 次に掲げる物は、持ち込まれた物とみなす。

1. 客が宿泊のため受け入れられた時において、旅店に、若しくは旅店主若しくはその従業員により指示され若しくは旅店主により一般的に指定された旅店外の場所に持ち込まれ、又はその他旅店外で旅店主又はその従業員により、その監護下に置かれた物

2. 客が宿泊のために受け入れられていた時の前又は後の適切な期間内に旅店主又はその従業員により、その監護下に置かれた物

ただし、旅店主の従業員による指示又は監護の引受の場合においては、従業員が、そのために配置されていたか、又は諸事情に照らし、そのために配置されているとみなされるべきであったときに限り、前文の規定を適用する。

(3) 紛失、破壊又は毀損が、客、客の同行者又は客が自己の下に受け入れた者により、物の性状により又は不可抗力により生じたときは、損害賠償義務は、生じない。

(4) 損害賠償義務は、乗り物、乗り物内に置かれた物及び生きている動物には、及ばない。



**第 702 条 責任の制限、有価物**

(1) 旅店主は、前条の規定に基づき、1日当たりの宿泊代金の100倍に相当する金額までに限り責任を負うが、この金額は、最低600ユーロ、最高3,500ユーロとし、金銭、有価証券及び貴重品については、最高額を3,500ユーロに代えて800ユーロとする。

(2) 次に掲げる場合には、旅店主の責任は、無制限とする。

1. 紛失、破壊又は毀損が、旅店主又はその従業員の故意・過失によるとき [verschuldet ist]。
2. 持ち込まれた物が、旅店主が保管を引き受け、又は次項の規定に反して保管の引受を拒絶した物であるとき。

(3) 旅店主は、金銭、有価証券、貴重品及びその他の有価物が、客室の規模若しくは等級の観点から過度な価値若しくは量を有するものであるか、又は危険なものであるときを除き、その保管を引き受ける義務を負う。旅店主は、これらの物が、施錠され又は封印された容器に入れて引き渡されることを請求することができる。

**第 702a 条 責任の免除**

(1) 旅店主の責任は、それが前条第1項の規定により基準となる最高額を超えるときに限り、あらかじめ免除することができる。その場合においても、紛失、破壊又は毀損が、旅店主又はその従業員の故意又は重大な過失により生じる場合、又は旅店主が前条第3項の規定に反して保管の引受を拒絶した物の場合については、責任を免除することができない。

(2) 責任の免除は、客の意思表示が書面の方式で行われ、それが他のいかなる定めも含んでいないときに限り効力を有する。

**第 703 条 損害賠償請求権の消滅**

客が、紛失、破壊又は毀損について知った後、遅滞なく旅店主に申告をしなかったときは、第701条及び第702条の規定に基づき客に帰属する請求権は、消滅する。物の保管が旅店主により引き受けられていたとき又は紛失、破壊若しくは毀損が旅店主又はその従業員の故意・過失によるときは、この限りでない。

**第 704 条 旅店主の質権**

旅店主は、宿泊及びその他の客の必要を満足させるために提供した、立替えを含む給付に対する債権のため、客の持ち込んだ物について質権を有する。賃貸人の質権に関する第562条第1項第2文及び第562a条から第562d条までの規定を準用する。

**第 16 節 組合 [Gesellschaft]****第 705 条 組合契約の内容**

組合契約により、組合員は相互に、共同の目的の達成を契約に定められた方法で促進する義務、特に約定された出資を履行する義務を負う。

**第 706 条 組合員の出資**

(1) 組合員は、別段の約定がないときは、均等な出資を行わなければならない。

(2) 代替物又は消費物を出資すべき場合において、疑いのあるときは、それらは、組合員の共有となるべきものと推認する。非代替物又は非消費物であっても、それらが、単に利益配当のためでなく定められた評価に従って出資されるべきときも同様である。

(3) 組合員の出資は、労務の提供によっても行うことができる。

#### 第 707 条 約定された出資の増額

組合員は、約定された出資の増額又は損失により減少した出資金の補填の義務を負わない。

#### 第 708 条 組合員の責任

組合員は、自己に帰属すべき義務の履行に当たり、自己の事務に通常適用される注意のみを払う義務を負う。

#### 第 709 条 共同の業務執行

- (1) 組合の業務執行は、組合員に共同で帰属し、全ての業務について、全組合員の同意を要する。
- (2) 組合契約によれば、表決権の過半数で決定を行わなければならない場合であって、疑いのあるときは、過半数とは、組合員の数によって算定しなければならないものとする。

#### 第 710 条 業務執行の委譲

組合契約において、業務の執行が、1人又は複数の組合員に委譲されたときは、その他の組合員は、業務執行から排除される。業務執行が複数の組合員に委譲されたときは、前条の規定を準用する。

#### 第 711 条 異議権

組合契約により、業務の執行が全ての又は複数の組合員に、各自が独自に行動する権利を有するという方式で認められているときは、各組合員は、他の組合員の業務の遂行に対し、異議を述べるができる。異議が述べられたときは、業務は中止しなければならない。

#### 第 712 条 業務執行の権限の剥奪及び解約告知

- (1) 組合契約により、ある組合員に対して委譲された業務執行の権限は、重大な理由があるときは、全員一致の議決により、又は組合契約に従い表決権の過半数で決定した場合においては、他の組合員の過半数の議決により剥奪することができ、かかる理由は、特に正常な業務執行に対する重大な義務違反又は無能力をいう。
- (2) 組合員は、重大な理由があるときは、自らも業務執行の解約告知を行うことができ、[この場合においては、]委任について適用される第 671 条第 2 項及び第 3 項の規定を準用する。

#### 第 713 条 業務執行組合員の権利及び義務

業務執行組合員の権利及び義務は、組合関係から別段の事情が生じない限り、委任について適用される第 664 条から第 670 条までの規定により定められる。

#### 第 714 条 代理権

ある組合員に、組合契約において業務執行の権限が与えられている場合において、疑いのあるときは、この組合員は、第三者に対して他の組合員を代理する権限をも授与される。

#### 第 715 条 代理権の剥奪

組合契約において、ある組合員に、第三者に対して他の組合員を代理する権限が授与されているときは、代理権は、第 712 条第 1 項の基準に従ってのみ剥奪することができ、代理権が業務執行の権限と結合して授与されたときは、業務執行権限とともにのみ剥奪することができる。

#### 第 716 条 組合員の監督権

- (1) 組合員は、業務執行から排除されているときであっても、組合の事務に関する情報を個人的に収集し、組合の業務関係帳簿及び文書を閲覧し、これらのものから、組合財産の状態に関する概要を作成することができる。
- (2) 不誠実な業務執行を推認させる理由が存在するときは、前項に規定する権利を排除し又は制限する約定は、権利の主張に対抗することができない。

**第 717 条 組合員の権利の不可譲性**

組合関係から生じ、組合員が相互に有する請求権は、譲渡することができない。その満足を分割前に請求することができる限りにおいて、業務執行から生じた組合員に帰属する請求権及び利益に対する持分に対する請求権又は分割の場合に組合員に帰属するものに対する請求権については、この限りでない。

**第 718 条 組合の財産**

- (1) 組合員の出資及び業務執行により組合のために取得された対象は、組合員の共同財産となる（組合財産）。
- (2) 組合財産に属する権利に基づいて取得されたもの又は組合財産に属する対象の破壊、毀損若しくは剥奪に対する賠償として取得されたものも、組合財産に属する。

**第 719 条 合有的拘束**

- (1) 組合員は、組合財産及び組合財産に属する個別の対象に対する自己の持分を処分することができず、分割を請求する権利を有しない。
- (2) 組合財産に属する債権に対して、債務者は、個別の組合員に対して自己が有する債権で相殺を行うことができない。

**第 720 条 善意の債務者の保護**

第 718 条第 1 項の規定により取得された債権の組合財産への帰属は、債務者がその帰属を知ったとき初めて、債務者に対抗することができ、[この場合においては、] 第 406 条から第 408 条までの規定を準用する。

**第 721 条 利益及び損失の分配**

- (1) 組合員は、組合の解散後に初めて、計算の結了並びに利益及び損失の分配を請求することができる。
- (2) 組合の存続期間が比較的長い場合において、疑いのあるときは、計算の結了及び利益の分配は、各業務年度の末に行わなければならない。

**第 722 条 利益及び損失に対する持分**

- (1) 利益及び損失に対する組合員の持分が定められていないときは、各組合員は、その出資の方法及び規模にかかわらず、利益及び損失に対する均等な持分を有する。
- (2) 利益に対する持分又は損失に対する持分のいずれかのみが定められている場合であって、疑いのあるときは、これを利益及び損失に対する持分の定めとみなす。

**第 723 条 組合員による解約告知**

(1) 組合が期間を定めて成立したものでないときは、全ての組合員は、いつでも契約の解約告知を行うことができる。存続期間の定めがある場合であって、重大な理由があるときは、解約告知は、期間満了前に行うことが許容される。特に、次に掲げる場合には、重大な理由があるものとする。

1. 他の組合員が、故意又は重大な過失により、組合契約により自己が負う本質的な義務に違反したとき又はかかる義務の履行が不可能となったとき。
2. 組合員が満 18 歳となったとき。

成年に達した者は、自己の組合員の地位について知り又は知り得べきであった時点から 3 月以内に限り、前文第 2 号の規定による解約告知を行うことができる。組合員が、組合の対象に関して、第 112 条の規定により独立して営業活動を営む権限を与えられていたとき、又は組合の

目的が、単に組合員の個人的必要を充足させるのに資することにあつたときは、解約告知権は存在しない。解約告知期間が定められているときは、同様の要件の下で、期間を遵守せずに解約告知を行うことが許容される。

(2) 解約告知は、時宜を得ない解約告知を行うための重大な理由があるときを除き、時宜を得ずに行ってはならない。組合員が、かかる理由なく時宜を得ずに解約告知を行ったときは、その組合員は、他の組合員に対し、このことから生じた損害を賠償しなければならない。

(3) 解約告知権を排除し又は以上の規定に反して制限する約定は、無効とする。

脚注

(第 723 条：不適用につき、信用供与法・KredWG 第 10 条第 5 項参照)

#### 第 724 条 終身組合又は継続組合の場合の解約告知

組合が、ある組合員の終身にわたるものとして成立したときは、期間を定めずに成立した組合と同様の方法で解約告知を行うことができる。組合が、定められた期間の満了後、黙示で継続されているときも同様である。

脚注

(第 724 条：不適用につき、信用供与法・KredWG 第 10 条第 5 項参照)

#### 第 725 条 差押債権者による解約告知

(1) 組合員の債権者が、組合員が組合財産に対して有する持分を差し押さえた場合において、債権者は、債務名義が単に仮執行可能であるにとどまるときを除き、解約告知期間を遵守することなく組合契約の解約告知を行うことができる。

(2) 組合が継続する限りにおいて、債権者は、利益持分に対する請求権を除き、組合関係から生じる組合員の権利を主張することができない。

脚注

(第 725 条：不適用につき、信用供与法・KredWG 第 10 条第 5 項参照)

#### 第 726 条 目的の達成又は達成不能による解散

組合は、約定された目的が達成され又は目的の達成が不可能となった時に終了する。

#### 第 727 条 組合員の死亡による解散

(1) 組合は、組合契約から別段のことが生じない限り、組合員の 1 人の死亡により解散する。

(2) 解散の場合においては、死亡した組合員の相続人は、他の組合員に対し、死亡の事実を遅滞なく通知し、遅延が危険につながるときは、自己の被相続人に対して組合契約により委譲された業務を、他の組合員が自己と共同して別途の配慮を講じることができるまで、継続しなければならない。他の組合員は、同様の方法で、自己に委譲された業務を継続する義務を負う。組合は、その限りで、存続するものとみなす。

脚注

(第 727 条：不適用につき、信用供与法・KredWG 第 10 条第 5 項参照)

#### 第 728 条 組合又は組合員の破産による解散

(1) 組合は、組合の財産に対する破産手続の開始により解散する。手続が債務者の申立てにより中止され、又は組合の存続を予定する破産計画の確認により廃棄されたときは、組合員は、組合の存続を議決することができる。

(2) 組合は、組合員の財産に対する破産手続の開始により解散する。前条第 2 項第 2 文及び第 3 文の規定を適用する。

## 脚注

（第 728 条：不適用につき、信用供与法・KredWG 第 10 条第 5 項参照）

**第 729 条 業務執行権限の継続期間**

組合が解散したときは、業務執行に対する組合員の権限は、その組合員が解散について知り又は知り得べき時まで、解散にかかわらず、その組合員の利益のために存続するものとみなす。組合が存続する場合において、組合から脱退した組合員の権限又はその他の方法による権限の喪失についても同様である。

**第 730 条 分割、業務執行**

- (1) 組合の解散後は、組合財産について破産手続が開始されない限り、組合財産に関しては、組合員の間で分割が行われるものとする。
- (2) 進行中の業務の終了、そのために必要な新たな業務の追加並びに組合財産の維持及び管理について、分割の目的により必要である限りにおいて、組合は存続するものとみなす。ただし、組合契約により、組合員に帰属する業務執行の権限は、契約から別段の事情が生じない限り、組合の解散とともに消滅し、業務執行の権限は、解散以後、全ての組合員に共同で帰属する。

**第 731 条 分割の場合の手続**

分割は、別段の約定がないときは、次条から第 735 条までの規定により処理する。その他の点については、分割について、共同関係 [Gemeinschaft]<sup>(21)</sup> の規定を適用する。

**第 732 条 対象の返還**

いずれかの組合員が、組合の利用に供した対象は、その組合員に返還しなければならない。偶然により滅失毀損し又は劣化した対象について、その組合員は、損害賠償を請求することができない。

**第 733 条 組合債務の弁済、出資の返還**

- (1) 組合財産からは、まず、債権者に対して組合員の間で分割されるか、又は 1 人の組合員に対して他の組合員が債務者として責任を負う債務を含む共同の債務を弁済しなければならない。債務が弁済期になっていないか、又は債務が争われているときは、弁済に必要な行為は、保留しなければならない。
- (2) 債務の弁済の後、残存した組合財産からは、出資を返還しなければならない。金銭で存在しなかった出資については、それが出資時に有していた価値を償還しなければならない。役務の提供又は対象の利用の許容に存していた出資については、償還を請求することができない。
- (3) 債務の弁済及び出資の返還のため必要である限りにおいて、組合財産は、金銭化しなければならない。

**第 734 条 剰余財産の分配**

共同債務の弁済及び出資の返還の後に剰余が生じたときは、剰余は、組合員に対し、それぞれの利益に対する持分の割合に従って帰属する。

**第 735 条 損失の場合の追加出資義務**

組合財産が、共同債務の弁済及び出資の返還に足りないときは、組合員は、損失を負担しなければならない割合に従って、不足額を補填しなければならない。ある組合員から、その者の分担すべき額が得られないときは、他の組合員は、欠損額を同じ割合で負担しなければならない。

(21) 訳注：第 741 条以下の規定参照。

#### 第 736 条 組合員の脱退、事後の責任

- (1) 組合契約において、組合員が解約告知を行い若しくは死亡したとき又は組合員の財産について破産手続が開始された場合に、組合はその他の組合員で存続すべきことが規定されているときは、かかる事象が生じた時に、その一身上にその事象が生じた組合員は、組合から脱退する。
- (2) 事後の責任に関する、人的商事会社に適用される規定を準用する。

#### 第 737 条 組合員の除名

組合契約において、組合員が解約告知を行った場合に、組合はその他の組合員の下で存続すべきことが規定されているときは、その一身上に第 723 条第 1 項第 2 文の規定による解約告知権を他の組合員に与える事情が生じた組合員は、組合から除名することができる。除名する権利は、他の組合員に共同で帰属する。除名は、除名される組合員に対する意思表示により行う。

#### 第 738 条 脱退の際の分割

- (1) 組合員が組合から脱退したときは、その者の組合財産に対する持分は、他の組合員に属する。他の組合員は、脱退する者に対して、その者が組合に対して利用を許容していた対象を第 732 条の規定を基準として返還し、脱退者を共同の債務から解放し、かつ、脱退者に対して、組合がその脱退時に解散したとすれば脱退者が分割に際して受けることとなるものを支払う義務を負う。共同の債務の弁済期が到来していないときは、他の組合員は、脱退者を債務から解放することに代えて、脱退者に担保を提供することができる。
- (2) 組合財産の価値は、必要なときは、見積りの方法により評価することができる。

#### 第 739 条 不足額に対する責任

組合財産の価値が、共同の債務及び出資を賄うのに足りないときは、脱退する組合員は、その他の組合員に対し、不足額について、損失に対する自己の持分の割合に応じて、費用を負担しなければならない。

#### 第 740 条 進行中の業務の結果に対する関与

- (1) 脱退者は、その脱退時は進行中であった業務から生じる利益及び損失に関与する。他の組合員は、これらの業務を自らに最も有利と思料されるように終結させる権利を有する。
- (2) 脱退者は、毎事業年度の終結に当たり、当該事業年度に終了した業務、自己に属する額の支払に関する計算、及びなお進行中の業務の事情に関する報告を請求することができる。

### 第 17 節 共同関係 [Gemeinschaft]

#### 第 741 条 持分に応じた共同

ある権利が複数の者に共同して帰属するときは、法律に別段の定めがない限り、次条から第 758 条までの規定を適用する（持分に応じた権利の共同）。

#### 第 742 条 均等な持分

疑いのあるときは、持分権者には、均等な持分が帰属するものと推認する。

#### 第 743 条 果実の持分、使用権限

- (1) 各持分権者には、果実に対して、その持分に応じた部分が帰属する。
- (2) 各持分権者は、他の持分権者による共同使用を害さない限り、共同の対象を使用する権限を有する。

**第 744 条 共同の管理**

- (1) 共同の対象の管理は、持分権者に共同で帰属する。
- (2) 各持分権者は、他の持分権者の同意なく、対象の維持に必要な措置を採る権利を有し、他の持分権者がかかる措置に事前に同意を与えることを請求することができる。

**第 745 条 議決による管理及び利用**

- (1) 共同の対象の性状に応じた正常な管理及び利用は、表決権の過半数で議決することができる。表決権の過半数は、持分の大きさに従い算定する。
- (2) 各持分権者は、約定又は過半数の議決により管理及び利用が定められていない限り、公正な判断によれば、全ての持分権者の利益に適合した管理及び利用を請求することができる。
- (3) 対象の本質的な変更は、議決又は請求することができない。個別の持分権者の、自己の持分に応じた利用の持分権は、その者の同意がなければ、害することができない。

**第 746 条 特定承継人に対する効力**

持分権者が共同の対象の管理及び利用に関する措置を採ったときは、その措置は、特定承継人のために、又はこの者に対して効力を有する。

**第 747 条 持分及び総有関係の対象の処分**

いずれの持分権者も、自己の持分を処分することができる。共同の対象全体については、持分権者は、共同でのみ処分を行うことができる。

**第 748 条 責任及び費用の負担**

いずれの持分権者も、他の持分権者に対し、共同の対象の負担又は維持、管理及び共同利用の費用をそれぞれの持分に応じて負う義務を有する。

**第 749 条 廃棄請求権**

- (1) いずれの持分権者も、共同関係を廃棄することをいつでも請求することができる。
- (2) 廃棄を請求する権利が、約定により、常に又は時期を定めて排除されている場合であっても、重大な理由が存在するときは、約定にかかわらず、廃棄の請求を行うことができる。解約告知期間が定められているときでも、同じ要件の下に、期間を遵守することなく、廃棄の請求を行うことができる。
- (3) 廃棄の請求を行う権利を上記の規定に反して排除し、又は制限する約定は、無効とする。

**第 750 条 死亡の場合における廃棄の排除**

持分権者が、共同関係を廃棄することを請求する権利を期間を定めて排除した場合において、疑いのあるときは、その約定は、ある持分権者の死亡とともに効力を失う。

**第 751 条 廃棄の排除及び特定承継人**

持分権者が、共同関係の廃棄を請求する権利を、常に若しくは期間を定めて排除し、又は解約告知期間を定めたときは、その約定は、特定承継人のために、又はこの者に対して効力を有する。債権者が、持分権者の持分を差し押さえた場合において、債務名義が単に仮執行可能であるにとどまらないときは、債権者は、約定にかかわらず、共同関係の廃棄を請求することができる。

**第 752 条 性質上の分割**

共同関係の廃棄は、共同の対象、又は複数の共同の対象があり、これらのものが価値を減じることなく、同種の、持分権者の持分に応じた部分に分けられるときは、性質上の分割によって行う。持分権者間での均等な部分の配分は、くじによって行う。

### 第 753 条 売却による分割

- (1) 性質上の分割が排除されているときは、共同関係の廃棄は、質物の売買に関する規定による共同の対象の売却により、土地の場合には、強制競売及び代価の分配により行う。第三者に対する譲渡が許されないときは、対象を持分権者の間で競売しなければならない。
- (2) 対象を売却する試みが成功しなかったときは、いずれの持分権者も、再度の試みを請求することができるが、再度の試みが失敗したときは、請求者が費用を負担しなければならない。

### 第 754 条 共同債権の売却

共同債権の売却は、それが未だ取り立てることができないときに限り許容される。取立てが可能となったときは、いずれの持分権者も、共同の取立てを請求することができる。

### 第 755 条 全体債務の弁済

- (1) 持分権者が、自己が第 748 条の規定に従い、その持分の割合に従って履行しなければならないか、又は自己がかかる債務の履行の目的で負担した債務に対する連帯債務者として責任を負うときは、いずれの持分権者も、共同関係の廃棄に当たり、債務が共同の対象から弁済されることを請求することができる。
- (2) 請求権は、特定承継人に対しても主張することができる。
- (3) 債務の弁済のため、共同の対象の売却が必要であるときは、第 753 条の規定に従って売却を行わなければならない。

### 第 756 条 持分権者の債務の弁済

持分権者が、他の持分権者に対して、共同関係に基づく債権を有するときは、持分権者は、共同関係の廃棄に当たり、自己の債権の弁済が、共同の対象の債務者に帰属する部分から行われることを請求することができる。前条第 2 項及び第 3 項の規定を適用する。

### 第 757 条 持分権者に対する分与の際の担保提供

共同関係の廃棄の際に、共同の対象が、いずれかの持分権者に与えられたときは、他の持分権者のいずれの者も、自己の持分について、権利の瑕疵又は物の瑕疵について、売主と同様に、担保を提供しなければならない。

### 第 758 条 廃棄請求権の消滅時効の不適用

共同関係の廃棄を求める請求権は、消滅時効に服さない。

## 第 18 節 終身定期金 [Leibrente]

### 第 759 条 定期金の期間及び額

- (1) 終身定期金の支給の義務を負う者は、疑いのあるときは、債権者の生存期間中について定期金を支払わなければならない。
- (2) 定期金のため定められた額は、疑いのあるときは、定期金の年額とする。

### 第 760 条 前払

- (1) 終身定期金は、前払しなければならない。
- (2) 金銭による定期金は 3 月分を前払しなければならず、他の定期金の場合には、定期金の性質又は目的に従い、前払しなければならない期間が定められる。
- (3) 債権者が、定期金が前払されなければならない期間の最初を迎えたときは、その期間について支払われるべき総額が債権者に帰属する。



**第 761 条 終身年金の約束の方式**

終身年金を約束する契約が有効であるためには、別段の方式が規定されていない限り、書面により約束を行うことを要する。電子的方式により終身年金の約束を行うことは、その約束が、家族法上の扶養の提供のためであるときは、排除される。

**第 19 節 不完全債務 [Unvollkommene Verbindlichkeiten]****第 762 条 賭博、賭け事**

- (1) 賭博又は賭け事により、債務が創設されることはない。賭博又は賭け事にに基づき給付されたものは、債務が存在しなかったことを理由に返還を請求することができない。
- (2) 前項の規定は、負けた側が、賭博又は賭け事による債務の履行の目的で、勝った側に対して債務を負担する約定、特に債務の承認について適用する。

**第 763 条 富くじ及び懸賞金契約**

富くじ又は懸賞金契約は、富くじ又は懸賞金が国家的に承認されているときは、拘束力を有する。それ以外の場合は、前条の規定を適用する。

**第 764 条**

削除

**第 20 節 保証 [Bürgschaft]****第 765 条 保証の場合の契約類型的義務**

- (1) 保証契約により、保証人は、第三者の債権者に対し、第三者の債務の履行を保証する義務を負う。
- (2) 保証は、将来の又は条件付の債務についても引き受けることができる。

**第 766 条 保証の意思表示の書面による方式**

保証契約が有効であるためには、書面により保証の意思表示を行うことを要する。電子的方式により保証の意思表示を行うことは、排除される。保証人が主たる債務を履行したときは、方式の不備は、治癒される。

**第 767 条 保証債務の範囲**

- (1) 保証人の義務については、主たる債務のその時点での存在が基準となる。このことは、特に、主たる債務が、主債務者の故意・過失又は遅滞により変更されるときにおいても同様である。保証の引受後、主債務者が行った法律行為によっては、保証人の義務は拡大しない。
- (2) 保証人は、債権者に対して主債務者により賠償されるべき、解約告知及び権利追求の費用について責任を負う。

**第 768 条 保証人の抗弁権**

- (1) 保証人は、主債務者に帰属する抗弁権を主張することができる。主債務者が死亡したときは、保証人は、相続人が債務について制限付でのみ責任を負うことを自己のために援用することができない。
- (2) 保証人は、主債務者が抗弁権を放棄したことによっては抗弁権を失わない。

#### 第 769 条 共同保証

複数の者が同一の債務を保証した場合において、それらの者が保証を共同で引き受けたときでなくても、各自は連帯債務者としての責任を負う。

#### 第 770 条 取り消し得ること及び相殺可能であることの抗弁権

- (1) 保証人は、債務者が、その債務の基礎となっている法律行為を取り消すことができる権利を有する限りにおいて、債権者に対する弁済を拒絶することができる。
- (2) 債権者が、主債務者の弁済期に達した債権に対する相殺により、自己の債権の満足を受けることができる限りにおいて、保証人は同じ権限を有する。

#### 第 771 条 先訴の抗弁権

保証人は、債権者が、主債務者に対する強制執行を試みて成果を得なかった場合でない限り、債権者に対する弁済を拒絶することができる（先訴の抗弁権）。保証人が先訴の抗弁権を主張したときは、債権者の請求権の消滅時効は、債権者が主債務者に対する強制執行を試みて成果を得なかった時まで、保証人に対して停止する。

#### 第 772 条 債権者の執行及び評価の義務

- (1) 保証が金銭債権について存在するときは、主債務者の住所において、及び主債務者が別の場所に営業所を有するときは、この場所においても、住所又は営業所が存在しないときは、主債務者の滞在场所において、動産に対する強制執行を試みなければならない。
- (2) 債権者が、主債務者の動産に対する質権又は留置権を有するときは、債権者は、これらの物からも債権の満足を得ることに努めなければならない。債権者が、物に対するかかる権利を、別の債権についても有するときは、両方の債権が物の価値によって賄われるときに限り、前文の規定を適用する。

#### 第 773 条 先訴の抗弁権の排除

- (1) 先訴の抗弁権は、次に掲げる場合には、排除される。
  1. 保証人が抗弁権を放棄したとき、特に、保証人が連帯保証人として保証を行ったとき。
  2. 主債務者に対する権利の追求が、保証の引受後生じた主債務者の住所、営業所又は滞在场所の変更により、本質的に困難となったとき。
  3. 主債務者の財産について破産手続が開始されたとき。
  4. 主債務者の財産に対する強制執行が、債権者を満足させるに至らないことが推認されるとき。
- (2) 前項第 3 号及び第 4 号の場合には、債権者が、質権又は留置権を有する主債務者の動産から債権の満足を得られる限りにおいて、抗弁が許容され、この場合においては、前条第 2 項第 2 文の規定を適用する。

#### 第 774 条 法律による債権の移転

- (1) 保証人が債権者を満足させた限りにおいて、主債務者に対する債権者の債権は、保証人に移転する。債権の移転は、債権者の不利となるように主張することができない。主債務者と保証人との間に存在する法律関係から生じる主債務者の抗弁を妨げない。
- (2) 共同保証人は、相互に、第 426 条の規定によってのみ責任を負う。

#### 第 775 条 保証人の解放請求権

- (1) 保証人が主債務者の委託において保証人となった場合、又は委託のない事務管理に関する規定により、保証の引受を理由として、主債務者に対する受任者の権利が保証人に帰属する場合において、次に掲げるときは、保証人は、保証からの解放を請求することができる。

1. 主債務者の財産関係が本質的に悪化したとき。
  2. 主債務者に対する権利の追求が、保証の引受後生じた主債務者の住所、営業所又は滞在場所の変更により、本質的に困難となったとき。
  3. 主債務者が、その債務の履行について遅滞にあるとき。
  4. 債権者が保証人に対して、履行を求める執行力ある判決を得たとき。
- (2) 主債務が未だ弁済期に達していないときは、主債務者は、保証人に対して、保証からの解放に代えて、担保を提供することができる。

#### 第 776 条 担保の放棄

債権者が、債権と結合した優先権、債権のために存在する抵当権若しくは船舶抵当権、債権のために存在する質権又は共同保証人に対する権利を放棄したときは、保証人は、自己が第 774 条の規定により、放棄された権利から償還を得られたこととなる限りにおいて保証から解放される。放棄された権利が保証の引受の後に成立したときも同様である。

#### 第 777 条 限時的保証

- (1) 保証人が、存在する債務のため、一定の期間について保証を行った場合において、保証人は、債権者が債権の取立てを遅滞なく行い、手続を本質的な躊躇なく継続し、かつ、手続の後、保証人に対して遅滞なく、自己が保証人に対して請求を行うことを通知することをしなかったときは、定められた期間の満了後、保証から解放される。保証人に先訴の抗弁権が帰属しない場合において、債権者が遅滞なく保証人にこの通知を行わなかったときは、保証人は、定められた期間の満了後に保証から解放される。
- (2) 通知が適時に行われたときは、前項第 1 文の場合における保証人の責任は、主債務が手続の終了時に有している範囲に、前項第 2 文の場合には、主債務が定められた期間の満了時に存している範囲に制限される。

#### 第 778 条 信用の委任

他人に対し、自己の名で及び自己の計算において第三者に対して金銭消費貸借又は資金調達援助を提供することを委任した者は、受任者に対し、金銭消費貸借又は資金調達援助から生じる第三者の債務について、保証人としての責任を負う。

### 第 21 節 和解 [Vergleich]

#### 第 779 条 和解の概念、和解の基礎に関する錯誤

- (1) 法律関係に関する当事者の紛争又は不明な点を双方の譲歩により除去する契約（和解）は、契約の内容によれば確定したものとして基礎となった事実関係が、現実に合致せず、紛争又は不明な点が、事実関係を知れば生じなかったこととなるときは、効力を有しない。
- (2) ある請求権の実現が不確実であるときは、法律関係に関する不明な点と同様とする。

### 第 22 節 債務の約束、債務の承認 [Schuldversprechen, Schuldanerkennnis]

#### 第 780 条 債務の約束

約束が義務の独立の根拠となるべき（債務約束）方式で給付が約束される契約が有効であるためには、別段の方式が定められていない限り、約束を書面で行うことを要する。約束を電子

的方式で行うことは、排除される。

#### 第 781 条 債務の承認

ある債務関係の存在がそれによって承認される契約（債務の承認）が有効であるためには、承認の意思表示を書面により付与することを要する。電子的方式による承認の意思表示の付与は、排除される。その存在が承認される債務関係の創設について、別途の方式が規定されているときは、その方式による承認契約を要する。

#### 第 782 条 和解の際の方式の自由

債務の約束又は債務の承認が、清算に基づき又は和解の方法で付与されたときは、前 2 条に規定する書面の方式の遵守を要しない。

### 第 23 節 指図 [Anweisung]

#### 第 783 条 指図から生じる権利

いずれかの者が、他の者に対して、金銭、有価証券又はその他の代替可能な物を第三者に給付するよう指図する文書を第三者に交付したときは、第三者は、指図を受けた者の下で、給付を取り立てる権限を与えられ、指図を受けた者は、指図者の計算で指図受益者に対して給付を行う権限を与えられる。

#### 第 784 条 指図の承諾

(1) 指図を受けた者がこれを承諾したときは、指図を受けた者は、指図受益者に対して、給付を行う義務を負い、指図受益者に対しては、承諾の効力に関する抗弁、指図若しくは承諾の内容から生じる抗弁又は指図受益者に対して自己が直接有する抗弁のみを対抗することができる。

(2) 承諾は、指図に関する書面上の記載によって行う。指図に向けた記載が指図受益者に対する交付の前に行われていたときは、承諾は、指図受益者に対しては、交付によって初めて効力を生じる。

#### 第 785 条 指図の交付

指図を受けた者は、指図の交付と引換えにのみ給付を行う義務を負う。

#### 第 786 条

削除

#### 第 787 条 債務に対する指図

(1) 債務上の指図の場合には、指図を受けた者は、給付により、その額において債務から解放される。

(2) 指図を受けた者は、自己が指図者の債務者であることにより必ずしも指図の承諾又は指図受益者に対する給付の義務を負うものではない。

#### 第 788 条 対価関係

指図者が、自己の側で指図受益者に対して給付を行う目的で指図をしたときは、指図を受けた者が指図を承諾したときであっても、給付は、指図を受けた者による指図受益者に対する給付によって初めて効力を有する。

#### 第 789 条 指図受益者の通知義務

指図を受けた者が、履行期の到来前に指図の承諾を拒絶したか、又は給付を拒絶したときは、指図受益者は、指図者に対して、遅滞なく通知を行わなければならない。指図受益者が、指図

を主張することができないか、又はその意思がないときも同様である。

#### 第 790 条 指図の撤回

指図者は、指図を受けた者が、指図受益者に対し指図を承諾していないか、又は給付を行っていないときは、指図を受けた者に対して指図を撤回することができる。指図者が、撤回により、指図受益者に対して自己に帰属する義務に違反するときも同様である。

#### 第 791 条 関係者の死亡又は行為無能力

指図は、関係者の死亡又は行為無能力の発生によっては、消滅しない。

#### 第 792 条 指図の移転

(1) 指図受益者は、第三者との契約により、指図が未だ受領されていないときであっても、指図をこの者に移転することができる。移転の意思表示は、書面の方式によることを要する。移転のためには、第三者に対する指図の交付を要する。

(2) 指図者は、移転を排除することができる。排除は、指図を受けた者に対しては、排除が指図から読み取ることができ、又は指図を受けた者が指図を承諾し若しくは給付を行う前に、排除が指図者により指図を受けた者に通知されたときに限り、効力を有する。

(3) 指図を受けた者が、取得者に対して指図を承諾したときは、指図を受けた者は、自己と指図受益者との間に存在する法律関係から生じる抗弁を主張することができない。さらに、指図の移転については、債権の譲渡に適用される規定を準用する。

### 第 24 節 無記名債券 [Schuldverschreibung auf den Inhaber]

#### 第 793 条 無記名債券から生じる権利

(1) いずれかの者が、証書を発行して、その証書の所持人に対して給付を行う約束をしたとき（無記名債権）は、所持人は、自己が証書を処分する権限を有しないときを除いて、約束の基準に従って、発行者に対して給付を請求することができる。ただし、発行者は、処分権限のない所持人に対する給付によっても免責される。

(2) 署名の有効性は、証書に取り入れられた定めにより、特定の方式を遵守することを、条件とすることができる。署名のためには、機械的な複写の方法で作成された記名で足りる。

#### 第 794 条 発行者の責任

(1) 発行者は、無記名債券が盗取され若しくは紛失したとき、又はその他自己の意思によらずに流通に置かれたときであっても、無記名債券の所持人に対して、これから生じる義務を負う。

(2) 発行者が死亡し、又は行為無能力となった後に証書が発行されたときは、所持人に対する無記名債券の効力は影響を受けない。

#### 第 795 条

削除

#### 第 796 条 発行者の抗弁

発行者は、無記名債券の所持人に対して、発行の効力に関する抗弁、証書から生じる抗弁又は発行者が直接所持人に対して有する抗弁のみを対抗することができる。

#### 第 797 条 引換給付義務

発行者は、無記名債券の交付と引換えでのみ給付の義務を負う。証書の所持人が証書の処分権を有しないときであっても、発行者は、証書に対する所有権を取得する。

### 第 798 条 代替証書

無記名債券が、毀損又は外観の損傷のため流通に置くことが不適切となったときは、所持人は、証書の本質的内容及び証書を区別する基準が、なお確実に認識することができる限り、発行者に対し、新たな無記名債券の付与を、毀損又は外観が損傷した無記名債権の交付と引換えに、請求することができる。費用は、所持人が負担し、前払しなければならない。

### 第 799 条 失効宣言

(1) 紛失し又は破棄された無記名債券は、券面に反対のことが定められていないときは、公示催告手続により、効力を失ったことを宣言することができる。利息証書、年金証書及び利益持分証書並びに一覧払の無利息債券は、この限りでない。

(2) 発行者は、従来所持人に対し、その請求により、公示催告の効力又は支払禁止の効力について必要な情報を提供し、必要な証明を提出する義務を負う。証明に必要な費用は、従来所持人が負担し、前払しなければならない。

### 第 800 条 失効宣言の効力

無記名債券が失効したと宣言されたときは、排除の決定を得た者は、証書から生じる請求権を主張する権限を妨げられることなく、失効が宣言された無記名債券に代えて、新たな無記名債券を発行することを請求することができる。証明に必要な費用は、その者が負担し、前払しなければならない。

### 第 801 条 消滅、消滅時効

(1) 無記名債券から生じる請求権は、給付のために定められた時の到来から 30 年の満了とともに消滅するが、証書が 30 年の満了前に、発行者に対して償還のために提示されたときは、この限りでない。提示が行われたときは、請求権は、提示期間の終わりから 2 年で消滅時効が完成する。証書から生じる請求権の裁判上の主張は、提示と同等とする。

(2) 利息証書、年金証書及び利益持分証書の場合には、提示期間は 4 年とする。この期間は、給付のために定められた時が到来した年の終わりとともに開始する。

(3) 提示期間及びその開始は、発行者が証書上に別段の定めをすることができる。

### 第 802 条 支払禁止

提示期間及び消滅時効の開始及び進行は、支払禁止により、申立人のために停止する。停止は、支払禁止の申立ての提起とともに開始し、公示催告手続の終了とともに、終了するが、支払禁止が公示催告手続の開始の前に命じられた場合においては、手続の開始を妨げる障害は除去されてから 6 月が経過し、かつ、あらかじめ手続の開始が申し立てられていないときであっても、終了する。この期間については、第 206 条、第 210 条及び第 211 条の規定を準用する。

### 第 803 条 利息証書

(1) 無記名債券のために利息証書が発行されたときは、利息証書は、それが双務的な規定を含んでいない限り、主債務が消滅し又は利息を支払う義務が廃棄され若しくは変更されたときであっても、効力を有する。

(2) かかる利息証書が、主債務の償還に当たり返還されないときは、発行者は、前項の規定により自己が証書に対して支払う義務を負う額の支払を留保する権利を有する。

### 第 804 条 利息証書又は類似の証書の喪失

(1) 利息証書、年金証書又は利益持分証書が、紛失し又は破棄され、従来所持人が、証書の喪失を発行者に対して提示期間の満了前に通知したときは、従来所持人は、期間満了後、発

行者に対して給付を請求することができる。紛失した証書が、発行者に対し、償還のため提示され、又は証書から生じる請求権が、裁判上主張されたときは、提示又は裁判上の主張が、提示期間の満了後に行われたときを除き、請求権は、排除される。請求権は、4年で消滅時効が完成する。

(2) 利息証書、年金証書又は利益持分証書においては、前項に規定する請求権を排除することができる。

#### 第 805 条 新たな利息証書及び年金証書

無記名債券のための新たな利息証書又は年金証書は、無記名債券の所持人が発行に異議を述べたときは、証書受領の授権をする文書（更新証書）の所持人に対して発行してはならない。この場合においては、無記名債券の所持人が無記名債券を提示したときは、各証書は、無記名債券の所持人に対して引き渡さなければならない。

#### 第 806 条 名義書換

所持人払いとする無記名債券を特定の権利者の名義に書き換える行為は、発行者のみによって行うことができる。発行者は、名義書換の義務を負わない。

#### 第 807 条 所持人証書及び所持人証票

債権者が指定されていない証書、証票又は類似の文書が、発行者が所持人に対して給付を行う義務を負う意思を有することを結論付ける事情の下で発行者により発行されたときは、第 793 条第 1 項及び第 794 条、第 796 条及び第 797 条の規定を準用する。

#### 第 808 条 所持人条項を伴う記名証券

(1) 債権者が指定されている文書が、文書中で約束された給付をいかなる所持人に対しても行うことができるとの定めを伴って発行されたときは、債務者は、文書の所持人に対する給付により解放される。所持人は、給付を請求する権利を有しない。

(2) 債務者は、文書の交付と引換でのみ給付の義務を負う。文書が紛失し又は破棄されたときは、別段の定めがない限り、文書は、公示催告手続の方法で失効したと宣言することができる。第 802 条において、消滅時効に関して定められている規定を適用する。

### 第 25 節 物の提示 [Vorlegung der Sachen]

#### 第 809 条 物の検分

物の占有者に対してその物を見る請求権を有する者又は自己にかかる請求権があるかどうかの確認を行おうとする者は、この理由による物の検分が自己にとって利益がある場合において、占有者とその物を検分のために提示し、又は検分を許容することを請求することができる。

#### 第 810 条 文書の閲覧

他人の占有下にある文書を閲覧することに法的利益を有する者は、文書が自己の利益において作成されたか、若しくは文書中に自己と他人との間に成立した法律関係が記載されているとき、又は文書が、自己と他人との間若しくは両者のうちの 1 人と共同の仲介者との間で慣習となっている法律行為に関する交渉を含むときは、占有者に対して、閲覧を許容することを請求することができる。

#### 第 811 条 提示の場所、危険及び費用

(1) 提示は、第 809 条及び前条の場合には、提示すべき物の存在する場所で行わなければならない

ない。重大な理由があるときは、いずれの当事者も、提示を別の場所で行うことを請求することができる。

(2) 危険及び費用は、提示を請求する者が負担しなければならない。占有者は、相手方が、自己に対して費用を前払し、危険のための担保を提供するまで、提示を拒絶することができる。

## 第 26 節 不当利得 [Ungerechtfertigte Bereicherung]

### 第 812 条 返還請求権

(1) 法的根拠なく、他人の給付により、又はその他の方法で他人の費用により、ある物を得た者は、これを他人に返還する義務を負う。この義務は、法的根拠が後に失われた場合又は法律行為の内容に従った給付により目的とされた効果が生じなかった場合においても成立する。

(2) 契約の効果によって行われた、債務関係の成立又は不成立の承認も給付となる。

### 第 813 条 抗弁に反する履行

(1) 義務の履行の目的でなされた給付されたものは、請求権の主張を継続的に妨げる抗弁権が請求権に対抗していた場合においても、その返還を請求することができる。第 214 条第 2 項の規定の適用を妨げない。

(2) 期限付の義務が期限前に履行された場合には、返還請求は排除され、中間利息の支払は、求めることができない。

### 第 814 条 非債弁済

債務の履行を目的として給付されたものは、給付者が、自己に給付義務がないことを知っていたとき又は給付が道徳的義務若しくは儀礼に対して払うべき考慮に合致していたときは、その返還を請求することができない。

### 第 815 条 成果の不成就

成果の成就が当初から不可能であって給付者がこのことを知っていたとき又は給付者が成果の成就を誠実及び信義に反して妨害したときは、給付によって意図された成果が成就しなかったことを理由とする返還請求は、排除される。

### 第 816 条 無権利者の処分

(1) 無権利者がある対象に関して、権利者に対して効力を有する処分を行ったときは、無権利者は、権利者に対して、処分によって得たものを返還する義務を負う。処分が無償で行われたときは、処分に基づき直接に法的利益を得た者が同様の義務を負う。

(2) 無権利者に対して、権利者に対して効力を有する給付が行われたときは、無権利者は、権利者に対して、給付されたものを返還する義務を負う。

### 第 817 条 法律又は良俗に対する違反

ある給付の目的が、受領者が受領により法律による禁止又は良俗に違反したことを内容とする方法において定められたときは、受領者は、返還の義務を負う。給付者が、同様にかかる違反の責めを負うべきときは、給付が債務の成立であるときを除き、返還請求は排除されることとし、かかる債務の履行のために給付されたものは、返還を請求することができない。

### 第 818 条 利得請求権の範囲

(1) 返還の義務は、利用された用益及び受領者が、取得した権利に基づき、又は取得した物の破壊、毀損若しくは剥奪に対する賠償として得たものに及ぶ。



- (2) 返還が、取得されたものの性状のため不可能であるか、又は受領者が、その他の理由で返還を行うことができないときは、受領者は、価値を賠償しなければならない。
- (3) 返還又は価値賠償の義務は、受領者が、もはや利得を有しない限りにおいて、排除される。
- (4) 係争が生じた時点から、受領者は一般の規定による責任を負う。

#### 第 819 条 悪意の場合及び法律又は良俗違反の場合の責任の加重

- (1) 受領者が、法的根拠がないことを受領の際に知っているとき又は後にこれを知るに至ったときは、受領者は、受領時又は了知した時点から、返還請求権がこの時点において法的係争の対象になったときと同様に、返還の義務を負う。
- (2) 受領者が、給付の受領により、法律による禁止又は良俗に違反したときは、受領者は、給付の受領時から、同様の方法で義務を負う。

#### 第 820 条 不確定な成果成就の場合の責任の加重

- (1) 給付により、法律行為の内容によれば成就が不確定とみなされた成果が目的とされた場合において、受領者は、成果が成就しなかったときは、返還請求権が受領時において法的係争の対象になったときと同様に、返還の義務を負う。法的根拠が消滅することが法律行為の内容によれば可能とみなされていた法的根拠に基づいて、給付が行われ、その法的根拠が消滅したときも同様である。
- (2) 受領者は、成果が成就せず、又は法的根拠が消滅したことを知った時点から利息を支払う義務を負うが、用益の返還については、その時点において、もはや利得を有しない限りにおいて、義務を負わない。

#### 第 821 条 利得の抗弁

法的な原因なく義務を負った者は、義務からの解放に対する請求権の消滅時効が完成しているときであっても、履行を拒絶することができる。

#### 第 822 条 第三者の引渡義務

受領者が、取得したものを無償で第三者に寄贈したときは、その結果受領者の利得返還の義務が排除される限りにおいて、第三者は、その寄贈を債権者から法的な原因なく受領したときと同様に、返還の義務を負う。

### 第 27 節 不法行為 [Unerlaubte Handlungen]

#### 第 823 条 損害賠償義務

- (1) 故意又は過失により、他人の生命、身体、健康、自由、財産その他の権利を違法に侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する義務を負う。
- (2) 他人の保護を目的とする法律に違反した者も同様の義務を負う。当該法律の内容上、これに対する違反が故意・過失がなくても可能な場合には、損害賠償義務は、故意・過失のあるときにのみ発生する。

#### 第 824 条 信用の危殆化

- (1) 真実に反して、他人の信用を危殆にさらし、又は他人の収益若しくは生計に不利益を及ぼすこととなる事実を主張し又は流布した者は、その事実が真実でないことを知らなくとも、知り得べきであるときは、これによって生じた損害を賠償しなければならない。
- (2) 真実でないことを知らずに通報を行った者は、その者又は通報の受け手が、その通報に正

当な利益を有しているときは、損害賠償の義務を負わない。

#### 第 825 条 性的行為に関する決定力の行使

策略、脅迫又は従属関係の濫用により、他人に対して性的行為を行うこと又は受忍することを余儀なくさせた者は、これによって生じた損害を賠償する義務を負う。

#### 第 826 条 良俗に反する故意の加害

善良な風俗に反する方法で、故意に他人に損害を与えた者は、これによって生じた損害を賠償する義務を負う。

#### 第 827 条 責任の排除及び軽減

意識不明の状態又は自由な意思決定を排除する精神活動の病的障害の状態他人に対して損害を与えた者は、損害に対する責任を負わない [für den Schaden nicht verantwortlich]。その者が、アルコール飲料又は同様の手段で自己を一時的にこの種の状態に陥れたときは、その者は、この状態で違法に生じさせた損害に対して、過失の責任を負うときと同様に責任を負うものとするが、その者が故意・過失なくこの状態に陥ったときは、責任は生じない。

#### 第 828 条 未成年者

- (1) 満 7 歳に達しない者は、他人に対して与えた損害について責任を負わない。
- (2) 満 7 歳以上、10 歳未満の者は、自動車、鉄道又はモノレールに関する事故の場合に、他人に対して与えた損害について責任を負わない。その者が故意に被害を生じさせたときは、この限りでない。
- (3) 満 18 歳未満の者は、その責任が前 2 項の規定によって排除されていない場合であって、加害行為を行うに際して責任の認識にとって必要な予見能力を欠いていたときは、他人に対して与えた損害について責任を負わない。

#### 第 829 条 公正性の理由による損害賠償義務

第 823 条から第 826 条までに規定する場合のいずれかにおいて、自己が原因を生じさせた損害について、前 2 条の規定に基づき責任を負わない者であっても、損害の賠償が監督義務を負う第三者から得られない限りにおいて、諸事情、特に関与者間の関係による公正性の点から、損害賠償が必要であり、かつ、その者が適切な生計を維持し、自己の法律上の扶養義務の履行にとって必要な財産を剥奪されることがない限りにおいて、その者は損害を賠償しなければならない。

#### 第 830 条 共同行為者及び関与者

- (1) 複数の者が、共同で行った不法行為により、損害を発生させたときは、全ての者が損害に対して責任を負う。複数の関与者のうち、誰の行為によって損害が発生したのかが明らかでないときも同様である。
- (2) 教唆者及び幫助者も共同行為者と同等とする。

#### 第 831 条 履行補助者に関する責任

- (1) 他人を履行のため使用した者は、その他人が履行を実施する際に第三者に対して違法に与えた損害を賠償する義務を負う。営業主が、使用した人物の選択に当たり、かつ、営業主が、設備若しくは機器の製作をしなければならない場合又は履行の実施を指揮しなければならない場合において、製作又は指揮に当たり、取引上必要な注意を遵守したか、又はこの注意を払ったとしても損害が発生したであろうと思料されるときは、損害賠償義務は生じない。
- (2) 営業主のために、前項第 2 文に規定する業務の処理を契約により引き受けた者も、同様の

責任を負う。

#### 第 832 条 監督義務者の責任

(1) 未成年であるため、又は精神的若しくは身体的な状態のため、監督を要する者の監督を行う義務を法律により負う者は、監督を受ける者が第三者に対して違法に与えた損害を賠償する義務を負う。監督義務を負う者が、その義務を十分に果たしたとき又は適切な監督を行ったとしても損害が発生したであろうと思料されるときは、損害賠償義務は生じない。

(2) 契約により、監督を行うことを引き受けた者も、同様の責任を負う。

#### 第 833 条 動物飼育者の責任

動物により人が殺害され、人の身体若しくは健康が侵害され、又は物が損壊されたときは、動物を飼育する者は、被害者に対し、これらのことから生じた損害を賠償する義務を負う。損害が、動物飼育者の職業、営業活動又は生計のために資するよう定められた家畜から生じ、動物飼育者が、動物の監督に当たり取引上必要な注意を遵守したか、又はこの注意を払ったとしても損害が発生したであろうと思料されるときは、損害賠償義務は生じない。

#### 第 834 条 動物監督者の責任

契約により、動物飼育者に代わって動物に対する監督を引き受けた者は、動物が前条に規定する方法で第三者に対して与えた損害について責任を負う。動物監督者が監督の遂行に当たり取引上必要な注意を遵守したか、又はこの注意を払ったとしても損害が発生したであろうと思料されるときは、損害賠償義務は生じない。

#### 第 835 条

削除

#### 第 836 条 土地占有者の責任

(1) 建物若しくはその他の土地と結合した工作物の倒壊又は建物若しくは工作物の一部の剥離により、人が死亡し、人の身体若しくは健康が侵害され又は物が損害を受けたときは、土地の占有者は、倒壊又は剥離が過誤による設置又は欠陥のある管理の結果である限りにおいて、被害者に対し、これによって生じた損害の賠償をする義務を負う。占有者が、危険を回避する目的で、取引において必要な注意を遵守したときは、損害賠償の義務は、生じない。

(2) 土地の前占有者は、倒壊又は剥離が、自己の占有の後 1 年以内に発生した場合において、自己の占有中に取引において必要な注意を遵守したとき、又は後の占有者が、この注意を遵守していれば危険を回避することができたこととなるときを除き、損害に対する責任を負う。

(3) この条において占有者とは、自主占有者をいう。

#### 第 837 条 建物占有者の責任

いずれかの者が、他人の土地上に、権利の行使として建物又はその他の工作物を占有しているときは、その者は土地占有者に代わり、前条に規定する責任を負う。

#### 第 838 条 建物管理義務者の責任

建物若しくは土地と結合した工作物の管理を占有者のために引き受け、又は土地若しくは工作物を自己に帰属する利用権により管理しなければならない者は、倒壊又は部分の剥離により生じた損害について、占有者と同様の責任を負う。

#### 第 839 条 公務違反の場合の責任

(1) 官吏が故意又は過失により、自己が第三者に対して負う職務上の義務に違反したときは、官吏は、第三者に対し、このことから生じた損害を賠償しなければならない。官吏が過失につ

いてのみ責めを負うときは、被害者が他の方法では賠償を請求することができないときに限り、官吏に対して賠償を請求することができる。

(2) 官吏が、法的問題における判断において自己の職務上の義務に違反した場合においては、義務違反が犯罪行為を構成するときに限り、官吏は、このことから生じた損害について責任を負う。職務の義務に反する拒絶又は職務行使の遅延には、この条の規定は適用しない。

(3) 被害者が、故意又は過失により、法的手段を用いることにより損害を回避することをしなかったときは、損害賠償義務は生じない。

#### **第 839a 条 裁判所鑑定人の責任**

(1) 裁判所により任命された鑑定人が、故意又は重大な過失により、正しくない鑑定を行ったときは、鑑定人は、この鑑定に基づく裁判所の裁判によって手続関係者に生じた損害を賠償する義務を負う。

(2) 前条第 3 項の規定は、この条に準用する。

#### **第 840 条 複数当事者の責任**

(1) 不法行為から生じた損害について、複数の者が並存して責任を負うときは、これらの者は連帯債務者としての責任を負う。

(2) 第 831 条及び第 832 条の規定により他人が生じさせた損害を賠償する義務を負う者と並び、その他人もまた損害に対する責任を負うときは、相互の関係においてはその他人のみが、第 829 条の場合においては監督義務者のみが、義務を負う。

(3) 第 833 条から第 838 条までの規定により損害賠償の義務を負う者と並び、第三者が損害について責任を負うときは、相互の関係においては第三者のみが、義務を負う。

#### **第 841 条 官吏の責任の緩和**

職務上の義務により、第三者のための事務の遂行のために他人を選任し、かかる事務の遂行を監督し、又は法律行為による追認により、かかる事務の遂行に際して協力しなければならない官吏が、これらの義務の違反のため、その他人と並び、生じた損害について責任を負うときは、これらの者の間の関係では、その他人のみが義務を負う。

#### **第 842 条 人に対する侵害の損害賠償義務の範囲**

人に向けられた不法行為による損害賠償義務は、その行為が、被害者の収益又は生計に対してもたらす不利益に及ぶ。

#### **第 843 条 定期金又は一時金賠償**

(1) 身体又は健康の侵害の結果、被害者の生計能力が失われ若しくは減少したとき又はその需要が増大したときは、被害者に対しては、定期金の支払により、損害賠償を行わなければならない。

(2) 定期金については、第 760 条の規定を適用する。いかなる方法で、又はいかなる額について損害賠償義務者が担保を提供しなければならないかは、諸事情に従って決定する。

(3) 被害者は、重大な理由があるときは、定期金に代えて、一時金での賠償を請求することができる。

(4) 請求権は、他の者が被害者に対して扶養を行わなければならないことによって排除されることはない。

#### **第 844 条 殺害の場合の第三者の損害賠償請求権**

(1) 殺害の場合においては、損害賠償義務者は、葬儀の費用を、これを負担する義務のある者

に対して賠償しなければならない。

(2) 殺害された者が、被害時に、第三者に対して法律により扶養義務を負う関係にあったか、又は扶養義務を負う可能性があった場合であって、殺害の結果、第三者が扶養を求める権利を失ったときは、損害賠償義務者は、第三者に対し、定期金の支払により、殺害された者が推定される生存期間において扶養義務を負ったこととなる範囲で損害賠償を行わなければならない。この場合においては、前条第2項から第4項までの規定を準用する。第三者が、殺害された者の被害時に胎児であり、出生していなかったときにおいても、損害賠償義務は発生する。

#### 第 845 条 労務逸失による損害賠償請求

殺害、身体若しくは健康の侵害又は自由剥奪の場合において、被害者が法律により第三者に対して、第三者の世帯又は事業所において労務を提供する義務を負っていたときは、損害賠償義務者は、第三者に対し、逸失した労務について定期金の支払により賠償を行わなければならない。第 843 条第2項から第4項までの規定は、この場合に準用する。

#### 第 846 条 被害者の故意・過失の協働

前2条の場合において、第三者が被った損害の発生に際して、被害者の故意・過失が協働していたときは、第三者の請求権については、第 254 条の規定を適用する。

#### 第 847 条

削除

#### 第 848 条 盗品の事故に関する責任

自己が他人から侵奪した物の返還の義務を負う者は、物の偶然の滅失毀損、その他の理由から生じた偶然の引渡不能又は偶然の劣化につき、滅失毀損、その他の引渡不能又は劣化が、侵奪がなくても発生したときとなることを除いて、責任を負う。

#### 第 849 条 損害賠償額の利息

物の侵奪によりその価値を、又は物の毀損により価値減損分を賠償しなければならないときは、被害者は、賠償されるべき額の利息を、価値の決定の基礎となる時点から請求することができる。

#### 第 850 条 費用の償還

侵奪された物の返還義務を負う者が、その物に対して費用を支出したときは、返還義務者は、被害者に対して、物の占有者が所有者に対して費用を理由として有する権利を有する。

#### 第 851 条 無権利者に対する賠償給付

動産の侵奪又は毀損を理由として損害賠償義務を負う者が、侵奪又は毀損の時にその物を占有していた者に対して賠償を行ったときは、第三者が、物の所有者であったか又はその他の権利を物に対して有していたときであっても、損害賠償義務者は、第三者の権利を知っていたか又は重大な過失により知らなかったときを除き、給付により債務を免れる。

#### 第 852 条 消滅時効完成後の返還請求

損害賠償義務者が、不法行為により、被害者の負担であるものを得たときは、損害賠償義務者は、不法行為から生じる損害賠償請求権の消滅時効の完成後も、不当利得の返還に関する規定により、得たものを返還する義務を負う。この請求権は、加害行為が行われた時又は損害を発生させるその他の事象から 30 年以内に発生することにかかわらず、その発生から 10 年で消滅時効が完成する。

**第 853 条 悪意の抗弁**

いずれかの者が、自己の行った不法行為により、被害者に対する債権を取得したときは、被害者は、債権の廃棄を求める請求権の消滅時効が完成しているときであっても、債務の履行を拒絶することができる。

「基本情報シリーズ」

既刊

⑦各国憲法集(1) スウェーデン憲法	2012年 1月
⑧各国憲法集(2) アイルランド憲法	2012年 3月
⑨各国憲法集(3) オーストリア憲法	2012年 3月
⑩各国憲法集(4) カナダ憲法	2012年 3月
⑪各国憲法集(5) ギリシャ憲法	2013年 2月
⑫各国憲法集(6) スイス憲法	2013年 3月
⑬各国憲法集(7) オランダ憲法	2013年 3月
⑭わが国が未批准の国際条約一覧(2013年1月現在)	2013年 3月
⑮各国憲法集(8) ポルトガル憲法	2014年 2月
⑯主要国の憲法改正手続	2014年 8月
⑰欧米主要国の議会による情報機関の監視	2014年 9月
⑱各国憲法集(9) フィンランド憲法	2015年 3月
⑲ドイツ民法I(総則)	2015年 3月

調査資料 2015-1-a  
基本情報シリーズ<sup>⑳</sup>

ドイツ民法Ⅱ(債務関係法)

平成27年6月30日発行  
ISBN 978-4-87582-776-4

国立国会図書館調査及び立法考査局  
〒100-8924 東京都千代田区永田町1-10-1  
電話 03(3581)2331  
bureau@ndl.go.jp

\*本書は、下記に掲載のPDFファイルでもご覧いただけます。

- ・「調査の窓」の「刊行物」のページ
- ・国立国会図書館ホームページ<<http://www.ndl.go.jp/>>  
トップ>国会関連情報>調査資料>2015年刊行分

# German Civil Code, Part 2, Law of Obligations (Translation)

Research and Legislative Reference Bureau


National Diet Library

Tokyo 100-8924, Japan

E-mail : [bureau@ndl.go.jp](mailto:bureau@ndl.go.jp)

Research  
Materials  
2015-1-a

ISBN 978-4-87582-776-4

リサイクル適性   
この印刷物は、印刷用の紙へ  
リサイクルできます。